

**Journal
of
Shariah Studies**

**No.12
2015**

Contents

<Thesis>

- Basmalah in Islam -Image of Allah in the invitation to Islam-Junya Shinohe
The logic of Takfir Nobuo Mori
Martyrom in Shariah Yoshihide Kashihara

<The Islam world circumstances>

- The 1350 years history and
the contemporary challenges of Chinese Muslims..... Shigeru Hasebe

<Reviews>

- Lecture in November,2014 "Saudi Arabian Culture and Society"Dr.Isam Buhary
Report of "Tafshir(exegesis)Quran" study
1. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 12. 1~18 Nobuo Mori
2. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 12. 19~40 Junya Shinohe
3. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 12. 41~68 Yoshihide Kashihara
4. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 12. 69~98 Jiro Arimi
5. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 12. 99~111
Surah 13. 1~4 Kimiaki Tokumasu
6. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 13. 5~19 Yoshihide Kashihara
7. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 13. 20~43 Hideomi Muto



Shariah Research Institute
Takushoku University
Tokyo.Japan

シャリーア研究

第十二号
2015



シャリーア研究

第十二号

2015

拓殖大学
イスラーム研究所

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

——目 次——

〈論考〉

イスラームにおける慈愛と慈悲から導きだされるもの —アッラー信仰への招待でのアッラーのイメージ—	四 戸 潤 弥	1
---	---------	---

タクフィール（不信仰者宣告）の論理	森 伸 生	21
-------------------	-------	----

何故ムスリムの若者は、イスラーム国に向かうのか？ —シャリーアにおける殉教の規定—	柏 原 良 英	45
--	---------	----

〈イスラーム世界事情〉

中国イスラーム 1350 年史と現代の課題	長 谷 部 茂	57
-----------------------	---------	----

〈イスラーム講演会記録〉

「サウジアラビアの文化と社会」	イサーム・プハーリー博士	85
-----------------	--------------	----

第1回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第1節～18節	森 伸 生	97
第2回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第19節～40節	四 戸 潤 弥	117
第3回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第41節～68節	柏 原 良 英	131
第4回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第69節～98節	有 見 次 郎	155
第5回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第99節～111節 クルアーン第13章雷電章 第1節～4節	徳 増 公 明	171
第6回タフスィール研究会報告 クルアーン第13章雷電章 第5節～19節	柏 原 良 英	195
第7回タフスィール研究会報告 クルアーン第13章雷電章 第20節～43節	武 藤 英 臣	213

執筆者紹介

有見 次郎	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
柏原 良英	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
四戸 潤弥	拓殖大学イスラーム研究所客員教授 同志社大学神学部教授
徳増 公明	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
長谷部 茂	拓殖大学日本文化研究所主任研究員
武藤 英臣	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
森 伸生	拓殖大学イスラーム研究所所長・教授

(五十音順)

イスラームにおける慈愛と慈悲から導きだされるもの —アッラー信仰への招待でのアッラーのイメージ—

四 戸 潤 弥

1. はじめに

1-1. 伝統的解釈

古来、多くの『クルアーン』解釈書には、例外なく第1章の重要性が指摘されている。だが、その重要性については、預言者の残した伝承であるハディースを根拠に伝えているものであり、それらはイスラーム伝統学に特徴である「伝承」を優先する立場からのものである。

1-2. 伝承と、信徒の自発性

そうした中であって、エジプトのムスリム同胞団の理論的指導者とされたサイイド・クトブ¹は、彼の『クルアーン』解釈書である『ズィラール・クルアーン（『クルアーン』の陰の中で）』第1章²において、礼拝の中で繰り返し朗誦される7節（サバウ・ミサーリー）という従来の注釈に加えて、信徒が「1日17回朗誦」する章である故に重要であることを指摘している。

「・・・アッラーは言われた。私（アッラー）は、礼拝を私と私の僕（しもべ）との間で半分に分けた。」

この正ハディースは、章の文脈の中で、－明らかにされるべきものを明らかにした後で－信徒が毎日、毎晩17回繰り返し（して朗誦する）章として選択された、あるいは、礼拝でアッラーに祈る度に繰り返すことをアッラーが望み給うた諸々の理由を発見するだろう。」³

回数指摘と信徒の義務の礼拝との関係を信仰実践の中に位置付ける方向性が見える。それはサイイド・クトブの解釈書が従来の解釈書とは違い、1日5回の義務の礼拝の中で第1章が朗誦される意味を信徒自身で問いかけ、主体的に

意識するよう呼びかけているのである。だが、さらにそこから一步踏み出し、『クルアーン』の存在構造を前提とした理解の展望は描かれてはいない。その結果、読者は実際の行動を促されたと感じるだろう。彼がイスラームのジハードによるイスラームの政治化の理論的指導者と見なされるようになっていったのも理解よりは行動実践に力点を置いていたからだろうと推測される。

1-3. サラフィー主義と『クルアーン』

そうした部分は新たに論じる課題としたいが、一つ言えることは近代、あるいは現代のサラフィー主義は彼らの原理主義的、教条主義的、かつ政治主義的イスラーム組織運動志向を正当化するためにイスラーム初期の時代を模範とする態度を取ることからくるように思えてならない。実際には、伝統的学派とはイスラーム初期の規範をある意味で真面目に、バランス良く継承し、同時に時代を共有する人々を特定の方向へ向かわせようとせずに、多くのフリーハンドを与えていることを理解すべきであろう。伝統主義解釈が宗教的教義の戒律の羅列との印象を与えるのは自らの権限の範囲を限定する結果であるのだ。

サイイド・クトブの解釈書は、宗教を信徒の礼拝という宗教実践の中で位置づけ、読者である信徒の自発性を促して彼らの新たな規範で人々を枠に嵌めようとしているように思えてならない。それでも教義解釈に一種の動態感を与えているのは自発性の刺激が存在しているからであろう。サイイド・クトブはイスラームの伝統的解釈から積極的解釈へと境界線を越えようとしていることは、彼の解釈書がイスラームのジハード主義者に影響を与えていった事実から明らかである。

1-4. 伝統的解釈の中での新しい試み：構造的解釈

筆者の立場は、イスラーム初期に注目することにより、伝統主義的解釈書が一つの正しい解釈学の発展であることを論理構造理解によって確認するものである。

預言者ムハンマドが彼の時代の、彼の所属するマッカの民に、アッラーの啓

示を伝えた「状況」が第1章に読み取れるが故に重要であるとした、拙稿「ファティハ章の構造的理解」⁴は伝統的解釈書を補完するもので、イスラームの伝統的解釈書が行ってこなかった『クルアーン』の存在を通じた構造的理解の試みであった。

拙稿では、第1章の構造分析を通じて、第1章の7節の流れが、預言者ムハンマドがマッカの民に一神教信仰を説く流れに沿って構成されていることを指摘した。

その要旨は、以下の通りであった。

『クルアーン』第1章が、アッラーからの啓示の状況を伝えていること、つまり、アッラーが啓示を行い、それをアラブ人の預言者ムハンマドが受け取り預かり、彼が所属する民である「マッカ」の民に伝えたこと、そしてその啓示とは、「アッラーへの信仰のため、アッラーの御許である唯一の宗教「イスラーム」への招待」を伝えたこと、それを受容するか、拒否するかの「選択」の機会を最後審判の日まで猶予されたが故に、絶えず信仰への回帰を呼びかける「アッラーの御助力によってのみ信仰が完成し、持続するという他力性」を内在し、信仰者であるイスラーム信徒（ムスリム）は、先行するユダヤ教、キリスト教などの一神教の民の善き信徒の道を歩み、誤った信徒の道を歩まないことを教訓として生きよと教えている。

第1章が頗る具体的であると言えるのは、イスラームへの招待が抽象的な信仰ではなく、アッラーと預言者ムハンマドが所属する民との、つまり、神と人との宗教的関係を伝えたものであることが見いだされるからである。

その同じ第1章について、本稿は、前記論考をさらに一步踏み出す形で検討し、第1章が重要であることを、イスラーム宣教におけるアッラーのイメージを具体的にしたものとして指摘することにある。

その糸口として、悔悟の章を除く他の112の章がアッラーの慈愛と慈悲の枠の中で啓示されていることに注目する。

アッラーは慈愛と慈悲の神として、アッラー信仰へと人々を招待する。アッラーは与える神（慈愛）で、慈愛故に謝恩がアッラー信仰の理由となる。そし

て慈悲は信徒が日常生活の中で信仰実践と、世事で間違いを犯した場合に、悔悟して再び信仰へと戻ることを受け入れ神の慈悲となるのである。こうした神のイメージは預言者ムハンマドを通じて人々に伝えられた。慈愛と慈悲によって、アッラーの信徒に対する態度は確定した。慈愛（恵み）の神であり、過ち反省する信徒を受け入れる慈悲（寛容）の神である。信徒は慈愛と慈悲の神であることを第1章の朗誦を通じて日々の礼拝の中で確認する。慈愛と慈悲のアッラーのイメージはイスラームにおける神と人間との関係を、具体的な次元へと導くものである。アッラーと預言者ムハンマドの民（彼らの所属するマッカの民という意味）との関係においても慈愛と慈悲がアッラーのイメージである。

アッラーは預言者の民とどのような関係であったかの確定は、一神教の特徴である「不可視の神」が人々へのイスラームの招待の啓示を通じて提示した時、契約者として、どのような立場で申し込み（オファー）を行ったのかの確定でもある。第1章で慈愛と慈悲が二度繰り返されている。また他の章では、悔悟の章を除いた『クルアーン』の章の最初にある「慈愛あまねき、慈悲深いアッラーの御名において」の御言葉があり、それはイスラームの神が慈愛と慈悲に満ちた神であることを伝えている。

1-5. 同一史料と、オリエンタリスト —構造的理解を通じて—

同じ史料を使いながら、オリエンタリストたちの解釈は、筆者を含めて、伝統的解釈の中で、新しい試みを行う者を困惑させることが多々ある。

R・ベル⁵『コーラン入門』の記述はそうした中の一つであり、同時に本稿の主題と重なり合う記述でもある。

「慈愛と慈悲のアッラーの御名において」を、リチャード・ベルは彼の書『コーラン入門』でレターヘッドとして規定しているが、そこには幾つかの疑問が提示できることに加え、「慈愛と慈悲」の重用性に関する検討は消えてしまっている。

「ビスミッラーをスーラの冒頭に置くようにしたのはムハンマド本人であると、彼らは考えているのである。ビスミッラーを冒頭に置くように指示したのは、スーラの編集に特有の形式というよりむしろ、文書作成の定型なのである。例えば 27 章では、シェバの女王へ宛てたソロモンの手紙が、あたかも預言者の手紙にふさわしい書き出しであるかのようにビスミッラーで始まっている。」⁶

そして彼はハディースを意図的に解釈している。

「…ビスミッラー bismillah が来る。これは[慈愛あまねく慈悲深きアッラーの御名において bi-smi allahi al-rahmani al-rahim]という文句であり、本文の冒頭に置かれる。[ベルはビスミッラーとしているが、現在では普通バスマラと呼ばれる]。ただし、9 章だけは例外である。ムスリムの注釈者の見解によれば、ムハンマドは死の間際にこの啓示を受け、ビスミッラーをつけるように指示する暇もなく息を引き取ったという。」⁷

この事情を伝えるのは、前記だけではなく、もう一つのハディースがあり、共に、どのクルアーン解説書にも二つ掲載されているのであって、R・ベルが発見の機会を幸運に得たというのではない。さらに、前記のハディース引用の仕方が納得がいけないのは、臨終のムハンマドに啓示されたような印象を、「間際」という語が与えていることである。臨終の時に啓示を受け取るエネルギーがあるだろうかと疑問が湧かないのだろうか？

預言者ムハンマドは啓示がある度に、教友たちを呼び、こうこうしかじかの啓示があり、その際にバスマラを指示したが、第 9 章に限って、その指示がなく、確認する間もなく逝去されたというのである。どこに死の間際の情景があるのだろうか。

もう一つの理由の根拠、つまりレターヘッドの指摘の根拠もまた、同じ史料であるハディースだが、それを、「シェバの女王へ宛てたソロモンの手紙が、あたかも預言者の手紙にふさわしい書き出しであるかのようにビスミッラーで

始まっている。」として、臨終の情景との矛盾がないように説明しているが、原典資料とは違っている。

アラブの習慣として書いていたが（ここからレターヘッド論が出てくるのだろう）、第9章はクライシュ族の多神教徒（アッラーに同位の神を置く者たち）との協定が破棄された際に啓示されたので、剣の啓示であり、安全を保障する啓示でない、それ故にバスマラがないというものである。⁸

また編纂の段階でバスマラが書かれなかった理由として、イブン・カシール⁹の解釈書には次の記述がある。

「私はウスマーン・ビン・アフワーンに言った。繰り返される「戦利品」章と、百節余からなる「バラア」章とを結びつけたのは何か？（ウスマーンが言うには）私はそれら二つ（の章）を結びつけた。あなたたちはその二つの間に「慈愛あまねき、慈悲深いアッラーの御名において（バスマラ）」を書かなかった。7つの章にはあなたたちは（バスマラ）を置いたのに、あなたたちに何がそうさせなかったのか？するとウスマーンは言った。アッラーの使徒は、時が彼のところにやって来、いくつかの節の章が降りると、つまり何かの啓示が彼に降りた時、彼は彼が言うことを書き留めていた幾人かを呼び、それらの節を、それらが挙げられる章にこれこれしかじかと置けと言うのでした。「戦利品」章はマディーナ移住後、最初に啓示されたもので、「バラア」章は『クルアーン』の最後に啓示された章です。それ（「戦利品」章の物語が、「バラア」章と同じ章のようになった。私はそれらが混同されることを危惧した。その時、預言者は神に召されたが、彼はどれがどれかを私たちに明らかにしなかった。そのため、私は「慈愛あまねく慈悲深いアッラーの御名において」の行を7つの章（『クルアーン』第27章）にはそれを置いたのだが、二つの章の間に書かなかった。）イマーム・アフマド、アブー・ダーウド、アッナサーイーらの編纂したハディース集はそうであった。・・・」¹⁰

同一資料であるハディース（預言者言行録）から、第9章の冒頭にバスマラ

がないことは次のようになる。

1. 同史料はハディース集や『クルアーン』解釈書（簡略本も含めて）に必ず出ているもので、誰もが知っている。
2. 根拠は二つある。一つは、預言者は啓示が降りた際、教友たちに伝え、バスマラをいれるかどうか指示していた。しかし第9章の時には指示がなく、確かめることもなく亡くなった。
3. バスマラはアラブの習慣として書かれていた。しかし、それは相手に安全を保障するような和議協定の際に書かれていた。第9章の場合は、協定を破棄した時に啓示され、預言者はアリーにその啓示を彼らに朗誦して聞かせよと命じた。それ故にバスマラがなかった。

同じ史料を使いながら、オリエンタリストは、特定の史料だけを指摘して論じることがあり、アラブの伝統学者たちが関心を持たないことをいいことに、西欧の市民に伝えることがある。

史料があること、そして史料がないことを統合して、伝統的に継承された史料に疎い外部の者がクルアーンを理解しようとするなら、伝達者、受け手のイメージを含めてクルアーンを構造的に理解することが悪意とも思われる引用の仕方を回避する一つの方法であるように思われる。

構造的理解を行えば次のような理解も可能になる。

「慈愛と慈悲」をレターヘッドの定式の文書と指摘するが、アラブ人信徒の間で生活した経験があれば、イスラーム教徒は正式の文書の他に、食事を始める際に、バスマラ（慈愛あまねき慈悲深いアッラーの御名において）を唱え、箸を置いて（手で食べるのだが）食事を終える時に、アルハムド・リッラー（アッラーに称賛あれ）と感謝の文言を唱える。バスマラは日常生活の文言なのである。逆に、日常生活の文言にしたほど重要と考える方が多くの意味を見いだせる。

さらに、バスマラが相手に安全保障を与える文言であることから、アッラーが慈愛慈悲の神として、アッラー信仰への招待（啓示）を伝えた場合、そうした用法を知るアラブの民は、アッラーが自分たちに安全保障を与えた上で、アッ

ラー信仰への招待を行っていることを暗黙に理解したことも言える。

そのことから、信徒たちが口々に言う「イスラームが平和の宗教である」とか、「アッラーがやさしいお方である」とか、「私たちの足りなさを知りながら、悔悟を受け入れてくれる御方」とかのことは納得がいくことになる。

また『クルアーン』構成の理解においても、第1章の冒頭のバスマラは第1章を構成する第1節で、悔悟の章を除いた他の112の章の冒頭にあるバスマラは、章を構成する第1節となっていないことにR・ベルは何ら言及していないが、第1章がアッラー信仰への人々を招待する啓示であることを確定することにもなるし、ベルのレターヘッド論とも矛盾しないことになる。

彼の弟子で、預言者の研究書の著作があるM.ワット¹¹は、同じ大学で、尊敬する先達であるベルに対し、R・ベルの『コーラン入門』¹²の再版の序文の中で、ベルの時代のイスラーム研究の基本的立場に言及し、キリスト教徒とイスラーム教徒の交流が増していった時代を受けて、預言者性に関してイスラーム教徒読者の感情に配慮すべき研究態度についてコメントしている。これはワットがムハンマドの社会改革の側面に焦点を当てていたことと関係している。

それはコーランがムハンマドの著作であるという立場から、ムハンマドの預言者性に配慮すべきであるとのコメントである。その時代以後である筆者も含めた日本のイスラーム研究の現状は、信者として研究に入ろうとする立場と、従来の研究的立場を維持しようとする立場とが錯綜していると言える。筆者としては、どちらであろうと、『クルアーン』がイスラーム信徒にとっての信仰生活での指針であるという現実から方向性が見えてくると考えている。

2. アッラー信仰への招待における慈愛と慈悲

2-1. 預言者ムハンマドが伝えたアッラーからの招待

それまでの先行する一神教の不可視の神（アッラー）の立ち位置は、厳しい、怒れる立ち位置であった。アードームへの叱責、ヌーフ（ノア）の民の救いと、それ以外の民への洪水を通じた懲罰、ムーサー（モーゼ）の民の黄金の牛への怒りなど、それまでのアッラーの立ち位置は『クルアーン』の記述によれば「厳

しい、怒れる」立ち位置といえる。それが、預言者ムハンマドを通じて啓示が行われ、アッラーへの信仰への招待が、「(天国への) 福音」と、「(炎獄への) 警告」かの選択としてなされた際に、アッラーの立ち位置は、「厳しい、怒れる」立ち位置から、「慈愛と慈悲」の立ち位置への変貌を遂げたのである。

それはまた、前記のハディースの事情を知れば、アラブの民への平和的な宣教であった。

預言者ムハンマドへの啓示を、ハバシュ（エチオピア）のキリスト教王であったナジャシーの前で、マッカの迫害を逃れ、同王の許へ庇護を受けたムスリムが朗読した際に、涙を流し、真実としたことが伝えられているが、その涙の意味は、アッラーの立ち位置が「厳しい、怒れる」それから、「慈愛と慈悲」へと変貌したことにあつたと推測できるし、アラブの交易相手国の王であったナジャシーもまた、預言者ムハンマドを通じたイスラームへの招待も平和的なものであることを理解していたであろう。

ムハンマドの民が630年のマッカ征服を機に一齐に「イスラーム」を受容し、入信した後、アラビア半島、シリア（パレスチナ、ヨルダンを含む）、エジプトにいたキリスト教徒やユダヤ教徒の中から、多くのイスラームへの改宗者が生まれた理由もまた、イスラームのメッセージの平和性を前提としていたのだろう。

このように一神教である「イスラーム」の招待の具体性を『クルアーン』を通じて明らかにすることは、預言者ムハンマドの啓示の特徴を認識することを可能にする。

「慈愛と慈悲」の意味を明らかにすることが、アラビア半島から拡大していった『イスラーム』がアッラーと人間との関係の意味を具体的に明らかにしている。

2-2. アッラー信仰への招待の書としての『クルアーン』の特徴

アッラーの啓示が預言者ムハンマドに610年頃から彼が逝去する632年頃までの23年間、断続的に下され、それらが預言者ムハンマド、及び教友たちによっ

て暗唱され、書き留められたものを第3代カリフであったオスマーンの時代に結集されて一冊の書としてまとめられたものが『クルアーン』であるが、この書の内容、配列の順序などの編集をめぐる問題については、結集を担ったイブン・サービトラをめぐる形で、イスラーム教徒の学者たちと、西欧のイスラーム研究者、いわゆるオリエンタリストとの間で見解の違いがある。

すでに指摘したように、預言者ムハンマド自身が編集した、故に啓示そのものではなかったと記述するR・ベルのようなオリエンタリストの立場があり、彼はアブドッラー・ブン・サアド・ブン・アビー・サルフのイスラーム信仰離脱の話を引用し次のように書いている。

「〔彼に〕口述筆記させていたが、14節のおわりに差ししかかったところで一息ついた。その時、アブドッラーが「ありがたきかな、アッラー。最高の創造主であられる」と口をはさんだ。これを聞いたムハンマドは、ちょうどうまい具合に韻を踏んでいるからとコーランに取り入れることにし、書き留めるように命じた。[本書 205 頁参照]。この一件がもとで、アブドゥッラーの心に疑念が生じ、のちにイスラムを捨ててメッカに戻ることになった。」¹³

イスラーム信徒の学者たちは、ハディースを根拠として、預言者ムハンマドは天使ジブリール（ガブリエル）と共に啓示を二度に渡り確認し、編纂者とされるイブン・サービトはその確認に基づいて一冊の『クルアーン』に結集したとする。¹⁴

アッラーからムハンマドの啓示を目撃するような形式の啓示でなく、ムハンマドの指示によって記録していたのであり、それをムハンマドの創作としてしまえば、ベルのような読み込みが入ってしまうと言える。それはワットが指摘していることでもある。啓示があると、それをムハンマドは書記たちを呼んで書きとらせていたのだから。それをアッラーからの啓示が編集され、恣意的に書き換えられたとの立場で読んで、何を見出そうとしているのか。というのは、啓示がムハンマドを通じて伝えられたとして受け入れるのが信仰者立場であるのだから。信徒たちは天使ジブリールによる保証によって真実のアッラーの啓示としているのである。

預言者は啓示された『クルアーン』を年に一度、ラマダーン月（第9月）に天使ジブリールと読み合わせを行った。彼が逝去した年には、二度行ったとされる。それに基づいて『クルアーン』は残されたのである。

一方、ウスマーン時代に一冊の本としてまとめられた本である『クルアーン』の結集は、アブー・バクルの時代は散逸を怖れての結集作業であり、ウマル、ウスマーンの時代は部族や新しい信徒たちの間での読みの異同が生じたための読みの確定の結集であった。

2-3. 構造理解から見た『クルアーン』の奇跡性

イスラーム信徒たちは『クルアーン』の一字一句がアッラーの御言葉そのものであって書きかえられたものでないとし、またアッラーの御言葉である『クルアーン』そのものが奇跡であるとする立場がある。

『クルアーン』が奇跡であると繰り返し記述されるが、その意味は、人が真似のできない表現とされるように、不可能（イージーズ）ということである。真似ができるかどうかについて、各章のある文字などを例にとって説明される。しかし『クルアーン』は信徒たちの問いかけに対してアッラーが答えるという形式をとっており、『クルアーン』には信徒たちの問いかけそのものが多々収録されている。この点を考えると人のことばも含まれているのである。

とすれば、『クルアーン』の奇跡性の理解は、『クルアーン』の内容にあるのではなく、『クルアーン』の現世における存在そのものに求めることが合理的であろう。つまり一神教の共通した不可視の神が、現世にその存在の一部に見える形で最後の審判の日まで残したことにあるのだ。モーゼに下した十戒や、キリストの奇跡はアッラーの啓示であったとするイスラームは、それらがアッラーの御言葉として保存されることはなかったのに対し『クルアーン』は保存され、不可視の神の属性である御言葉が現世に見える形で残ることになった。そこに先行する二つの一神教であるユダヤ教とキリスト教に対し、イスラームの特徴である『クルアーン』の存在の奇跡性が構造的に浮かびあがってくるのである。

イスラーム教徒たちが『クルアーン』を導きの拠り処とする理由もまた構造的なそれであると言える。

またそこからムウタズィラ学派が提起した問題である『クルアーン』の創造性、あるいは永遠性の論争も単なる内容の問題ではなく、現世における不可視の神の問題の一部として構造的に浮かび上がってくるのである。

預言者ムハンマドにとっての奇跡とは、『クルアーン』であるとイスラーム教学では教えられるが、それはやはり構造的な立場からであると言えよう。

2-3-1. 『クルアーン』は信徒の生活の「全て（聖俗）」を規定することの意味とイスラーム法

法学的な立場からみれば、法の欠缺がある以上、『クルアーン』が信徒の生活の全て（聖俗）を規定するという表現は、論理的なものでないと言える。

『クルアーン』の法学的な問題の根幹は、法の欠缺に関しての類推の役割の限定問題と、『クルアーン』の信徒の問いに対する判断を、日本の裁判制度のように、判例として、その後の事案に対する法判断を拘束するか、しないかという問題である。この二つの問題はつながっているとするのがイスラーム法学の伝統的立場である。

つまり類推を使った法解釈法を有効としても、類推が可能な範囲を精査に、法学的思考を踏まえて行った結果、不可能であるという領域に関し、『クルアーン』を前提にした反対解釈として判断なしとする、故にイスラーム教徒たちの判断に委ねるという筋道である。そうした法判断の実際を通じて、行き過ぎた類推に歯止めをかけることが可能となったのである。論理であれば、法の欠缺によって前記文言を否定されるが、反対解釈の論理によって、法の欠缺問題は回避できる。

また『クルアーン』の判断にあったとしても、それが極めて時代的に限定された事案であることもある。それに対して、権利という概念で対応するのがイスラーム法である。四人妻というような一夫多妻制度や奴隷制度が『クルアーン』の判断で許された制度であっても、実際において、その制度を適用するか

どうかは、アッラーから権利を与えられた者の判断による。権利を行使しなければ、四人妻や奴隷制度は實際上、存在しなくなるからである。

2-3-2. 例としての『クルアーン』の異なる地域での新たな判断 —先物契約と、借金の文書化—

当時マッカでは先物契約はなかった。それはマッカ社会が、商業、交易社会であり、売買の契約は申し込みと受諾で完了し、その後、代金の引き渡しと、商品の引き渡しが同時に行われて実際の売買が完了する。引き渡しの都合で、どちらか一方が遅延した場合、売主と買主との間には引き渡しをめぐる債権、債務関係が発生するが、請求（督促など）の行使と、それに基づく債務履行によってそれらが消滅する。存在しないもの、つまり引き渡しが用意できない場合には契約が成立しない。

そうしたマッカの取引慣習に、預言者がナツメヤシと家畜を基礎としたマディーナのような農業社会に移住した後、問題が生じた。引き渡しが用意できない取引が生産活動維持のための必要となったのである。農業社会において先物契約は必要な契約典型であった。このため、イスラームは先物取引を合法と判断するに至った。

「アッラーの使徒（ムハンマド）がマディーナへとやって来た。人々は1年、あるいは2年以内に引き渡しが行われる果実の価格を前倒しで払う商慣習があった（2年、あるいは3年以内に・・・伝達者はそれを疑わしいとしている）。

預言者（ムハンマド）は言った、「（一定期間の後に引き渡される）ナツメヤシに対して前倒しで支払う者は誰でも、重量をはっきりとさせて後に前払いをすべきである。」（『ハディース・ブハーリー』「40 先物の章」）¹⁵

また借金にしても、商業者の間のそれは商業資本の融通で、必要不可欠であったものの、商業におけるそうした資本の借り入れへの返済は利益が出た後であり、その実現が確定的でないため、決算の時期がそうした返済期日であるとの慣習で確定的期日ではなかった。しかし農業社会では返済時期は収穫期を目安に確定可能であったため、借金を契約文書に残すことも『クルアーン』は判断

として下している。

「あなたがた信仰する者よ、あなたがたが期間を定めて貸借する時は、それを記録にとどめなさい。・・・」(『クルアーン』2:282)

ここから分かることは、新しい環境、特に産業の性質に応じて、『クルアーン』は判断を下したという事実である。しかし預言者の逝去と共に啓示が途絶えたため、『クルアーン』の判断は不可能となり、法の欠缺は、1) 原則自由(ハラル)、2) 類推とその適用の厳格性、3) 『クルアーン』を前提とした反対解釈の論理によって担保されたと言える。

2-3-3. イスラーム法としての『クルアーン』

イスラーム法の中での『クルアーン』の位置づけは明らかである。それは具体的事案をアッラーの啓示によって判断することにある。この意味で『クルアーン』は法源であるといえる。

しかしながら、『クルアーン』は信徒の生活におこる全ての事案に関して判断をしていない。人間相互間の利害関係、個々人の日常生活の些細なこと、宗教儀礼の問題まで判断をしたとしても『クルアーン』にその根拠を求めることはできず、「類推(キヤース)」を用いて、具体的事案と、『クルアーン』の類似事案判断をイッラ(共通要素)で結びつけて『クルアーン』の当該事案の判断を下す。これによって類似しているが、判断基準が『クルアーン』に明確でない事案に対応する。だが類似事案として法判断が要請できないもの、あるいはされていないものは残る。この領域に法解釈法は、アッラーが創造された現世において、アッラーが禁止(ハラーム)されない事案で、人が行う行為、対象に原則ハラル(許されたもの)の基準を打ち出す。この原則ハラルが法解釈法で具体的になるのが、反対解釈(ムハーラハ)である。反対解釈とは、「男の反対は女」という論理における反対に対し、『クルアーン』を前提としたイスラーム法解釈法は、『クルアーン』に規定された事案に対する反対事案に関する判断について、「言及されていない」として、原則ハラルの基準を適用する。このようにしてイスラーム法解釈法は、法の欠缺(けんけつ)問題を

解消している。

一方、信仰の導きとして『クルアーン』を位置づける場合には、事情が違ってくる。

3. 『クルアーン』第1章の構造解釈

3-1. 『クルアーン』の構造解釈の意義 ーアッラー信仰への招待ー

これまでの論述から『クルアーン』には信仰の導きとしての役割と、法源としてのそれとがあることが明らかになった。したがって、構造的な理解において、信仰の導きとして『クルアーン』の位置づけが、アッラーと人間との関係を、つまり、アッラーへの信仰への招待としての『クルアーン』の位置づけがアッラーと人間との関係を明らかにし、それにより具体的なアッラーの立場を明らかにするものであることが明らかになってくる。

法学的問題としてのアッラーの個々の判断ではなく、アッラーはどのような立場で人々をイスラームへ招待し、それが先行するユダヤ教やキリスト教と違い、イスラームの特徴となることが信仰の導きとしての『クルアーン』の構造的な理解となってくる。

拙稿「ファーティハ章の構造的な理解」は、その中で第1章の論理構造を明らかにした。冒頭の「慈愛と慈悲」はアッラー信仰への平和的な招待を示していると言える。第1章の内容はアッラーへの信仰への招待の具体的な内容であるが、冒頭のバスマラはアッラー信仰への招待者であるアッラーの人間と、信仰を受け入れた信徒への基本的立場「慈愛と慈悲」を表明すると言える。バスマラのある『クルアーン』の他の112の章の冒頭のバスマラが章の構成節、第1節でないこともまた、第1章のアッラー信仰への招待性を示していると言える。

3-2. 『クルアーン』第1章の名称について

クルアーン第1章には、開端（ファーティハ）を含めて3の名称があり、解釈書には、それらの名称の由来が説かれている。それらは、1) 預言者の死後、第三代カリブ・オスマーンの時代に結集が完了した『クルアーン』の最初に配

列されたことによるもの、あるいは、2) アッラーの啓示の結集である『クルアーン』の教え根本、つまりイスラームという宗教の根本であるということによるもの、あるいは、3) 1日5回の義務の礼拝で必ず、そして17回繰り返し朗読されることによるものという基準による名称である。

第1章の名称

1) 開端（ファールティハ）章

第1章によって、『クルアーン』が開かれるから、開端（ファールティハ）章と呼ばれた。

2) 本の母（ウンムル・キターブ）、『クルアーン』の母（ウンムル・クルアーン）

『クルアーン』の根本、そこから『クルアーン』が始まる、何かの母とはその根本である。

3) サバア・マサーニー

繰り返し朗読される7節の意味であるが、実際は1日5回の礼拝の中で17回朗読される章であり、第1章の朗読なしには礼拝は有効性を失うのである。

4. 慈愛と慈悲について

慈愛と慈悲そのものについては、別の機会に譲りたい。本稿は、「慈愛と慈悲」の構造的理解を通じて、アッラー信仰への招待でのアッラーの人々へのイメージを指摘できれば幸いである。

●注

1. サイド・クトブ（1906-66）1950年から60年代前半のエジプトのイスラーム運動「ムスリム同胞団」の指導者で、イスラーム初期の時代を理想とするサラフィー主義者である。と同時にジハード論の理論家で、ムスリム同胞団の政治組織化志向に影響を与えた。民間人でありながら、エジプト革命を起こした自由将校団の会合に参加、その後、分かった。ナーセル大統領暗殺計画に加わったとして逮捕、15年の懲役刑を受け、64年絞首刑。
2. 彼の『クルアーン』解釈書『クルアーンの陰で』は、スィーティー（1445-1505）の『クルアーン』解釈書『ドゥルル・マンスール Dur al-Manthur

(درالمنثور)』を基本として。後者は、『クルアーン』を『クルアーン』、預言者言行録、教友たちの伝承で解説するというもので、個人的解釈(ラーイ)を避ける解釈書である。それに関わらず、第1章の解釈では、読み手である信徒の『クルアーン』への積極的関与を通じての信仰実践を促す立場が読み取れる。

3. سيد قطب إبراهيم "في ظلال القرآن"، دار الشروق - القاهرة، الجزء الأول، ص26
サイイド・クトブ『クルアーンの陰の下で』ダールッシャルク、カイロ、第1巻 P26
4. 紀要『シャリーア研究第9号』拓殖大学イスラーム研究所、2014年、pp1-27
5. リチャード・ベル(Richard Bell: 1876-1952) オリエンタリスト、英国のアラブ学者、エンジンバラ大学で教鞭を執る。同じ大学でアラビストであり日本でも邦訳が多い。M.ワットは、『コーラン入門』改訂版の序文で、ベルがヨーロッパのオリエンタリストと同じ立場、『クルアーン』はムハンマドの著作であるとの前提に立っていることの弊害を指摘し、1950年代の後の時代におけるキリスト教徒とイスラーム教徒との接触の機会が増大し、密になったことを反映し、ムハンマドの預言者性を認め、イスラーム教徒の読者たちを悪戯に傷つけない配慮が必要だとしている。従って改訂版においては、ベルの学者としての見方に全体として同意するが、そうした箇所と削除すべきであるという意見を書いている。

主要著作：

- ・ The Qur'an. Translated, with a critical re-arrangement of the Surahs 2 vols, Edinburgh University Press, 1937-39
 - ・ The Origin of Islam in its Christian Environment The Gunning Lectures. Edinburgh University Press, 1925
『イスラムの起源』熊田亨訳、筑摩書房、1983
 - ・ Introduction to the Qur'ân Islamic Surveys 8. Edinburgh University Press, 1953, revised by W.Montgomery Watt 1970, new yo edition 1995 ISBN 978-0-7486-0597-2
邦訳『コーラン入門』医王秀行訳、ちくま学芸文庫、2003年
6. リチャード・ベル『コーラン入門』医王秀行訳、ちくま学芸文庫、2003年、p131
 7. 2003年、リチャード・ベル、p131
 8. イスマーイル・ビン・カスィール (Ismail Ibn Kathr:1300-1373)

أبو الفداء عماد الدين إسماعيل بن عمر بن كثير بن ضوء بن كثير بن زرع القرشي المعروف
シャーフィー派の学者。シリアのブスラ郊外の村マジュダル (al-majidal
المجلد) に生まれ、五歳の時にダマスカスに移る。イブン・ファルカーフ
やイブン・タイミーヤなど当時シリアを支配していたマムルーク・バハリー
時代の著名な学者に師事した。異端糾弾委員会のメンバーとして関わったと

言われている。彼の『クルアーン』解釈書は預言者言行録による説明が特徴で、現代もなお、信頼できる解釈書として広く読まれている。

9. إسماعيل بن عمر بن كثير القرشي الدمشقي ((تفسير القرآن العظيم)) دار ابن حزم، 2000م، ص861
イブン・カスィール『タフスィール・アルクラヌル・アズィーム』ダール・イブン・ハズム、2000年、P859
10. 「この章はアッラーの使徒へ啓示された最終の頃の1章である。(ハディース編集書『ブハーリー』)のブハーリーは言った。私たちはアブル・ワリードから、彼はシュワイバから、シュワイバはアブー・イスハークからとして語られた。「私は「バラア」((信徒たちが多神教徒と協定を締結したことに)アッラーとアッラーの使徒は潔癖であること)」が最後に啓示された章は「バラア」で、最後に啓示された節「あなた(ムハンマド)に人々が判断を求める、言いなさい、アッラーは親もない子もないことについて、あなたたち(信徒たち)に判断を下す」が言われるのを聞いた。それは章の冒頭にバスマラが含まれていない。その事情は、教友たちはムスハフ(クルアーン)の章の最初にバスマラを書かなかった。信徒の長ウスマーン・ビン・アフワーンの指示で例に倣い、彼(ウスマーン)はそれを良しとした。」
- (アッティルミズイー編纂の『ハディース集』の)アッティルミズイーは伝えている。ムハンマド・ビン・バッシャルは私たちから、彼はヤヒヤ・ビン・サイード、ムハンマド・ビン・アブー・ジャアファル、イブン・アディイ、スハイル・ビン・ユーセフから、彼らはアウフから、アウフはアブー・ジャミーラから、彼はヤズィードル・ファールスィーから、彼はイブン・アッパースから聞いた。私はウスマーン・ビン・アフワーンに言った。繰り返される「戦利品」章と、百節余からなる「バラア」章とを結びつけたのは何か？(ウスマーンが言うには)私はそれら二つ(の章)を結びつけた。あなたたちはその二つの間に「慈愛あまねき、慈悲深いアッラーの御名において(バスマラ)」を書かなかった。7つの章にはあなたたちは(バスマラ)を置いたのに、あなたたちに何がそうさせなかったのか？するとウスマーンは言った。アッラーの使徒は、時が彼のところにやって来、いくつかの説の章が降りると、つまり何かの啓示が彼に降りた時、彼は彼が言うことを書き留めていた幾人かと呼び、それらの節を、それらが挙げられる章にこれこれしかじかと置けと言うのでした。「戦利品」章はマディーナ移住後、最初に啓示されたもので、「バラア」章は『クルアーン』の最後に啓示された章です。それ(「戦利品」章の物語が、「バラア」章と同じ章のようになった。私はそれらが混同されることを危惧した。その時、預言者は神に召されたが、彼はどれがどれかを私たちに明らかにしなかった。そのため、私は「慈愛あまねく慈悲深いアッラーの御名において」の行を7つの章にはそれを置いたのだが、二つの章の間に書かなかった。)イマーム・アフマド、アブー・ダーウド、アッナサーイーらの編纂したハディース集はそうであった。・・・」

* 7つの章とは第2章から第7章（牝牛、イムラーン、婦人、食卓、家畜、高壁、戦利品）までの章のことである。

* 百節の章とは、百節余の節を持つ章のことで、それらは第10章から29章（ユースス、フード、ユセフ、雷、イブラーヒーム、ヒジュル、蜜蜂、夜の旅、マルヤム、ター・ハー、預言者、巡礼、信者たち、御光、識別、詩人たち、蟻、物語、蜘蛛）である。

11. W.M.Watt (1909-2006) アラブ、イスラーム学者。エジンバラ大学 (1964-79) で教鞭を執った。著作多数で、邦訳として以下のものがある。
『ムハンマド：預言者と政治家 (1961 英語版)』牧野信也、久保儀明訳、みすず書房、1970
『地中海世界のイスラム：ヨーロッパとの出会い』三木亘訳、筑摩書房、2008
『イスラムの神学と哲学』福島保夫訳、紀伊国屋書店、1976
『イスラーム・スペイン史』黒田壽郎、柏木英彦訳 東京：岩波書店、1976
12. Bell's introduction to the Qur'an
[Rev. and enl. ed.] / completely revised and enlarged by W. Montgomery Watt.
- Edinburgh : Edinburgh University Press , 1977, c1970 .
序文を参照。
13. 2003 年、リチャード・ベル、p56
14. السبوطي ((الإتقان في علوم القرآن)) الأوقاف السعودية ، المجلد الأول ص41
スィーティ 『アルイッティカーン』サウジアラビア・ワクフ省、第1巻 P41
15. محمد بن إسماعيل بن إبراهيم البخاري((صحيح البخاري))، دار ابن كثير، دمشق، 2008م. 40 كتاب السلم، ص781
牧野信也訳『ハディース - イスラーム伝承集成』中公文庫、2001 年、II
pp342-38 では、「先物」を「貸与」と訳している。同ハディースでは、「前払い」
を「貸し与える」と訳している。
また「ナツメヤシを貸し与える者は一定の量と重さを貸し与えよ」と訳して
いるが、この訳では、存在しない収穫前のナツメヤシを与えることになり、
事実上不可能である。また「一定の量と重さを貸し与える」は意味をなさな
いように思われる。これは先物取引では、一定期間後で引き渡す物は取引時
には存在しないので、種、量、体積、長さなど、後での引渡すものの仕様を
明確にすることが条件であるとしているのである。

タクフィール（不信仰者宣告）の論理

森 伸 生

はじめに

シリアからイラクにかけて勢力を拡大している過激派集団「イスラーム国」の登場以来、「イスラーム国」の主張に関する解説の中で、タクフィールという言葉が頻繁に使われるようになってきた。

「イスラーム国」はカリフ宣言のときに、カリフに忠誠を誓うことを求めており、忠誠を拒否する者たちは不信者とみなし、ジハード（聖戦）の対象とした。さらに、統治者がイスラーム法を実行していないことが明らかな場合も、その統治者は不信者になってしまったと判断し、その統治者を支持する民衆も同様に不信者とみなし、ジハードの対象とした。これがタクフィール思想と呼ばれているものである。目下のジハードの対象はイラクとシリアの両政権であるが、両政権ともシーア派政権であり、彼らをジハードの対象にする理由には、シャリーアの不実行以前の問題がある。「イスラーム国」の構成員の多くはサラフィー主義者であり、シャリーアの完全な施行を求めると同時に、タウヒード（神の唯一性）の厳格な実践を求めている。タウヒードの教えから逸脱しているのが特にシーア派と神秘主義者であるとして、ジハードの対象としている。ゆえに、イラクにおけるシーア派教徒に対する残虐な行為が行われてきたのである。

そこで、「イスラーム国」が使用するタクフィールの論理について、スンナ派の見解を基にして明らかにしていく。

1 タクフィールの危険性

タクフィールは語義から見ていくと、アラビア語で動詞カファラ（信じない、覆い隠す）から派生した動詞カッフアラの動名詞形であり、字義的には「不信仰者とみなすこと」であり、タクフィールの定義として、「ムスリムを不信仰者と宣告すること」（不信仰者宣告）である。

ムスリム個人に対して不信の規定を行うことは危険な行為であり、それは個人的にも社会的にも大きな影響を伴うものである。ムスリムは明確な証明もなく、個人に対してタクフィールを行うことはできない。ムスリムにはそのことに関してはさらなる慎重さが求められる。クルアーンの一節〈信仰する者よ、あなたがたがアッラーの道のために、出動するときは、（慎重に）事態を見きわめ、あなたがたに挨拶する者に向かって、『あなたがたは信者ではない。』と言ってはならない。〉（4章94節）とあることをムスリムは重視しなければならない。

イブン・ウマル伝承の預言者のハディース「或る人が信仰上の兄弟の一人を不信者であるといったとすれば、（少なくとも）その二人のどちらかは不信者であるに違いない」。つまり、どちらかが罪を明らかにすることになる。それが正しければ、不信者はその不信によって罪人となる。一方、それが間違いであったならば、不信者とした者が不信者でない者を不信者としたことによって罪人となる。

スンナ派イスラーム法学者・宗教思想家ガザリー（1058 - 1111）は著書「イクティサード・フィー・イウティカード」の中で「ムスリムはいかなる方法によってでも、タクフィールから守らなければならない。アッラーを信じることで結びついているムスリムたちの血を流すことは間違いであり、不信仰者1000人を見逃す過ちのほうが一人のムスリムの血を流す間違いよりも軽いものである。」と述べて、タクフィールの危険性を強調している¹。

タクフィールされた者はどうなるか。イスラーム法に従って背教の規定が実施され、処刑されることになる。預言者のハディース「すべてのムスリムがムスリムに禁じられていることは生命、財産、名誉である」に示されているような、ムスリムの持つ不可侵性が失われることになる。妻との接触の禁止が言われ、離婚が義務付けられる。夫が不信者になったことで、ムスリマである妻は不信者との結婚生活を続けることができないからである。クルアーンの一節〈もしかの女らが信者であることがあなたがたに分ったならば、不信心者の許に帰してはならない。かの女は、かれら（不信心者）には合法（の妻）ではなく、

またかれら（不信心者）も、かの女らにとっては合法（の夫）ではない。〉（60章10節）を根拠としている。子供たちに対する親権を喪失することになる。ムスリムからの保護や援助を失うことになる。死亡時にムスリムとしての葬儀規定は行われず、全身洗浄、葬儀の礼拝は行われず、ムスリムの墓地には埋葬されない。彼のために祈りは行われない。ムスリムに遺産相続はされず、ムスリムからも相続はされない。預言者のハディース「ムスリムは不信者に相続しない。不信者もムスリムに相続しない。」、クルアーンの一節〈かれらの中の誰かが死んでも、あなたは決してかれのために、（葬儀の）礼拝を捧げてはならない。またその墓の側に立ってはならない。本当にかれらは、アッラーとその使徒を信じないまま主の掟に背く者として死んだのである。〉（9章84節）に従うことになる。

さらに、来世にては、タクフィールを受けて死んだ場合には来世の火獄にて責めと呪いと永住に苦しみ、アッラーからの慈悲を受けず、赦しも受けることがなくなる。〈本当にアッラーは、（何ものをも）かれに配することを赦されない。それ以外のことに就いては、御心に適う者を赦される。アッラーに（何ものかを）配する者は、まさに大罪を犯す者である。〉（4章48節）、〈あなたがたの中で、もし信仰に背き、不信心者のままで死ぬ者があれば、このような者は、現世でも来世でも、その行いはあだとなる。またこれらの者は、業火の住人である。かれらは永遠にその中に住む。〉（2章217節）とクルアーンの中にその来世の状況が示されている。

タクフィールされた者は現世、来世ともに不信者以上に裏切り者として苦しむことになる。ゆえに、タクフィールを行うことについては慎重に慎重を期して行わなければならない。

2 タクフィールに関する人々の立場

タクフィールに対する人々の立場は歴史や現在の状況の中から三つに分けることができる。

（1）タクフィール容認の立場：不信と考えられる行為に対して原則的規定を

もってタクフィールをする者たちであり、イスラーム法的に適合しない者にタクフィールしている。これはハワーリジュ派などである。

ハワーリジュ派は、イスラーム初期に政治的理由（第四代カリフ・アリーとムアーウィヤとの対立）で興った分派である。ハワーリジュとは（アリー陣営から）「離脱した人々」との意である。信仰と行為の関係に関して、大罪を犯した者は不信仰者と宣告された。大罪に関しては同派の中でも見解が分かれている。礼拝や断食を怠った者をも直ちに不信者とする集団もいたという。また近年においても“ハワーリジュ派”は重要な意味をもち、ムスリム同胞団からの分派したジハード団やイスラーム集団、聖モスク占拠事件の実行者たちが“ハワーリジュ派”と比喩的に呼ばれることがあった²。

（２）タクフィール否定の立場：タクフィールはアッラーの権利の一つであり、人間にもそれで規定する権利を持っていないとする立場である。タクフィールとは心の内を判断することであり、それを知ることは人間にはできないからである。これは文化人の多くの者たちの立場であり、歴史的にはムルジャ派に見られる考え方である。

ムルジャ派はハワーリジュ派に対立する政治的・神学的潮流である。信仰と行動は別物であり、罪を犯したからといって、イスラームの信仰が失われることはないとの主張である。ムルジャは“延期する者”を意味し、人間が罪を犯したとしても、現世でそれに対して判断が下されるのではなく、それが最後の審判まで延期されることからこの呼称がついている³。

（３）タクフィール慎重の立場：タクフィールするために必要な諸条件が揃っているのか、状況を慎重に判断する立場であり、これはスンナ派の考え方であり、ムスリムの中でも主流となる。

このスンナ派の立場から第一の立場、第二の立場を検証する。

第一の立場はイスラーム法の法源であるクルアーンとスンナの規範と矛盾する。クルアーンとスンナが示していることはタクフィール宣告する前に調査すべき基準があるが、それを無視してタクフィールを実施することはそれだけで、イスラーム法的に禁じられるべき極端主義であることが理解される。

第二の立場は、それはイスラーム法的基本を否定するものである。つまり、タクフィールの条件や原因が揃った者に対してはタクフィール宣告が行われることがイスラーム法的基本であるが、それを無視してすべてを否定している。この第二の立場は不信が心の問題だけとしてしまうことになる。

しかし、不信は心の問題だけではなく、様々な形で現れる。不信はそれを言葉、行動、信条などによって表現された外面的な事象でも表される。信条的な不信は、創造主の存在の否定、創造主の複数存在の信条、創造主の欠陥や不能の信条、諸預言者や諸啓典の否定、このような宗教の基本的な知識によるものがある。言葉による不信には、創造主への侮辱、諸使徒への侮辱、イスラームへの侮辱などである。行動による不信では、軽蔑する意味でクルアーンを破る行為、ゴミ箱に投げ捨てる行為、十字架に向かってサジダをする行為などである。このような外面的現象を示す人物をイスラーム信徒と規定することはできない。なぜなら、イスラームにおいてシャハーダ（信仰証言）の発言はイスラームの証明であるように、不信的行為、例えば使徒への侮辱、またはクルアーンの軽視などは不信の証明となるからである。

マールク学派の法学者、シャーティビー（1320 - 88）は人間の行動に対する規定にあり方について、次のように言っている。「イスラーム法的に判断される行動は内面における証明となっている。表現されているものが曲がっていたならば、内面に対しても同様の規定となる。または真っ直ぐであったならば、内面も同様に規定する。そして、それはイスラーム法学において全体的な根幹である。他の規定や習慣や行動においても同様である。」⁴

イスラーム法学者たちは法学書に背教とその規定について章を設けている。彼らはその中で、不信的な言動について多くを語っていることから、教義に関する不信に限定するわけではない。

イスラームのスナナ派の教義においては、教義、発言、行動においてそれが不信仰であると規定することと、不信的な信仰を持ち、不信的な行動を取り、不信的な発言をするムスリムに対する規定とは区別している。つまり、たとえ、一人のムスリムが教義的に、発言的に、行動的に不信的であったとしても、即

座にそのムスリムを不信者としない。

中世のハンバル学派のイスラーム法学者、イブン・タイミーヤ（1258 - 1328）はタクフィールについて次のように言っている。

「タクフィールには諸条件と諸禁止事項がある。タクフィールの特質はそのままで個人のタクフィールを決定することはない。しかし、彼に条件が満たされ、禁止事情が消滅したときには、タクフィールが決定する。」⁵

イスラーム法の原則的規定と実行における違いである。このことは多くの規定の実行に現れている。例えば、窃盗者に対する手切斷の刑実行である。クルアーンには〈盗みをした男も女も、報いとして両手を切斷しなさい。〉（5章38節）との原則的規定が定められているが、窃盗者に対して即座に手切斷の刑を実行することはない。手切斷の刑のための条件が揃い、禁止条項が消滅した時に、実行される。

サウジアラビアの法学者、ムハンマド・ビン・ウサイミン（1929 - 2001）も同様にタクフィールの前に行くべきことをあげている。

「タクフィールする前に二つのことを行うことが義務である。一つはこれが不信行為であることをクルアーンとスンナで証明されることである。アッラーに対して虚偽で中傷しないためにも。二つ目は個人にタクフィールを行う場合には、その人物についてタクフィールの条件が揃い、タクフィールの否定要因が消滅することが必要である」⁶

スンナ派においてはタクフィールの危険性を認識するとともに、タクフィールの絶対的否定の立場ではなく、その宣告に慎重に対応すべきことを強調している。

3 タクフィールの成立条件

イブン・タイミーヤならびにイブン・ウサイミンがあげているようにタクフィールの成立条件について考えてみる。

（1）明証の確立

最も重要な条件である。明証の確立は明証の伝達、啓示的明証の伝達、知識の

伝達などの表現があるが、同意義である。明証とはアッラーの言葉であるクルアーンと預言者の言行スナナによって、アッラーの存在を明らかにすることである。クルアーンが預言者ムハンマドによってもたらされたことによって、人々にはイスラームの明証が確立しているとなる。タクフィールするためには明証の確立が必要である。

クルアーンの一節に〈われは（警告のため）一人の使徒を使わせない限り決して懲罰を下さない〉（17章15節）とある。

預言者は次のように伝えている。「私が遣わされたものを信じない者は火獄の人々となる」。

イブン・タイミーヤは次のように明証の確立の重要性を説いている。「私に学ぶ者は私が、特定個人をタクフィール（不信者宣告）、タフスィーク（不正者宣告）、マアスィヤ（不忠）に関係づけることを人々の中で最も否定する者であることを知るであろう。しかし、啓示（リサーラ）の明証が彼（特定個人）に確立し、それに反したことが明らかになった時には、彼は時にカーフィル（不信者）であり、ある時には、ファースィク（不正者）であり、アースィー（不忠者）となる。」⁷

明証の確立はアッラーがもたらしたものであることを確信し、それによって行動することによって成立するのである。

この明証の確立はイスラームの伝達であり、それはイスラームを受け入れる者（ムスリム）と拒否する者（カーフィル）とに分かつということである。

しかし、本論における明証で問題になるのはムスリムに対してのことである。そこで、イブン・タイミーヤは次のように伝えている。

「人々にはいくつかの規定を知らない者もいるがそれは彼にとってウズル（免責事由）となる。リサーラ（啓示）伝達の面から明証が確立するまで誰一人としてクフルとして宣告されることはない。〈われは（警告のため）一人の使徒を遣わさない限り決して懲罰を下さない。〉（17章15節）」⁸ここでは、ムスリムがたとえ法規定を無視、または否定、違反したとしても、それが知らされていないなかったならば、それによってクフルとなることはないとしている。それは

先に挙げたファースイクか、アースイーとなる。

さらに、イブン・タイミーヤは教義に関することで、アッラーの至高性を否定する性格に関する問題で、それを否定することは使徒を虚偽者とすることになる」と説明して、「しかし、人々の中でクフルの発言した者全員が不信者となるわけではない、彼に対して不信を確定する明証が確立するまでは。彼について明証が確立したその時に不信者となる。」このように、イブン・タイミーヤは教義に関することでも、クルアーンとスンナによる明証が彼に明らかに示されていることがタクフィールの条件としている。つまり、明証が確立するまでは無知的状態であるといえる。

（２）行為者の諸条件

１）彼は知性があり、成人であること。イスラーム法の基本的な規定であり、子供、知的障害者は法の制約から外されてからである。

２）彼は不信となる行為のハラーム（禁忌）性を認識していること。

３）彼はその行為を意図的に行い、自由に選択して行うこと。

ここに挙げられた諸条件が満たされない事由は後述するタクフィールの不成立要因となる。

（３）言動における諸条件

１）言動がイスラーム法的証拠によって、最大の不信行為（最大クフル）であることをイスラーム学の人々によって確定すること。最大の不信行為については後述する。

２）言動が明白であること。言動に不明さ、曖昧さ、他の意味合いがないこと。例えば、不信的発言として、アッラー以外のものに対して、「ヤー、私の御主人さま、私を守ってください。私に恵みを与えてください。」などである。不信的行動として、ムスハフ（クルアーン）をアッラーの言葉であると認識しながらも故意にゴミ箱に投げ捨てること、などである。

曖昧な行動として、ある男がキブラ（礼拝方法）を向いて礼拝しているが、

彼の前には火または墓がある。ゆえに、彼はアッラーに向かって礼拝しているのか、火に対して礼拝しているのか、墓に向かって礼拝しているのか曖昧となる。彼の状況や真意を明らかにしなければならない。彼は信仰にマジユース（拝火教）としての疑義があり、イスラームを隠れ蓑にしているのかなどははっきりしなければならない。

タクフィールの確定は正しい方法によってイスラーム法的に確定することが求められる。言動を判定するときにシャリーアに則して判断されなければならない。例えば、自白や証人による証言などである。背信に関しては、自白か二人の証人のどちらかによって確定するが、これは大勢派の意見である。ウマイヤ朝の高名な禁欲主義者、ハサン・バスリー（642-728）はこれに異議を出し、背信の証人は4人とすべきとの主張であり、それは死刑を意味するので、姦通と同じとすべきとした⁹。

背信の証言については詳細な説明が必要であり、大まかな説明で不信になったとか、背信したとか、などの証言だけで受け入れることはできない。証人は詳細な説明を行う必要があり、タクフィールについて人々の意見の違いがある場合には、不信でない者を不信と思い込むことがあるので、慎重な検証が必要とされる。

4 タクフィールの不成立要因

（1）不成立要因とは：それが存在することで判定無効となる要因である。それが不在ならば判定の有無が義務付けられることになる。タクフィールの不成立要因は三つに分かれる。

1）行為者の不成立要因：行為者の言動がイスラーム法的に取り上げられない場合である。それは行為者本人の能力的環境と言える。例えば、無知的の状態、過誤的解釈の状態、被強制的状態などである。

2）不信的な行動における不成立要因：行動を不信とする根拠がイスラーム法的に絶対的根拠とはみなされない。

3）確定における不成立要因：不信的行為の確定の要素が確実ではない。例

えば、証言者の一人が証言を受け入れられない公正者ではないか、または証言者とみなされない年少者である場合などである。

（２）行為者の不成立要因の中から無知的状態、過誤的解釈の状態、被強制的状態について検証する。

１）無知的状態

シャーフィイー学派の祖、シャーフィイー（767 - 820）がクルアーンとスンナの中から、アッラーの美名や性格について説明した時に、「明証が確定した後に明証に違反した者は不信者である。しかし、明証が確定する前であったならば、無知的状態はウズル（免責事由）となる。」とタクフィールに関して述べており、明証、つまりクルアーンと預言者の教えが届いていない人物については不信の判定を下すことはないとした¹⁰。

イブン・タイミーヤにしても次のように言っている。「個人が不信確定されたならば、その者は処刑される。しかし、預言者の明証が彼に到達していなければならない。その明証に彼が違反していたならば不信となる。そうでないなら、宗教について何も知らない状態であり、不信とならない。」¹¹

さらに追加して言っている。「人々には、規定の一部を知らない者がいるが、知らないことによって罪を免れる。個人の不信確定は啓示（リサーラ）の到達による明証が確立するまでは行われない。」明証の確立はクルアーンとスンナの伝達によって確立することになる。

無知的状態について、サウジアラビアのイフター常設委員会は墓崇拜者について、彼らは無知的状態によって罪を免れるか、との問いに対して次のように回答した。「人間に対する規定は様々であり、宗教的問題において無知的状態によって罪を免れるか否かは、リサーラが到達しているか否かによって異なる。問題の内容にもより表面的なことなのか内面的なことなのかによっても異なる。さらに、人々の受け入れる知的能力の強弱によっても異なる」。ここでは無知的状態は判断する材料の一つであることを示している¹²。

さらに、無知的状態について次のハディースが取り上げられている。

預言者のハディース「いかなる善事も行なわなかった或る男は、家族の者に、自分が死んだならば、遺体を焼き、灰の半分を大地に、残りの半分を海に撒くよう頼んだ。（ともあれ）もしもアッラーが、彼を捕えたならば、アッラーは、必らずや、世界の誰にも与えなかったほどの厳しい罰を彼に科すであろう。その男が、死んだ時、遺体は、彼が家族に頼んだ通りに処理された。アッラーは、大地に対し、まかれた灰を集めるよう命じ、海に対してもまかれた灰を集めるようお命じになった。そして、アッラーは復元された彼に対し“どうして、そのようにしたのか”と問われた。彼は、その時、“主よ、あなたを恐れたからです。あなたは、よくご存知のはずです”と答えた。アッラーは、その男をお赦しになった。」¹³

イブン・タイミーヤはこのハディースについて次のような解釈を行った。

「この人物はアッラーの力に疑念を抱いていた。つまり、遺体を灰にして撒き散らしたならば、再生させることに疑念を抱いていた。彼は再生させることができないと信じていた。これは不信そのものであり、それはムスリムたちの合意でもある。しかし、その男はそのことを知らない無知な状態であった。だが、彼はアッラーを恐れており、アッラーが彼を罰すると信じていた。そこで、アッラーはそのことによって、彼を赦した。」¹⁴

その男は遺体を灰にしてしまえば、アッラーは遺体を再生できないと考えていたが、そのことは不信である。しかし、彼にはアッラーの力が伝えられていなかったゆえに、そのことに関して無知的の状態であった。そこで、アッラーは彼の無知的の状態であったことを理由に彼に慈悲を与えて、赦した。彼はアッラーの力（再生する力）を教えられていれば、アッラーの力を教義的にも、頑なに否定することはなかったのであろう。しかし、もし無知的の状態が解消されても、なおアッラーの力を否定することは不信となる。無知的の状態はイスラームの教えが届いているかどうかが重要であり、イスラームの教えつまり「啓示」が到達していれば、無知的の状態は解消されることになる。さらに、ここで重要なことはその人物がアッラーの存在を信じ、アッラーを恐れていたことである。そのことによって、無知的の状態をウズルとして、彼を赦したと解釈される。

2) タアウィール（明証の解釈）

タアウィールはクルアーンとスンナを深く理解していく明証の解釈である。しかし、ムスリムがイスラーム法に則していると信じてタアウィールを行うも、または正しい根拠と考えてタアウィールを行うも、それによって、結果的に間違った解釈をしてしまうことがある。例えば、イスラーム法的根拠の適用が不正確であったり、根拠なく憶測で解釈してしまったり、脆弱ハディースを真正ハディースと思い込んで間違った解釈をしてしまうことなどである。

このようにタアウィールを行う者が結果的に間違った解釈をしたとしても、タアウィールを行う者の意図がイスラーム的に正しければ、不信者とならないとの見解がイスラームの主流である。

イブン・タイミーヤの見解：「タアウィールを行う者は使徒に従っている意図を持っている限り、不信者とならない。ファースィク（不正者）ともならない。彼がイジュティハードを行い、間違ったとしてもである。これは行為的問題においてであり、人々の間では知られていることである。教義的な問題においては多くの者たちが間違えた者たちを不信仰者としている。しかし、この考えはサハーバ（預言者ムハンマドの教友）でもタービーーン（サハーバの後継世代）においても知られておらず、ムスリムたちのイマームたちの誰からも知られていない。ただし、ビドア¹⁵（イスラーム的正道からの逸脱）の人たちの主張の中には見られる。」¹⁶ ここでも、たとえ教義の問題に関して間違った解釈をしたとしても、タクフィールの成立条件が揃わなければ、カーフィルとすることはないと主張である。

サウジアラビアのイスラーム学者、アブドッラフマーン・ビン・ナーセル・アッサアディー（1889 - 1956）の見解：「タアウィールを行う者たちがクルアーンとスンナの内容で理解を間違えても、彼らが使徒を信じ、使徒の伝えることを信じ、それを真理と受け止めている。しかし、彼らは行為に関する問題で間違いを犯したが、彼らは宗教から逸脱していないゆえに、彼らを不信者とするのではない。サハーバとタービーーン、および彼らに続くイマームたちはそのように合意した。」¹⁷

しかし、たとえ、タアウィールを行う者の意図がイスラーム的に正しいものであっても、その人物が解釈を行うことができる能力を持っているかどうかの問題となってくる。それはイジュティハード（専門家による解釈行為¹⁸）の問題になってくる。

そこで、イブン・タイミーヤはさらに言葉を続け、社会に問題を提起した。「アッラーはこの共同体で間違いを赦した。しかし、そのことは言動に関する問題における間違いが一般化している。・・・私は彼らに明らかにしていたが、預言者のサハーバたち、彼らに続くイマームたちから、かくかくしかじかと言う者をタクフィールするとする定義が伝わっていた。それも真実である。しかし、その定義と個人への応用は区別すべきである。」「タアウィールを行う者はイジュティハードの人々である。彼らは使徒に従うことを強く求めている者たちであり、赦されるものたちである。」¹⁹

タアウィールを行う者はイジュティハードを行うことができる能力を持っていないけれども、それ無くしてタアウィールを行ったならば、社会の混乱を招くことになる」と警告しているのである。

確かに、解釈を行うことができる能力を持った者が解釈で間違ったとしても、まだイスラームの域の中である。

ムハンマド・ビン・ウサイミンは次のようにそれを説明している。

「タクフィールの不成立要因の中から、不信行為に関するタアウィールの疑義がある。彼はそれが真実であると思い込んでいる。それは決して意図して罪を犯したり、違反したのではないからである。ゆえに、彼はまだクルアーンの一節〈あなたがたがそれに就いて誤ることがあっても、罪ではない。だがあなたがたの心に悪い意図のある場合は別である。アッラーは寛容にして慈悲深き御方であられる。〉（33章5節）の内である。なぜなら、これは彼の究極の努力の結果である。そして、彼は次の一節〈アッラーは誰にも、その能力以上のものを負わせられない。〉（2章286節）の中である。」²⁰

イブン・タイミーヤもタアウィールを行う者をムジュタヒドとして扱い、その結果についても、ムジュタヒドに与えられる対応で説明している。

「信徒たちが真理探究でムジュタヒドとなり、その結果間違いをした場合、アッラーは彼の間違いを赦した。たとえ、それが思索の問題であっても、行為の問題であってもである。これは預言者のサハーバたち、イスラームのイマームたちの見解である。」²¹

さらに、イブン・タイミーヤはハワーリジュを例にとり、そのハワーリジュさえも不信者ではなかったという。

「サハーバはハワーリジュを不信者とはしなかった。彼らはウスマーン、アリー、さらに二人に従った者たちを不信者とし、そして彼らに反対するムスリムたちを殺害することをハラールとしたにもかかわらずである。」²²

しかし、ハワーリジュはイスラームの域を出ていないとはいえども、その行動に対しては罪がある。イエメン出身のイスラーム学者、イブン・ワズィール（H775 - 840 / 1373 - 1436）はハワーリジュの危険性を次のように説明している。

「ハワーリジュは最も重い罰が科せられた。彼らがムスリムたちの不忠実者たち（ファースイク）をタクフィールしたことに對して最も激しい非難が浴びせられた。彼らは自分たちが行っている行為によってアッラーを偉大としていると思っで行っている。タクフィールを行う者たちは彼らと同様の罪に陥ることになる。これは宗教において最も危険な行為である。最も強い警戒がそのことに望まれる。」²³

ここで示していることは、タクフィールをする者がたとえイスラームの域を出ていなくても、イスラーム法的罪を犯すことになるゆえに、イスラーム法によって現世では罰せられることになり、来世にての罰はアッラーに任されることになる。

イブン・ワズィールがムスリムたちの不忠実者と表現しているように、ムスリムたちの中にも無意識か意識的にか、不忠実な行為をする者がいる。その者たちとイスラームの教義を否定する者を区別することが求められている。

サウジアラビアの最高ウラマー評議会から H1419 年 4 月 12 日（1998 年 8 月 6 日）にビン・バーズ最高法官の下で開催された 49 回期で、次の声明を出し

ている。「タクフィールはイスラーム法的規定であり、アッラーと使徒に帰すものである。同様に、ハラールとすること、ハラームとすること、義務とすることはすべてアッラーと使徒に帰することである。タクフィールも同様である。言動で不信の性質を持つものすべてが教義から逸脱した最大な不信（最大クフル）になることはない。」

しかし、たとえ最大な不信が個人に見られたとしても、先に述べたように彼の状況を検証しなければならないことは言うに及ばない。

3) 被強制的状態

それは不信となる言動を強いられたことにより、不信者宣告を拒否するウズルとなる。〈アッラーを信仰した後、信仰を拒否する者。ただし心に信仰を堅持し、安心大悟している者で強迫された者の場合は別である。不信を表わして満足する者、かれらにはアッラーの激怒が下り、厳しい懲罰があろう。〉（16章 106 節）。

アンマール・ビン・ヤースィルに関するハディースが伝えられている。

「多神教徒たちがアンマール・ビン・ヤースィルを捉えたときに、彼らはアンマール・ビン・ヤースィルが預言者を中傷し、彼らの神を称賛するまでは、解放しなかった。それから、彼らは彼を解放した。アンマール・ビン・ヤースィルはアッラーの使徒のもとへ戻った時に、アッラーの使徒は『あなたに何が起こったのか』と尋ねた。そこで、『悪いことです。アッラーの使徒さま。私はあなたさまから傾き、彼らの神を称賛するまで、解放されませんでした。』と答えた。アッラーの使徒は『あなたの心の中ではどうでしたか』と尋ねた。『信仰で満足していました』と答えた。」²⁴ このように強制された結果、不信的な行為を取ったとしても、内面で信仰を保っていたならば、不信行為ではないとした。

被強制的状態がタクフィールの不成立要因となるには、次の条件が必要である。

- ①強制者が脅迫することができる状態にあり、被強制者が防ぐ能力も逃走することできない状態であること。

- ②被強制者が抵抗したならば脅迫された状態に陥ることになると、思い込まされていること。
- ③被強制者から脅迫に耐えることが言動的に示されないこと。
- ④強制が停止した時に被強制者はイスラームを表明していること。
- ⑤脅迫されていることが被強制者の能力以上のことである。

5 信仰と行為の関係

（1）行為による判断

人に対する判断は彼の表現している言動に基づいている。人は他人の内面はそれを知ることができないからである。人々に対するイスラームまたは不信（クフル）との判決はこの原理に基づいている。表面的に個人がイスラームを表現したならば、イスラーム教徒は彼をイスラームだと判断する。内面が不信者（カーフィル）であってもである。表面的にクフルが表現されたならば、彼をカーフィルと判断する。たとえ、内面が信徒であったとしてもである。

クルアーンはこの原理を証明している。〈あなたがたに挨拶する者に向かって、「あなたがたは信者ではない。」と言ってはならない。〉（4章94節）アッラーは個人をムスリムたちの象徴であるサラームと挨拶した者に対して信仰がないと規定することを禁じているのである。

預言者はかつてウサーマ・ビン・ザイドがアッラー以外に神はいないと証言した者を殺害したので、彼に「アッラー以外に神はいないと証言した後に殺害したのか」と叱責した。

預言者は人々が言葉や行動でイスラームを表現しただけでその者のイスラームを受け入れていた。たとえ、彼らが内面でそれと違っていてもである。例えば、偽善者たちとの付き合いにおいても、彼はイスラームとして対応していた。当然、預言者は彼らの真の姿を知っていた。預言者はアッラーからその真の姿を知らされていたのである。

そして、預言者はこの原理に基づき、戦いの場において次のように表現して言った。

「彼らが『アッラー以外に神はいない、ムハンマドはアッラーの使徒である』と誓言するまで彼らと戦いなさい。もし彼らがそれを行った（誓言した）ならそのときは彼らがあなたに彼らの血と財産を禁じることができる。しかし法的に正当なものは別であり、彼らの清算はアッラーに任せられる。」²⁵

預言者はイスラームの諸規定をこの誓言「アッラー以外に神はいない」に関係づけて定めていたのである。預言者時代には偽信者について預言者はアッラーからその所業を知らされていたことにより、その弊害を避けることができた。そのことについて、第二代カリフとなったウマルは次のように述べている。「あなた方は預言者時代には啓示によって導かれていた。だが、啓示は終了した。我々に誰かが何かを表したならば、我々はその表現されたことを彼の意志として受け取る。」

人の内面を理解する方法は行動によってであるとして、それによって判断が行われて、懲罰が定められることを宣言したのである。

イスラームの誓言を示したならば、イスラームでは無条件に受け入れられる。では、イスラーム信徒が不信仰的な行動を示した場合はどうであろうか。その場合には、その行動の真意を慎重に尋ねることになる。なぜなら、不信仰との判断が下された場合には、信徒としての保護をすべて失うからである。預言者のハディース「すべてのムスリムがムスリムに禁じられていることは生命、財産、名誉（の侵害）である」に示されているような、ムスリムの持つ不可侵性が失われることになる。

（２）不忠な行為

信徒でもイスラーム的に罪な行為を行う場合がある。しかし、それによって信仰を失ったということにはならない。それは不忠な行為（マアースィー）とされる。

マアースィー（不忠、罪）はクフルではなく信仰が減少している状態であり、信仰がなくなっているわけではない。これはスンナ派の基本的な立場である。イブン・タイミーヤはそのことを樹木に譬えている。「樹木から枝葉の一部がなくなっ

でもその名称が消滅するわけではない。人間の場合も一部が切断されても人間の名称が消えるわけではない。」²⁶

その立場の証明としてクルアーンの節やハディースがあげられている。

クルアーン〈信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた。自由人には自由人、奴隷には奴隷、婦人には婦人と。だがかれ（加害者）に、（被害者の）兄弟から軽減の申し出があった場合は、（加害者は）誠意をもって丁重に弁償しなさい。これはあなたがたへの主からの（報復の）緩和であり、慈悲である。それで今後これに違反する者は、痛ましい懲罰を受けるであろう。〉（2章 178 節）

アッラーが被害者の遺族に対する加害者へ与えた明文である。もし、加害者が彼のマアスィヤ（不忠）でカーフィルとなったならば、彼は彼らの同胞とはならなかった。つまり、加害者はあくまでもムスリムであるということを示している。

クルアーン〈もしも信者が2つに分れて争えば、両者の間を調停しなさい。もしかれらの一方が他方に対して、（一方的に）無法なことをするならば、無法者がアッラーの命令に立ち返るまで戦いなさい。だがかれらが立ちかえったならば、正義と公平を旨としてかれらの間を調停しなさい。本当にアッラーは公正な者を愛される。信者たちは兄弟である。だからあなたがたは兄弟の間の融和を図り、アッラーを畏れなさい。必ずあなたがたは慈悲にあずかるのである。〉（49章 9 - 10 節）

アッラーは彼らの間に戦闘があったとしても彼らに対して信仰と宗教的同胞性を認めている。

ブーハーリーの伝承で、アブーフライラの伝えるハディースで酒を飲んだ者の話が伝えられている。サハーバが酒を飲んだ者を鞭打ちした後に、その者が去った時、サハーバの一人が「アッラーがあんたを卑しめるように」と言ったところ、預言者は「そのようなことは言ってはならない。彼に対して悪魔を助けるようなことをしてはならない」と言った。または「あなた方の同胞について悪魔の助けとなってはならない」と言った。アブーダウードの伝承では、「し

かし、言いなさい、アッラーよ、彼を赦してください、アッラーよ、彼に慈悲を与えてください」と言った。

他のハディースでは、「ムスリム二人が剣で立ち会い、結果、殺害者も被害者も火獄である」と預言者の言葉が伝えられている。

預言者は二人を火獄としながらも、ムスリムと呼んでいる。二人にとって火獄が永住の住処ではないからである。

クルアーン〈本当にアッラーは、（何ものをも）かれに配することを赦されない。それ以外のことについては、御心に適う者を赦される。アッラーに（何ものかを）配する者は、まさに大罪を犯す者である。〉（4章48節）

アッラーはシルク（多神崇拝）を赦すことはないが、マアースイーの罪などについてはアッラーの慈悲によって赦されることを明らかにしている。

（3）最大クフルと最少クフル

クルアーンやハディースの中にクフルという言葉が出てくるが、それは時には最大クフルの意味であり、教義から逸脱していることである。それは信仰に対峙する言葉であり、クルアーンに〈ある者は信じ、またある者は信仰を拒否した。〉（2章253節）と表現されている。時には、最小クフルの意味で出てくる場合がある。それは教義から外れることがない。しかし、フスーク（不正）ということができる。フスークは感謝に対峙する行為である。それは、クルアーンに〈われは、人間に（正しい）道を示した。感謝する者（信じる者）になるか、忘恩の者（クフル）になるか、と。〉（76章3節）とあることから理解される。

前者に関しては、クルアーン〈凡そ信仰を拒否する者は、その善行も虚しく、来世においては、失敗者の類である。〉（5章5節）、〈「アッラーは三（位）の一つである。」と言う者は、本当に不信心者である。唯一の神の外に神はないのである。もしかれらがその言葉を止めないなら、かれら不信心者には、必ず痛ましい懲罰が下るであろう。〉（5章73節）、このクフルの表現が最も多くクルアーンとスンナに表れている。

後者については、ハディース「あるとき預言者が『わたしは地獄のヴィジョ

ンを見たが、そこに住むのは大方、クフル（忘恩）の女たちであった』と言うと、人々は『神に対するクフル（不信）ですか』と尋ね、これに対して預言者は『夫に対するクフル（忘恩）です。つまり、彼から受けた厚意に対するクフル（忘恩）です。もし恩恵が絶えず豊かに与えられ、それを見たとしても、何一つ良いことをしてもらったことはない、と彼女らは言うであろう』と答えた。」などがある。イブン・タイミーヤの弟子、イブン・カイイム・ジャウズィーヤ（1292 - 1350）は「その意味するところは、マアースィー（罪）はすべてが最小クフルの類からである。つまり、それは服従行為から出てくる感謝に対する行為である。そこで、人間の行動は、ときに感謝の表現であり、ときに（最少の）クフル（忘恩）の表現であり、ときには三番目でこれでもなく、あれでもなくと揺れ動く状態である。」²⁷と人間の不安定的な状態を説明している。

イブン・アッバースがクルアーンの一節〈そしてアッラーが下されたもので裁判しない者は不信心者（カーフィル）である。〉（5章44節）の解説で、「クフル ドゥーナ クフル」（クフル以下のクフル）、と表現した。この問題はこのクフルが最少クフルまたは最大クフルのどれにあたるかである。それは裁く者の状況が考慮されるのである。アッラーが下したものの以外で裁く者がそれをハラールであると考えて行っているのか、またはアッラーの規定を否定して行っているのか、または人定法がアッラーの規定よりも良いと考えているのか、もし、そうであるならば、かれはイスラームの教義から逸脱した最大クフルである不信心者となる。ところが、状況が彼にそれを強いるものであり、彼はアッラーの法が真理であると知りつつも、アッラーの法以外のもので裁きを行ったならば、彼は罪深き間違い者であるとなる。しかし、彼はイスラームの教義から逸脱はしていないことになる。

そこで、イブン・アッバースが述べた全文を見てみると、「それはあなた方が向かうクフルではなく、イスラームの教義から逸脱したクフルではない。」とあり、それによって、「クフル以下のクフル」とは最大クフルではない最少クフルであると理解される²⁸。

スンナ派において、一個人は一部の信仰と一部の偽善・不信をあわせ持つこ

とがあると考えられている。つまり、そのような人間は信仰部分において信徒であり、不忠の部分でファースイク（不正者）である。その人間には信仰の表現とクフルの表現があることになる。ゆえに、アッラーからの導きが必要と考えられている。

さいごに

タクフィール現象が起こる社会的要因はいくつかが考えられる。

「イスラーム国」の出現を考えた場合、「イスラーム国」の目的はシャリーア施行の実現であったはずが、結局のところ、利権集団の集まりとなってしまった。

2014年9月19日に、126名のイスラーム学者が24項目32頁にわたって「イスラーム国」への反論を記して、インターネットで公表した。主な内容のタイトルは、第一項「勝手なイスラーム法解釈は許されない」、第六、七項「無実な者、使節、報道者の殺害は許されない」、第一二項「奴隷制は現在、許されない」、第二一項「統治者が不信を表明しない限り、反逆は許さない」、第二二項「カリフ宣言はイスラーム共同体の合意なくして行うことは許されない。」などである。ここにあげてある24項目は「イスラーム国」が行っている残虐行為の一つ一つに対する反論である。シャリーアを施行するにあたって重要なことは、シャリーアの目的を実現するために施行されなければならない。シャリーアの目的は共同体で人々の信仰、生命、知性、子孫、名誉、財産を守ることである。シャリーアの精神を「イスラーム国」に求めることはほとんど無理な状況である。しかし、「イスラーム国」に対してシャリーアの精神が実現されていないと非難するイスラーム諸国に対しても同様のことが言える。

アラブ諸国ではアラブの春によって、政治の腐敗、貧困、格差、人権侵害など改善するために、民主化が叫ばれ、その結果、イスラーム的潮流が出てきたが、それも一時的な現象となり、世俗的な政治体制にもどっている。エジプトなどはイスラーム政権から軍事政権へと逆戻りをしてしまった。イスラーム主義者にとっては、正義が不正義に乗っ取られてしまったのである。チュニジア

でも同様にイスラーム主義者がイスラーム法の厳格な施行を求めて闘争を続けている。「アラブの春」による政変に失敗または失望したイスラーム主義者が求めた行き先が「イスラーム国」となった。そこで、「イスラーム国」は失望した若者の受け皿となったのである。以前のエジプトのジハード団の戦闘員が行き場を失ったときに、その受け入れとなったのが、国際的過激派組織「アルカーイダ」であったのと同じ現象である。それ以上に、現実味のあり、実態のある集団として「イスラーム国」は存在している。

中東のアラブ諸国の混乱は単純化して言えば、その大きな要因は利権集団（部族、宗派、軍部など）の抗争と言える。国家全体に利権集団の安定を越えて、国家の安定を構築する意識が出てこない限りは今後も中東アラブ諸国に安定はなく、過激派もなくならず、悪循環が続くことになる。民衆はイスラーム共同体としての相互扶助で生きていることに、イスラーム的理想に遠いが次善の策として自分たちを納得させている。しかし、政治的に目覚めた者たちがイスラーム的理念を政治に体现しようとして行動するが、政権側によって排除または弾圧され、彼らは過激的方法によって政権奪取しようとする。イスラームの民衆は過激派が目的として「理念の政治的体现」を掲げても、過激的行為を正当化することはないので、過激派は孤立化してくる。このように、シャリーアの理念を体现できていない現状がタクフィール現象を生み出す一要因であるといえる。つまり、タクフィール現象が出てくるとはイスラーム社会でイスラームの理念から遠ざかっているとする警告であろう。

●注

- 1 “al-iqtsad fi al-iutiqaḍ” Muhammad abu Hamid al-Gazali 2003,p176
- 2 「ハーリジー派」項、大川玲子『岩波イスラーム辞典』2002年2月参照
- 3 「ムルジア派」項、大川玲子『岩波イスラーム辞典』2002年2月参照
- 4 “al-Muwafaqat liShatibi” Vol. 1,p367
- 5 “Majmuu al-fatwa” Vol. 12,p487,489,498
- 6 “Majmuu fatawa” ibn Uthaimin,Vol. 2, p134
- 7 Majmuu al-Fatawa,ibn Taymiya,2004,Vol. 3,p229

- 8 Majmuu al-Fatawa, Vol. 11, p406
- 9 “al-Fasl lbn hzm” Vol. 3, pp115-125
- 10 “Mukhtasir al-uluu” p177
- 11 “Majmuu al-fatawa” Vol. 11, p406
- 12 “Fatawa al-lijnah al-daimah ” Vol. 2, p97
- 13 「日訳サヒーフ・ムスリム第三巻」日本サウディアラビア協会 1991 年、P.638
- 14 “Majmuu al-fatawa” Vol. 3, pp230-231
- 15 ビドア：「イスラーム的に正しい道から逸れた考え方・行為・モノなどをさす。イスラーム的に正しい道・伝統をさし、預言者ムハンマドの慣行であるスナナの対概念。ビドアには軽度のものから重度のものまであり、重度の場合は、異端とも訳しうる。ムハンマドの時代に存在しなかったものの使用や活用をすべて悪しきビドアとみなすかどうかについては、法学において議論があり、ハンバル学派およびワッハーブ派を除けば、必要な革新であり、いちがいに異端・逸脱とはいえないと考える立場が主流である。このような“良きビドア（ビドア・ハサナ）”の近年の例としては、アザーンの際にマイクを用いることなどがあげられる。」（東長靖）『岩波イスラーム辞典』2002 年 2 月参照
- 16 “Minhaj al-sunnah” Vol. 5, p239
- 17 “al-Irshad ila maarifat al-ahkam” p.207
- 18 「イジュティハード」項（小杉泰）『岩波イスラーム辞典』2002 年 2 月参照
- 19 “Majmuu al-Fatawa” Vol. 3, pp229-231
- 20 “Majuua fatawa” Vol. 2, p136
- 21 “Majmuu fatawa” Vol. 23, p346
- 22 “Minhaj al-sunnah” Vol. 5, p95
- 23 Ibn al-wazir “Iythar ah-haq ala al-khalq” 1983, p403
- 24 al-Sunan al-Kubra, al-Bayhaqi, 2003, Vol. 8, p362
- 25 「日訳サヒーフ・ムスリム第三巻」日本サウディアラビア協会 1991 年、P.400
- 26 “al-Uqud al-duriyah min manaqib shikh al-Islam ibn Taimiya” Abu abdullah Muhammad bi Ahmad bi Abdlhadi al-Dimashuqi, 2002, p114
- 27 “Madarij al-Salkiyn ” ibn Qyym al-Jawziyah, 2011, p906
- 28 ファトワ番号 202564/2013 年 4 月 2 日
<<http://fatwa.islamweb.net/fatwa/index.php?page=showfatwa&Option=FatwaId&Id=202564>>

何故ムスリムの若者は、イスラーム国に向かうのか？ —シャリーアにおける殉教の規定—

柏原良英

はじめに

過激派組織 I S（イスラム国）によるテロが、中東ばかりかヨーロッパやアメリカでもたびたび起きて中東の紛争には関係がないと思われる地域でも市民の恐怖心を増幅させている。一見平和に見える社会でもテロの脅威が常に存在していることを思い起こさせ混乱を呼び起こす手法は、I Sの得意とするところである。そのやり方はその社会の中で育ち普通に暮らしていたムスリムの主に若者を扇動しテロへと向かわせるもので、社会的な不安は外部からやって来る脅威以上の衝撃を社会にもたらした。若者をテロに向かわせる要因として、社会の中での差別や貧困や就職難など様々な分析がされているが、容易に自らの命をかけてテロを行う動機としてイスラームにおけるジハード（聖戦）とセットで語られる殉教の考え方が強く後押ししていることは間違いない。クルアーンにもたびたび語られるアッラーの道のために財産と生命をかけて努力する（ジハード）ことは賞賛されることとしてムスリムに広く受け入れられている。ただし、シャリーアにおける殉教の規定を無視した無条件の殉教は、かえって誤解を招くばかりか社会に対する多大な損害をもたらすものになってしまう。そのためにも殉教が、シャリーアのなかでどのように規定されているかを正しく理解することがイスラーム教徒であれ非イスラーム教徒であれ双方に今日、最も求められていることであろう。

1. 殉教は、イスラームにおける信仰の最高の形

イスラームを支える最高の柱がジハード。

それは純粋なアッラーへの信仰を伝えることで、その敵に対する怒りの表明になる。彼にとって地上にアッラーの敵が恵まれた生活を送って存在すること

が許されない。そればかりか彼らは、その恩恵を与えている神に感謝せずにそれを否定し他の者を信仰する。イスラームは、これらの状況に対して3つの選択肢を与える。一つは、本来の神に帰る（イスラームになる）か、經典の民には、ジズヤ（庇護税）を払って自分たちの信仰を続けるか、イスラームと戦うかのいずれかである。もしその戦いの中で命を落としたとしても、その死は、彼の最も純粋な神への信仰の表明となる。アッラーは、それに最高の形で報いる。「**アッラー**の道のために殺害された者を、「(かれらは) 死んだ。」と言ってはならない。いや、(かれらは) 生きている。只あなたがたが知らないだけである。」（クルアーン第2章154節）

「**アッラー**の道のために殺害された者を、死んだと思ってはならない。いや、かれらは主の御許で扶養されて、生きている。かれらは**アッラー**の恩恵により、授かったものに満悦し、かれらのあとに続く（生き残った）人たちのために喜んでいる。その（生き残った）人たちは恐れもなく憂いもないと。**アッラー**の御恵みと恩恵を喜び、また**アッラー**が信者への報奨を、決してむだにされないことを喜んでいる。」（第3章169－171節）

ハディース「アナスが伝えた。『天国に入る者で現世で殉教者になるためだけにもう一度そこに戻りたいと願わない者はいない。彼は、天国での恩恵を見ることで現世に戻り10回でも殉教したいと願う。』」

2. 殉教者は、死んでいないの意味

アッラーは殉教者を確かにバルザフ（現世と来世の中間にある）の世界で生かしている。そしてその魂はハディースにあるように天国の樂園を飛び回る緑の鳥の中であって、天国を流れる川で水を飲み、そこに生えている果実をついばみ、寝床は玉座の下につるされている黄金のランプの中である。

3. 殉教の条件

1) イスラーム

ムナーフィク（偽信者）は、現世的には殉教者となるが、来世ではない。

ハディース「ムナーフィクの男が生命と財産をかけてジハードをし、敵と戦って殺されたとしても、彼は地獄に入る。剣はニファーク（偽信仰）を消さないから。」

イフラス（アッラーだけへの純粋な信仰）「かれらの命じられたことは、只**アッラー**に仕え、**かれ**に信心の誠を尽し、純正に服従、帰依して、礼拝の務めを守り、定め喜捨をしなさいと、言うだけのことであった。」（第98章5節）

もしそこにガニーマ（戦利品）を望む気持ちがあったらそのイフラスは否定されるのか？

一部の者は、純粋なものに現世の不純な意図を入れることはその純粋さを損なうとして否定する。しかし多くはそれを認める。

「**アッラー**は、あなたがたが得ることになる沢山の戦利品を約束なされた。」

（第48章20節）

2）忍耐と遁走の禁止

「あなたがた信仰する者よ、（敵の）軍勢と遭遇する時は堅固に持して、専ら**アッラー**を唱念せよ。恐らくあなたがたは勝利を得るであろう。」（第8章45節）

「あなたがた信仰する者よ、耐え忍びなさい。忍耐に極めて強く、互いに堅固でありなさい。そして**アッラー**を畏れなさい。そうすればあなたがたは成功するであろう。」（第3章200節）

3）責任能力

成人男性の精神障害者でないこと

もし子供や精神障害者が戦場で亡くなったら、殉教になるか？二つの見解。

①ハナフィー派は、この条件が満たされないので殉教者にはならない。

②彼らは、責任能力のある者の中に入る。大勢。アブーユースフ。

ハディース「預言者は、ウフドの戦死者をグスルをしないでそのまま埋葬するように命じた。」この中には、ハーリサ・ブン・ヌウマーンとウマイル・ブン・アブーワッカースがいた。二人は実成人だった。

4）戦場での戦死

シャーフィイー派は、戦場以外での死は、一般的な死になる。しかし大勢は、

殉教となる。

ハナフィー派、ハンバリー派、マーリキー派、一部のシャーフイイー派は、戦場以外であっても戦闘員によって殺害されれば、たとえ睡眠中であっても殉教者になる。

ハナフィー派、ハンバリー派は戦闘員ではない不信者に殺害されても殉教者になる。マーリキー派、シャーフイイー派は、ならない。

ムスリムの手によって不当に殺害されたときは、殉教者に入れる者と普通の死者に入れる者に分かれる。ハナフィー派とハンバリー派は、殉教者に入れる。ハディース「金銭なしで殺害された者は、殉教者である」

マーリキー派、シャーフイイー派は、普通の死となる。カリフ・ウスマーンとアリーは不正に暗殺されたがグスルをし礼拝がささげられた。

5) 殉教を禁じるもの

来世における殉教による報酬を無効にする行為。

① 騙し

特に戦利品を騙し取ること。「不誠実な者は審判の日に、その着服したものを持ち出すであろう。」(第3章 161 節) ウフドの戦いの敗戦の原因になった弓隊の持ち場放棄。

② 借金

負債を持ってジハードに行く者が、その債権者の許可を得ずに戦場へ行って死亡しても殉教にならない。このジハードは、ファルド・アイン（全てのムスリムに義務となる行為）の戦い。ファルド・キファーヤ（一部のムスリムがそれを行えば他のムスリムはそれが義務にならない行為）のときは許されるとする学者もいる。しかしその返済を後見人に託したり遺族がそれを返済すれば受け入れられる。

③ 両親の許可

両親の許可を得ずにジハードへ行くことは神への反抗行為となる。しかしその戦いがファルド・アインの時は、許される。ファルド・キファーヤの時は、許可が必要になる。何故なら両親への孝行は、ファルド・アインであるから、

それはファルド・キファーヤに優先する。

ハディース「預言者のところに一人の男がやって来て、ジハードの許可を求めると、預言者は、あなたの両親はご存命ですかと尋ねた。彼ははいと答えると預言者は、二人にそれはあります。それからジハードに向かいなさいと答えられた」

ハディース「イエメンからアッラーの使徒のところにヒジュラしてきた男に預言者は尋ねた。「あなたにはイエメンに誰かいますか」彼は「私の両親がいます」と答えると、「ご両親は、あなたを許されましたか」と預言者が尋ねた。彼が「いいえ」と答えると、「それでは二人のところへ戻って、許可を得なさい。もし二人が許すならジハードへ行きなさい」とおっしゃった。」

④純粋な意図に反すること

ジハードを行う意図は、そこに神の喜びを求め、イスラームを守り広める上での純粋な意図によることは言うまでもないが、もし現世的な利益や名声や権力を求めることはその純粋さを失わせることになる。しかし純粋な意図の上に戦利品を求めることは許されるかについては意見が分かれる。それを認めない者は、その根拠としてジハードによる報酬は、純粋に来世での報酬であり、そこに現世での報酬を求めることはその意図を汚すことになるとする。一方、それを認める者は、その根拠としてクルアーンの一節「**アッラー**は、あなたがたが得ることになる沢山の戦利品を約束なされた。」(48章 20節)

またかつて預言者は、シリアからマッカへ戻る隊商を襲おうとして出発したがアッラーは、彼らと隊商を守るためにマッカからやって来た部隊と戦うことになった。(バドルの戦い)

⑤罪

これは罪を犯して殉教した場合のこと。例えば、他人から盗んだ馬に乗りジハードを行い殉教した場合とか両親に逆らってジハードに参加して殉教したなどのケースである。この場合には、様々な意見がある。

殉教者にならない：

クルアーン「あなたがたは、**われ**が悪行を追求する者を、信仰して善行に勤し

む者と同じに扱うとでも思うのか。（不信心者たちの）生（現世）と死（来世）が同じであるとでも思うのか。かれら（不信者）の判断こそ誤算である。」（第45章21節）

ハディース「かつて預言者がハイバルへ遠征した時、言った。『操縦が難しい乗り物や、体の弱いものではの参加は禁じる。』そこで一人の遊牧民が若いラクダで参加したが、そのラクダが反抗的だったので彼の首を折って殺してしまった。ハイバルの戦いに勝利した後、預言者はそれを知った時、ムアッズイン（礼拝を呼び掛ける者）のビラールに命じて、天国は、命令に背いた者（アースィー）に許されないと公言させた。」

殉教者と認められる：

法学者のアッサバキー派、言う。「罪を犯しながらもイスラームの教えを広めるためにジハードを行い殉教した者は、二つの側面を持つ。一つは、神への服従であり、もう一方は反抗である。神は、おそらくその罪を服従行為によって払拭して下さるだろう。神は、反抗的な側面を服従的な側面によって矯正するものである。

殉教になる場合とならない場合がある：

もしその罪が、ジハードを行うことが目的でなされたとしたら、殉教の報酬が得られるが、それ以外の目的によってなされたなら例え殉教したとしてもその報酬は得られない。

4. 反乱ムスリムとの戦いにおける死者

ムスリムの反乱の者との戦いで戦死した者は、不信者との戦いで戦死した者と同じ殉教者として扱われるかについて意見が異なる。

1) 反乱者に殺害されたムスリムは、不信者との戦いで殺害されたものと同様な殉教者として扱われる。

ハナフィー派とハンアバリー派と一部のシャーフィイー派はこれを支持する。根拠としてかつてカリフ・アリーとムアーウィヤが戦ったスィッフイーの戦いでアリー軍の元で戦って敵のムアーウィヤ軍に殺害された時、アンマー

ル・ブン・ヤースイルが「私を服のまま（殉教者として）埋葬してくれと語ったことを挙げている。また法学者アフマドもラクダの戦いでカリフ・アリーと戦った人々は、「我々は明日殉教者になるであろう。我々から服を脱がせないでくれ、我々の血を洗わないでくれ」と遺言したと伝えている。またカリフ・ウスマーンは、暗殺されたままの服で血を洗われることなく埋葬されたことなどを挙げている。

これらの例は、殉教者たちは、真理を守ろうとしてまた宗教を援助するために不正と戦った人たちであり、これは預言者時代のウフド山の戦いの殉教者と同じ立場にあるからである。

2) 反乱者のムスリムによって殺害された者は、一般的な死者として扱われる。

これはマーリキー派とシャーフイー派が主張する。その根拠は、前記のウフドの戦いでの預言者の死者が洗体をせず服のままに埋葬するよう命じたのは、あくまでもこのウフドの戦いの戦死者に限られるもので、それ以外の死者は、例え戦死であっても普通の死者と同じ扱いになる。ムスリムが死亡した時には、洗体し布に包み葬儀の礼拝を行うことが原則である、ただし不信者との戦いで亡くなった者に洗体しないで埋葬することを命じた預言者の言葉がある場合は例外となる。ゆえに預言者やイジュマー（教友の合意）がない限りは、一般的な死として原則に則って扱われる。

5. 戦場での怪我が元で死亡した者の扱い

戦場で負傷したが、まだ命がある状態で戦場の外に運び出され、しばらくしてなくなった場合、その死が戦場での負傷が原因であっても一般の死者として扱われる。その根拠は、預言者の教友サアド・ブン・ムアーズがハンダク（塹壕）の戦いで負傷しその後しばらくの期間を経て死亡した。その時彼は、一般の死者として扱われた。

ただし、その負傷者の状態が意識がないまま死亡するといった時は戦場における殉教者と同じ扱いになる。根拠としてシャンマース・ブン・ウスマーンがウフドの戦いで負傷してマディーナのアーイシャ（預言者の妻の一人）の所に

まだ息をしている状態で運び込まれた。すると彼と同じ部族のウンム・サラマは、私の従兄弟が私以外の人の所へ運ばれるのですかと訴えた。預言者はそれを入れてウンム・サラマの所へ負傷者を運ばせた。その後一昼夜したところで、何も食べることなく亡くなった。預言者は、彼をウフドへ戻すように命じていた服装のまま埋葬させ礼拝もしなかった。

6. 自らの命を顧みず敵の中に飛び込み死亡することの是非

自らの命を犠牲にして敵を攻撃し死亡した者を戦場における殉教者と同じ扱いにするか、それはイスラームで禁じられている自殺者と見なされ一般の死者として扱われるかについて意見が分かれてる。ただし自殺者の扱いについて洗体と布にくるむことは同じだが、葬儀の礼拝を行うかどうかについては見解が異なる。①ハナフィー派とシャーフイー派とマーリキー派は、一般の死者と同じように礼拝を行うことを認めている。②アウザーイー派は、認めない。③ハンバリー派は、イマームは、礼拝を行わないがそれ以外の人が礼拝を行うことを認める。

1) 現代の学者の意見

多くの学者は、その行為がムスリムにとって益があり、多くの敵を倒し勝利する為に行われる時、それは認められるとしている。

ムハンマド・ブン・サーリフ・アル＝オサイミン師は、この行為を認め次のように語っている。「爆弾チョッキを身にまとい自爆したこの青年は、その行為にイスラームに対して大きな益が無ければ許されるものではない。」またシリアのアハディース学者のムハンマド・ブン・ナースィル・アル＝ディーン・アル＝アルバーニー氏は、この自害攻撃について基本的に認めているが、許される場合と許されない場合があるとし、イスラームのジハードの規則に中で行われるものであれば認められるが、今日のような一人の兵士やそれ以外の者が不信者の3～4人を自害行為で殺傷した場合は、許されない。何故ならそれは軍の指揮官の命令ではなく個人的な行動であるからだ。

2) 合法とする根拠

自らの生命と交換に敵を攻撃することが認められることについて直接的な記述は、クルアーンにもハディースにも見られないためにインギマース（敵の中に飛び込みそこに埋没すること）の規定をキヤースによって適用する。

それはアナス・ブン・マーリクの伝えるハディースによる。

ハディース「バドルの戦いでアッラーの使徒様は、「天と地の広さの天国へ向かって立ちなさい」と言った。するとウマイル・ブン・アル＝フマーム・アル＝アンサルが、アッラーの使徒様、天国の広さは、天と地もあるのですか？」と尋ねると、「そうだ」と答えた。ウマイルは、バフ・バフ（ブラボー）と言った。そこでアッラーの使徒は、そのバフ・バフという言葉は、何を意図しているのかと尋ねると、ウマイルは、「ただその天国の住人になりたいと願って言ったのです」と答えた。すると「あなたは、その住人です」とアッラーの使徒様は語った。そこでウマイルは、袋からタムル（乾燥ナツメヤシ）を取り出しそれを食べ始め「私がこれらのタムルを食べるまで生きていたとしたら、それは長い命です」と言って、持っていたタムルを投げ出し、敵との戦いに向かい殺害された。」

このハディースについて学者のナワウィーは、ここには殉教に身を晒し不信者の敵の中に飛び込む（インギマース）が許されることが語られている。また大半の学者は、これを認めていると語っている。

またアブー・ムーサー・アル＝アシュアリーの伝えるハディース「彼は敵と対峙していた時、アッラーの使徒様は、「天国の門は、剣の影の元にある」と言ったと伝えた。するとボロボロの服を着た一人の男が立って言った。「あなたは、アッラーの使徒様がそう言ったのを聞いたのですね」彼は、「そうだ」と言うと、その男は、仲間の処へ帰り、人々に挨拶をしてから彼の刀の鞘を壊し投げ捨てるとむき出しの刀を持って敵に向かって行き殺害されるまで戦った。」

これらのハディースからかつてのサハーバ（教友）は、殉教者になることを願って一人で敵に戦いを挑んで殺害されるケースが多くみられことを根拠にそこからキヤース（類推）して、現代の自害による攻撃を認める根拠としている。

3）各時代の学者による意見

イスラームの大学者として知られるアルガザーリーは、彼の著書「宗教諸学の再興」のなかで語った。「ムスリムが一人で例え彼が殺害されることが分かっているも不信者の集団に戦いを挑むことが認められることについては異論がない。しかし、非力な者や盲目な者が彼の攻撃で敵に被害を与えられないことが明白な時、それはハラーム（禁止行為）である。その根拠は、クルアーンの一節「自分の手で自らを破滅に陥れてはならない。」（2章195節）による。ここで許されるのは、彼が敵に被害を与えることが知っていて、彼の勇敢な行為により敵の心に恐れを抱かせることが理解できる場合である。…そこでは、宗教で影響があることが肝要で、影響もなくただの生命を破滅に晒すことはハラームである。」

4) 自害攻撃が認められない根拠

生命や身体を破壊するこのような行為をアッラーは禁じている。

クルアーン「またあなたがた自身を、殺し（たり害し）てはならない。誠に**アッラー**はあなたがたに慈悲深くあられる。」（4章29節）

クルアーン「自分の手で自らを破滅に陥れてはならない。」（2章195節）

5) この根拠に対する反論

この行為がムスリムの利益や宗教を強め、不信者への勝利のためになされるなら、それは認められるジハードになる。アッラーは、ジハードを禁じていないしジハードによる死を認めている。また根拠とするクルアーン「またあなたがた自身を、殺し（たり害し）てはならない。」は、根拠とはならない。何故ならこの節の次に「もし敵意や悪意でこれをする者あれば」と続いており、この自身を殺す行為は、アッラーに服従するために行われるものではないと制限されていることからジハードによる死は許されるとする。

終わりに

近年、イスラーム過激派による自爆テロが頻発し、イスラームとテロが結び付けられてイスラームそのものに対する反発まで広まっている。しかし、イスラーム自身は、決して好戦的でもなければテロを勧めているわけでもないこと

は、これまで見て来た通りである。イスラームで最高の行為とはイスラームを守るために自らの命も顧みず、侵略者に向かって行く行為であり、それは敵との戦場での戦いであり、そこで命を落とした者をアッラーは、天国でもてなすことを約束する。また今日見られる自爆攻撃は、武器の発達によってもたらされた行為で、その是非については預言者時代の敵の集団に単独なり少人数で死を覚悟して戦いを挑む者に対し多くの敵を攻撃することとムスリムの益になる条件で認められてきた。この条件で今日の自爆テロと呼ばれるものを見ると、その被害者は、圧倒的に戦闘員ではなく、平和に暮らす戦争には関わりのない一般市民であり、イスラームで認められる自らの命と引き換えに敵を倒すという目的からは外れていることが分かる。イスラーム過激派と呼ばれる武装勢力が、自分たちの行為をイスラームのためであり、ジハードと規定しても、イスラームの規定からその根本において相容れないものであることをこの戦いが正義の戦いであると思い込んで自爆する若者たちが、早くそこに気づいてくれることを願うばかりである。

* 参考文献

宗教法人日本ムスリム協会「日亜対訳聖クルアーン」

Abud al-rafman bun geruman :Afkam Al-shahid fi al-fiq al-islam

中国イスラーム 1350 年史と現代の課題

長谷部 茂

中国は約 2300 万のムスリム人口を擁すると言われるが、それは中国の 55 の少数民族のうち 10 民族を、イスラームを信仰するエスニックグループとして統計上、合算した数字である。実際は、多くのノンムスリム、すなわち信仰を失った人々が含まれている。その割合は、上記の 10 民族中、約半数を占める「回族」においてとくに多数であると推測される。

回族は、イスラームが中国に伝来した唐代から陸続と中国に渡来したアラビア人、ペルシャ人、トルコ人の末裔であり、厳密に言えば一つの民族ではない。回族とは本来、ムスリムを指す言葉である。中国におけるイスラームの歴史は、主に彼らによって担われてきた。本論では、回族を中心に中国イスラームの歴史をたどってみる。

回族の歴史は、大きく二つの時期に分けることができる。イスラーム初伝から宋、元を経て明代前期までのおおよそ 800 年が第一期である。イスラームの影響が中国文化の全般に及んだ時期だと言える。

そして、モンゴルの支配した元代を経て漢民族王朝が復活した明代前期のムスリム定着化を過渡期として、明代後半以降を第二期とすることができる。イスラームからの直接的な影響が跡を絶ち、中国におけるイスラーム・ファクターが、中国領内に定着したムスリム（回族）に限定されて以降、今日までのおおよそ 500 年である。中国の各王朝・政権と漢民族の圧倒的な影響の下で、その信仰と共同体を維持するための奮闘の時代であったと言える。

そして、中国イスラーム史に第三期があるとすれば、それは、ここ 30 数年来の中国の大きな変化を経た回族の新たな歴史ということになる。改革開放以降の中国の対外開放、経済発展と国際的地位の向上は、前世紀の王朝崩壊や共産党政権の成立、そして仮借ない宗教弾圧であった文化大革命にも勝る大きな変化であり、回族に重大な選択を迫っていると思われる。

以上の二期又は三期の分類は、実は、回族出身の著名な作家・張承志が、『回教から見た中国』（中公新書、1993 年）で回族の命運を表現した「三つの喪失」に対応している。「三つの喪失」とは、第一が故郷の喪失（唐代以降）、第二が言語の喪失（明代以降）、そして第三が信仰の喪失である。回族は第一の喪失によってイスラームの信仰と文化を中国に将来し、第二の喪失によって独自のイスラーム共同体（ウンマ）を形成して中国での定着をはかり、そして今、中国の現代化とともに信仰の危機に直面している。

以下に、中国イスラーム 1350 年の歴史を、主な事件、事象を取り上げて通観し、回族の形成と発展、そして現在、回族が直面している課題について述べることにする。

I 第一期——唐代から明代前半まで

標題に「中国イスラーム 1350 年史」と称しているのは、中国へのイスラーム伝来を、大食国（イスラーム帝国の中国語総称）の使節が訪れた 651（永徽 2）年を起点として数えたものである¹。使節の来訪は、外交的な事件である。イスラーム教徒が中国の地を踏んだことは確かであるが、これをイスラーム伝来とすることには当然ながら異論がある。また、職業的聖職者を持たないイスラームの場合、キリスト教のように宣教師の来訪や宣教の許可を以て「伝来」とすることもできない。厳密に言えば、ムスリムの定着、すなわち規模の大小を問わずイスラーム共同体の形成された時が「伝来」でなければならないが、その時期を確定することは難しい。中国領内でムスリムの定住が公認されるのは後述するとおり 8 世紀の末であるが、それ以前においてもシルクロードを通じたイスラーム商人の往来は頻繁であった。ここでは、象徴的、かつ便宜的に 651 年を伝来の年とする。

イスラームの伝来——唐代

651 年という年は、唐王朝（618～907）が成立してから 33 年目、イスラ

ム暦が始まるヒジュラ（622）から数えて 29 年目に当たる。信仰の力で西アジアを席卷しつつあったイスラームと同様、唐王朝もまた誕生まもない帝国であった。新たな統一国家運営のための中心思想が模索されていた。土着の神仙思想と道家思想を結び付けた道教と、すでに漢代に伝来し定着していた仏教、つまり宗教勢力が頭角を現していた。道教と仏教は、儒教と並んで三教鼎立と称された。

イスラームと相前後して、シルクロードを通じ、人、物、金とともに、諸方の神々も渡来した。中でも三夷教と称される祆教（ゾロアスター教）、景教（ネストリウス派キリスト教）と摩尼教（マニ教）は、布教の許可を得て勢力を張った。当時の長安は、世界一の交易市場であると同時に、世界で最も活気のある宗教市場でもあったのである。三夷教は、シリアとペルシャを醗酵の地として発生し、勢力を誇ったが、いずれもイスラームの拡大によって基盤を失い、押し出されるようにして中国やインドに向かったのである。いずれも存亡をかけて積極的に布教活動を行い、唐王朝の中核に入り込むべく鎬を削った。

しかしイスラームは、そのような宗教間の競争とは無縁であった。唐代の文献（『唐書』西域伝、『旧唐書』西戎伝、杜環『経行記』、杜佑『通典』等）は、一日五回の礼拝のこと、ラマダーンのこと、ハラールのこと、金曜日の礼拝のことや「聖戦」についてもかなり正確に伝えているが、それらは単にアラビア人の慣習と見なされた。またムハンマドは、武力によって政権を奪取した王としてのみ描かれ、そこにも宗教の影はない。「イスラームは、仏教、道教、祆教、摩尼教と同じ分類には属しないと見られていた」ようである²。

唐代の中国人にとってイスラームは、唐とは異なる法律、制度を持った一つの国家であり、宗教である前に世俗的な勢力、つまり軍事力であり、通商の相手であった。なにより外交的に対等なイスラーム帝国を背景としていた。

イスラームの領土拡張の前線は、西暦 8 世紀にはすでに唐の版図に達した。アッバース朝軍はタラス河畔の戦い（751 年）で唐軍・高仙芝を破り、中央アジアでの覇権を確立した。実はその前後、イスラームと唐王朝に、もう一つの強大な新興帝国である吐蕃（チベット）を加えた三者が、合従連衡による武力

衝突を繰り返していたのである。

タラス河畔の戦いが唐軍の敗北に終わって、イスラームと中国の国家間の軍事行動は終結するが、わずか数年後、安史の乱が起これば、唐王朝は、昨日まで敵であったイスラーム帝国から援軍を仰いだ。757 年のことである。援軍はわずかに千余名と伝えられるが、彼らは安史の乱が平定された後も帰国せず、長安一帯に定住したという³。記録に残っているムスリム定住の例は、朝貢使節が特権を享受したまま中国に残留したのが最初である。唐代では蕃客、胡蕃等と呼ばれた。徳宗（在位 779 ～ 804）の時代、朝貢した外国人が、外国人としての優遇を享受したまま長期滞在していることが問題になり、戸籍の整理を行ったところ、当時長安に 4000 余人の胡蕃が居留していることが判明した。ほとんどが仕事を与えられそのまま居残ったという。唐律には、蕃客同士の犯罪を本国の制度風俗に基づいて罰することが特に定められている。相当数が定着したと思われる。

イスラーム帝国との貿易は厚く保護された。唐文宗（在位 826 ～ 840）は、輸入品の重複課税を廃止して、福建や揚州（江蘇省）等の地方官吏に論文を与え、便宜をはかった。揚州は、唐代における南北産品の集散地であったが、それは対外貿易でも同様であった。多くのアラビア・ペルシャ商人がここに居住した。760 年におきた宋州刺史の反乱の際、揚州の外国商人数千人が殺されたという。唐代最大の貿易都市広州には、年に 80 数万の商人が訪れたという。ここにも数万のムスリムが居住していたとされるが、879 年の黄巢の乱が広州に及んだ時、イスラーム・ユダヤ・ゾロアスター教徒 12 ～ 20 万人が殺されたという。これらの数字を誇大と見ても、相当数の外国人が中国沿岸の都市に居住していたことは確かである。

845 年、唐武帝による「道教一尊」（道教の国教化）によって、仏教を含めたすべての外来宗教が都から追放された。いわゆる会昌の法難である。仏教は後に復帰するが、マニ教は流転を繰り返して福建省でわずかに存続し、ゾロアスター教はほとんど消えてしまった。ひとりイスラームは難を逃れた。聖職者を持たなかったことが幸いした。この時に追放されたのは、朝廷に登録し庇護

を受けていた聖職者たちであった。

王靈桂は「イスラームの伝来は、宣教の結果ではない。通商と朝貢の副産物であったとさえ言える」と述べている⁴。宗教としてのイスラームは、意識的に隠されていたようである。朝廷に対しても一般社会に対しても、改宗を働きかけるような動きはなかった。ただ、軍事的経済的影響は唐代を通じて確実に中国に波及した。文化面でも、例えば「回回医薬学」と称されるイスラーム医学・薬学は、その医学知識と薬材がイスラーム商人を通じて中国にもたらされた。

唐代においてイスラームは、まだまとまった社会的勢力をもたず、一致団結して政治経済的利益を要求するような組織も存在しなかった。したがって、中国の原住民（主に漢民族）との利害の対立も生まれなかった。揚州、広州のムスリム虐殺は、彼らが異教徒だからでも、組織的な脅威となっていたからでもなく、単純に彼らの持っている財宝が目的だったと言われる⁵。

海洋貿易の隆盛——宋代

宋代（960～1279）、イスラーム商人はシルクロードを通じて地中海域と中国を結んで活発な貿易活動を行った⁶。海路においても 10～13 世紀、インド洋から東アジア海域にかけて各地に拠点を持ちながら、ヨーロッパ～北アフリカ～東アジアを結んで一大交易システムを構築した⁷。イスラーム商人は、その交易システムを通じて富を蓄積すると同時に、イスラームの普及に一役買った。なお、イスラーム諸国から中国王朝への朝貢は、イスラーム側から見れば、官か民かの差があるだけで、貿易以外の何ものでもなかった。それは中国側も本音としては同じである。中国側の記録では、ウマイヤ朝から 19 回、アッバース朝から 20 回に及ぶ朝貢があったという⁸。

宋代の中国は、北方に遼、金等の外族の圧迫があり、財政面で南洋交易に頼る必要があった。またこのころ、南洋にシュリーヴィジャヤ等のイスラーム王朝が出現し、交易はなおさらに活発となった。1104 年にはイスラーム商人に、港湾だけでなく他の地域や首都開封での交易も許された。これより先、971 年に外国貿易に関わる業務（主に関税の徴収や外国商人の管理）を司る職掌とし

て置かれた市舶司は、その後、杭州、明州（寧波）に置かれ、少し遅れて泉州にも置かれた（1087 年）。

1127 年、杭州遷都以降（これ以降を南宋と称する）、南洋交易は、さらに王朝の死活問題となった。南宋初年における市舶収入は、朝廷の全歳入の五分の一に達したといわれる。当初は一定の場所に限られていた外国人居留地は、城内に雑居する形になった。広州や海南島には、南洋イスラーム国家から、ムスリムの集団移住も行われている。

桑原隲蔵の『蒲寿庚の事蹟』⁹で名高いムスリム・蒲寿庚は、南宋末に、30 年にわたり泉州の市舶司となり、元のクビライが 1260 年、南宋王朝を攻めたとき、福建を拠点とする南宋王朝再興の望みを絶ったとされる人物である。その実力は海を背負って一王朝の命運を決するほどのものであった。

台湾の研究者・張彬村は、その論文「宋代閩南海上貿易の習俗はどのように形成されたか」¹⁰の中で、イスラーム商人は「西暦 700 ～ 1200 年にかけて世界各地に勢力を拡張し、東アジア水域に到達して南洋貿易のネットワークを掌握した。唐代後半期になると、中国と諸外国との海洋貿易を支配し、中国を彼らの貿易ネットワークに引き込んだ。10 世紀も末になると、閩南人はイスラーム商人の船でイスラーム商人に従って東南アジア海域での交易を行い、11 ～ 12 世紀には、彼らの先生であったイスラーム商人と肩を並べるまでに成長した」と述べた。

泉州を中心とする閩南人は 1200 年ころまでにはイスラーム商人の航海技術や貿易のノウハウを「習俗」とするまでに身につけ、人的資源や財貨を蓄積して、南宋王朝の財政を左右するまでになった。閩南地域が、唐の滅亡から宋の初めまでのほぼ 90 年の間、ほとんど政治勢力の干渉を受けることなく、自身の経済的必要だけから海外との貿易を行えたのは、イスラームの恩恵と言ってよい。

12、13 世紀において日本に南宋商人が頻繁に訪れたのには、このような背景があったのである。この間の事情を当時の日本人が知っていたかどうかは分からない。日本の商人が荷主、船主としてイスラーム商人と交渉をもった可能

性は十分にあるが、記録はない。

文化面で特筆すべきは、ギリシャ、インドの天文知識を取り入れて世界をリードしたイスラーム天文学の伝来である。宋太祖（趙匡胤、在位 960～976 年）の時代から、王朝の最高天文機関である欽天監の主要ポストにはムスリムが任じられた。また「回回医薬学」は、宋代において、製薬処方や麻酔薬を使った医療が民間にまで普及している。造船術と航海術は、イスラーム商人の海洋貿易が発展した前提であるが、その技術は唐・宋代を通じて中国の東南沿海地方に伝えられた。

ムスリムの大量移民——元代

続く元代（1271～1368）は、イスラームが質量ともに中国に拡大、浸透していく画期的な時代であった。

モンゴル帝国の版図は中央アジアからベルシャに及び、帝国内の交通は盛んとなり、西方から大勢のムスリムが中国に移住した。色目人として統治階級の一角に属し、技能をもってモンゴル人の中国支配に奉仕した。多くのムスリムは王朝の枢機に携わり、外交、財政及び地方行政に手腕を振るった。

この時のムスリム移住は中国史上最大規模のものであり、回族の祖先の多くはこの時に中国に定住した。中国社会への浸透は広範囲に及んで、「イスラームは天下にあまねし（回回遍天下）」と称された。中国社会への新たな有力メンバーの参入である。それは、信仰に基づく共同体が中国各地に出現したことを意味する。広義に言えば宗教の影響であるが、漢民族等中国既存の住民がその信仰を共有することは、当時においてもほとんど稀であった。

モンゴル人は宗教に寛容であった。クビライは、キリスト、ムハンマド、モーゼと仏陀について、「朕は、どの方も天にあっては最も力あり、かつ最も真実なる方々であるので、この四人にひとしく敬愛を捧げ、救いを賜るよう祈るのである」（マルコ・ポーロ『東方見聞録』）と語ったとされる¹¹。ただ、ここから見て取れるように、それは各宗教の教義を理解した上での寛容ではなかった。畜類の屠殺方法等、モンゴルと違うイスラームの習慣を強制的に改めさせ

るようなこともした¹²。

モンゴル王族のイスラーム入信もあった。甘肅省におけるムスリムの発展は、クビライの孫・阿難答（アナンダ）の改宗とそれに対する皇帝の公許によるものであった。雲南省の発展は、クビライの幕下にあったムハンマドの後裔とされるサイード・アジャッルの存在が大きい。多くの回族が彼のもとに集まった¹³。

軍事面でも、イスラームは一定の役割を演じた。元王朝は「回回砲」といわれる大砲を擁したイスラーム砲兵隊を重用し、また屯田兵として中国各地に定着するイスラーム部隊も多かった。彼らは中国における軍事作戦に参加して功績を挙げた¹⁴。

貿易についていえば、モンゴル帝国の出現は、イスラーム商人にとって中国への安全な通商路の確保を意味した。1263 年前後には元の都（大都）に 2953 世帯のムスリムがおり、そのほとんどは富商であったという。『蒙古史』の記述の中では、ムスリムは「Sautaghul」すなわち商売に長けた民族と訳されている。

文化面では、「回回医学」が、従軍イスラーム医師の中国来訪を契機にさらに発達し、専門のイスラーム医学機関も設けられ、伝統の中国漢方とほとんど並び立つまでになった。イブン・シーナー『医学典範』等を中心とするイスラーム医学書の漢訳も行われ、その成果は大部の『回回薬方』として結実した。

中国の天文学は、元代が最盛期といわれるが、それを代表する郭守敬「授時歴」の発明には、イスラーム天文学及び天文儀器の発達と伝来が預かって力があったという。「授時歴」には、球面三角法等のイスラーム数学の知識も活用された。また、イスラーム建築は、元代に中国へ移住させられた大量の建築技術者とともに中国に伝来した。大都（のちの北京城）宮殿群の設計はイスラーム建築家によるものとされる。中国内に続々と建築されたモスク（清真寺）もイスラーム建築の精髓を示すものである¹⁵。また、乾燥地帯である西アジア、中央アジアで発達した水利灌漑技術が、イスラームとともに中国にもたらされた。ことに雲南で行われた滇池の水利工事は、雲南のその後の発展の基礎

となった。

元代から明代はじめの時期は、故郷（アラビア、ペルシャ）と切り離されたムスリムが、「客」としてではなく、イスラームを信仰する中国人（回族）になる過程にあったといえる。圧倒的多数の漢民族に対して優位な地位を保ちながら、しかも一定の独自性を許されて定着できたことは、回族の存続に大きく作用したと思われる。少なくとも回族はこの時期に、自らの共同体の基礎を打ち立てることができたのである。

以上に述べた中国イスラームの第一期は、イスラームが全世界を席卷し、今に至るも世界各地に多くのイスラーム圏を形成することになる歴史的ファクターが、そのまま中国にも波及した時期であった。それは、宗教、軍事、貿易、学芸、移民の5つのファクターにまとめることができると思う。

宗教のファクターについては、拙論「イスラームと儒教の親和性について」(拓殖大学イスラーム研究所『シャリーア研究』第11号、2014年9月)で指摘したとおり、イスラームの神学、哲学が、中国の主流思想であった儒教に影響を与え、朱子学として大成する宋代の新儒学形成に預かって力があつた。ただ、その影響は、中国文化の核心部分に入り込んでいたために、かえって見えにくい。他の文化的影響についても、優れた外来文化を自らの文化として融合する中国文化自体の持つ特性から、早い時期に中国文化に融合し、見分けがつかなくなっている。

中国には、仏教、イスラームや三夷教（ゾロアスター教、ネストリウス派キリスト教、マニ教）以外にも、さまざまな宗教が流入してきたと想像されるが、外来の宗教、または宗教によって存続する外来集団が、中国で根を張ることは困難であつた。世界に遍く伝播するユダヤ教でさえ、10世紀北宋の初め、首都開封に移り住んだユダヤ人コミュニティは、最後の数家族を残して消滅してしまった。西域または東南沿海部を経由して伝来した宗教は、仏教とイスラームを例外としてほとんど絶滅した。紆余曲折はあつたが「民族」として命脈を保ったのはイスラームのみである。

唐代の道教一尊、いわゆる会昌の法難によって、仏教を含む外来宗教が追放処分になった時、前述のとおりイスラームだけは難を逃れた。唐代の中国人にとってイスラームは、唐とは異なる法律、制度を持った一つの国家であり、宗教である前に世俗的な勢力であった。唐王朝がイスラームを宗教と見なさなかったこの時の判断は、その後の中国王朝にも影響したと思われる。

イスラームは、宗教を積極的に広めることなく、外来宗教として漢民族の精神世界に入り込むことを、おそらくは意図的に避けた。したがって宗教的な支配権や政治闘争とは無縁であった。歴代王朝の皇帝の近臣や後宮に回族が多かったとされるのは、そのためであろう。王靈桂は、イスラームは「中国において久しく『異俗』と見られており、政治、宗教の抗争に超然としていた」と述べている¹⁶。

宋代にあつては、イスラームは富をもたらす豊かな交易のパートナーであった。宗教的野心を疑われることは更になかったし、ムスリムは基本的に海洋を往来する「客」であった。中国の周辺には常にイスラーム国家が存在し、その国との交流に国内のムスリムが必要であった面もある。明代初期におけるムスリム鄭和の艦隊派遣がその最後の例であろう¹⁷。

世界帝国であった元王朝にあつて、ムスリムの移住は急激に進んだ。支配者はモンゴル人であり、移住したムスリムは統治者側にあつて、いわば優位な形で中国に定着したが、ムスリムはモンゴル人と違い、基本的に収奪者ではなかった。そればかりか、モンゴル人の必要に応じたものではあったが、貿易によって、また当時の最先端の技術を中国に将来することで、イスラームは中国に恩恵を与えたのである。

一方、移住したムスリムは、被統治者側の文化を学ぶ必要がなく、本国に居た時と同じような生活を維持することができた。言語も、もちろん漢語は学んだであろうが、多数の言語が公用されていたから、日常会話ができれば、ペルシャ語、アラビア語やトゥルク語とのバイリンガルで、生活に支障はなかったと考えられる。移住者は移住者の集団としてそのまま共同体を構成し、気兼ねなく信仰生活を維持することができたであろう。元代において各地に出現した

イスラーム共同体は、朝廷の庇護、監督のもとで、制度的に確立していった。

Ⅱ 第二期——回族の形成と発展

漢民族王朝が復活した明代の後半以降においては、イスラームからの直接的な影響は跡を絶ち、中国におけるイスラーム・ファクターは、中国領内に定着したムスリム（回族）に限定されていく。周辺イスラーム世界との間には、その後も断続的に交流（マッカ巡礼に伴うもの等）はあったが、それはあくまで回族内部での事件であって、漢民族を中心とする中国社会全般に還元されることはほとんどなくなった。明代後半以降から現代までのほぼ 500 年は、回族にとって、信仰と共同体を維持するための奮闘の時代であると見ることができる。

「大分散、小集中」——明代

明代（1368～1644）に入って、回族の境遇は一変する。明王朝は漢民族王朝であり、ムスリムの身分的優遇はなくなった。明太祖は洪武元（1368）年に「復衣冠如唐制」の詔書を公布して、胡語、胡服、胡姓や、色目人同士の婚姻等を禁止した。異民族として迫害を受けた例もある。また、民間による海外貿易が禁止された（海禁）ために、回族は域外のイスラーム圏との交流の道を狭められ、大きな逼塞感を味わったことであろう。と同時に漢民族から同化の圧力も感じるようになったと思われる。明代初期、ムスリム鄭和の外洋艦隊に回族が多数乗り込み、東南アジアの各地に残留したことはよく知られているが、それもこの同化の圧力によるものかもしれない¹⁸。

明代中期以降、ムスリムは「大分散、小集中」の居住方式で、農・商を兼ねた経済活動を行い、漢民族と同じ漢語を使用し、中国という国の実情と物質生活、精神生活に適応したことが、多くの文献から見て取れる¹⁹。ムスリムの居住形態は、数十世帯から数百世帯の「坊」単位から、村落、街（通り）、郷鎮、州・県単位までさまざまであった。

中国定着に伴う生業の多様化によって漢民族との住み分けが崩れると同時に、ムスリム社会内での貧富の差が激しくなった。富裕層の回族は、色目人の特権を失ってから、朝廷内で重用されたが、貧窮層は、漢民族との共存に戦々恐々の日々を送った。

精神面について言えば、エリート層が儒教的な教養を含めた思想上の研鑽に進む一方で、貧窮層は、信仰の維持に困難を感じた。当時すでに圧倒的多数の回族は、アラビア語やペルシャ語の経典を読むことができず、中国語の解釈を通じてしか経文を理解できなかった。このような事情から生まれたのが経堂教育である。

胡登洲が創設したとされる経堂とは、漢語を母語とするムスリム子弟に、最低限の語学（アラビア語・ペルシャ語）と『クルアーン』の教育を行う機関である。中国におけるイスラームの継承に大きな貢献があった。その源流はスーフィー教団である。経堂教育のテキストは、『クルアーン』及びその注釈、文学、教法類以外の教義教理に関する分野を除き、すべて 12、3 世紀にイスラーム世界を席卷したスーフィズム、すなわちイスラーム神秘主義に関わると言われる²⁰。

中国のイスラーム社会にも一大変革をもたらしたこのスーフィズムの伝来は、南宋時代に東南沿海地方を訪れた流浪のスーフィーによる活動が最初だとされるが、明代中期以降、中央アジアのブハラ、サマルカンドから新疆に有力なスーフィー教団が伝来し、甘粛、青海、寧夏に続々と浸透していった。明末清初に膨大なイスラーム経典の漢訳を行った回儒（儒教の教養を持つイスラーム学者）の出現は、それ以降のことである。

この回儒による翻訳事業も、経堂教育と並んで、中国イスラームの維持・発展に寄与した。当時の主流文化であった儒教との親和性を強調することで、漢民族との摩擦を免れるとともに、非イスラーム国家におけるムスリム（回族）の信仰のあり方に一つの方向性を示した。これについては、拙論「イスラームと儒教の親和性について」（前掲）に詳しい。

スーフィズムの流入により西北地域に大小の教団が出現した。これらの教団

はのち「三大教派四大門宦」と呼ばれる。三大教派とは、カディーム派、イフワーン派、西道堂派、四大門宦とは、ジャフィリーヤ、フフィーヤ、クブリーヤ、ガーディリーヤを言う。33の支流があるという。門宦は、スーフィズムの教団の派別を言ったものである。主に甘肅、青海の交通の要衝に拠点をもった。これらの地域には、屯田として、またチベット族との農畜産物交易の市場としてムスリムが集住していた。

門宦は、『クルアーン』『ハディース』と五行（イスラームの信仰を支える5つの行為——信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼）の順守に加え、静坐修行、ズィクル（念経）を重んじた。教主（イマーム）と呼ばれた門宦の指導者は、信徒を天国に導く者とされ、絶対服従を要求した。また教主の墓所は、ゴンバイとして参詣の対象ともなった。教主は世襲であり、教団のモスクや共同体の運営は、教主が統括した。

ムスリムの受難と革新——清代

清代（1683～1911）は、イスラームにとって受難の時代とイメージされている。ただ、迫害は朝廷の意図するところではなく、地方官僚の搾取や誣告によるものがほとんどであった。朝廷からの救済金を現地の地方官僚が着服したことに端を発した甘肅の賑災事件は、その典型である。回族だけでなく、貧しい民衆すべてが被害者になったのだが、回族だけが声を挙げて反抗に及んだということだと思う。宗教によって引き起こされたのではなかった。地方官僚は何とか管轄地域の回族を貶めようとするが、朝廷はそれを拒んでいる。ただ、地方官僚がどんなに横暴でも、それによって反乱を起こせば、朝廷は反乱者として回族を厳罰に処するしかない。

中国イスラーム最大の哲学者とされる回儒・劉智の著『天方至聖実録』の附録に海富潤事件の顛末が記されている。清朝乾隆帝の時代、劉智の著書を、版元ともいべき袁国祚が、人をやって遠隔地のムスリムに届けようとしたところ、途中で官憲に捕まった。広西巡撫の朱椿は、劉智の著作を読んで、その内容が皇帝をないがしろにするものと判断した。孔子以外の人物（ムハンマド）

を至聖と称して尊奉している等々の理由を連ねて、「反乱である」と乾隆帝に上奏した。乾隆帝は自ら劉智の著書を読んだ上で、「これは昔から中国のムスリムが相伝えてきた教えである」として、無罪放免にした。乾隆帝はさらに臣下に対して「お前たち凡人には神や神秘的な事柄はわからない。だから、こういうもので無実の者を罪に陥れようとしているのだろう」と、告発者を叱責した。危機的な事件であったが、これによってかえってイスラーム漢訳本が乾隆帝の天覧に浴し、それ以降、劉智の著作は天下御免になった。

明代の「海禁」が解けて、中国からマッカ巡礼や留学をするムスリムが増えた。清の雍正 6 (1728) 年には、中国においてフイーヤ教団の創始者となる馬来遅がマッカに巡礼した。その翌年には、のちにムスリム反乱により殉教することになる甘肅の馬明心がマッカ、イエメンに留学して、中国にジャフィリーヤを将来した。

時代は下るが、1841 年には、雲南大理の馬徳新がマッカに巡礼し、その後カイロ、アレクサンドリア、エルサレム、キプロス、イスタンブール、ロードス島、アデン、シンガポールなどを遊学して各地のイスラーム学者と幅広く接触した。ヨーロッパ世界に侵食されつつあった国外のイスラーム世界情勢をいち早く知った馬徳新は、いわば中国イスラームの存続をかけた回族啓蒙運動の中で、儒教との新たな共存関係を模索したが、中国国内の政治情勢の中に飲み込まれてしまった。馬徳新は最後期の回儒の一人である。

ウェスタン・インパクトと回族の近代化——近代

19 世紀中葉、阿片戦争を契機として、ウェスタン・インパクトが中国全体を襲い、民族の団結、国家の統一が叫ばれた。中国イスラームにとっても、中国の一員としてそのために尽力するのが急務と考えられた。思想的にも団結、統一の方向にむかった。民国前後のイスラーム指導層は次のように考えた。

- (1) 国家の命運は民族、宗教の命運より大切である。
- (2) 回と漢の団結が必要である。
- (3) 宗教は改良できるし改良しなければならない。宗教もまた時代の趨勢

から変化し適応しなければならない。

(4) 宗教の改良には、経済、文化、教育の発展から着手すべきである²¹。

中国国内が近代化を模索する中で、イスラーム社会も安閑としてはいられなかったのである。国難は彼らにとっても同様であった。こうして、中国の近代化に歩調を合わせ、中国語を通じて近代西洋思想を学んでいこうとする新しい形のイスラーム知識層が出現した。伝統的な回族社会にとって、回儒の出現以上に画期的な変化であったかもしれない。

1911 年、清朝が倒れ中華民国が成立した。王朝の崩壊と民主共和国の出現は、民族政策上に大きな転換を必要とした。当初、駆除韃虜、すなわち支配民族である満洲族打倒を唱えた国民党は、中国には一つの民族、すなわち中華民族しかないと主張した。風俗習慣の異なるエスニックグループも同じく中華民族の大家族の一つだとする考えから、回族もまたイスラームを信仰する漢人であるとみなされた。ただ、イスラームは少数民族により信仰されているから、ある程度、少数民族の宗教であるという微妙な解釈であった。

回族内部で近代化に取り組んだ一群の学者がいる。四大アホン（阿訇、阿衡。広義のイスラーム学者）と称された哈徳成、王静斎、達浦生、馬松亭らである。哈徳成は海外を拠点とする貿易で成功したが、1924 年に帰国して上海で中国回教学会を創設。月刊誌を創刊して中国ムスリムの啓蒙に務め、『クルアーン』の漢訳を行った。1928 年には、上海伊斯蘭（イスラーム）師範学校を開校している。馬松亭はそれに先立つ 1925 年、山東省済南に成達師範学校を設立した（のち北京に移転）。国民としての意識とムスリムとしての宗教意識を備えた新時代の宗教指導者を養成する機関であった。王静斎は、「中（漢語）阿（アラビア語）兼修」を唱え、イスラーム經典の漢訳事業に取り組み、政治運動にも熱心であった。

中国共産党は早い時期から、イスラームを信仰する民族としての回族を、少数民族の一つとして認めていた。1949 年に政権を奪取し中華人民共和国が成立すると、1956 年には、國務院の「イスラームの名称問題に関する通知」（關於伊斯蘭教名稱問題的通知）で、今後は「回教」という名称を一切使用せず、

一律「伊斯蘭（イスラーム）教」と称することとした。この名称の変更は、イスラームを世界宗教の一つであり、中国及びその文化から言えば外来のものであることを際立たせたものである。

その前年の 1955 年 7 月に「集団巡礼」が実現したことは、象徴的な事件であった。きっかけは同年開かれたバンドン会議（第 1 回アジア・アフリカ会議）で周恩来総理がサウジアラビアのファイサル首相に巡礼ビザの取得を申し出たことによる。同会議には宗教顧問として中国伊斯蘭教協会副主任の達浦生が同行している。また同年、中国伊斯蘭教協会によって中国伊斯蘭教経学院が北京に創設された。回族はこうして、イスラームを信仰する少数民族として中国に確固たる位置を築いたかに見えたが、1960 年代～70 年代前半のいわゆる文化大革命では、イスラームだけでなく、あらゆる宗教が完膚なきまでに弾圧された。儒教もまた同じ運命をたどる。

中国イスラーム史の第二期は、回族という中国定住イスラームの形成期である。中国の広大な領土から見れば分散しているが、各地に拠点を形成して集中的に暮らしてきた（「大分散、小集中」）。時代により程度の差はあるが、日常においては清真寺（モスク）を中心に一定の自治と自給自足を実現している。中国ムスリムは、自身の共同体をウンマ・イスラミーヤと見なして、そこに別天地を作り出そうとした。各地に散在するイスラーム居住地为単一民族の集団でなかったことは、より純粋な形でイスラームの信仰を中心とした共同体運営に役立ったと思われる。ルーツはさまざまであるが、基本的には本国（故郷）を遠く離れた同じ境遇にある。

一つの共同体は同じ信仰によって他の共同体と連絡を持ち、移動もあった。共同体の宗教的指導者である掌教や教長を他の共同体から招請する例は少なくない。それは共同体内に一定の流動性を保証した。もちろんそれぞれの共同体は一体となって、一つのイスラーム共同体（ウンマ・イスラミーヤ）を構成すると見なされていた。

移動が少なく地方官僚の汚職や横暴に忍従せざるを得なかった漢民族の集団

(宗族)と違い、中国ムスリムは横の連携をはかって反抗することもできた。不幸にして虐殺の悲劇は起こったが、平時においては、いわば圧力団体として、小規模ながら侮れない勢力と見なされたものと思われる。共同体相互の連絡は、ときによりの遠隔地にも及び、回族同士には、漢民族にないネットワークがあった。基本的に交易を生業としてきたムスリムの特色であろう。

「大分散、小集中」の局面には、歴史的に抑圧を受けて生活の領域を狭められたという要素は当然あるだろうが、そのような不可抗力を経て、結果的に見てちょうどよい規模になったともいえる。大きすぎればその地域全体に対する脅威になる。また小さすぎれば、限定的ながらも自治が行えない。

イスラームは都市の宗教である。移住ムスリムは、中国の広大な農村地帯に興味を持たなかった。ムスリムは基本的に商業、畜産等に従事して、漢民族と利益を争うことも少なかった。つまり漢民族との棲み分けが出来たのである。

また回族は、漢民族とともに未開地を開発した歴史をもつ。雲南省のように先駆的な役割を果たした地域もある。回族が多数を占める地方都市や農村もあり、抜き差しならない社会的な関係を他民族との間に築いてきたと言える。

回族は自らを異分子であり少数派であると意識している。時に排外的と見られることもあるが、シャリーア(イスラーム法)に反しないと解釈できる範囲で、漢民族の習慣を取り入れ、それをシャリーアの中に位置づけた。「法」が執行できない分だけ、漢民族と共通する「礼」の部分が発達した。シャリーアには本来、刑罰をとまなう「法」とともに、信仰とウンマを維持するためのさまざまな「礼」が含まれる。このような姿勢を妥協とみる批判も多かったが、時勢が許せば回族は、積極的に国外のイスラーム圏と交流し、またマッカ巡礼を契機に新たな思潮を導入することにも熱心であった。

Ⅲ 第三期——現代

1970年代末から始まった「改革開放」は、社会主義ばかりでなく、宗教、民族問題も棚上げにして、経済発展を打ち出した国策であった。それが現在に続

く、いわば宗教、民族の小康状態である。

本論冒頭で述べたように、現在、中国でイスラームを信仰しているとされる少数民族は 10 民族である。その内訳を 2010 年第 6 次人口普查資料（国勢調査）から見てみる。各民族の人口を併せ表示した。

回族 1058 万 6087 人

ウイグル族 1006 万 9346 人

カザフ族 146 万 2588 人

トンシャン族 62 万 1500 人

サラール族 13 万 607 人

タジク族 5 万 1069 人

ウズベク族 1 万 569 人

ボウナン族 2 万 74 人

タタール族 3556 人

キルギス族 18 万 6708 人

合計 2314 万 2104 人

前回 2000 年の調査では、回族人口は 981 万 6800 人。約 77 万人の増加で、少数民族中第 2 位だった満族（1038 万 7958 人）をわずかに抜いて、中国 55 の少数民族中、チワン族（1692 万 6381 人）に次ぐ第 2 位となった。

中国イスラームは、ほとんどがスンナ派に属し、法学派の区分ではハナフィー派に属する²²。ハナフィー派は、四大法学派の中でもっとも柔軟な法解釈が可能だとされる²³。ちなみに上記 10 民族のうち、タジク族のみがシーア派である。またウイグル族の一部に 12 イマーム派を信仰するムスリムがいる。

上記諸民族の形成は、いずれも歴史的に複雑な経緯をたどった。回族は前述のとおり、多くの民族的ルーツをもつグループがイスラームという宗教によって一括りにされた統計上の民族であり、厳密に言えば民族ではない。いわば「宗教が先、民族が後」である。民族と宗教の関係から、回族以外の 9 民族を分類すれば、ウイグル、カザフ、タジク、ウズベク、タタール、キルギスの 6 民族は「民族が先、宗教が後」と言える。この 6 民族は、すでに民族としてのまと

まりをもったグループがのちにイスラーム化した。国境が確定されて、その一部がたまたま中国領内にあったというケースである。したがって彼らは、国境を跨いで周辺国に同じ民族の繋がりを持っている。その存続と形成にイスラーム信仰が重要な役割を果たしたことは明らかであるが、回族とは違い、民族意識を持つか、持ちえる人々である。ウイグル族が強い独立意識を持っているのは周知のことである。

トンシャン族、サラール族、ボウナン族の3民族のルーツは定かでない。血統的にも言語的にもさまざまな要素が融合して、イスラーム信仰を拠る所に一民族としてのアイデンティティを形成した。中国領内において独自に形成された点は回族と似ているが、彼らは回族と違い独自の言語を伝え、民族としての意識を持っている。言ってみれば「民族と宗教に前後の別がない」グループである。彼らは青海省、甘粛省の限られた地域に居住している。清代には、ジャフリーヤ派の反乱の際に弾圧を被った。いわば孤立無援のムスリム集団である。

これら諸民族は一定範囲内の自治を許されている。直轄市・省レベルの自治区として、人口1000万を超える新疆維吾爾（ウイグル）族自治区がある。新疆にはさらに3自治州、4自治県がある。回族の居住区としては、人口100万を超える寧夏回族自治区があり、甘粛に1自治州がある。県レベルでは甘粛に4、青海に5、雲南に2、河北に2、貴州に1つの自治県がある。「自治」を持たない回族の多くは、市・県の下に設けられている「回民小区」に数千から数万人規模で集住している。漢民族を中心とする他民族と雑居して、漢民族との同化が進み、まったく見分けがつかない回族も多数に上る。寧夏に次いで回族人口が多いのは、100万人以上を擁する青海省。あとは河南、雲南、河北、山東の順にそれぞれ50万人以上の回族がいる。回族以外のムスリムは、新疆維吾爾（ウイグル）族自治区のように大なり小なり民族ごとに大きな集団で暮らしているが、回族の場合は、中国のほとんどの省に、都市、農村の別なく小集団で暮らしている。「大分散、小集中」といわれる所以である。

中国イスラーム史の第三期は、現代中国の改革開放から始まる。前述の「宗

教、民族の小康状態」は、憲法に信教の自由が保障され、少数民族の優遇政策が実施されているという現状の基本的枠組みを言ったものである。

宗教について言えば、イスラームばかりでなく、すべての宗教が、本来無宗教であり反宗教である共産主義とは本質的に相容れない。近代においてキリスト教は、少なくとも中国人の側から見れば西欧帝国主義の手先であった。建国早々の共産党政権が宗教に対して敏感であったのは、十分理解できる。文化大革命における宗教弾圧にはそういう背景があったが、実際は、政治的混乱の中で派生した(派生と言いうにはあまりにも重大な影響を及ぼしたが)惨禍であった。中国共産党も、その前の国民党を含む中国歴代の政権と同様、基本的に宗教には寛大であった。無理解無関心とも言える。ただ、宗教は、それを拠り所として政権を脅かす存在になる可能性があるため、常に政権の中に取り込んで、その制約の中で宗教活動を許してきた。そこから逸脱した場合は、宗教を批判するのではなく、宗教を政治的に利用した活動として制圧したのである。

イスラームの場合は、上記 10 民族を横断する形で中国伊斯蘭教協會が新中国成立まもなく発足した。ムスリムにとって唯一の宗教組織であり、完全に国家行政系統の中にある。有力な宗教指導者(イマーム)はすべてこの組織の中に役職を持つが、実際の組織運営は共産党である。ムスリムにとっての大学である伊斯蘭經学院や、イスラーム関連の雑誌、書籍の出版事業も、協會が政府の援助を受けて運営している。協會の管理から逸脱した活動は、宗教活動ではなく、非合法の政治活動と見なされるのである。

民族の場合も、固有の風俗習慣に関しては、民族の活動として容認するが、それらを逸脱する活動——重大な例としては独立運動——については、民族問題でなく政治問題として対処する。ただ、民族はそのまま一つのまとまった勢力であるから、宗教のように完全に掌握することは難しい。現政権は、むしろ懐柔によって共存をはかるべく、少数民族に対して優遇政策を実施している。最大多数の漢民族は人口の優位から、黙っていても少数民族を圧迫することになる。優遇政策は、双方から批判が起きないように、微妙なバランスによって実施されている。

少数民族への優遇には、主に次のようなものがある。

1、計画生育政策の適用緩和：すなわち一人っ子政策の適用を受けない。中国共産党はごく最近、一人っ子政策の廃止を決定したが、1979 年から厳格に実施された同政策は 2 世代にわたり、儒教的伝統から根付いてきた家族中心の漢民族社会に大きな影響を与えた。

2、進学の優遇：入試に当たっては点数の上乗せ（下駄を履かせてもらえる）があり、学費も減免される。漢民族より教育機会にも恵まれ、大卒者の割合も多いと言われる。

大卒後の留学や、職場における昇進等にも優遇がある。民族のバランスを考慮してのことである。回族の場合はこの他に、専用墓地の割り当て（ムスリムは信仰上の理由から土葬でなければならない）や、出国の便宜（マッカ巡礼に際しては補助もある）といった独自の優遇措置がある。

また、ムスリムの伝統的な職業である貿易や宝石・毛皮の加工等手工業は、改革開放の恩恵を直接蒙っており、職業的にも漢民族に比べて優位に立っている。筆者が 2010 年に訪れた雲南省のイスラーム村・納古鎮は人口 1 万人のうち回族が 7000 人を占める田舎の村であるが、鉄工業が盛んで生活はとても豊かである。また同村の豪壮なモスクで知り合ったムスリム男性は、4 人の息子を持ち、いずれも大卒で、2 人はカナダ留学だという。

優遇政策は、中国史の中でこれまで基本的に底辺を構成してきた少数民族にとっては恩恵であり、現代中国の安定と発展に一定の役割を果たしていると思われる。

信仰喪失の危機

第一期に「客」として中国とイスラーム圏を往来し、貿易によって巨万の富を得、中国領内ではほとんど治外法権的な優遇を与えられていた頃とは比べられないが、第二期以降のあらゆる時代に比して、中国ムスリムの現在の境遇は恵まれているといってよいだろう。宗教活動への支援や少数民族としての優遇を享受する他、他の少数民族とはちがひ、中国ムスリムは国外に十数億の同胞

をもち、イスラーム諸国と宗教上貿易上の交流が容易に行なえる。実際、ここ 30 年の動きは活発であり、モスクの建設等ではこれらの国から援助も受けている。今のところ中国政府は、そうした動きを容認している。

冒頭に紹介した回族・張承志は、このような一見とても恵まれている境遇の中に、信仰の危機が潜んでいると警告する。経済活動によって裕福となったムスリムが、いわゆる「拝金主義」に毒されるという全般の傾向だけでなく、前述のように宗教活動を政府の支援に仰ぎ、少数民族としての各種の優遇を享受することから来る依頼体質を問題視するのである。

アイデンティティを如何に保持するか、という質問は、千数百年の間、信仰を保ち続けた回族に対しては愚問であった。アイデンティティなどという概念ができる前から、アイデンティティの問題は彼らの最重要事であり、彼らはそれを実に多様で柔軟な姿勢で克服してきた。筆者は、その究極の形が「回族」という概念——統計上は民族の分類だが、本来的には宗教の分類——にあると考えているが、同時に、この回族という概念そのものに、信仰の危機が集約されているとも考える。

中国伊斯蘭教協會の公式統計によれば、現在中国国内には、全国で約 3600 座のモスク（清真寺）がある。モスクは言うまでもなくムスリムの信仰の拠り所であり、中国では多くの場合、生活の拠点でもある。地域別人口当たりで見ると、新疆、寧夏、甘肅、青海ではおおむね人口 500 人前後につき一座の清真寺があるが、他の地域では 1000 人から数千人までばらつきがある²⁴。福建省に至っては 10 万人以上の回族に対してモスクが 5 座しかない。

福建省は極端な例であるが、モスクの分布を見る限り、同省では大半の回族が信仰を失っているのは明らかである。前述のとおり福建省は、唐宋から元代にかけて中国におけるイスラームの一大拠点であった。中でも泉州を中心とした閩南地域は、広州や杭州と並び、最初期にイスラームが伝来した地域であり、いわゆる海のシルクロードを伝ってイスラーム商人が来訪、定着し、アジアにおける海洋貿易の拠点となった都市である。

筆者は、2008 年 11 月、「海上交通とイスラーム文化」シンポジウムに参加し

た機会に、泉州市の回族関連の施設をいくつか訪ねた。

泉州の清浄寺は、中国最古のモスクの一つで、1009 年（北宋）の創建、1310 年（元代）の再建と言われるが、残存する石碑（漢文とアラビア語）の記述と史書『閩書』の記述に百年単位の食い違いがあり、正確な年代は分からない。シリア・ダマスカスのモスク建築様式といわれる²⁵。この清浄寺は、道教系の寺院である関帝廟に隣接しており、また歩いて 2、3 分のところに府文廟（孔子廟）もある。関帝廟の喧騒とは対照的に、清浄寺はひっそりとしている。管理人の男性が一人と菜園の係の女性が一人常駐しているが、いずれもムスリムではない。聞けば、金曜日の礼拝ごとに青海省から招いたイマームが来るとのことであった。といっても礼拝に来る人は、僅かだという。シンポジウム主催者側の回族学者によれば、泉州在住の回族のうち信仰をもっているのは 500 人に満たないという。その回族学者自身、泉州定住後 22 代目の回族であるが、6 代目から信仰を失っていると述べている。そこからでも四、五百年はたっているはずである。

『泉州府志』という泉州の地方史に「回半城」「蒲半街」という言葉がある。「回」はムスリム、「半城」の城は泉州城内を指す。つまりムスリムが住民の半分いたということである。また「蒲半街」の「蒲」は泉州で著名なムスリムの一族。清浄寺のある塗門街の半分がその一族の家宅であったという意味である。前述した蒲寿庚はその一族である。昔日の面影は、少なくとも泉州市内ではまったくうかがえない。

シンポジウムは「海上交通とイスラーム文化」をテーマとしていたから、参加者には国内のムスリム学者も多かった。期せずして各地の中国ムスリムが一堂に会した形になったが、講演の合間に懇談する中で、葬儀のことが話題になった。筆者の質問に、泉州の回族が、葬儀は火葬で行っていると答えたので、筆者ばかりでなく各地から参加していたムスリムも仰天した。さらに仰天したのは、泉州の回族が、イスラームにとって火葬がどのような意味を持つかを理解していなかったことである。つまり、信仰を失ったばかりでなく、イスラームに関する知識もなかった。それでも彼らが回族と自称するのは、古くは唐代以

来の族譜（家譜、家系図）を残しているからである。

彼らはいわばムスリムの後裔というに過ぎず、イスラーム信仰とはまったく無縁であるが、戸籍は回族である。彼らをも包摂する回族という概念は、数百年の歴史を背負った概念であると言える。福建省は特別な例であるが、近年、少数民族としての優遇を得るために、例えば婚姻に当たって、信仰を持たない漢民族が、回族として登録される例が増加している。このような信仰を持たない回族の存在は、信仰を持つ回族の躓きの石になる可能性がある。

回族の直面する課題

中国は近代以降、時代遅れとされた儒教を捨てて、最先端と思われた共産主義によって統一され、現在、やはり最先端と見られる西洋の科学技術や資本主義を積極的に取り入れ、制度面でも大きな変革を遂げている。中国イスラームにとって、過去において強調された儒教との親和性は、新たに構築されつつある中国文化の中では、あまり積極的な意義をもたない。時折現れる伝統文化の再評価の流れ（文化熱）や民族主義の高揚に、儒教や仏教とともに存在感を主張するのか、或いは近年唱えられ始めた文化の多様性の流れに乗って外来文化としてのイスラームを強調し、イスラーム諸国との交流を深めていくのか。「回族」という民族でも宗教でもない身分が、彼らの微妙な地位を物語っている。

中国政府は現在のところ、この問題に取り組む様子はない。同じくムスリムが多数を占める新疆ウイグル族は、あくまでこれを民族と見なし、その独立運動を民族問題、しかも民族を逸脱する政治問題と位置付け、慎重に宗教と切り離して対処している。回族は、政府と阿吽の呼吸をはかるように、少数民族でありながら、宗教団体としての活動に徹しているように見える。それ以上に、中国全体の動きに合わせて経済活動に熱心である。

中国国内におけるウイグル族等のイスラーム諸民族と回族との関係は、興味あるところだが、現在のところ交流はあまり進んでいない。もちろん同じムスリムとしての親しみはあるが、言語の問題が大きいという。かつ回族は、「内地回族」と自称して、その違いをアピールする。ウイグル族の独立運動に関心

がないわけではないが、反政府的活動には懐疑的であり、中国政府に対してそれを常に表明している。中国イスラーム内部は一枚岩ではないのである。

中国伝統文化の傍系文化の一つとして、近代中国が失ったものを保持している（限りなく儒教に近い）という点は、消極的ではあるが、もしかしたら比較的穏当な形で回族を存続させる方法かもしれない。外来宗教としてのイスラームを強調し、イスラーム圏との交流を深めることは、今後、中国政権の中における回族の存在感を高める要素とはなるものの（台湾においては、外交的な配慮のもとにイスラーム優遇がはかられた）、現代世界のイスラーム情勢（というよりは、そこから来るイメージ）と、独立志向をもつウイグル族に対する国内の批判が、中国イスラーム全般に及ぶ可能性があるからである。

現在の中国では、宗教問題ならば交渉が可能であるが、民族問題は有無を言わせぬ圧力の対象になる。しかし一方で民族を表に出さなければ優遇を得られないし、発言権もない。中国イスラーム社会は、常に微妙な立ち位置によって最大の利益を獲得しようと努めてきた。千数百年の中国の興亡を見てきたイスラーム社会の知恵は今後、どのように活かされるのか。注目していきたい。

●注

1. 使節を派遣したのは第三代正統カリフ・ウスマーン。大食国の朝貢は、一説に海洋経由ともされる。朝廷間の公的な交流と、都長安を中心とする中原における展開とは別に、イスラームは、商人を通じて南中国の沿海都市にも伝わっている。
2. 李興華・秦恵彬・馮今源・沙秋真『中国伊斯蘭教史』（中国社会科学出版社、1998年5月）46ページ。中国語ではウマイヤ朝を「白衣大食」、アッバース朝を「黑衣大食」と呼んでいた。
なお、本論では以下に『中国伊斯蘭教史』と略す。同名の王靈桂著『中国伊斯蘭教史』（中国友誼出版公司、2010年7月）は、著者名を冠して「王靈桂『中国伊斯蘭教史』」と表記する。
3. 『中国伊斯蘭教史』は、彼らイスラーム兵の中国定住をもってイスラームの中国初伝としている。
4. 王靈桂『中国伊斯蘭教史』201ページ
5. 『中国伊斯蘭教史』49、50ページ

6. 9～10 世紀のイスラーム商人の海洋貿易については、アラビア側の資料として『シナ・インド物語』（イブン・ザイード著、藤本勝次訳、関西大学東西学術研究所、1976 年 3 月）がある。
7. ジャネット・L. アブー＝ルゴド（Jnet L. Abu-Lughod）著『ヨーロッパ覇権以前』（Before European Hegemony）（岩波書店、2001 年）は、ヨーロッパ人が 16 世紀に始まると主張する世界システムが、すでに 13 世紀においてイスラーム世界を通じ八つのサブシステムを連絡する形で作られていたとする。
8. 『中国伊斯蘭教史』9 ページ。
9. 『蒲寿庚の事蹟』東洋文庫、1989 年。原刊は大正 12（1923）年、上海東亜研究会
10. 2008 年 11 月泉州で開催された「海上交通とイスラーム文化」シンポジウムに提出した論文。張彬村は、中央研究院海洋專題研究センター研究員（当時）
11. 青木一夫訳『東方見聞録』96、97 ページ
12. 『中国伊斯蘭教史』によれば、クビライは屠殺をモンゴルの習慣でおこなうことを命じたが、これに対しイスラーム商人は、献上品を故意に少なくし、税収がなくなるように仕向け、この命令を撤回させることに成功している（185 ページ）。
13. 張承志『回教から見た中国』中公新書、1993 年
14. 中西竜也『中華と対話するイスラーム』（京都大学学術出版会、2013 年 3 月）によれば、「明朝を滅亡に追いやった明末の大流賊、李自成の反乱軍中に、老回回こと馬守應のひきいるムスリム勢が有力な一翼をなしていた」（20 ページ）という。下って清朝末期、太平天国の乱に呼応した雲南の反乱軍を主導したのはイスラームであった。近代においてもその強悍さを謳われたイスラーム部隊は、国共内戦にも活躍した。実は先の大東亜戦争時、日本軍もその統率力とネットワークに着目していた。
15. 中国のモスク建築のついては、楊桂萍・馬曉英『清真長明——中国伊斯蘭教』（宗教文化出版社、2007 年 11 月）第 7 章第 2 節参照
16. 王靈桂『中国伊斯蘭教史』204 ページ
17. 岡本弘道は桃木至朗編『海域アジア史研究入門』（岩波書店、2008 年 3 月）の「第 5 章 明朝の国際システムと海域世界」の中で、鄭和の遠征は「明朝のシステムのイスラーム・ネットワークへの乗り入れを意味し、各地に大きな影響を与えた」と述べている。
18. 『中華と対話するイスラーム』によれば、「土着化の現象は、明の嘉靖年間（1522～1566 年）あたりから、とりわけ顕著になったとみられる。」（2 ページ）
19. 『中国伊斯蘭教史』370 ページ
20. 『中国伊斯蘭教史』548 ページ
21. 『中国伊斯蘭教史』718～720 ページ

22. 『中華と対話するイスラーム』は「ハナフィー派絶対主義」と称し、中国ムスリムは「スンナ派の四大イスラーム法学派はいずれも正統であるとの一般的言説を知りながら、実際にはそのうちのハナフィー派だけを排他的に信奉しなければならないと考えていたことを指す。これは、イスラーム經典の欠如、すなわち彼らのあいだにハナフィー派以外の法学派の文献が流布していなかったという、中国の『辺縁性』からおのずと醸成されたと考えられる」と指摘している（8 ページ）
23. ハナフィー派の教説については、ハナフィー派の創始者とされるアブー・ハニーファ（六九九～七六七年）の伝記と、彼の教えをもとに編集されたテキストの中国語訳として『聖教明灯（アブー・ハニーファ教法七〇〇問）』（2000 年 8 月、内部刊行物）がある。編訳者の素萊曼・祁海明は、中国南部の回族の多くが豚肉を食べないという習慣だけを残して、まったく信仰を失っていることを慨嘆している。
24. 中国伊斯蘭教協會ホームページ <http://www.chinaislam.net.cn> 参照
25. 「泉州清淨寺の創建問題について」（『東洋学報』1989 年）参照

イスラーム講演会記録 「サウジアラビアの文化と社会」

駐日サウジ大使館文化部文化アタッシュ

イサーム・ブハーリー博士

日 時 平成 26 年 12 月 6 日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

はじめに

この記録は「サウジアラビアの文化と社会」の講演をその論旨に沿ってまとめたものである。

講師紹介

国籍はサウジアラビアであるが、名前のブハーリーから分かるように祖先は中央アジアのブハラ出身。2002 年に早稲田大学理工学部を卒業後、同大学の大学院へ進み博士号も取得。現在は、駐日サウジ大使館文化部文化アタッシュでありサウジアラビア国立イマーム・ムハンマド・イブヌ・サウード・イスラーム大学準教授。

1. 世界各国の地図から考える

まずこの地図をご覧ください。これは日本の外務省のホームページから持ってきたものです。当然のことながら、中心に日本があり、サウジアラビアは中東地域にあります。これは日本から見た世界です。次に私たちから見た世界の地図を見てください。違いが二つあります。一つは日本から見れば日本が中心にあり、サウジアラビアから見ればサウジアラビアが中心にあることです。もう一つは、日本からすればサウジアラビアは中東の国ですが、私たちからすれば日本もサウジアラビアも同じアジアの国だと言うことです。日本がアジアの

極東にあり、サウジアラビアはアジアの極西にあるということです。こんどはアメリカから見た世界です。当然ながらアメリカが世界の中心にあります。これはオーストラリアの地図です。オーストラリアの地図は、南北が逆さまで。これらの地図から私は何を言いたいのかと言いますと、同じ地図であっても世界は多様な見方が存在するということです。このように世界には多様な見方、考え方が存在していると言うことです。そうであるなら政治的な問題、文化的な問題、歴史的な問題が存在するのは当然なことなのです。色々な問題で意見が異なるのは仕方がない、重要なのはぶつかるのではなく、いかにして相手の考え方を理解するかと言うことであり、そのための努力が必要であるというのが私の考えです。

2. 経済、人口から見た地図から考える

いままでは場所から場所を変えてみた地図を見てきましたが、こんどは経済力の大きさから見た地図です。日本やアメリカ、中国は大きいですが、アラビア半島は小さい。アフリカやブラジルを除いた南米は非常に小さいです。また人口で見ると中国、インドは大きいですがアメリカは小さくなる。また2050年の経済を見ると中国かインドが1位になり、アメリカは3位で日本は5位になると予想されます。私が日本に来たころは日本が世界の第2位の経済大国でした。今でも経済大国ですが、第3位になっています。サウジアラビアはトップ20に入っています。人口はどうなるかと言えば、2100年にはインドか中国が1位になり次がナイジェリア、インドネシアなど日本は、10位にも入らない。このように世界は、常に変わっています。今の大国は50年、100年後には大国ではないのです。今経済的には苦しい国が、50年後には豊かになっている。そこで国の指導者は、決断するとき、50年、100年、200年のスパンで考えるべきです。今自分の国がたまたま強いからといって他の国を抑圧したり、不当に扱ってはいけない。何故なら100年後には立場が逆転している可能性があるからです。自分たちの子孫の子孫のことまで考えなければなりません。この例として今から1400年以上前にサウジアラビアのマッカから起きたイスラーム

のことからあげてみます。イスラームは、その後アラビア半島を出てシャーム（シリア）、エジプト、イラク、イラン、さらに中央アジアから北アフリカ、アンダルシアまで広がって行きました。そんな中、中央アジアのサマルカンドという大きな町までイスラーム軍がやって来た時のことです。イスラームでは戦う前に相手側に示さなければならない条件がありました。それはイスラームを受け入れるか、税を払って守られるか、あくまでも戦うかの選択をさせるというものです。ところがこの時の軍隊は、それを示さずに町に入って占領してしまっただけです。そこでサマルカンドの住人は、時のカリフ・ウマルにこれはイスラームの正しいやり方ではないと訴えました。ウマルは、これを受け入れイスラーム軍に町から撤退するよう命じました。それを見たサマルカンドの住人は、イスラームの公正さに感動し、全員イスラームに入信しました。それから千年以上たってもサマルカンドはイスラームの町であり続けています。なぜこの話を皆さんに紹介したかと申しますと、1400年たった今、私は皆さんの前でこの話を誇りを持って話すことができるということです。ですから大学で日本の将来を担う学生さんたちにイスラームの講義をするときには、この例を挙げて将来会社の社長になったり、政治家になったりして国のリーダーになった時には、50年、100年たっても誇りに思える行動を考えて取って欲しいと訴えています。3週間前、私はサウジアラビアの留学生と一緒に鉄道博物館を見学に行きました。そこに1964年に初めて走った新幹線の車両がありました。館長は、誇りを持って説明してくれました。私は、自分の学生たちに私たちもこれを見習って自分の国のために頑張らなければならないと話しました。いつの時代でも誇りを持てる行いをするのが大切なのだということです。

3. 世界の3分の1で通用する挨拶

現在、世界の人口の4分の1がムスリムと言われていて、将来は3分の1までになると予想されています。このムスリムの間で使われている挨拶があります。これは朝でも夜でもいつでも使える便利な言葉で、これを言えば相手がムスリムであれば国籍や言葉が違っててもすぐに親しくなれる挨拶です。それは

アッサラームアライクム（あなた方の上に平和がありますように）と言う言葉です。この言葉を知っていれば、世界の4分の1の人と挨拶できるのです。将来は3分の1の人と親しくなれる言葉です。またこのサラーム（平和）は、イスラームと同じ語源から出ていることも思い出してください。

4. サウジアラビアと日本の共通点

サウジアラビアと日本の共通点で、地理的には同じアジアにあってサウジは西の端に位置し、日本は東の端に位置するということは先に語ったが、その他にも文化的な面にもいくつかの共通点が見られる。

（1）アラビア語語源の日本語

日本語の中にもアラビア語が元の言葉がたくさんあります。例えばコーヒーですが、アラビア語ではカフワと言います。モカコーヒーは、イエメンのコーヒー積出港のモカから来ています。シャーベットは、アラビア語のショルブ飲み物からです。砂糖のシュガーは、アラビア語のスッカールが語源です。化学の分野で使われるアルコールは、アルコールですしアルケミーは、ケミヤーから来ています。サハラ砂漠のサハラは、アラビア語の砂漠・サハラーから来ています。オレンジは、アラビア語のナーランジから、レモンはライムーンが語源です。バナナもアラビア語が語源です。アラビア語で小指は、バナーナですが、バナーナートはその複数形です。アラブ人が初めてバナナを見たとき、その形がバナーナートに見えたところから名づけたのですが、時間がたつとバナーナートの最後の音が消えてバナナになったという訳です。それからラケットもアラビア語の手のひらを意味するラーハから来ています。ソーダはアラビア語のスダー（頭痛）から来ています。またインフルエンザは、アラビア語のアンフル・アンズ（ヤギの鼻）が語源です。

アラビア数字は、中世アラブで建築が発展していてそのとき使われていた数字がアンダルシア（スペイン）やイタリアを通じて300年かかってヨーロッパに渡ったと言われています。数学の数式で使われるXやYについても、このXが初めて使われたのはバグダッドです。ハワーリズミーという数学者がシャイ

ウン（あるもの）と名づけてその概念を使い、それがアンダルシアに伝わり、そこで勉強していたラテンの学生がシャイウンと言う言葉を聞いたときにXで表わしていたのが、時間の経過とともに音がなくなり文字だけが残ったということです。このようになぜアラビア語源の言葉が多く存在するかというと当時アラブ文化が世界でも最先端の文化だったからです。ローマ、ギリシャ、インド、ペルシャの文化が全てアラビア語に翻訳されたからです。それらはすべてバクダッドにあったバイトルヘクマ（知恵の館）に集められ、世界の学者が集まったのです。宗教も民族も問わず皆と一緒に学問に励んでいたのです。それで多くの発明が行われ学問が世界に広がった訳です。

次にビデオを見ながアラブの有名な学者を何人か紹介します。イスラームでは、学者の地位は非常に高く尊敬されています。これはエジプトにいた、光の学者と呼ばれるイブヌ・ハイユです。カメラの原理を発見し光工学の基礎を作ったと言われていました。数学では、アルハワーリズミーです。アルゴリズムは、彼の名前が語源です。医学では、イブン・スィーナ、アビセンナと西欧では呼ばれています。彼は手術で使われている多くの道具を発明しました。また彼の著書は、ヨーロッパで500年に渡って使われていました。建築学では、トルコ人のスィナンが有名です。

次に美術についてですが、このモザイクはアラブ・イスラーム文化から始まり、ヨーロッパの教会でも使われるようになりました。アラビア書道は、今でも多くのモスクで見ることが出来ます。イスラーム文化の特徴は、アラビアだけでなくトルコ、ペルシャ、エジプト、中央アジア、アフリカなどそれぞれの地域の文化を持っていることです。これは有名なアルハンブラ宮殿ですが、この中の噴水は、アラブが発祥だと言われています。

（2）親孝行

預言者ムハンマドの言葉に「天国は、母親の足の下にある」とあるように両親の満足が得られなければ天国に入れないと信じられています。サウジでは、子供は朝起きてまずやることは、両親の手と頭にキスをすることで。これは親子の関係が確りしていれば、家族が確りする。家族が確りすれば、社会が確り

する。社会が確りすれば、当然国が確りすることになるという考えからきています。その一番の基礎がこの親孝行になるのです。

(3) 見合い結婚

これは日本では最近少なくなりましたが、私のケースで言えば、10年前サウジに帰国した際、両親から結婚を勧められ「はい」と答えると、私の祖母が結婚候補者の祖母に電話してお見合いを申し込んでくれたのです。そこから調査が始まりまして、日本にまで自分のことを調べに来ました。お蔭様でこの会社という書類選考に合格して、第一次面接になりました。向こうの両親に会い、3時間に渡ってあらゆることを聞かれ合格できました。それから最終面接で、二人きりで面と向かって話をし、その後家に帰って礼拝をして神に正しい選択が出来るように祈ってから相手に希望を伝えました。こちらがいくら結婚を望んでも相手が断れば結婚は成立しません。私の場合は、双方が合意したので2日後に相手の家へ行き婚約しました。

(4) もてなし

サウジでは、主食は日本と同じお米です。サウジまでがご飯で紅海を渡るとご飯ではなく小麦になります。このことから分かるように日本は、アジアの極東でサウジはアジアの極西になるのです。ご飯の上には羊の丸焼きが乗ります。習慣として一番大事なお役様に頭を向けます。食べる前にビスミッター（アッラーの御名において）と言ってから食べます。終わったときにはアルハムドリッター（アッラーに感謝する）と言います。

(5) 書道

私の知る限り、世界の小学校で書道を教えているのは、サウジと日本と中国ぐらいだろうと思います。文字が芸術の域まで高められている。

(6) お年玉

サウジでは、断食明けのお祭りで、子供たちは日本の正月のようにお年玉を貰う習慣があります。ただ異なるのは、その一部を貧しい人にあげさせることです。それは子供であっても自分が出すわずかな100円、200円であっても人の命を救うことが出来ることを教えるためです。自分が子供であっても社会や

世界に対して果たせる責任があることを知る機会になっています。

5. サウジ人は日本をどのように思っているか

サウジ人は誰でもメイドインジャパンと書かれた物は、品質が高いと考えている。自動車でも家電製品でもサービスにしても非常に質が高く世界一だと思っています。日本のアニメについても私の世代はキャプテン翼とベルサイユのバラで育ったし、今の子供は名探偵コナンやナルトを見て育っています。日本のソフトに対しても憧れが見られます。まるで日本が別の惑星とまで言われるほどです。その切っ掛けになったのは、5年前のラマダーン中にサウジで特別に放送されたテレビ番組からです。ラマダーンの1ヶ月間、毎年サウジのテレビはゴールデンタイムに特別番組を放送します。その中で日本が取り上げられ、サウジの記者が日本に来てあらゆる所へ行行って日本の現実を紹介しました。そこでサウジではありえないと話題になったのが、記者がわざと現金の入った財布を渋谷の交差点そばに置いて遠くからそれをカメラで撮っていると、若いカップルがその財布を見つけて、それを持ってどこかへ移動し始めました。カメラはその二人を追ってどこへ行くかを確かめます。するとしばらく歩いた二人は、交番に行き財布を警察官に渡したのです。それを見た記者は、日本は、この地球上の国ではない違う惑星だと言って驚いていました。また公園へ行くと塵一つなくきれいだった。そこへ子供が来てフライドポテトを落とした。記者がそれを見ているとその子は落としたポテトを拾ってゴミ箱に入れたので、その子に何でゴミ箱に入れたのかと尋ねると「地球温暖化のためだ」と答えたので記者はそれにも驚かされています。

このようにサウジ人にとって日本のイメージはすばらしいものがあります。それはサウジが日本に片思いをしているレベルに達していると言えます。これからは、両思いになることを願っています。

●日本はビックブラザー

日本との関係では、1973年のオイルショックの時、当時の三木首相がサウジにやって来ました。当時内務大臣だったファハド元国王が言った言葉は、「ど

うぞ安心してください、日本は、サウジアラビアにとって兄（ビクブラザー）のような存在です。兄を裏切るようなことは絶対しません・日本は永遠の友人です。」と言って安心させたのです。

それは第2次世界大戦で焼け野原になった日本が、石油も天然ガスもないのにこのように発展できたのは日本人と言う素晴らしい資源があったからで、それを日本の奇跡と呼んで評価しているからです。サウジ人にとって同じアジアの国として模範になる。私が日本に留学したのも日本がどのようにして発展したのか、それを勉強し将来自分の国に役立てたいと思い日本にきました。現在、私と同じような志を持ってやって来ているサウジ人留学生は600人います。

6. サウジアラビアの基礎を作るイスラームとその誤解

サウジアラビアの基礎は、国旗の中に書かれた「ラーイラーハイッラー（アッラー以外に神はなし）ムハンマド・ンラスルッラー（ムハンマドはアッラーの使徒なり）」という信仰表明の言葉に代表されるようにイスラームにあります。イスラームは、キリスト教やユダヤ教と同じ神を信じています。預言者モーゼも、預言者アブラハムも預言者ノアも全て同じように受け入れます。受け入れなければイスラームではありません。それでは何が違うのか、私たちからすれば信仰は同じです。しかし、この信仰の表し方が違っているということです。宗教によって礼拝の仕方、断食の仕方が違います。それは日本語では水というのが、英語ではウォーターと呼びアラビア語ではマーウと呼ぶような違いです。指すものは同じだということです。私たちからすると唯一の神から各預言者に降された言葉は同じなのに時代がたつと、人間が勝手に変えてしまったということです。聖書にはいくつものバージョンがあるのはそのためです。イスラームは、預言者ムハンマドに降されたクルアーンを変えることなく守り続けています。現在宗教対立と呼ばれるものは、それは政治が宗教を利用したところから生まれている。かつて預言者の時代には、同じ共同体の一員としてユダヤ人も暮らしていたし、ヨーロッパでユダヤ人が迫害された時には、ユダヤ人たちはイスラーム世界に避難してきました。何故ならイスラーム世界に逃げれば安

心だと知っていたからです。アンダルシアでは国家が減びたときイスラーム教徒もユダヤ教徒も迫害されました。十字軍がやってきたとき、アラブ世界に住んでいたキリスト教徒はイスラーム教徒と共に戦いました。本当は共存していたのです。何が問題かという、政治目的のために勝手に対立を作り上げていることです。これは絶対にあってはならないことだと私は考えます。

イスラームの平等性について言えば、毎日メッカの方向に向かって5回の礼拝をします。礼拝では地位や富や肌の色や国籍に関係なく横一線に並んで礼拝します。毎年300万人がサウジにやって来る巡礼では男性は、全て同じ2枚の布に包まれて行事を行ないます。ラマダーン月の断食では、世界中のムスリムが、1ヶ月間日の出前の礼拝から日没まで一切の飲食を断って神に感謝します。その時重要なのは、悪口や悪い行いをしないこと、日ごろ十分な食事が出来ない人の心を体験しそれらの人々への援助を行なうことにあります。

次にジハードについてお話しします。日本では誤解されています。このジハードは、メディアでは残念なことに聖戦と伝えられています。これは間違いです。アラビア語には聖戦という単語は存在しません。ジハードは、アラビア語では2つの種類があります。大きなジハードと小さなジハードに分けられます。小ジハードは、外敵から自分の国や、家族や財産を守るために戦うことです。イスラームの基本は、サラーム(平和)であるが、誰かが自分の生命や家族や集団を侵略して来た時、『はい、どうぞ』と断るはいけな。正々堂々と守らなければならない。これが小ジハードで、大ジハードは、要約すれば頑張る事である。学生なら一生懸命勉強することであり、社会人なら一生懸命に正当な手段で自分の家族を養うことである。政治家は、自分の国を正しい道に指導することであり、メディアは正しいことを伝えることに努力することが大ジハードである。生産者は、良いものを造ることに一所懸命努力することが大ジハードです。

預言者ムハンマドの時代、大部隊の軍がマディーナに迫ってきていた。ムスリムたちはマディーナを守るために集合しました。そこに一人の青年がやって来て一緒に戦いたいと言いました。預言者は、「あなたには、両親がいますか？」

と尋ねると、彼は「はい」と答えました。更に「彼らの面倒を見る人はあなた以外にいますか？」と尋ねると、「いいえ」と答えました。すると預言者は、「あなたの両親への親孝行でジハードをなさい」と言って、その青年を返しました。

これがイスラームのジハードです。

7. サウジアラビアと日本

イスラーム世界におけるサウジアラビアを考えると、何と言っても世界中のムスリムが礼拝のたびに向き合う方角であり、預言者ムハンマドが神から啓示を受けてイスラームの布教を始めたメッカと預言者の終焉の地であるマディーナの二つの聖地を守る国です。またマッカには、毎年3百万人の巡礼者が世界中からやって来ます。これらのことは何を意味するかと言うと今や世界の人口の4分の1がムスリムと言われ将来3分の1にまでなると予想されているなかで、サウジは世界の4分の1の人と心で繋がっていると言うことです。

経済的には、アラブ世界の中で一番でG20のメンバーの中で唯一のアラブ国です。日本は、世界3位の経済大国であり、G8、G20のメンバーです。世界に誇る技術大国です。サウジとの関係では、日本が輸入する石油の30パーセントはサウジからであり、長年に渡ってサウジアラビアにとって日本は第2位の貿易相手国でした。お互いに多くの外資投資のプロジェクトを持っています。このように両国関係は良好であり、この良好なパートナーシップを戦略的に発展させていくことが重要です。

両国関係は、1955年に始まって60周年を祝うまでになりました。アラブのリーダーとして最初に日本を訪問したのは、ファイサル国王で1971年のことでした。93年には当時皇太子だったアブドッラー国王が、訪日し両国関係は発展してきました。2006年にはサルマーン皇太子（2015年現在、国王）が観光大使として訪日し、その時日本とサウジアラビアの包括的パートナーシップという共同声明が出されています。

8. 日本とサウジアラビアの文化交流

現在、サウジアラビはアブドゥラー国王奨学金プロジェクトで全世界へ15万人のサウジアラビア人留学生を派遣しています。2002年には国立大学が8つしかなかったのが、今では20以上になり私立大学を合わせると40ぐらいになっています。これは日本の明治維新に倣ったものです。日本に留学しているサウジの留学生は、日本語を学び日本文化を理解し多くの日本人の友人を作って、卒業後は日本企業に入る者が多いのです。帰国しても中東に投資している日本企業に入り第一線で活躍している人も多いです。これらの留学生たちは、いわば日本とサウジアラビアの未来の投資です。このように将来の日本の大使を育てているのです。

またサウジアラビアの文化を広めるために東京にはサウジアラビアのイマーム大学がアラブ・イスラーム学院と言う分校を開いて、アラビア語やイスラームの講座を無料で開講しています。またサウジアラビアの首都リヤドでは、毎年ジャナードリーヤ祭という中東で最大の文化祭が開かれますが、2011年にはテーマ国を日本にして大々的に日本文化の紹介を行ないました。また2009年にリヤドで開催された国際ブックフェアでは、日本がテーマ国になりましたが、翌年の2010年の東京国際ブックフェアでは、サウジアラビアがテーマ国でした。その他、2012年には大阪でサウジウィーク・イン大阪が初めて実施されました。これにはサウジ人留学生が大阪弁を話すロボットを展示していました。

9. 東日本大震災から学ぶもの

2011年3月11日の大震災後の4月にリヤドで日本サウジアラビア大学学長会議が開催されました。そこで日本の学長から震災から6日後の写真を見せられました。そこには既に復興に向けて動き出している様子が写されていました。サウジの大学の先生たちは、これは他の国だったら6週間か6ヶ月か6年かかると異口同音に感想を述べ、日本人の復興への取り組みの早さに驚きました。

また震災時に多くの国は、日本に留学している学生を自国に戻しましたが、サウジはそれをしませんでした。サウジの留学生たちは日本に残り、5月には新しい留学生もやって来ました。私は何故そのようなことをしたのか国に尋ねました。答えは、広島と長崎に原爆を受けて焼け野原になった日本が復興したことを日本のミラクルとして称賛してきた。こんども日本は、福島からもう一度立ち上がり世界に対して新しい日本のミラクルを見せてくれるはずだ。これは、留学生にとって最大のチャンスになる。この新しいミラクルを肌で感じ、見て学びその力の一部になるというものでした。これは日本の若者にも言えることで、彼らにはかれらの祖父母がやったようにミラクルを起こす力がある。そのミラクルを起こして欲しい。その際にはサウジアラビアはパートナーとなってできるだけの協力を惜しまないでしょう。

10. 最後に

ここまで私は、世界は日々変化していると言ってきました。これまで日本とサウジアラビアの関係は石油と自動車とエレクトロニクスなどの貿易関係でした。それはギブアンドテークの関係です。しかしこれからの両国の関係は、パートナーシップの関係になるべきです。例えば投資ファンドやイノベーションの分野でパートナーシップにならなければなりません。それは両方がハッピーになることで、それだけではなく全世界の幸福のために努力すべきです。

最後に、皆様には日本が大好きなサウジアラビアのことを思い出してほしい。日本に片思いをしているサウジアラビアのことを思い出して欲しいと願っています。そしてアッサラームアライクムという言葉をお出しいただければありがたいと思います。どうもご静聴ありがとうございました。

第1回タフスィール研究会報告

クルアーン第12章ユースフ章 第1節～18節

森 伸 生

日 時 平成26年5月17日
会 場 拓殖大学文京キャンパス

ユースフ章 سورة يوسف

章の説明：

本章名は、預言者ユースフ（旧約聖書のヨセフ）につき記されるにちなみ名付けられる。聖預言者ムハンマドに対する迫害が極点に達した マッカ時代の末期の啓示である。イスラエルの民の祖といわれるヤアコーブの12人の息子のうち11番目のユースフに関する物語である。本章は、クルアーンの中で一つの物語をもって終始している唯一の章であり、人生上の出来事が信仰に生きる忍耐強い含み深い形で盛られている。これは旧約聖書（創世記第37～50章）の同じ内容の物語であるが、クルアーンでは精神的教訓に重点がおかれ、アッラーの計画による永遠の目的に対する働きが、比喩的に記されている。それで人間は、イスラームの教えにもとづいて、アッラーを忘れることなく、生活を営み、日常心身の平安の中で自分を十分に発揚するよう努めることが求められる。

ちなみにユースフの時代は、紀元前1700年から1600年頃といわれる。その少し前の紀元前1730年ころ、ヒクソスと呼ばれる民族がパレスチナの地からエジプトに向かって大移動を開始し、紀元前3000年以来続いたピラミッドの国エジプトを完全に崩壊させた。そしてこの物語にあるヤアコーブの12人の子供たちは、ナイル川の肥沃な三角州に住みついて安定した生活を送ることができるのであるが、これも長くは続かず運命は逆転して、かれらはエジプトの新王朝（ラムセス第18王朝）のために打倒され、その後300年間奴隷として

強制労働に服させられることになる。その結果「旧約聖書・出エジプト記」として知られる、父祖の地カナアンへ向かって、ムーサーとハールーンがイスラエルの部族を率いて大移動するのである。

啓示の背景

マッカで預言者に対してクライシュ族の多神教徒からの迫害が激しくなった頃、預言者の妻ハディージャと叔父アブー・ターリブが他界した年（悲しみの年：619年）の後にこの啓示が下った。

マッカの多神教徒がユダヤ教徒に会った時、彼らにムハンマドの言っていることなどについて尋ねると、彼らは「なぜ、ヤアコーブの家族はシャームからエジプトへ移ったのか。またユースフの物語について、ムハンマドに尋ねてみよう」と言った。その時に、この啓示が下った。

アル・バイハキー（1066年没）はイブン・アッパースからの伝承を伝えている。「ユダヤ教徒の一団はアッラーの使徒にこの章の話を聞いて、それが彼らの知っているところと同じであることから、彼らはイスラーム教徒となった。」

ユースフ章の内容

ユースフ章はマッカ啓示ではあるが、警告や脅迫と言ったマッカ啓示に見られる特質がない。ユースフ章は他の章に見られるような繰り返しの表現が少なく、章全体で預言者ユースフの話を伝えており、一つの章で話を完結し、クルアーンの中では珍しい形態をなしている。物語は時系列に語られている。

1. ヤアコーブがユースフを偏愛するあまり、兄弟たちが嫉妬する。

ユースフは預言者となるべく、真っ直ぐに成長した。ユースフは非常に顔立ちがよく、美しかった。

2. 兄弟たちはユースフを井戸へ投げ込む。

兄弟間の妬みが家庭の破滅や崩壊をもたらす。

3. 通りがかりの隊商がユースフを井戸から引き上げ、エジプト人に売る。

苦難を前にしたとき、アッラーを信じ、アッラーにのみ助けを求める。

4. エジプト人の妻はユースフの美しさに負けて誘惑する。
高潔な人格が現世の苦難を乗り越えさせる。
5. その妻はユースフの拒否にあい、虚言をつき、ユースフを牢獄に入れる。
試練の場においても、布教の心を忘れず、アッラーへの信仰を人々に呼びかける。
6. ユースフは牢獄で囚人たちの夢の解釈を行なう。
賢明な者は事を急ぐことはなく、自分の立場を確実なものとした後に動き出す。
7. 夢の解釈によって牢獄から出たユースフは王の夢の解釈を行なう。
8. ユースフの完全な無実のために、多くの証明が行われている。
 - 1) アッラーによる証明である。「このようにしてわれは、かれから罪悪と醜行を遠ざけた。本当にかれは、謙虚で純真な（選ばれた）わがしもべの一人である」（12章24節）
 - 2) 悪魔によるユースフの無実の証明。「かれは申し上げた。『それでは、あなたの御威光にかけて誓います。わたしはかれら（人間）すべての者を誘惑します。かれらの中の、あなたの謙虚なしもべを除いては。』」（38章82、83節）
 - 3) ユースフ自身の言葉による証明。「奥様こそ、わたしの意に反して、わたしをお求めになりました」（12章26節）、「主よ、わたしは彼女たちが誘惑するよりも、牢獄が向いています」（12章33節）
 - 4) エジプト人アジーズ（貴人、宰相）の妻の言葉による証明。「確かに、わたしが引っ張ってかれを求めた。でもかれは貞節を守った」（12章32節）、「今、真実が（皆に）明らかになりました。かれを誘惑したのはわたしです。本当にかれは誠実（高潔）な人物です」（12章51節）
 - 5) アジーズ（貴人、宰相）の家族の言葉による証明。「もし、かれの服が前から裂けていたならば、奥様が真実で、かれは嘘つきです。だが、かれの服が、もし後ろから裂けていたならば、奥様が嘘をお付きになっていたので、かれは真実であります。」（12章26節、27節）

- 6) 自分で手を傷つけた婦人たちの言葉による証明。「アッラーは完全無欠であります。かれ（ユースフ）には、何の悪いところもないのを存じています」（12章51節）

これらすべての証言がユースフの無実を証明している。

9. 王に認められたユースフはエジプトの財庫管理者となる。
10. 飢饉によって、兄弟がエジプトに食料を買いに来てユースフと会うが気づかない。

ユースフ物語は、アッラーの定めを誰にも止めることも禁じることもできないことを知らしめている。アッラーが一人の人間に良きことを定めたとすれば、いかに社会全体がそれを阻もうとしても、禁じることができない。

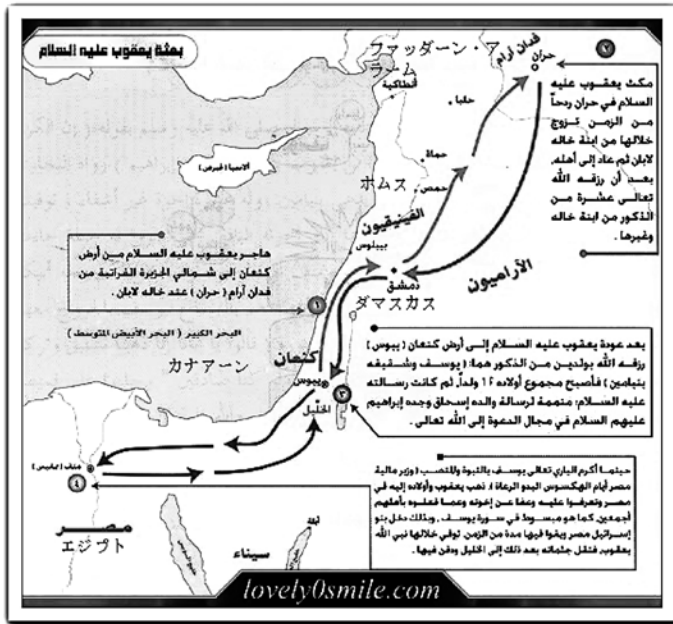
11. ユースフは兄弟を試すため弟ビンヤーミーンを連れてくることを命じる
12. ユースフの策によりビンヤーミーンだけがエジプトに残る。
13. 兄弟がヤアコーブとともに再びエジプトに食料を買いに来る。
14. ユースフが正体を明かし、兄弟を赦し、エジプトで家族全員で暮らす。

物語は妬みが破壊と損失の原因となること、そして忍耐が成功の鍵であることを示している。ヤアコーブは忍耐し、彼の望みを叶え、同様に、ユースフも忍耐によって、成功した。成功へと導く忍耐の根底にあるのもアッラーの定命を信じる気持ちに他ならない。

ユースフの家系

預言者ムハンマドはユースフについて、次のように伝えた。「アルカーリム・イブン・アルカーリム・イブン・アルカーリム・イブン・アルカーリム：ユースフ・イブン・ヤアコーブ・イブン・イスハーク・イブン・イブラーヒーム」イブラーヒームの息子のヤアコーブの息子のユースフである。ユースフは先に示したようにヤアコーブの12人の息子の一人で、彼らはエウフラテス河上流にあるファッダーン・アラームにて生まれた。ビンヤーミーンだけがヤアコーブがカナアンに戻ってきた後にそこで生まれた。ヤアコーブは叔父のラー

バーンの羊の世話をしていた。



(<http://www.lovely0smile.com/2006/at/at-020-05.jpg>) ヤアコブの移動図

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

(1) アラビア語によるクルアーン、クルアーンに書かれた物語の位置づけ

1. アリフ・ラーム・ラー。これらは明瞭な啓典の印である。
2. われは、アラビア語のクルアーンを下した。恐らくあなたがたは悟るであろう。
3. われはこのクルアーンをあなたに啓示し、物語の中の最も美しいものを語ろう。あなたもこれまで気付かずにいたものである。

解説：

「アリフ・ラーム・ラー」：最初はアラビア語文字の三文字である。第2章雌牛章、第3章イムラーン家章、第7章高壁章、第10章ユーヌス章、11章フード章も同様にアラビア語文字にて始まっている。このようにアラビア語文字を読み上げることによって、クルアーンがアラブ人の日常使っているアラビア語文字によって組み立てられていることを人々に知らしめている。そこで、アッラーはクルアーンの中で、アラビア語を母語とするアラブ人に向かって、この同じアラビア語を使ってクルアーンの一節に匹敵するものを持ってきてみよと語っているのである。それは、彼らがそれができないことによって、クルアーンが人知を超えたものであることを彼らに理解させるためである。このように、アラビア文字をここにあげているのは人々にクルアーンの奇跡性を知らしめるためであり、クルアーンがアッラーの言葉であることを証明するためである。

「これら」：クルアーンの諸節であり、そこにはアッラーの英知によって、人間のためにハラール（合法）、ハラーム（非合法）、諸規範、諸規定が明らかにされている。

この章は先のユーヌス章と最初の出だしが似ている。しかし、クルアーンの形容詞が異なっている。ここでは明瞭な經典となっており、ユーヌス章では英知に満ちた經典となっている。ユースフ章は忍耐強い預言者に起こった出来事を解説していることから、クルアーンの形容詞として「明瞭な」を用いている。ユーヌス章では、宗教の根幹についての説明が多く、アッラーの唯一性、啓示、来世における賞罰などがテーマにあがっていることから、「英知に満ちた」と表現されている。

「啓典」：アラビア語ではキターブであり、クルアーンのことである。他の名称では、フルカーン（識別）「万民への警告者とするために、かれのしもべに識別を下された方に祝福あれ。」(25章1節)、ズィクル（訓戒）「本当にわれこそは、その訓戒を下し、必ずそれを守護するのである。」(15章9節)がある。「われは、アラビア語のクルアーンを下した。」：われ（アッラー）は預言者ム

ハンマドに、最も明快な言葉であるアラビア語でクルアーンを下した。ここでは、アラビア語の表現は定冠詞の付かないクルアーンとの表現である。クルアーン自体の中では定冠詞が付かない表現は20回、登場する。このような場合には、全体としてのクルアーンではなく、章句または、その読誦を一般的にさしている。この場合にも、アラビア語で読誦されるものを下したと理解される。全体としてのクルアーンを示す場合には、定冠詞がついて用いられるが、それは50回表れている。

「恐らくあなたがたは悟るであろう。」：この物語をあなた方にあなた方の言葉で示したのはあなた方がそれをよく理解して、その意味を掴むためである。

「このクルアーン」：この章を含んだクルアーン。

「あなたもこれまで気付かずにいたものである。」：あなた、ムハンマドもこの物語を全く知らなかった。

まとめ：

1. クルアーンは明瞭な經典である。人類全体にとって、導きと恩恵となり、良きものとなるためである。それは預言者ムハンマドにとって明瞭な奇跡でもある。
2. クルアーンは明瞭なアラビア語で下され、アラビア語で読まれるものである。ゆえに、アラブの人々にとってはそれを信じるに最も適した人々であり、そこに書かれてあることを理解して学ぶにあたり、最も適した人々といえる。
3. ユースフの物語は最も美しい物語である。他の物語の中でも特にユースフ章が最も美しい物語と言われるのは、この物語が完全な形で伝えられ、その内容には多くの訓戒や英知を含んでいるからである。つまり、この物語は宗教、現世、社会、経済、政治、倫理道德に関わるすべてのことが網羅されている。その中で特に重要なことは困難時における忍耐であり、可能な限りの赦しである。

(2) ユースフの正夢とヤアコーブの解釈

4. ユースフがその父(ヤアコーブ)にこう言った時を思え。「父よ、わたしは(夢で) 11の星と太陽と月を見ました。わたしは、それらが(皆)わたしに、サジダ(跪拝)しているのを見ました。」

5. かれは言った。「息子よ、あなたの夢を兄たちに話してはならない。さもないとかれらはあなたに対して策謀を企らむであろう。本当に悪魔は人間には公然の敵である。」

6. このように主は、あなたを御選びになって、出来事の解釈を教えられ、かれが以前に、あなたの祖先のイブラーヒームやイスハークに御恵みを全うされたように、あなたとヤアコーブの子孫にそれを全うしたものである。本当にあなたの主は全知にして英明であられる。」

解説：

「ユースフがその父(ヤアコーブ)にこう言った時を思え。」：ムハンマドよ、あなたの民に、ユースフの物語を言って聞かせよ。

「11の星と太陽と月」：多くの解説者によると、星は兄弟、太陽は父親、月は母親を表現している。

イブン・ジャリール・アッタバリ(923年没)はジャービルが次のように言ったと伝えている。

預言者のところへ一人のユダヤ人(プスターナ・ヤフーディー)がやってきて、言った。

「ムハンマドよ、ユースフが夢で見たというのが彼にサジダした星とその名前について教えてください。」

預言者はしばらく黙って、何も答えなかった。そこへ、ジブリールが降りてきて、預言者に星の名前を教えた。

預言者は次のように言った。

「私があなたに星の名前を伝えたならば、あなたはそれを信じることができま

すか。」

彼は「はい」と答えた。

そこで、預言者は次のように言った。

「ジャルバーン、アッターリク、アッザイヤール、ズルカティファイニ、カービス、ワッサーブ、アムーダーニ、アルファリーク、アルムスバフ、アッダルーフ、ドゥルファルグ、アッディヤーウ、アンヌール。」

そのユダヤ人は言った。

「アッラーに誓って、それは確かにそれらの名前です。」

注：アッディヤーウは太陽、アンヌールは月とみられている。アッターリクは「夜訪れるもの章」86章の名前であるが、その星は朝の星とされ、または土星または天狼星、またはスバル星、あるいは流れ星とされる。

その後のユダヤ人の行動については記されていないが、ムハンマドが預言者であることがユダヤ人に確認されたひとつの例として捉えることができる。

「それらが（皆）わたしに、サジダ（跪拝）をしている」：敬意を表すためのサジダである。「それら」とはアラビア語で「フム」と表現している。それは人間に対する人称代名詞である。クルアーンの中では「11の星と太陽と月」が人として扱われている。

「息子よ、あなたの夢を兄たちに話してはならない。」：なぜなら、彼らはユースフに嫉妬して、策略を立てるからである。

ヤアコーブは預言者として選ばれるユースフの実直さを認めていたので、彼を特に大切にしていた。そのことで、ユースフの兄弟たちは彼に嫉妬していた。ユースフが夢見た時の年齢は17歳とも、12歳とも言われている。または7歳であったとも言われている。イブン・アッバースによると、ユースフが夢を見た時から、後にエジプトで家族と再会するまでに40年の間隔があったと言われている。

「本当に悪魔は人間には公然の敵である」：悪魔の常として、人々の間にフィトナ（混乱）を起こすからである。

夢解釈に関する預言者ムハンマドの伝承：

アブー・カタードはアッラーの使徒が次のように語ったとして伝えている

良い夢はアッラーからであり悪い夢は悪魔からである。

何か嫌なものが出てきた夢を見た者には左側に唾を吐かせなさい。

そしてその悪魔から逃れるためにアッラーにご加護を求めさせなさい。

そうすればそれは彼に何も害を及ぼさないであろう。

また誰れにもそのことは知らせてはならない。

良い夢を見た者は喜びなさい。

しかし愛する者以外にはそのことを知らせてはならない。

「このように主は、あなたを御選びになって」：栄誉と栄光を証明する偉大な夢を見せるために、あなたの主はあなたを選んだ。

「出来事の解釈を教えられ」：夢の解釈を与えられた。

「御恵みを全うされた」：預言者とすることによって、（啓示を与えることによって）。

イブン・アッパースは次のように伝えている。「預言者たちの夢は啓示である。正しい夢は預言者性の一部である。敬虔な者が夢を見て、敬虔な知識者が解説する場合には、それは幽界について知らせる一形態である。それは純粋な魂に起こることが描かれているのである。」

まとめ：

1. 預言者たちの正夢（ルウヤー）は真実である。敬虔で誠実な者たちの正夢は預言者性の一部である。

預言者は次のように言っている。

「敬虔な下僕がみる正夢かまたは見せられる正夢以外はもはや預言による福音は残っていません」

「正しき者の夢は預言者性の46分の1である。」

「誠実な正夢（ルウヤー）はアッラーからである。夢（フルム）は悪魔からである。」

2. 正夢（ルウヤー）は智者、愛する者、正しい忠告を与える者以外に語ってはならない。正夢を正しき解釈する者以外に語ってはならない。
3. 他人の恩恵にねたみを抱いたりする者の前では、恩恵を隠すことが求められる。
4. ヤアコーブがユースフに兄弟に正夢を話さないように警告したことがアッラーに受け入れられていることで、ムスリムが不安を抱く同胞について警告することは許される。
5. この節はヤアコーブが正夢（ルウヤー）の解釈を知っていたことを示している。そして、ユースフが彼の兄弟にそのことを明らかにするであろうことも知った。

この節はヤアコーブの息子たちがユースフに対して嫉妬や嫌悪な感情を持っていることを示している。このことは彼らが預言者たちではないことを明らかにしている。なぜなら、預言者は現世で「嫉妬」の悪感情を抱いたり、父親への不服従な行為を行うことはないからである。また、信徒を危険な目にさらすようなことを行うことはない。ましてや信徒を殺害することを企てることもない。

6. ユースフに対するヤアコーブの言葉は多くの吉報を伝えている。アッラーがユースフにルウヤーを授けることによって栄誉を与えていること、アッラーが彼を選び、ルウヤーを実現させることを伝えたのである。

アッラーがユースフを選び、ルウヤーの解釈の方法や過去の共同体や啓典やアッラーの唯一性に関する出来事の説明を教えたわけだが、それはユースフが預言者であることを示している。アッラーの恩恵はユースフに預言者性を与えることで示されている。同様に、アッラーの恩恵はユースフの祖先にも示され、アッラーはイブラーヒームをハリール（友）として、預言者に任命し、燃え盛る業火から彼を救った。イスハークを同様に預言者とした。アッラーからの「恩恵」とは預言者性を意味しており、人類におけるアッラーからの恩恵は預言者性において他にはない。つまり、ヤアコーブはユースフに三つのことを伝えた。それはアッラーによる選択、ル

ウヤーの解釈、預言者性である。

7. 夢解釈に関する書籍「キターブ・タアビール・アッルウヤー」(夢解釈の書)、
イブン・クタイバ・ディーナワリー、ヒジュラ暦 276 年 (889 年) 没

(3) ユースフとその兄弟たちーユースフを井戸に投げ込むことで 一致するー

7. 本当にユースフとその兄弟 (の物語の中) には、(真理を) 探求する者への種々の印がある。
8. かれら (兄たち) がこう言った時を思え。「ユースフとその弟は、わたしたちよりも父に寵愛されている。だがわたしたちは多勢の仲間である。父は明らかに間違っている。」
9. (1 人が言った。)[「ユースフを殺すか、それともかれを何処か外の地に追え。そうすれば父の顔 (好意) はあなたがたに向けられよう。その後、あなたがたは正しい者になれるというものである。]
10. かれらの 1 人の者が言った。「ユースフを殺害してはならない、もしあなたがたがどうしてもそうしたいなら、むしろかれを井戸の底に投げ込めば、恐らく何処かの隊商に拾い上げられることもあろう。」

解説：

「ユースフとその兄弟」：11 人：ヤフーザー (ユダ /4)、ルービール (ルベン /1)、シャムウーン (シメオン /2)、ラーウィー (レビ /3)、リヤールーン (ゼブルン /10)、ヤシュジャル (イッサカル /9)、ディーナ (娘)、ダーヌ (ダン /5)、ナフターリー (ナフタリ /6)、ジャード (ガド /7)、アーシャル (アシェル /8)。先の 7 人はリヤール (レア) を母とした。リヤールはヤアコーブの伯母の娘である。後の 4 人は二人の女性召使 (ズルファ (ジルバ)、ヤルハ (ビルハ)) を母としていた。リヤール (レア) が亡くなった後に、彼女の妹ラーヒール (ラケル) と結婚して、二人の子供ビンヤールミーン (ベニヤミン /12) とユースフ (ヨ

セフ /11) が生まれた。 注：() は旧約聖書での表記と兄弟順位

「探求する者」：ユースフと兄弟たちの物語について真理を尋ね求める者たち。先に説明したように、ユダヤ教徒たちがユースフの物語について尋ねたのであった。ユダヤ教徒たちは律法の書にあるものと一致すると知って驚いた。それゆえに、この物語は預言者ムハンマドの預言者性を証明するものであった。ムハンマドがもたらしたものはアッラーからの啓示によって知らせた知識であったからである。

「種々の印」：ユースフとその兄弟の物語について尋ねる者にはすべてのことにアッラーの力や叡智を示す印、証明を見出すであろう。印は教訓でもある。この物語には様々な教訓があり、例えば、ユースフの夢とその実現、兄弟たちの妬みとその結末、兄弟たちの仕打ちとそれに対するユースフの忍耐とそれによって得た栄光、ユースフを失ったヤアコーブの悲しみとそれに耐えた結果に得た吉報などである。

「その弟」：ビンヤーミーン

「父は明らかに間違っている。」：ヤアコーブがビンヤーミーンとユースフ二人を特に可愛がっていたからである。なぜなら、彼ら二人が幼くして、母を亡くしていたからである。

そのような状況であったとしても、子供達と接するときには、子供間で妬みなどを起こさせないために、平等に公平に接することが求められる。このことは預言者ムハンマドの言葉にある。「アッラーを畏れなさい。あなた方の子供たちには公正に接しなさい」

「かれらの1人の者」：ヤフーザー、またはルービールと言われている。

「ユースフを殺害してはならない」：殺害の重大さに気づいているからである。

まとめ：

1. ユースフとその兄弟の物語が示しているものは、使徒達の誠実さ、非道や妬みの結末に対する警戒、揺るぎなき信念の重要性、正夢（ルウヤー）の真実性、預言者や誠実な智者による解釈の正しさなどである。

2. 妬みや憎悪などによる悲劇として、ここではそれによってユースフの兄弟たちがユースフの殺害または追放を企てる結果となった。その要因は、ユースフの夢、そしてヤアコーブの偏愛である。
3. 特定の子供に愛情を注ぐことは、他の子供たちに嫉妬を生み出すことになる。ヤアコーブは当然そのことを知っていたが、二人（ユースフとビンヤミン）には先にあげた事情があったので、ヤアコーブは二人により気をつける結果となった。
4. 「あなたがたは正しい者になれる」とは、悔悛する者となる、との意味である。つまり、罪を犯した後に悔悛したならば、アッラーはその悔悛を受け入れるとのことである。これは殺害者の悔悛も受け入れるとの証明である。なぜなら、アッラーは彼らからのこの言葉を否定しなかったからである。
5. ユースフの兄弟たちの行動は彼らが預言者たちではないことを証明している。彼らはムスリムではあるが、罪を犯し、それから改悛した者たちである。

(4) ユースフの兄弟たちの計略実行と父親への言い訳

11. かれらは言った。「父よ、何故あなたはユースフを、わたしたちに御任せにならないのですか、わたしたちは、本当にかれに好意を寄せているではありませんか。」
12. 「明日わたしたちと一緒にかれを（野に）行かせ、遊んで気を晴らせるようにしてやって下さい。わたしたちはかれを必ず守ります。」
13. かれ（ヤアコーブ）は言った。「あなたがたがかれを連れて行くのは、わたしにはどうも心配である。あなたがたがかれに気を付けない間に、狼がかれを食いはしないかと恐れている。」
14. かれらは言った。「わたしたちは多勢の仲間だから、もし狼がかれを食うようなら、その時はわたしたちは本当におしまいです。」
15. こうしてかれらは、かれ（ユースフ）を連れて行った。そしてかれを井戸

の底に投げ込むことに決めた時、われはかれ（ユースフ）に啓示した。「あなたは必ずかれらの（する）この事を、かれらに告げ知らせる（日が）あろう。その時かれらは（あなたに）気付くまい。」

16. 日が暮れてかれらは、泣きながら父の許に（帰って）来た。

17. かれらは言った。「父よ、わたしたちは互いに競争して行き、ユースフをわたしたちの品物のかたわらに残して置いたところ、狼が（来て）かれを食いました。わたしたちが真実を報告しても、あなたはわたしたちを信じては下さらないでしょう。」

18. かれらは、かれ（ユースフ）の下着を偽りの（子羊の）血で（汚し）持って来た。かれ（ヤアコーブ）は言った。「いや、いや、あなたがたが自分たちのために（大変なことを安易に考えて）、こんなことにしたのである。それで（わたしとしては）耐え忍ぶのが美德だ。あなたがたの述べることに就いては、（只）アッラーに御助けを御願いする。」

解説：

「わたしたちは、本当にかれに好意を寄せているではありませんか。」：わたしたちは、彼のために良いことを望んでいます。ヤアコーブが彼らの嫉妬を感じているので、彼の警戒を解くために言っていることである。

「遊んで気を晴らせる」：果物など好きなものを食べて、矢を投げたりして気ままに遊ぶ。

「狼がかれを食いはしないと恐れている。」：当時はその地方には狼が多かったとのことである。

「わたしたちは多勢の仲間だから」：だから心配はいらない。

「わたしたちは本当におしまいです」：原義は「わたしたちは損失者となります」であるが、損失とは商売での言い回しであるが、ここでは損失をするほどに弱い者とか無能者となるということである。わたしたちは本当に弱いものとなるでしょう、との意味である。つまり、そのようになることはないと言アコーブを説得して、結果として、ヤアコーブはユースフを連れて行くことを許すこ

とになる。

「こうしてかれらは、かれ（ユースフ）を連れて行った。」：伝承によると、彼らは彼を連れて砂漠に出ると、彼に嫌がらせを始め、殴って殺しそうになった。それで彼は叫び、助けを求めた。ヤフーダーは、「彼を殺さないとお前たちは約束したではないか」と言った。やがて、彼らは彼を連れて井戸に行き、彼をその中に下ろした。ユースフはその縁に掴まったが、彼らは彼の両手を縛り、彼のシャツを血で汚し、彼らの父親を騙すためにはぎ取った。すると、彼らは彼に「11の星と太陽と月に祈って、おまえに服を着せ、おまえに親切にするように頼むがよい」と言った。

「井戸」：エルサレムにある井戸、またはヨルダンにある井戸、またはエジプトとマドヤンの間にある井戸。

「われはかれ（ユースフ）に啓示した。」：アッラーは井戸の中で、ユースフの心を落ち着かせるために、彼に啓示を与えた。

「あなたは必ずかれらの（する）この事を、かれらに告げ知らせる（日が）あろう。その時かれらは（あなたに）気付くまい。」：後にエジプトにて実現する日のことであった。その日、エジプトで兄弟がユースフに会っても気づかないままであった。

「日が暮れてかれらは、泣きながら父の許に（帰って）来た。」：夜の闇で、偽りの言い訳をしても、彼らの表情が分からないようにするために、日が暮れて戻ってきた。

「互いに競争して行き」：矢を互いに投げ、その距離を競いながら行っていた。

「品物のかたわら」：衣服のかたわら。

「わたしたちが真実を報告しても、あなたはわたしたちを信じては下さらないでしょう。」：わたしたちには全く疑わしいところはないが、あなたはユースフを思うあまりに、わたしたちに疑念を抱くでしょう。

まとめ：

1. ユースフの兄弟は策略を実行し、父親を騙すことになる。子供同士のいた

ずらは基本的に相手に愛情を示している限りは受け入れられるものであるが、それが度を越した時には家庭崩壊になってしまう。

2. ヤアコーブの子供たちへの返答は父親としての当然の愛情に満ちたものであり、危険なことへの心配と警戒であり、息子のユースフと離れることの耐え難い心情が現れている。これは自然の親の情である。とくに、ユースフだけに限ったことではなかった。
3. ユースフの兄弟たちは父親に対して真実を隠し、ユースフを保護するとの虚偽の態度を示した。彼らは気性の激しい仲間であつたと見られており、人々は彼らの強さを恐れていたほどであつたので、ヤアコーブは彼らが一緒にいる弟を襲う狼を追い払うことができると考えた。とくに、彼らがユースフに愛情を示していることから酷いことにならないと考えたようである。ヤアコーブは彼らの策謀を知る由もなかったが、ユースフが彼らと遊べるほどの年頃でもなかったので、非常な不安を感じていたが、彼らの誘いを禁じることはできなかった。
4. 現実には、ユースフの兄弟たちはユースフに対して非常に厳しく酷い態度をとっていた。彼らはユースフのシャツを脱がせ、彼を井戸に投げ込んだ。それほどに、彼ら全員が怒り、妬み、憎悪を抱えていた。
5. アッラーの慈悲や優しさは良き人々とともにある。アッラーは害を受けた者をそのままにしておくことはなく、いずれその者を助ける。苦しめられた者をそのままにしておくことはなく、いずれ彼の心を慰め、安心を与え、平安を与える。そのことをここでは象徴的に表現するために、アッラーがユースフを陥っている状況からいずれ救い出し、彼を兄弟たちに対して勝利させることをユースフに知らせたことがあげられる。

ユースフが井戸に投げ込まれた後に啓示が下されたことにより、ユースフの心を強くし、彼に平安を知らせる吉報となった。

6. 「互いに競争」は弓や投げ槍において許される。当然、乗馬や走りなどにおいても同様である。「走競争」の目的は戦いのために自己の鍛錬のためになる。それは敵と遭遇した時に対応するときに価値が出てくる。イブ

ン・アラビーは次のように言っている。「競争」はシャリーアにおいて許容されているものである。預言者は同様のことを走りでも馬でも行っていた。預言者はアーイシャと競走を行って、アーイシャに先んじていた。預言者が高齢となった時に、彼女と競走をしたが、彼女が預言者に勝っていた。預言者は同様にアブーバクルやウマルとも競走を行い、預言者は二人に勝ってきた。

マーリクの伝承によると、イブン・ウマルは次のように伝えた。預言者は瘦せた馬で競争した。

アンナサーイーの伝承によると、アブーフライラは次のように伝えた。アッラーの使徒は、競争は、投げ矢、ラクダ、馬以外にはない、と言った。

馬とラクダの競争では目的地を定める必要がある。同様に、投げ矢の競技においても標的、命中の種類などを定めることになる。

「競争」に主催者が賞金を出すことは許される。当然、「競争」を賭けの対象にすることは許されない。

7. 彼らは父親ヤアコーブに偽の血で騙そうとした。それは羊の血である。カタダが次のように言っている。彼らが血を彼らの真実の証明としようとしたとき、アッラーは反証の印を示した。それは狼が人間を襲った時に破れるはずのシャツがまったく裂けていなかったことである。
8. 虚偽、悪事、災難、試練、困難事などの状況に遭遇した時には、忍耐を堅持すること、アッラーに助けを求めることが重要である。逆境の後に成功、苦難の後に安楽があることに對する信頼であり、それはこの世は創造主の意志によって動いているという信仰の証でもある。
9. 素晴らしき忍耐とは、アッラーがすべてのことの主宰者であり、苦境さえもアッラーが与えていることを認識し、苦難の状況を嘆くことなく、アッラーの定めたことを受け入れることである。忍耐はアッラーの定めに満足しない限りは素晴らしいものとはならない。ヤアコーブの言葉の中で忍耐とアッラーへの助けを求めることが同時にあるのは、ヤアコーブが忍耐を行うにしても、アッラーの助けがなくては成り立たないことを示してい

る。不安や悲しみを克服するために必要なのはアッラーへの強い助けを求める心情である。ヤアコーブはユースフのルウヤーを信じていたので、いずれアッラーによってルウヤーが実現することを知っていた、ゆえにその忍耐には喜びがあったといえる。すべての預言者に通じた態度であり、預言者ムハンマドがユースフ物語を知らされた背景も、マッカ時代の住民からの迫害に耐える預言者とその仲間たちへの朗報として知らされたのである。結果的に、すべてのマッカ住民が預言者ムハンマドの教えに従うことになったのである。

資料文献

ワハバ・アッズハイリー著「アル＝タフスィール・アル＝ムニール」2003年

和 訳

日亜対訳注解「聖クルアーン」日本ムスリム協会、平成16年3月

第2回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第19節～40節

四 戸 潤 弥

日 時 平成 26 年 7 月 26 日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

＊同章は物語であるので、内容は本文の通りである。従って、タフスィール・アルムニールの生活の法学の部分を中心に解釈する。

ここでの課題は次の通りである。

1. アッラーが選んだ預言者たちや、使徒たちは、どのような状況に陥っても不道德行為をなすことはない、それはアッラーが護ってくださっているからである。
2. 従って預言者や使徒たちは不道德な大罪を犯した後、悔い改め、アッラーの許しを求めることはない。
3. 預言者であるユースフは、アッラーに救いを求め、逃れる、それは導きへと向かっている姿である。それは何故か。先の事を考える者は用意周到であり、洞察力もあり、身の置きどころも心得ているのだろうか。
4. 投獄は懲罰であるが、ここではまったく別の意味が含まれている。
5. 価格の安い売買では返品不可の取引も許されている。
6. 女性は醜聞好き、悪巧みに長けている、美しい男子（男性）に弱いとされ、預言者のことばも解説には引用されている。これをどう理解するかについては、著者ズヘイリー博士はコメントしていない。
7. その他

ユースフ物語第3章

ユースフの救出と、大臣の家での厚遇

1. ユースフ、汲み桶にひっかかる。キャラバン（隊商）とユースフの運命（19-20 節）

19. そのうちに、隊商がやって来て水汲人を遣わし、かれは釣瓶を降ろした。かれは言った。「ああ吉報だ、これは少年だ。」そこでかれらは一つの売物にしようとしてかれを隠した。だがアッラーは、かれらの凡ての行いを熟知される。

20. かれらは僅かの銀貨でただ同然にかれを売り払った。かれらは、かれから多くを食らなかつた。

要点

1. 隊商が通りかかり、井戸を見つけ水を汲みだそうとするが、そこにはアッラーの意思が働いている。アッラーはユースフを井戸での死の淵から救う。アッラーは地上のすべてに通曉しておられるので、ユースフを良い方へと導く。
2. ユースフは本来の値段よりも安く売られる。イブン・マスウードなどの解釈者は、20 デルハムの価値なのに数デルハムで売却されたとしている。ユースフの兄弟たちのユースフ売却で儲けようとしたのではなく、目の前から消して厄介払いしたかったのである。隊商はただ同然の値段でユースフを手に入れ、安値で売却し、利益を全て彼らのものとした。
3. 啓示は、安い値段での売り買いは返品不可の取引が許されることを示している。
4. アッラーは人間の行為、言動を全て知っているから、隠し事はできず、その言動の責任から逃れることはできない。
(通貨) デルハムは通貨単位。取引は物々交換から始まったが、人々の便宜のために通貨が用いられるようになった。「金には金、銀には銀、重さには重さ、増加させた者、増加を求めた者があれば、その増加は利子である。」

2. エジプト王の許でのユースフ、ユースフへの預言の到来 (21 - 22 節)

21. かれを買ったエジプトの者は、その妻に言った。「優しくかれを待遇なさい。多分かれはわたしたちを益することになろう。それとも養子に取り立ててもよい。」こうしてわれはユースフをこの国に落ち着かせ、出来事（事象）の意味のとり方をかれに教えることにした。凡そアッラーは御自分の思うところに十分な力を御持ちになられる。だが人びとの多くは知らない。

22. かれが成年に達した頃、われは知恵と知識とをかれに授けた。このようにわれは正しい行いをする者に報いる。

要点

ここではアッラーのユースフに対する恩寵が記されている。忍耐に対する報いは物質、精神の両面からなされる。

1. ユースフは兄弟たちから逃れることができた。エジプトの大臣（財務大臣であったとされる）の家に買われ、居場所を見つけることができたが、そこは生活水準も高く、寛大な主人の厚遇もあり、教育も受けることができた、物質、精神の両面において好ましい避難所であった。ユースフは後に主人の職責を引き継ぎ、エジプトの財務大臣となる。
2. この大臣は正直で、解決能力、洞察力を備えた人物であったことは、ユースフが将来、国家の枢要な地位を得ることを見抜いて自分の許に置いたことから分かる。
3. （物的な恩寵）

ユースフは安住の地をエジプトで得ることができたのは、アッラーがエジプト王の心に働きかけたため、それは、やがてユースフが財務大臣、そして首相にまでなるまでの長い期間に及ぶものである。

4. （精神面での恩寵）

アッラーは聖霊をユースフの心に注ぎ込み、御言葉を伝えた。また御言葉

の解釈と解説、夢見の解き方、アッラーの存在と唯一神、そして神の力がどのように示されるかについての理解力を獲得した。

5. 身体、知性両面で成人した後で預言者となり、知恵と知識が与えられた。知恵と知識は、理論と実践の面での知的能力の完成と言える。
6. 信心深い信徒はアッラーの命に従い、アッラーが禁止したことを避け、忍耐強い。ユースフはアッラーの試練に耐え、努力し、アッラーの恩寵に感謝し、アッラーの使徒となる。ユースフの試練に耐える姿は信心深い信徒のそれであり、彼は預言者であり、神の使徒である。
7. 「このようにわれは正しい行いをする者に報いる。」との御言葉は、ユースフのように、アッラーに従順である者にはアッラーもそのような高い地位を与えているのである。
8. アッラーは全てに勝っており、自由自在に事を行われ、天と地の間にできないことは何もない。
9. 多くの人は神の御業の本質を知らず、表面的にしか理解していない。それを知っているのは預言者と、信心深い信徒など数少ない人々である。

ユースフ物語第4章

3. ユースフと大臣の妻 (23 - 29 節)

23. かれの起居する家の夫人が、かれの心を惑わそうとして、戸を閉めて言った。「さあ、あなたおいでなさい。」かれは（祈って）言った。「アッラーよ、救いたまえ、私の主人（大臣）は私にとって最良の身の置き処、裏切りなどできません。」

24. 確にかの女は、かれに求めたのである。主の明証を見なかったならば、かれもかの女を求めたであろう。このようにしてわれは、かれから罪惡と醜行を遠ざけた。本当にかれは、謙虚で純真な（選ばれた）わがしもべの一人である。

25. その時兩人は戸の方で相競い、かの女は後ろからかれの服を引き裂き、かれら兩人は、戸口でかの女の夫に出会った。かの女は言った。「あなたの家族

(妻)に悪事を行おうとした者には、投獄か痛ましい懲罰の外にどんな応報がありました。」

26. かれは言った。「奥様こそ、わたしの意に反して、わたしを御求めになりました。」その時かの女の家族の中の一人が証言した。「もしかれの服が前から裂けていれば、奥様が真実で、かれは嘘つきです。

27. だがかれの服が、もし後ろから裂けていれば、奥さまが嘘を御付きになったので、かれは真実であります。」

28. 主人は、ユースフの服が後ろから裂かれているのを見て、言った。「これはあなたがた（婦人）の悪企みだ。本当にあなたがたの悪企みは、激しいものである。

29. ユースフよ、これを気にしないでくれ。それから（妻よ）、あなたの罪の赦しを願いなさい。本当にあなたは罪深い者である。

要点

ここでは、ユースフの試練、彼の潔白、大臣の妻の容疑が描かれている。

1. アズーズの妻がユースフを誘惑したことを示すことばは、1) 不道德行為を促す、2) 戸を閉める、3) 誘いのことばである。ハイタ・ラカ（アラビア語）は南部シリアのハルラーンの方言で、（来て）という意味。
2. ユースフが誘惑に打ち克つために「アッラーよ、救いたまえ、私の主人（大臣）は私にとって最良の身の置き処、裏切りなどできません。」と叫び、導きを求める。アッラーへの救いと、主人（大臣）のユースフへの恩（兄弟からの避難場所の提供、厚遇、養育、扶養など）が記される。誘惑を避ける態度は先を考えて行動できる知性ある人間のもの。恩を仇で返すことはできない、誠実に報いるに暴を以てすることはできない。
3. 誘惑と、それを拒否した仕返しに耐えることと、そこから逃げ出し、救いを求める行動との間には違いがあると言えるのは、アッラーが預言者たちを不道德行為から守っているからであり、さらにその場から逃れ、アッラーに救いを求めているからである。

(不道德行為)

- 1) 姦通、姦淫は大罪である。裏切りもまた罪である。誠実に対し暴を以て報いることもまた罪である。破けた服で肌を見せることも罪である。さらに養育してくれた恩のある人の部屋に入ることは、礼儀を弁えない振る舞いで非難される。
- 2) 「このように我々は悪と、不道德から彼を去らせた。」との啓示は、アッラーがユースフを誠実な信徒とされたことを示している。またユースフはイブラーヒームの子孫であるから、「46. われは、かれらが（来世の）住まいを念じているという純粋な（資質）によって（免じて）かれらを清めてやった。47. 本当にかれらは、わが目にも選ばれ優れた者であった。」（クルアーン 38:46-47）の啓示もそれを示していると言える。
- 3) 預言者が罪を犯し、悔悟して許しを乞うことは想定できない。
- 4) 誘惑されてもユースフが潔白であったことは、不道德行為を預言者はしないことを示している。
- 5) 大臣の妻、夫、町の婦人たち、現場、主（アッラー）、イブリース（悪魔）はユースフが潔白であることを知っていた。
1. ユースフの潔白と大臣の妻の火遊び。大臣の妻はユースフを純粋な気持ちで愛していなかったことは、ユースフの「奥様こそ、わたしの意に反して、わたしを御求めになりました。」言葉から知り得る。
2. 目撃者は知性のある成人男子で、大臣の妻の身内、大臣の側近であった。
3. 服が前から、あるいは後ろから破けていたかどうかで、大臣の妻が誘惑したか、あるいはユースフが誘惑したかの判断は類推判断、あるいは見做し判断と言える。
4. ユースフが潔白かどうかの目撃者が幼児でないことは、潔白証明が証拠と分析に基づくものであるからだ。
5. 女性との醜聞への注意。ムカーティルが伝えているアブー・フライラの言葉。

「アッラーの使徒は言われた、女の企みは悪魔の企みを遥かに超えるほど

すごいものだ。」

クルアーンの啓示から：

「悪魔の企みは弱いものであった」（クルアーン 4:76）

「あなたたちの企みは凄いものだ」（クルアーン 12:28）

ユースフ物語第5章

4. 町の女性たちの間での噂の広まり。大臣の妻の醜聞と、ユースフ投獄の決定（30-35 節）

30. 町の婦人たちは（評判して）言った。「貴人の奥様が、青年の意に反し、誘惑したそうよ。きっと恋に狂ったのでしょう。わたしたちは、明らかに奥様の誤りだと思います。」

31. かの女は婦人たちの悪意のある（陰口）を聞くと、使いを遣わし、かの女たちのために宴席を設け、一人一人にナイフを渡し、それから（ユースフに）、「かの女たちの前に出て行きなさい。」と言った。かの女たちがかれ（ユースフ）を見ると驚歎し、（興奮して）その手を傷つけて言った。「アッラーの（造化の）完全無欠なことよ、これは人間ではない。これは貴い天使でなくて何でしょう。」

32. かの女は言った。「この人よ、あなたがたがわたしを謗るのは。確かにわたしが引っ張ってかれに求めたの。でもかれは貞節を守ったのよ。でも（今度）もしかれがあたしの命令を守らないなら、きっと投獄されて、汚名を被るでしょう。」

33. かれ（ユースフ）は言った。「主よ、わたしはかの女たちが誘惑するものよりも、牢獄が向いています。あなたがもしかの女たちの悪企みを、わたしから取り除いて下さらなければ、わたしは（若年の弱さで）かの女たちに傾いて、無道な者になるでしょう。」

34. それで主はかれ（の祈り）を受け入れ、かの女たちの悪企みをかれから取り払われた。本当にかれは全聴にして全知であられる。

35. そこでかの女たちは（かれが潔白である）証拠を見ていながら、しばらくかれを投獄しよう（それがかの女たちのために良い）と思った。

要点

1. 悪い噂ほど直ぐに広がるが、その最たるものは女性の間での醜聞の噂である。
2. エジプトの大臣の妻が、事もあろうに自分の家の奴隷で、彼女の召使いであった者を誘惑したのだから、エジプト社会の上流階級の婦人たちが醜聞の当事者である大臣の妻を非難したのは正しく、的を射たものであった。
3. 大臣の妻は自分を非難する婦人たちもまたユースフを見たなら誘惑したいほど激しい感情が沸き起こり、夢中になる、それを思い知らせようと食事の宴に招いた。
4. 宴席に婦人たちが一同会すると、婦人はユースフを呼び、現れる前に席を外す、招待された婦人たちは現れたユースフの輝くばかりの美しさに驚く、端正な顔立ちと、その造作、婦人たちは心を奪われ、手にしていたナイフのことも忘れてしまう、手を動かし手を切った時、手にナイフを持っていたことに気付く（ナイフはグレープフルーツの皮を切るために配られていた）。
5. 婦人たちはユースフの美しさに圧倒され言葉もでなかった。婦人たちはユースフが人間でなく、天使だと言う。それは圧倒的な綺麗さ、華やかな美しさを伝えたい時に用いる表現であるが、同時に天使はアッラーの命に従い仕える従順な僕（しもべ）で、逆らう人間とは違う。それがユースフの性格であることも伝えている。
6. 大臣アズィーズの妻は婦人たちがユースフの虜になったことを知った。
7. ユースフは、これ以上の醜聞や、不道德の環境の中に身を置くことの危険を感じる、それを避けえるなら牢獄でさえも最良の身の置き所と悟り、これ以上に不道德に晒されることのないようにして欲しいとアッラーに願う。アッラーはユースフに聖霊を吹き込み、「ユースフよ！お前には自分

自身を律した。牢獄が私にとって最も恋しい場所との発言したのだから。」との御言葉を伝えた。

8. 男は争いを好み、女好きであるが、同時に神にすべてを委ねて一生懸命努力するという正反対の性格を併せ持っている。ユースフはまた、こうした普通の人間の性質を併せもっていた。だからと言って、婦人の気紛れな誘惑に負けてしまえば激しい道徳的非難を受ける、異性との不道徳行為、姦通、姦淫から身も守りきるにはアッラーに救いを求める以外にない。
9. アッラーはユースフの祈りを聞かれ、ユースフが不道徳の誘惑に晒されないように救われた。ユースフは姦淫、姦通、醜聞の噂話などの人間の悪から逃れることができるようにアッラーに救いを求めた。それはまたアッラーの命に従順であり続けるためでもあった。
10. 大臣アズィーズと、彼の腹心の部下たちは、当分の間、ユースフを投獄することに決めた。ユースフの服は腰の部分が破けていたのだから、彼に非がないことはこの状況証拠から明らかだったが、ユースフと大臣の妻との醜聞をこれ以上広げたくなかったし、町の婦人たちのユースフに対する反応も自制が効かないほどのものだったから醜聞がさらに拡大することは目に見えていた。従って隔離のための投獄が適当な措置とされた。
11. ユースフは背徳行為を犯すことを望まなかったから投獄されても構わなかった。
12. ユースフは5年間、牢獄で過ごした。女性との醜聞に対する懲罰であれば妥当というのが一致した意見である。

ユースフ物語第6章

5. 牢獄のユースフ、真実の宗教への宣教（36-40 節）

36. その時2人の若者が、かれと共に下獄した。その1人が言った。「わたしは酒を絞るのを（夢に）見ました。」また外の者は言った。「わたしは（夢に）自分の頭の上にパンを乗せて運んでいると、鳥がそれを啄むのを見ました。わ

たしたちにその意味を解いて下さい。御見かけしたところ、あなたは善い行いをされる方です。」

37. かれ（ユースフ）は答えて言った。「あなたがた2人に支給される食事が来る前に、わたしは必ずその解釈を告げよう。それはわたしの主が教えて下さるのである。わたしはアッラーを信じず、また来世を認めない不信心者たちの信条を捨てたのである。

38. そしてわたしは祖先、イブラーヒーム、イスハークまたヤアコーブの信条に従う。わたしたちは、アッラーにどんな同位者も決して配すべきではない。これはわたしたち、また凡ての人びとに与えられたアッラーの恩恵である。だが人びとの多くはこれに感謝しない。

39. 2人の獄の友よ（わたしはあなたがたに尋ねる）。雑多の神々がよいのか、それとも唯一にして全能であられるアッラーなのか。

40. かれに仕えないならば、あなたがたとその祖先が命名した、（只の）名称に仕えるに過ぎない。アッラーはそれに対し権能を与えてはいない。大権はアッラーにだけ属し、あなたがたはかれ以外の何ものにも仕えてはならないと（アッラーは）命じている。これこそ正しい教えである。だが人びとの多くは知らない。

要点

1. 王の給仕であったが不興を買ったために投獄された配膳係りと、盃係りが、醜聞で投獄されたユースフの出獄の手助けとなるが、それはアッラーが定めたことであった。
2. その契機は投獄された二人の給仕の夢解きにあった。ユースフの夢解きはアッラーからの聖霊を通じて知り得た二人の未来を告げることであった。したがってそれは夢占いや予言の類でなかった。
3. ユースフが行ったような夢解きを伝える人には、正しい知識、真摯な態度、神への畏敬、誠実な人柄が備わっていなければならないのである。夢見には、このようにアッラーからの聖霊告知があるので、夢見には真実の

夢見の可能性を含む場合もあると言える。預言者ムハンマドはそれについて語っているが、それはアナスが伝えたものとして、ハディース編纂者のアフマド、ブハーリー、ムスリムが収録しており、次のようなものである。「敬虔な信徒の夢見は 47 からなる預言の一つである。」

4. 囚人たちはユースフを好人物、誠実な奴と好感を持ち、親しくなっていく。ユースフは意気消沈する人たちを励ますこともあった。ユースフは次第に誠実で高い倫理道德観をもった真の知識人として信頼を得、彼の行動の称賛されるまでに至った。
5. 前記の二人の給仕が夢解きを願い、ユースフは夢解きを告げる。王の使いが牢獄を訪れる前に、二人に起こる一切を告げるが、王の使いの牢獄訪問もそれに含まれていた。彼の夢解きはアッラーからの聖霊によって得たものであり、占いでも推測でもなかった。それは不可視の神の信仰を伝える預言であり、啓示が真実であることを確定する奇跡でもあった。
6. 預言者は常に、あらゆる機会を通じて、唯一信仰への宣教を行うことが求められている。ユースフはこれに倣い、シルク（アッラーに仲間を据えること）やワサニーヤ（アミニズム）への進む人たちの誤りを正し、アッラーへの唯一神信仰へと向かわせる努力をする。

（唯一信仰は祖先たちの信仰）

唯一信仰は新しいものではなく、父、祖父、曾祖父たちの信仰であり、イブラーヒーム、イスハーック、ヤーコーブなどの正しい預言者たちの信仰でもある。彼らは預言を委託され、奇跡をもって唯一信仰を否定する者たちの挑戦に奇跡を持って立ち向かった。その奇跡とは不可視の神に関する知識である。

（アッラーは預言者たちをシルクから護る）

シルクには多様な形態があるが、預言者たちは一様にムシリキ（シルクの徒）ではない。それはアッラーが彼らをシルク信仰から護ってくださったからで、それはアッラーの恩寵の一つである。その他の恩寵として姦通の罪を犯さないことがあげられる。これもまたアッラーが彼らをそのような

不道德行為から護ってくださったのである。

(シルク)

シルクには、偶像崇拜、拝火、星辰信仰、自然崇拜がある。そのような間違った信仰をしている人々を真実の宗教へと導かなければならない。

(真の宗教)

真の宗教とは「アラー以外に無から有を存在させる御方はいない、アッラー以外に創造者はいない、アッラー以外に恵みを与える御方はいない」ということである。

(アッラーの恩寵)

多くの人々は信仰心という恩寵、唯一神信仰という恩寵への感謝をしていない。ここでの（アッラーの恩寵）とは、シルクへと迷わず、アッラーへの信仰心を獲得することである。

6. ユースフは多神教を、アッラーからの教えと、人間の知性の二つから否定し、唯一神と、神性について言説の正しさを確定した。
7. 偶像、アミニズム、その他、人々が勝手に拵えた神々は名前だけが存在して実体はない。これらの神々は生命のない物体である。また名称だけで実体がない。アッラーの教えによっても、また人間の知性による判断でも、こうした神々は否定されるのである。
8. アッラーの導きだけが真実なのは、アッラーが全ての創造者であるからだ。それ故にアッラーだけに崇拜される権利がある。アッラーに仲間はいない。アッラー以外を崇拜してはならないとの命令があるのは納得できることである。
9. 唯一神アッラーへ信仰への勧誘、それは真っ直ぐな、強い宗教への勧誘である。曲りくねってはいない。残念ことに、多くの人々は正しい宗教の真実を悟らない。
10. ラーズイーの唯一神教の5つ論拠の紹介。
- 1) 多神教の存在は世界の秩序を崩壊させ、墮落させる、さらに紛争を生じさせる。それはクルアーンにある（アッラーの教え、ナクル）通りである。

「もしその間に、アッラー以外の神が存在するなら、墮落する。」(クルアーン 21:22)

- 2) 偶像、個人、星辰は動かされるものであり、圧倒的力ある存在でない。
- 3) 唯一神故に崇拜できる。その他の神が存在するなら、どれが創造神であるか、あるいは誰が恵みを与えるか、あるいは誰が悪を一掃するかがは分からなくなる。またこの神を拝むのか、それとも、あの神を拝むのかという風に崇拜対象が定まらない。また偶像は害も為すことも、益をなすこともできない。
- 4) アッラー以外の神の存在を認めた場合、そしてそれらの中に害を与え、益を与えるものがあるとしても、恒常的にそうであることはない。一定の時間、一定の領域と限定的でしかない。
- 5) 神は圧倒的に力ある存在である。アッラー以外にそのような存在はない。天の運行、星辰、光、病、自然などを神とすることはできない。

第3回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第41節～68節

柏原良英

日 時 平成26年9月27日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

1. 同じ牢屋にいる二人の仲間の見た夢をユースフが解釈し、そのうちの助かる方に彼の出牢を託す (41 - 42 節)
2. ユースフによる王様の夢解釈 (43 - 49 節)
3. 王のユースフへの出牢要請と無実の証明が確定するまでそれを拒否する (50 - 52 節)
4. 悪に傾きやすい心 (53 節)
5. 政治と財務の長となったユースフ (54 - 57 節)
6. ヤアコーブの息子たちが弟のユースフから食料を買い、ユースフは弟のベンヤミンを同伴することを要請 (58 - 62 節)
7. 兄弟たちがベンヤミンをユースフのところへ同行する許可を得るための父ヤアコーブとの交渉 (63 - 66 節)
8. エジプトには別々の門から入るようヤアコーブの息子たちへの命令 (67 - 68 節)

1. 同じ牢屋にいる二人の仲間の見た夢をユースフが解釈し、そのうちの助かる方に彼の出牢を託す (41-42 節)

41. 2人の獄の友よ、あなたがたの中1人に就いていえば、主人のために酒を注ぐであろう。また外の1人に就いては、十字架にかけられて、鳥がその頭から啄むであろう。あなたがた2人が尋ねたことは、こう判断される。」

42. そして2人の中、釈放されると思われる者に言った。「あなたの主人にわたしのことを告げなさい。」だが悪魔は、かれがかれ（ユースフ）のことをその主人に告げるのを忘れさせた。それでかれは、なお数年間獄中に留まった。

前節との関係

前節までにユースフは、アッラーの唯一性やアッラーへの信仰を二人の同じ牢に入れられている仲間を確認した後に、二人の夢の解釈を始めた。

語句の説明

あなたがたの中1人に就いていえば：王に酒を注ぐ役目の者について言う。彼は、酒を絞る夢を見た人物。しかしここでは、もう一人の方を悲しませることになるので敢て二人のどちらかを指すことをしていない。

主人のために酒を注ぐであろう：元の職業に戻って王に酒を注ぐようになるであろう。ここでいう主人（ラッブ）は、自らを神と主張したモーゼ時代のファラオのような神聖さを意味した王ではない。

別の伝承によれば、ユースフは、「あなたの見たものはなんとすばらしいものであろう。そのぶどうのすばらしさについては、あなたの状況の良さを示しており、その枝については、三日後に王はあなたに使いをよこし、元の職に復帰させるばかりかそれより良いものにしてくれるでしょう」と語った。これは彼が王の毒殺を試みた嫌疑が晴れたことを示している。またもう一方の頭にパンを載せそれを鳥が食べる夢を見た者（パン職人）には、あなたはなんと悪いものを見たことかと言い、3枚の皿は、3日目に王が彼のところに使いを送り、彼は十字架にかけられ、鷲や鷹のような猛禽が彼の頭をついばむと語った。これは彼にかけられていた王の毒殺の嫌疑が定まったことを示す。この伝承は、このクルアーンの前節の表面的なものとは相いれないものがある。

あなたがた2人が尋ねたことは、こう判断される：ユースフの夢解釈の後、二人は、この解釈を否定するために「我々は、嘘を言ったのです、夢なんか見ていないのです。」と言ったことに対するユースフの答え。あなた方の言い分は、

意味がない。すでに事は決定されており、それは実現することがアッラーによって決められている。ここで「尋ねる」とある、アラビア語はファトワーを求めるという表現で、もともとファトワーとはわからない問題について回答を求めた答えのことである。

またユースフが、二人に語ったことは既に決まっていることであると教えたのは、アフマドがムアーウィヤ・ブン・ハイダからの伝えられたハディース「ルッヤー（正夢）は、まだ説明されていない鳥の足の上にある。それが説明されるとそれは実現される。」とあるように預言者によって語られたルッヤーは、語られたとき実現する。

釈放されると思われる者に言った：この思われる（アラビア語のザンナ）は、クルアーンの中では特に預言者やアッラーが使うときには確信を意味する。「釈放される」は、アラビア語では助かる者となっていて、それは王に酒を注ぐ者である。ユースフは、彼にもう一人に聞かれないようにしてこっそりと王に自分の存在を思い出させるように頼んだ。

その主人に告げるのを忘れさせた：この忘れさせることは、悪魔の計略のやり方の一つである。悪魔は、ユースフが牢屋から出て多神教との戦いや、唯一の神アッラーへの信仰の布教を行うことを阻止するために策謀して酒注ぎ人にユースフのことを王に進言することを忘れさせた。その結果、ユースフは更に数年間牢屋に留まらなければならなかった。数年とは、3～7年の間だが、ワハブ・ブン・ムナッピフは、「預言者アイユーブは7年間試練に耐え、ユースフは7年間牢屋で過ごした」と言っている。

シャリーアでは不正を糾すために他人に助けを求めることは許されるが、預言者のような信仰の高い者は、まずアッラーにその原因を取り除くために祈ることが優先するとされる。それは全ての原因は、アッラーにありそれを取り除くのもアッラーだけであるから。

伝承によれば、この時天使ジブリールが牢屋のユースフの所にやって来て、彼が人に助けを求めたことを非難して言った。「ユースフよ、誰があなたを兄弟たちの殺害から助け出してくれたのですか？」「アッラーです」とユースフ

は答えた。また「誰があなたを醜聞から守ってくれたのですか？」とジブリールが尋ねると、「至高なるアッラーです。」と答えた。更に「誰が女たちの策略からあなたを抜け出させたのですか？」と問われ、「アッラーです。」と答えた。するとジブリールは、「それならどうしてあなたの主を見捨てたのですか？彼に求めず彼によって造られた者たちを信頼したのですか？」と言って非難した。するとユースフは、「主よ、これは思わず出た言葉です。私はあなたが慈悲を私におかけになることをお願いします。イブラーヒームと彼の一族、ヤコブの神よ」と祈った。ジブリールは、「あなたの罰は、牢屋に数年間留まることです。」と告げた。

この二節から導かれるもの

1. 夢の解釈は、知識と有益性と神への恐れの上に成り立つが、その知識のある者は彼の想像でしか伝えない。しかし預言者ユースフの解釈は、神からの啓示に結びついており、それは確信となる。
2. 嘘の夢を伝えそれを解釈した場合、その判断は、守られるべきか？学者たちは、それは守る必要は無いとする。しかしユースフに関しては、彼は預言者の立場で伝えたことは、神はそれを実現させる。
3. シャリーアで不正を正すためにアッラー以外に他人に援助を仰ぐことは認められるが、預言者ユースフの場合は、これと異なる。何故なら信仰深い者（アブラール）の善行は、アッラーのそばに居る者（ムカッラブーン）の悪になるからである。
4. 牢から助かった者が王にユースフの話をするのを忘れさせたのは、悪魔が彼を出させないための計略の一つだった。
5. ユースフが牢に更に数年（5年とも7年とも言われる）過ごさざるを得なかったのはアッラーの意思でも有り、彼が間違いを起こすよりは牢に居ることを望んだためでもあった。

2. ユースフによる王様の夢解釈 (43 – 49 節)

43. (エジプトの) 王が言った。「わたしは7頭の肥えた牛が、7頭の痩せた牛に食われているのを(夢に) 見ました。また穀物の7穂が緑で、他(の7穂) が枯れているの見ました。首長たちよ、あなたがたが夢を解け得るならば、このわたしの夢を解釈して下さい。」

44. かれらは(答えて) 言った。「複雑な夢です。わたしたちは夢の解釈は不得手です。」

45. ところが2人の中の(獄から) 釈放された者が、時を経て思い出して言った。「わたしがその解釈をあなたがたに知らせましょう。それで(まず) わたしを行かせて下さい。」

前節との関係

前節でアッラーは、ユースフに牢屋の二人の仲間の夢解釈を行かせた後、ユースフを牢屋から出すために、エジプトの王に不思議な夢を見させ、その夢解釈を彼の周りの学者が出来ないことを表明した後、ユースフにそれをさせる。それが原因になってユースフと王が知り合うことになる。

語句の説明

見ました。：アラビア語は、動詞の未完了形(見ている)と表現され、臨場感を表現。

食われている：飲み込む。アラビア語は、痩せた7頭の牛が肥えた7頭の牛を飲み込んでいるのを見ているとなる。

穀物の7穂が緑で、他(の7穂) が枯れている：穀物の実をつけた緑の7つの穂を他の枯れた(収穫間近の)穂が包み込むのを見る。

首長たち：ここでは占い師や学者たちのこと。

このわたしの夢を解釈して下さい：私の夢の解釈を明らかにしてくれ。それは想像の物をはっきりと目に見えるように移しかえること。

複雑な夢です：色々なものが混ざっている夢。アラビア語（アドガース）の元の意味は、色々な種類の花や草の束。

夢の解釈は不得手です：このような混乱した夢の解釈についても明快な夢について知識はありません。

2人の中の釈放された者：原文では彼ら二人の中の（死から）助かった者

時を経て：アラビア語は、ウンマ（集団）の後で。ある期間（しばらく）後

わたしを行かせて下さい：私をその知識のある者のところへ、または牢屋へ派遣してください。その牢は、その町に無かったから派遣すると言う言葉を使った。また複数形を使ったのは、王の偉大さを示すため。

解説

エジプトの王は、不思議な夢を見たと言った。それは干からびた川から7頭の肥えた牛が出てきて、それらを痩せた7頭の牛が飲み込むのと実をつけた緑の穀物の穂を収穫されるばかりの乾いた穂が覆い尽くすのを見た。そこで王は、占い師や学者たちにこの夢の解釈を求めた。王は言った。「あなたが夢の解釈を知っているなら、私にその意味を教えてください。」彼らは、「それが色々なものが混ざった夢です、それらは体の不調や、疲れたときに見る意味のない夢です。そのような夢は解釈できませんし、もともと正しい夢も解釈できないのです。」と言った。その時、牢屋の二人の仲間の中の命が助かった方が、ユースフのことを思い出した。彼は、悪魔がユースフのことを伝えることを忘れさせていた王の酒注ぎ人だった。彼は、王とその周りの者たち（あるいは王一人）に「私は、その解釈をあなた方に伝えられます。ですから私を牢に居るユースフのところへ遣わしてください」と言った。そして彼はユースフのところへ行って、彼に言った。

46.（かれは牢獄に来て言った。）「ユースフよ、誠実な人よ、わたしたちに解いて下さい。7頭の肥えた牛を、7頭の痩せた牛が食べ、また7つの緑の穀物の穂と、外の（7つの）枯れたものと（の夢）を。わたしは人びとの処に帰って、かれらに理解させたい。」

47. かれは言った。「あなたがたは7年の間、例年のように種を播きなさい。だが刈り取ったものは、あなたがたが食べるのに必要な少量を除いて、(残りを) 粉のまま貯蔵しなさい。

48. それから、その後7年(にわたる) 厳しい(年) が来て、あなたがたがかれらのため以前に貯蔵したものを食べ、貯えるものの少量(を残す) に過ぎないであろう。

49. それからその後に来る1年には、人びとに豊かな雨があり、たっぷり(果汁を) 絞るであろう。」

語句の説明

誠実な人よ：アラビア語のスイッディークは、真実を多く語る者、または正直な者の誇張形。彼は、牢でユースフから彼と仲間の夢解釈を聞きその正しさを知っていたからこの呼びかけを使った。また要求をする相手にその要求を求めやすくするために相手を讃えることから始める。

わたしは人びとの処に帰って：原文では、「ラアッラ(恐らく)」という言葉がこの文頭にも次の文頭にも入っている。彼は、王の周りの学者たちにも出来なかったのを見て、ユースフでも出来るかどうか、必ず答えを持って帰る確信が無かった。「人々」は、王やその仲間たちまたは国の人々。

かれらに理解させたい：恐らく彼らは、その夢解釈またはあなたのことを知ることになるだろう。

7年の間、例年のように種を播きなさい：肥えた7頭の牛の解釈。

その後7年(にわたる) 厳しい(年) が来て：7年間の収穫があった後、7年の旱魃がやってくる。これは痩せた7頭の牛の解釈。

あなたがたがかれらのため以前に貯蔵したものを食べ、：原文では、食べる主語は飢饉の7年でその意味は、その年にいる人々のことで比喩的に表現される。つまり飢饉の年にいる人々は、あなた方がその年のために蓄えたものを食べるとなる。

人びとに豊かな雨があり：人々は、豊かな雨によって救助される。

たっぷり（果汁を）絞るであろう：葡萄やオリーブなどから絞る。これは痩せた牛や乾燥した穂の示す飢饉と痩せた牛が肥えた牛を飲み込む収穫物を貯蔵したものから飢饉の年にそれらを食べる夢の解釈に示された事の後にやって来る恵みで、アッラーからの啓示による吉報になる。

解説

ユースフは、王の酒注ぎ人に彼が頼まれた伝言を忘れたことを非難すること、牢を出る条件に夢解釈を行なうこともしないで、彼に告げる。「彼らに14年計画を明らかにしなさい。最初の7年は雨も多く、多くの収穫が得られる。」ユースフは、牛の夢を年と解釈した。7頭の肥えた牛は豊かな7年を、その豊かさは緑の穀物の穂に示される。そしてその間に必要な最小限のものだけを食べて残りを貯蔵するよう忠告する。それは次の7年に旱魃がやって来て収穫が無くなり前に貯蔵した者を食べつくし最後の種まきのための粗しか残らなくなるからである。その根拠は7頭の痩せた牛が肥えた牛を飲み込み乾燥した穂が緑の穂を覆うという夢の解釈による。その後たくさんの雨が降り人々は以前のように収穫物を得るようになる年が来るという啓示（吉報）を神からユースフは得た。

各節から理解されるもの

1. 王の酒注ぎ人がユースフの伝言を忘れて後から思い出したことは、アッラーの定めと捉えその人を咎めない。
2. 王の酒注ぎ人がユースフのところへ行って彼の夢解釈を王に伝えることで彼の存在を知らせる原因になり、また彼が王のところへやって来て夢解釈を行うことでエジプトを飢饉から救う事になる原因になる。このように預言者や使徒が人々に使われるのはアッラーの慈悲であり、それにより人々の倫理や信仰や言動を正したり生活を改善することになる。
3. 「種を播きなさい」この節は、生活の益になる忠告が基礎になっている。これはシャリーアの重視する生命や財産や信仰を守ることの一つになる。

現世の益を得るために人を導くことは、現世と来世での幸福へ到達させるためにアッラーへの知識と信仰を根付かせる上でシャリーアの目的とするところと異ならない。

4. 「貯えるものの少量（を残す）に過ぎないであろう」この少量以外に残らないとは、次の生産のための種しか残らないということ。このことから必要となきのために食料を独占することは許されることを示している。

3. 王のユースフへの出牢要請と無実の証明が確定するまでそれを拒否する（50－52節）

50. 王は（命じて）言った。「かれ（ユースフ）をわたしの所に連れて来なさい。」それで使いがかれ（ユースフ）の所に来た時、かれは言った。「あなたは引き返して、あの手を傷つけた婦人たち（の心境）はどうなっているのか、主人に尋ねなさい。わたしの主は、かの女たちの悪企みを知っておられる。」

51. かれ（王）は、（婦人たちに）言った。「あなたがたがユースフを誘惑した時、結局どうであったのか。」かの女たちは、「アッラーは完全無欠であります。かれ（ユースフ）には、何の悪いこともないのを存じています。」と言った。貴人の妻は言った。「今、真実が（皆に）明らかになりました。かれを誘惑したのはわたしです。本当にかれは誠実（高潔）な人物です。」

52. かれ（ユースフ）は言った。「これはかれ（主人）に、かれの不在中わたしが決して裏切らないことを知らせ、またアッラーが裏切り者の悪企みを決して御助けになられないことを知らせるためです。」

語句の説明

王は（命じて）言った：ユースフの夢解釈を使者から聞いた後、その使者に王は言った。

使いがかれ（ユースフ）の所に来た時：使者（王の酒注ぎ人）がやって来て、ユースフに牢を出ることを求めた時。

かれは言った：ユースフは、彼の無実を明らかにする意図から言った。

主人に尋ねなさい：彼が尋ねることを求めよ。

わたしの主：私の神。これはまえのあなたの主（王）と掛けている。

かの女たちの悪企みを知っておられる：大臣の妻が「でも（今度）もしかかれがわたしの命令を守らないなら、きっと投獄されて、汚名を被るでしょう」と言ったのを知って、彼女たちはユースフに「あなたの女主人に従いなさい」と言ってそそのかしたこと。アッラーがそれを知っているという記述によりそれがいかに罪深いかを示す。

あの手を傷つけた婦人たち（の心境）はどうなっているのか、主人に尋ねなさい：ユースフは、王に事の真相を調査するよう直接的な表現では言わないのは、婦人に対する礼儀であり寛大さの表れである。

結局どうであったのか：原文では、貴女方の話すべきことは何か？貴女方の重大な事柄は何か。

アッラーは完全無欠であります：アッラーの完全さを讃える慣用句。ユースフのような高潔な者を創ったアッラーの能力に対する賞賛。

何の悪いこともないのを存じています：彼にどんな罪も知ることは無い今、真実が（皆に）明らかになりました。

かれを誘惑したのはわたしです：大臣の妻は、ユースフが彼女の名誉を守ってくれたことに対する報いとして自ら罪を認め、彼の潔白を明かした。

誠実（高潔）な人物です：彼は真実を語る者です。彼の「彼女が私を誘惑した」と語ったことが本当に正しかった。

かれ（ユースフ）は言った：原文には、この（ユースフ）という言葉はないために、次の言葉は誰が言ったかで解釈が分かれる。このタフスィールのズハイル師は、話の流れからこれは大臣の妻の言葉としている。その解釈では、「これはかれ（主人）に」は、「この私の罪の承認は、牢にいるかれ（ユースフ）に私（妻）が彼（ユースフ）の不在中に彼を裏切らなかったことを知らせるためとなる。または、この彼は、彼女の夫とも解釈される。彼女は、夫を裏切っていないことを知らせるためとなる。

またアッラーが裏切り者の悪企みを決して御助けになられないことを知らせる

ためです：またすべての人が、アッラーが裏切り者の計略を実現させないことまたは、計略を持った裏切り者を導くことはない(元のアラビア語はヤフディーという導く意味で直訳すれば裏切り者の計略を導かないとなる) ことを知るためである。

前節との関係

王の酒注ぎ人がユースフのところから戻って夢解釈を伝えると、王はユースフの知識と彼の明晰さを知り自らそれを会って確かめたいと思いユースフを牢から出して連れてくるよう命じた。

これらの節から理解されるもの

1. 王が周りにいる学者よりも知識があったユースフを戻そうとしたことは、知識の優位性を示すものであり、正しい行いを伴った知識は、困難さからの解放の原因になることを示す。
2. 忍耐とホルム（寛容さ）を基に気前の良さや精神的な誇りと高貴さを保つことは預言者の重要な資質である。ユースフは、よく苦境に耐え、彼の潔白を知らせることに努め、社会の中での彼の名誉を保つことを優先させた。預言者は、ユースフを讃えて言った。「もし私がユースフが牢屋にいたように、牢屋に入っていたら、この使者の要請にすぐ応じたことでしょう。」

4. 悪に傾きやすい心 (53 節)

53. またわたし自身、無欠とはいえませんが、主が慈悲をかけた以外の(人間の)魂は悪に傾きやすいのです。本当にわたしの主は寛容にして慈悲深くあられます」

語句の説明

わたし自身、無欠とはいえませんが：前節からのつながりで、この「私」は、ユ-

スフか大臣の妻の両方に解釈される。私の過ちを無実とは言わないが、
主が慈悲をかけた以外の（人間の）魂は悪に傾きやすいのです：本来心というものは、アッラーが慈悲をかけた者（ユースフのように）を除いて、よく欲望に傾き安いものです。

本当にわたしの主は寛容にして慈悲深くあられます：しかし、私は絶望していません、何故なら私の主、アッラーはよく罪を赦す慈悲深いからです。

この節から理解されるもの

1. ほとんどの人の心は、欲望に傾きやすくできているために、つねに警戒しそれと戦わなければならない。
2. スンナ派は、「主が慈悲をかけた以外の（人間の）魂は・・・」この節を根拠に信仰はアッラー以外からはやって来ず、アッラーの慈悲がなければ欲望から心が離れることはないとしている。またアッラーの徳は、罪を認め改悔し行いを正す信者を赦すことである。

5. 政治と財務の長となったユースフ（54 － 57 節）

54. （これらの報告を聞いて）王は言った。「かれをわたしの許に連れて参れ。わたしは側近としてかれを引き立てよう。」そこでかれ（王）は、かれ（ユースフ）と話を交した後、言った。「今日あなたは、確かにわたしの側近である。高位につけられ、信頼されているのである。」

語句の説明

側近としてかれを引き立てよう：私だけの唯一の相談者、信頼する者とする。

話を交した後：ユースフと話をして彼の知識や崇高な性質や礼儀正しさを知った後、

わたしの側近である。高位につけられ、信頼されているのである：私の許で高い地位を持ち、すべてのことで信頼され任される者となった。

伝承

ユースは牢から出るとき全身沐浴を行い新しい服に着替え、王に面会した時に祈って言った。「主よ、私はあなたに彼の良いものをお願いし、あなたの栄光により彼の悪からの庇護を求めます。」それから王にアラビア語で挨拶をした。すると王は、「その言葉は何だ？」と尋ねた。ユースフは言った。「私の叔父のイスマーイールの言葉です。」そしてアラム語で彼のために祈った。王は、「それは何語だ？」と尋ねると「私の祖先の言葉です。」とユースフは答えた。イブラーヒームとその子孫はアラブのカフターン族の出身で、エジプトの王は、ヒクソスと呼ばれるアラブの出身だった。

55. かれ（ユースフ）は言った。「わたしをこの国の財庫（の管理者）に任命して下さい。わたしは本当に知識ある管財者です。」

語句の説明

この国の財庫：エジプトの収穫物を蓄える倉庫の管理を任せてください。あなたの見た夢に従って豊作の年と凶作の年をバランスよく管理して人々を救助します。

知識ある管財者です：何故なら私は正直な管理者であり、そのための知識もある。王は彼の要求に応えそれまでの大臣に代えてユースフをその地位につけた。スユーティーの伝承によれば、その大臣が亡くなった後、彼の妻と結婚させると彼女は処女になっており、2人の子供を授かった。

56. こうしてわれは、この国においてユースフに権力を授けた。それでかれは、意のままにエジプトの国中を何時でも何処にでも住むことが出来た。われは欲する者に慈悲を施す。また善行をなす者への報奨を虚しくしない。

語句の説明

こうして：アッラーは、ユースフを牢から出して王の心からの信頼を得させ

高い地位を与えたように、

この国においてユースフに権力を授けた：エジプトでアッラーは、彼に高い地位を与え彼が望むことが出来るようにした。

意のままにエジプトの国中を何時でも何処にでも住むことが出来た：拘束と服従の身からエジプトのどこにあっても自ら命令を出し裁く者となった。

慈悲を施す：富や権威や健康などを与える。

報奨を虚しくしない：現世では地位や幸福を与え、来世では永遠の安楽を与える。

57. 信仰して、絶えず主を畏れる者には、来世における報奨こそ最も優れたものである。

語句の説明

来世における報奨こそ最も優れたものである：来世の天国における永遠の恩恵は、現世で与えられる権力や地位などの一時的なものよりはるかに素晴らしいものである

前節との関係

ユースフの求めに応じて女性たちの問題を解決し、ユースフの無実が確定した後、王はユースフを牢から連れてくるよう指示した。そして彼から直接夢解釈を聞いたとき、彼の人柄と知識に驚き、彼を特別な存在とし高い地位を与えた。

これらの節から理解されるもの

1. 王がユースフと行なったように、会話はその人の人となりや長所を理解する上での重要な手段である。
2. 知識や性格や立ち居振る舞いで高い要素を持つ者は、良い地位や尊敬を得ることになる。

3. 自分がその任務に適任であることの確証があってその存在が知られていないときには自らそれを求めて表に出て行くことは認められる。預言者は共同体の被害を防ぎ社会を改善するのに適任者が自分しかいないと考えたときは自らそれを行なう義務がある。ユースフは、そこで自ら王に申し出て言った。「わたしは本当に知識ある管財者です」。しかし禁じられるのは、自分の能力がなくただ権力だけを求めることである。預言者も「権力を求めてはならない」と語っている。またクルアーンにも「あなたがたは自分で清浄ぶってはならない」(53 章 32 節) とあるように自分が清められていないのに自身を清いと言うことは許されない。

6. ヤアコーブの息子たちが弟のユースフから食料を買い、ユースフは弟のベンヤミンを同伴することを要請 (58 – 62 節)

58. その中ユースフの兄たちが来て、かれの前に罷り出た。かれ (ユースフ) はかれらを認めたが、かれら (兄たち) の方はかれに気付かなかった。

前節との関係

ユースフがエジプトで財務大臣になってから7年間の収穫の年が過ぎると7年の飢饉の年がやって来た。飢饉は、エジプトだけではなくユースフの一族が暮らすカナン (パレスチナ) にまで広がって行った。その時、ユースフは前もって蓄えていたものを適切な代価で分け与えた。各地から人々が食料を求めてやってきた。彼は、年間一人にらくだ一頭の運べる食料しか与えなかった。その頃ユースフは、決して満腹することはなく、王や兵士たちも1日1食しか食べなかった。そして7年の飢饉を乗り越えた。ヤアコーブは、エジプトの大臣のうわさを聞いて息子たちに食料を買いにエジプトへ行かせた。

ユースフの兄たちが来て：一番下の弟を除く10人

かれに気付かなかった：長い時間がたっていたことと彼らはユースフが亡くなったと思っていたから。伝承では、ユースフは初めて会う者のように聞いた。「何

でエジプトに来たのか？」彼らは「大臣様、食料を求めて来ました」と答えた。ユースフは、わざと「お前たちはスパイしに来たのではないか？」と言うと「めっそうもありません」と答えると、どこから来たのかとの問いに、「カナンから来ました。我らの父は、預言者のヤアコーブです。」と答えた。そこで「お前たち以外にも子供はいるのか？」との問いに、「私たちは12人ですが、父に一番かわいがられていた一番下は砂漠で亡くなりました。いまその弟が残っています。父は、彼をかわいい息子を亡くした悲しみを癒すためにその弟を放しません。」そこでユースフは、スパイの疑いを解いて彼らに食料を与えた。

59. かれは食料をかれらに与えてから言った。「あなたがたと同じ父親の、兄弟を1人わたしのもとに連れて来なさい。あなたがたは、わたしが十分に計量したのを見なかったのか。それはわたしの最上の持て成しではないか。

語句の説明

食料をかれらに与えてから言った：きちんと彼らの取り分の小麦を計り旅支度を整えてから言った。その時彼の取り分はエジプトにやって来た10人分だったが、彼らの父親と弟の分の二人分を余計に与えた。

わたしの最上の持て成しではないか：私が客をもてなす者で一番だと思いませんか。

60. もしあなたがたがかれを連れて来ないなら、あなたがたはわたしの所で(穀物を)計ってもらえず、わたしに近付くことも出来ない。」

語句の説明

計ってもらえず、わたしに近付くことも出来ない：ユースフは、弟を連れてこなかった場合を警告して言った。その時には秤はない(分ける食料はない)し、私に近づくこともできない(エジプトに入ることは許されない)。

61. かれらは言った。「かれ（弟）に就いて父を納得させ、必ずそれを実行いたしましょう。」

語句の説明

父を納得させ、必ずそれを実行いたしましょう：私たちは、かれを父から引き離すように全力を挙げて説得し、きっとあなたの所に連れて来ます。

62. それからかれ（ユースフ）は、その部下に（命じて）言った。「かれらの（穀物と交換して払った）代価をかれらの袋に入れて置け。かれらは家に帰りそれを見て、恐らく戻って来るであろう。」

語句の説明

部下：食料を量る若者たち。

かれらの袋：かれらの荷物。

それを見て：アラビア語は、ラアッラ（恐らく）と言う言葉で始まっていて、恐らく彼らは代金を返さなければならぬと知るだろう。またはラアッラ（～するために）かれらとその代金を知るために入れなさい。

これらの節から理解されるもの

1. 兄弟が長い時を経て相手を認識できない場合、特に一方の状態が悪いものが立派になっている時は想像が働かない。
2. 目的を達成するために飴と鞭を使うことが時には認められる。ユースフが弟を連れ戻すために行なったように。
3. ユースフが代金を兄弟たちの荷物に入れさせたのは、彼らがユースフの寛大さに応えて戻りたいと望まずにはいられないようにするためであった。
4. ユースフが弟のベンヤミンを父ヤアコーブと離して連れてくることで父を悲しませることになるのが許されるのは、アッラーがヤアコーブに試練を与えより大きな報奨を与えることになるように命じたからである。

7. 兄弟たちがベンヤミンをユースフのところへ同行する許可を得 ための父ヤアコーブとの交渉（63－66節）

63. かれらは父のところに帰って言った。「父よ、わたしたちは（穀物を）計ることを拒否されました。弟をわたしたちと一緒に行かせて下さい。そうすれば計って貰えます。わたしたちは（どんな危険があっても）必ずかれを守ります。」

前節との関係

ユースフは弟のベンヤミンを連れてくるよう兄弟たちに求めた後、ここでは彼らと父親との交渉について述べられる。

語句の説明

計ることを拒否されました：もしあなたが私たちと一緒に弟のベンヤミンを送らなければこれからは食料を量らせないと大臣が言った。もしあなたが彼を送らなければ、私たちは量れませ。どうか私たちと一緒に弟を送ってください。そうすれば私たちの人数分だけ食料を量ることができるのです。

必ずかれを守ります：行きにも帰りにもどんなことがあっても彼を守って無事に帰ってきますから心配しなでください。

64. かれ（ヤアコーブ）は言った。「わたしは以前にかれの兄（ユースフ）に就いてあなたがたを信用した以上に、かれに就いてあなたがたを信用出来ようか。だがアッラーは最も能く（かれを）守られる。かれこそは、慈悲深い御方の中でも最大の慈悲深い御方であられる。」

語句の説明

かれの兄（ユースフ）に就いてあなたがたを信用した以上に：私がお前たちを信用して、ユースフにあなた方が行なった以外にお前たちが弟に行なうことを

どうして信用できるのですか？

アッラーは最も能く（かれを）守られる：私は、アッラーを信頼し、私のことは全てお任せしよう。アッラーは彼を守るのに最も優れたお方です。また最も慈悲深いお方です。彼を守ることで私に慈悲をかけてくださることを願います。

これはヤアコーブがベンヤミンと一緒にエジプトへ送ることに同意したことを示す。その理由は食料の必要性が強かったこととユースフのときと違って兄弟たちにはベンヤミンに対する嫉妬が見られなかったことがる。

65. かれらが荷物を開くと、代価がかれらに返されているのを見付けた。かれらは言った。「父よ、わたしたちは（この上）何を望みましょう。この代価がわたしたちに返されています。家族に（もっと）蓄えが貰えます。弟を守り、ラクダ1頭分の増配を得（て帰）るでしょう。そのくらいは、難なく手に入るでしょう。」

語句の説明

何を望みましょう：大臣のわれわれに対するこの気前の良さ以上の何を望みましょう？またアラビア語の何にあたるマーは、否定詞とも取れるので、その時に意味は、われわれはこの代金以外に何も望まない。この代金があれば再び食料を買いに行けるだけの資金ができたのだから。

家族に（もっと）蓄えが貰えます：もし弟と一緒に再び行ければ、エジプトから家族のところへ食料を持って来ることができます。弟は確りと守りますから心配要りません。彼の分のラクダ一頭分の食料を更に持ってきます。何故なら大臣は、一人一人にラクダ一頭分の食料を分けてくれるのです。

そのくらいは、難なく手に入るでしょう：その増加分は、僅かなものです。または大臣にとって弟を連れてくる見返りとして簡単に与えることが出来るものです。

66. かれは言った。「あなたがたが、避け難い障害に取り囲まれた場合の外必

ずかれを連れて戻ると、アッラーにかけて約束しない限り、わたしはかれをあなたがたと一緒に決してやらないであろう。」こうしてかれらがかれに厳粛に誓った時、かれは言った。「アッラーは、わたしたちの言ったことの監視者であられる。」

語句の説明

避け難い障害に取り囲まれた場合の外：あなた方が生命の危険に晒されたり、死亡するとか、拘束されて弟を連れて帰れないような状況になった時以外は、

アッラーにかけて約束しない限り：アッラーに誓った約束を私に与えない限り、アラビア語では、約束を与える（トゥトゥーナニ）と必ず連れてくる（タアトゥンナニー）は同じ動詞（アター、やって来る）を基にしている。

厳粛に誓った時：彼らが父に彼らのアッラーに誓った約束を与えた時。

監視者であられる：すべてを見ており承認となる。私のことは、全てをアッラーにお任せした。

ヤアコーブは、自分ではどうしても出来ない食料を得ることでやむを得ず彼らにベンヤミンと一緒に送ることに同意したことを示す。

これらの節から理解されるもの

1. ユースフが兄弟たちを歓待し、食料の代金を返却したのは再び彼らが弟と一緒にエジプトにやって来ることを切望させたいと思わせるためであった。
2. ヤアコーブが子供たちと話す中でアッラーへ弟の庇護を委ねることで心を落ち着かせ安心した。彼は弟のベンヤミンを守ってやれない老齢で体力もない状況の中でアッラーの方が他の兄弟たちよりよりよく守ってくれると祈って言った。
3. ヤアコーブは、ベンヤミンを兄弟たちと一緒に送ることで、今回はユースフの経験を踏まえて特に厳しい条件をつけた。それはアッラーに誓って約束をすることだった。

8. エジプトには別々の門から入るようヤアコーブの息子たちへの命令 (67 - 68 節)

67. 更にかれは言った。「息子たちよ、(町に入る時は皆が) 1つの門から入ってはならない。あなたがたは別々の門から入りなさい。だが(この用心は)、アッラーに対しては、あなたがたに何も役立たないであろう。裁定は、只アッラーに属する。かれにわたしは信頼した。凡ての頼る者は、かれにこそ頼るべきである。」

68. かれらは父の命じたやり方で入った。それは、アッラー (の計画) に対し、何の役にも立たなかった。只ヤアコーブ自身に必要な気休めに過ぎなかった。かれはわれが教えたので、知識を持っていた。だが人びとの多くは知らない。

前節との関係

アッラーは、ヤアコーブが兄弟たちと一緒にベンヤミンをエジプト行かせることに同意したことを明らかにした後、ここではヤアコーブのエジプトに入るに際しての忠告を明らかにする。

語句の説明

1つの門から入ってはならない：彼らは最初に来たときは誰にも知られていなかったが、今回は大臣の下で歓待を受けたことが人々に知れ渡っていたので、全員で同じ門から入ると目立ち人々の嫉妬の目で見られる恐れがあったため。
だが (この用心は)、アッラーに対しては、あなたがたに何も役立たないであろう。：この文の主語は、私になっておりヤアコーブは、アッラーの定めた運命に対して彼の言葉で子供たちを守ってやることは何も出来ないということ。この忠告は、父から子供たちへの思いやりや同情になる。

裁定は、只アッラーに属する：良いことであれ悪いことであれ、アッラーが定めたことは避けられない。

かれにわたしは信頼した：私は、アッラーに全てを任せた。

凡ての頼る者は、かれにこそ頼るべきである：前の文とこの文のつながりの接続詞（ファ）があるがこの意味は、理由。なぜなら預言者の行いは、信者が真似る理由になるから。それ故、アッラーに委ねる者たちに全てを委ねさせなさい。またこの文の最初は、接続詞の（ワ）で始まっているのは、前の文章と後ろの文章を結ぶため。

父の命じたりやり方で：父が命じた所（別々の門）から入った。

それは：ヤアコーブの考えと息子たちがそれに従ったこと。

アッラー（の計画）に対し：アッラーが彼らに定めたことから。

必要な気休め：しかしそれはヤアコーブ自身の必要（子供たちへの気遣いや彼らに人々の嫉妬が降りかからないことを願うこと）だった。そしてかれはそれを命じた。

知識を持っていた：アッラーが啓示によって教えたことで、彼は物事の真理を知っていた。

人びとの多くは知らない：ほとんどの不信者たちは、定めのお秘密を知らない。これはヤアコーブをほめる意味になる。

これらの節から理解されるもの

1. ヤアコーブの別々の門から入れという命令は、邪視から身を守ることの根拠になっている。ハディースでも「邪視は、真実」とあるように、それには強い影響力があることが認められる。また預言者は、アッラーへの祈りの中で「私は、アッラーの完全な言葉により全ての悪魔と有害なものから、また全ての邪悪な目からの助けを求めます。」と言っていた。また邪視に取り付かれた者は、タブリーク（タバール・カッラフ・アフサヌル・ハーリキーン、アッラー・ホンマ・バーリク・フィーヒ：最善の創造主アッラーに賞賛あれ、アッラーよ、祝福・加護がありますように）と言う。これを言わない者は全身沐浴を行わなければならないとされる。
2. 「裁定は、只アッラーに属する」は、全ての事柄はアッラーの決定によるのだからムスリムはアッラーを信頼し、全てを委ねることが求められる。

3. ヤアコーブの子供たちへの命令は、彼の心に起きた一つの考えで、その有効性についてはアッラーの啓示によって知識として知っていたにもかかわらずそれを行なった。
4. この節からムスリムは、兄妹・同胞に対する脅威があるときには、それを注意し、安全な方へ導いてやるのが義務となることが分かる。宗教は、忠告であるというハディースがあるようにムスリム同士は同胞として助け合う義務がある。

第4回タフスィール研究会報告 クルアーン第12章ユースフ章 第69節～98節

有 見 次 郎

日 時 平成26年10月25日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

- 1 - 弟ベンヤーミーンに対するユースフの立場。かれを手元に留めようとする策略
- 2 - ヤアクーブの子供たちとユースフの議論。かれらの父と窃盗容疑について
- 3 - ユースフとヤアクーブの子供たちとの3回目の会見
- 4 - ヤアクーブがユースフの匂いを嗅いだこと。それを朗報と捉えたこと

1. 弟ベンヤーミーンに対するユースフの立場。かれを手元に留めようとする策略

69. さてかれらがユースフの許に行った時、かれはその弟を親しく迎えて言った。「私はあなたの兄です。今までかれら（兄たち）がしてきたことに、心を悩ましてはならない。」

言葉の意味

「今までかれらがしてきたこと」他の兄たちがユースフ兄弟を妬み、行動してきたこと。

「心を悩ましてはならない。」悲しんではならない。

70. かれ（ユースフ）が、かれらに配給をし終った時、かれは弟の袋の中に

盃を入れた。やがて、ある者が呼びかけた。「隊商よ、あなたがたは確かに泥棒です。」

言葉の意味

配給とは本来は水を灌ぐこと。ここでは人に食事を配ること。

配給をし終った時とは食事の準備ができたときのこと。

71. かれらは振り向いて言った。「あなたがたの何がなくなりましたか。」

72. かれらは言った。「わたしたちは、王様の盃をなくしたのです。それを持って来た者にはラクダの一头分の荷（を与える）でしょう。わたしがその保証人です。」

73. かれらは言った。「アッラーにかけて誓います。わたしたちはこの国で、悪事を働く為に来たのではないことを、あなたがたは既に御存じです。わたしたちは、盗みは致しません。」

言葉の意味

アッラーにかけて誓います。Tallahi とは、驚きを表す誓いのことば。

74. かれらは言った。「あなたがたが嘘つきであったら、その（盗みの）処罰は何でしょうか。」

言葉の意味

その（盗みの）処罰とはイブラーヒームやヤアクーブのスナ（慣行）では、盗品等を返却後その所有者の奴隷になること。

75. かれら（兄たちは答えて）言った。「その処罰は、誰でも袋の中から（盃が）発見された者であります。かれが、その償いです。このように、わたしたちは悪を行う者を罰します。」

76. それでかれ（ユースフ）は、弟の袋（の検査）をする前に、かれらの袋を（調べ）始めた。そして（最後に）弟の袋から、それを捜し出した。われはこのように、ユースフに策略を授けた。アッラーが望まれる以外には、かれは弟を（エジプト国）王の法律の下で抑留することが出来なかったのである。われは欲する者の（英知の）階位を高める。全ての知者の上に全知なる御方はいる。

説明

ヤアクブの息子たちは、ユースフのゲストハウスの特別室へ、ユースフと同母の兄弟ベンヤミーンと共に入った。息子たちは宮殿に入るとき、それぞれ別々のドアから入った。中に入ると、2人ずつテーブルに着くよう指示された。ベンヤミーンはペアになれず一人になり泣いていた。そこでユースフはかれを自分の横に座らせ席に加わった。

やがてユースフはベンヤミーンに「私には10人の兄がいる」と語りかけ、かれに災いをもたらした兄たちの名を言い始めた。そして、あなたの兄を陥れた兄弟たちを愛せるか？と尋ねた。既に兄弟二人の母は旅立ち、その後ヤアクブに子供はいない。そう言ってユースフは涙して立ち上がり弟を抱き寄せて言った。「本当にわたしはあなたの兄ユースフなのです。過去わたしたちに対しかれらが行ってきたことを悲しんではない。アッラーはわたしたちに善きことをもたらしてくれました。わたしがあなたに告げたことをかれらに教えてはなりません。」

やがて食事の準備ができた。その後（多数の意見では）銀の秤（盃）が誰にも知られずに弟の荷物の中に入れられた。

それから兄弟たちが部屋を出ようとしたその時、「キャラバンのリーダーよ」と呼び止める声がした。「お前たちは盗人の民である。」「何を盗んだというのか」と聞きただすと、小麦の量目を量るものが失われた。とのことであった。兄弟たちはこの嫌疑に対しエジプトへやってくる道中も、またこれまでも他人の権利を侵害することなどしたこともなく盗みなどしていないと、申し開きをした。そこでユースフは、「あなたがたの持ち物の中にあつ

たなら、あなたがたは嘘をついていたことになる。あなたがたの法の下では、あなたがたの持ち物の中からそれが見つかった場合、免罪を求めるのか。」と尋ねると、かれらは答えて「持ち物の中から見つければ、他人の金品を盗んだことになり犯罪です。盗人に対する処罰は私たちの法の下では奴隷になるのです。」このようにヤアクーブとイブラーヒームの法の下では盗品返却後その持ち主の奴隷となった。しかしこれはユースフの隠された策略であった。

そして早速取り調べが始まり、ベンヤーミーンの荷物からそれが発見されることになった。

これは、ユースフとベンヤーミーンとの間で打ち合わされていた策略であり、ベンヤーミーンに安心を与える措置であった。この策略は禁じられることなく合法であるとワハバ氏は述べている。

その例として、本章 76 節に“われは欲する者の（英知の）階位を高める。”とある。

また 58 章 11 節に“アッラーはあなたがたの中信仰する者や、知識を授けられる者の位階を上げられる。

また“全ての知者の上に全知なる御方はいる。”とは、知者は知者を超える者であり、アッラーを超えることなどできない、しかしユースフは其中でもっともよく知る者である。

法的見解

- ① ユースフとベンヤーミーンの 2 人の積年の夢であった再会が叶った喜びが伝えられている。その期間は 4 半世紀の別れであった。
- ② ユースフが弟のベンヤーミーンに語った 69 節“今までかれら（兄たち）がしてきたことに、心を悩ましてはならない。”とは、過去を忘れ、兄弟への愛情とかれらへの許しと寛大さを表したことばである。
- ③ ユースフが弟の荷物の中に量りを入れることを命じたのは、アッラーの教え、インスピレーション、あるいは啓示によるものである。イブラーヒー

ムとヤアクーブの法の下、弟をかれの手元においたのである。

- ④ ヤアクーブの息子たちは、ユースフによって盗みの疑いという策略をかけられた。これがユースフの隠された策略であるとは考えられなかった。
- ⑤ “それを持って来た者にはラクダー頭分の荷（を与える）でしょう。” 代償を与えること。ラクダ1頭分の荷とは、60 サアアの量である。だが盗まれたものに対し報奨を同額で与える義務はない。盗人が盗品を返却するにあたり、なにがしかを得ることは合法とは言えないからである。
- ⑥ “わたしがその保証人です。” とは、補償には2種あり、金銭補償と人的補償である。アブーダウードとアッテルミズイーのハディースに良好なハディースとして、「リーダーは損出を負担をする。」と伝えている。
- ⑦ ヤアクーブの教えとその規範には、窃盗罪は奴隷になることが知られていた。兄弟たちの答えに“その処罰は、誰でも袋の中から（盃が）発見された者であります。かれが、その償いです。このように、わたしたちは悪を行う者を罰します。”と理解されていた。荷物の中から見つければ罪を負うことが強調された文章であらわされている。
ヤアクーブの時代には盗人は奴隷となったが、イスラームにおいてはそれが廃棄され、手首切断の刑となっている。
- ⑧ アッラーはヤアクーブの子供たちに、イスラミーの規範を示し、盗人は奴隷になるとしている。
- ⑨ アッラーはお好みになられた者の知識と信仰の位階を高められる。

2. ヤアクーブの子供たちとユースフの議論。かれらの父と窃盗容疑について

77. かれらは言った。「もしかれが盗んだとすれば、かれの兄も以前確かに盗みをしました。」しかしユースフはこれらのことを自分の心に秘めて、かれらにそれ（秘密）を漏さなかった。かれは（独り言のように）言った。「事情はあなたがたに不利である。アッラーはあなたがたの語る真実を最も能く知って

おられる。』

言葉の意味

“かれの兄も以前確かに盗みをしました。”とは、ユースフの母の父（かれの祖父）が金製の偶像を持っていた。ユースフはそれを盗んで、崇めることがないようにと偶像を壊し悪臭の立つものの中に投げ込んだのである。

78. かれらは言った。「申し上げますが、かれには大変年老いた父親があります。それでかれの代りに、わたしたちの1人を拘留して下さい。御見うけしたところ、あなたは本当に善い行いをなさる方でございます。」

79. かれは言った。「アッラーは、わたしたちの物を、その許で見付けた者以外は、（誰も）捕えることを禁じられる。（もしそうしないと）本当にわたしたちは、不義を行うことになるであろう。」

80. そこでかれらは、かれ（の引き取り）に望みがないことを知り、密に協議した。かれらの中の最年長の者が言った。「あなたがたは、父がアッラー（の御名）によって誓いをたて、また以前ユースフのことについても、どのような誤りを犯したかを考えないのか。それで父がわたしを許すか、またアッラーがわたしたちを御裁き下さるまで、わたしは決してこの地を離れないであろう。かれは最も優れた裁決者であられる。」

言葉の意味

“最年長の者”とは、ロベール、またはヤフーザという名の兄たちのこと。

“この地を離れない”とは、決してエジプトを離れないこと。

81. あなたがたは父のもとに帰って言いなさい。『父よ、あなたの子は、本当に盗みをしました。わたしたちは、唯知っていることの外は証明出来ません。また目に見えていないことに対しては、どうしようもなかったのです。』

82. それで（あなたは）、わたしたちがいた町で尋ねるか、またはそこを往来

した隊商に問いなさい。わたしたちは真実を言っている（ことが分ります）』。』

83. かれ（ヤアコーブ）は言った。「いや嘘である。あなたがた自身のため事件を工夫して作ったに過ぎない。だが耐え忍ぶこそ（わたしには）美德である。或はアッラーが、かれらを皆わたしに御送りになるかもしれない。かれは本当に全知にして英明であられる。」

84. かれはかれらから離れて言った。「ああ、わたしはユースフのことを思うと、悲しくてならない。」かれ（父）の両目は悲嘆の余り白くなり、物思いに沈んだ。

言葉の意味

“かれ（父）の両目は悲嘆の余り白くなり”とは、悲しみのために視力を失ったこと。

85. かれらは言った。「アッラーにかけて申し上げます。あなたはユースフを思うことを止めなければ、重態に陥り、或は死んでしまいます。」

86. かれは言った。「わたしは只アッラーに対し、わが悲嘆と苦悩とを訴えている文である。わたしは、あなたがたが知らないことを、アッラーから教わっている。

87. 息子たちよ、あなたがたは出掛けてユースフとその弟の消息を尋ねなさい。アッラーの情け深い御恵みに決して絶望してはならない。不信心な者の外は、アッラーの情け深い御恵みに絶望しない。」

説明

ユースフは言った。「ベンヤミーンの荷物から盗まれた量りが出てきたとなれば、かつて兄のユースフに起きたことと同じように、兄たちがベンヤミーンに同じ行動に出るだろう。そしてかれらは、ベンヤミーンの荷物から盗品が出たのは、兄のユースフもかつて盗みをしたからで、かれら二人のルーツが同じ母からであるからだ。などと言うであろう。」と思っていた。そして兄弟たちの狙いは、かれら自身の立場を逃れるために、2人の類似性

をエジプトの王に告げるようになった。

これは兄弟たちの生来の性格である妬み、嫉み、恨みを、時を経ても相変わらず彼らが持ち続けていたのである。

ユースフの盗みについては、イブン・アッバースの伝えるところによれば、「ユースフはかれの祖父であるかれの母の父から金銀の偶像を盗み破壊した。」と伝えている。

ヤアクーブがユースフと別れた時の年齢は80歳であったといわれる。信者たる者は、困難や辛い状況に面した時、極度の心配や強い悲しみを表すことは、法的には不快な事柄であり、それらに耐え、心を抑制すべきであるとされている。

預言者ムハンマドの息子のイブラーヒームが月蝕のころ死んだ。信徒たちが「月蝕はそのために起こった。」と言ったことに、「太陽と月はアッラーのしるしであり、それらは誰かが死んだために欠けるのではない。だからこの現象を見たときは、それが終わるまで。アッラーに祈り、礼拝せよ。」と言った。また或る者が「アッラーの使徒よ、泣いているのですか？あなたは泣くことを私たちに否定してきましたが？」と言うと、「泣くことを否定はしていない。愚かしき2つの叫び声を否定しているのです。それは喜びの雄叫び、そして悲しみの絶叫である。」と言った。

“息子たちよ、あなたがたは出掛けてユースフとその弟の消息を尋ねなさい。”とは、ヤアクーブがエジプトへ行けと命じた。そしてユースフとかれの兄弟の消息を尋ねることを命じた。善きことを願うところには良いことがあり、疑いを持つところには悪しきことが起こる。アッラーの慈悲と威力を認めないことは、不信心者であり、信者は希望を持ち失望しないことであることを告げている。

法的見解

- ① “それでかれの代りに、わたしたちの1人を拘留して下さい。”とあるように、人間の保証による解決の道がかれらのことばから理解できる。4大法

学派はこれを認めている。ともかくイスハーク、ヤアクーブの法において、盗みは奴隷になるかその状態になることが定められていた。同様に謝罪や償いも認められていた。

- ② ユースフは代用を不正であるとして拒否している。
- ③ ヤアクーブの子供たちは、かれらの父がアッラーに誓ってかれらに与えた約束について話し合った。長兄たちのシャムウンまたはヤフーザあるいはロベールたちが、エジプトに残留するという考えを決めた。これも父の承諾が前提となっているが、相談するというかれらの対応は、法的な証拠である。
- ④ ユースフの兄たちは、父の許可に従ってエジプトに残ることに合意した。それは盗みが起きたこと（ベンヤーミーンの荷物から量りが見つかったこと）で奴隷にされるかまたはその状態になる罪が、かれらの法の下では決定されていたためである。そこで兄弟たちはこの問題についていかに対応すべきか、父に意見を求めようとしたのである。
- ⑤ 証言について“かれの外に、かれらが祈るものは、取り成す力を持たない。ただ真理を実証する者は別である。” 43 金の装飾章 86 節
ヤアクーブの子供たちは、兄弟たちの荷物の一つから量りが出たのを見たことを証言した。そこでかれらの考えは、弟がそれを盗んだという思いに支配された。
- ⑥ エジプト人らからの事情聴取に対し、かれらのことばの潔白を父に説明し、助けを求めた。

ムスリムは、自分自身にあるいはその子供に、または財産に忌むべきことが降りかかった場合、耐えることが美しく、あらゆる事柄に満足し受け入れることが義務である。ヤアクーブはアッラーの預言者たちの行動を踏襲した。ヤアクーブはユースフとベンヤーミーンの2つの事例については、“いや嘘である。あなたがた自身のため事件を工夫して作ったに過ぎない。だが耐え忍ぶことこそ（わたしには）美德である。”と述べている。

- ⑦ 一方、ユースフの事例については、“あなたがたの述べることについては、

ただアッラーに御助けを御願います。”と言い、またベンヤミーンについて、“或はアッラーが、かれらを皆わたしに御送りになるかもしれない。”と述べている。

- ⑧ 上記クルアーンは、啓示あるいはインスピレーション、または死の天使の尋問によって知ったのであろう。それについての情報は隠されている。
- ⑨ ヤアクブに新たな試練が訪れた。ユースフに次いで弟に対する悲しみである。彼は強い悲しみのあまり6年間視力が戻らず盲目となった。
- ⑩ アッラーからの試練に対し忍耐、満足、試練を認めなければならない。だが悲しむことは禁じられてはいない。それは人間の本性であり感情があるからであり、禁じられるのは、アッラーの予定に不満を漏らしたり、嘆きのあまり衣服を引き裂いたり、好ましくないことを口走るなどである。預言者は述べている。「目に涙を湛え心は悲しくとも、わたしたちは主に不満を漏らさない。」
- ⑪ ヤアクブは、子供たちの話を聞いて悲しみから心がとても狭くなり、かれらを遠ざけ、離れたが結局かれらを求め、かれらの元へ戻った。
- ⑫ ヤアクブの子供たちは、父の立場を思うとき、かれの悲しみの状況が継続していると、かれの体が弱まり、病におかされ破滅へと向かい死に至ることを恐れた。
- ⑬ あらゆる悲しみに対し、法的に求められていることは、被創造物ではなくアッラーのみに祈念することである。
- ⑭ 預言者ヤアクブは、誰も知らないことをアッラーの慈悲によりもたらされている。かつてのユースフの見た夢が正夢であることを知っていた。
- ⑮ ヤアクブは息子のユースフが生きていることを確信していた。それはかれの魂はまだ召されていないのを死の天使からの情報によるのか知っていて、絶望していなかった。ともかく子供たちをエジプトへ行かせユースフと弟の安否を求めた。
- ⑯ 不信心者らはアッラーの喜びに浴せない。なぜならかれらは厳しい状況に不満を漏らし大罪を犯すからである。一方、信徒は常にアッラーの御喜び

を望んでいることが証拠である。ラーズィーによれば、「神は完全ではない。全てを知悉してはいない。気前もよくなければ吝嗇だ。などと、これらの一つを口走しるなら、それは不信心者であり、不信ゆえに悲しみを確立することになる。」と述べている。

3. ユースフとヤアクーブの子供たちとの3回目の会見

ユースフはかれらの過ちを指摘し、かれらを許す。

88. それでかれらは、(また) かれ (ユースフ) の許にやって来て言った。「申し上げます。災難 (飢饉) がわたしたちと一族の者に降りかかったので、ほんの粗末な品を持って参いました。枅目を十分にして、わたしたちに施して下さい。本当にアッラーは施しを与える者を報われます。」

言葉の意味

災難 (飢饉) とは激しい飢えのこと。

89. かれは言った。「あなたがたが無道の余り、ユースフとその弟にどんなことをしたか知っているのか。」

言葉の意味

ユースフを誰が殴り、売り飛ばしたのか。

90. かれらは驚いて言った。「すると本当にあなたは、ユースフなのですか。」
かれは言った。「わたしはユースフです。これはわたしの弟です。アッラーは確かにわたしたちに恵み深くあられる。本当に主を畏れ、堅忍であるならば、アッラーは決して善行の徒への報奨を、虚しくなされない。」

言葉の意味

“すると本当にあなたは、ユースフなのですか。”

ラアンタのラームは、強調、確証、決定のラーム。

“善行の徒”とは、敬神の念と忍耐を持つ者。

91. かれらは言った。「アッラーにかけて。本当にアッラーはわたしたちの上に、あなたを御引き立てなされた。わたしたちは本当に罪深い者です。」

92. かれは言った。「今日あなたがたを、（取り立てて）咎めることはありません。アッラーはあなたがたを御赦しになるでしょう。かれは慈悲深き御方の中でも最も優れた慈悲深き御方であられます。

93. あなたがたはわたしのこの下着を持って（帰り）、わたしの父の顔に投げかけなさい。かれは眼が見えるようになろう。それからあなたがたは、家族揃ってわたしの処に来なさい。」

言葉の意味

“わたしのこの下着”とは、かれの着ていた衣服であり、イブラーヒームの物であった。首の部分が穴の開いた服で遺贈された衣服。またはかれが着ていた衣服。

啓示の背景

ヤアクーブは、息子たちに、「ユースフとその弟に全を尽くすため赴け。」と告げた。息子たちは父のこの言葉を受けて3回目のエジプト訪問となり、12人兄弟の再会となった。

説明

ヤアクーブは子供たちに言っていた。「お前たちがユースフにしたことをやがて知ることになるだろう。」と。

“本当に主を畏れ”とは、アッラーを厚く思う者であり、アッラーの命に従いさまざまな出来事を否定的に捉えずひたすら耐える者のこと。

ユースフは兄弟との会話から、父について尋ねると、失意のあまり泣き過ぎ失明したと聞かされた。そこで、ユースフは啓示により、私の身を覆っているこの衣服を持っていきなさいと言った。その衣は先祖伝来の衣服であり、イブラーヒーム。イスハーク、ヤアクーブへと遺贈されているものであった。持って行ったら早速父の顔にかけなさいと言った。するとともに視力が戻ったのである。

法的見解

- ① 貧困や害悪からの脱却に必要なことは、すべてがアッラーからもたらされたこととして空腹や害悪に不平を言わず許容し、耐え続け、不満や腹を立てずにやり過ごすこと。
- ② 主を畏れる者とは、アッラーからの物事として諸事を否定することを避けねばならない。
- ③ “わたしたちは本当に罪深い者です。”と言った兄弟たちの言葉は赦しを問う言葉であり、過去の罪にたいしては、赦しを乞う道があると認識すべきである。
たとえ故意であろうが過失であろうが、赦しは禁じられない。疑義や反目の生じたときや罪を犯した者にとって、赦しは真理への道となる。
- ④ ユースフが兄弟たちを非難叱責しなかったことは、マッカ制服の時の預言者ムハンマドがクライシュ族の人々に示した行動に通じるものがある。
- ⑤ アッラーが預言者ユースフに伝えたことは、畏怖の念、忍耐を行える人が、善意の人々であると表わしたことは、信徒への教育であり、われわれへの行動規範としてある。
- ⑥ ヤアクーブに視力が戻った喜びの出来事が伝えられた。また喜びは精神を強めることがあり、強い悲しみから失明することもある。
- ⑦ 最も大きな喜びは、ユースフがかれの家族全員をエジプトに招き、家を与え住ませたことである。その数男女合わせて 773 人であった。

4. ヤアクーブがユースフの匂いを嗅いだこと。それを朗報と捉えたこと

94. 隊商が（エジプトを）たった時、かれらの父は（左右の者に）言った。「わたしは確かにユースフの匂いを嗅いだ。だがあなたがたは、老衰のせいだと思うであろう」

95. かれらは言った。「アッラーにかけて、全くそれはあなたの（いつもの）老いの迷いです。」

96. それから吉報を伝える者が（帰って）来て、（下着を）かれの顔に投げかけると、直かれは視力を回復した。かれは言った。「わたしはあなたがたに言わなかったか。あなたがたが知らないことを、わたしはアッラーから（の啓示で）知っている。」

97. かれらは言った。「父よ、わたしたちのために、罪の御赦しを祈って下さい。わたしたちは本当に罪深い者でした。」

98. かれは言った。「それではわたしたちはあなたがたのため、わが主に御赦しを願ってあげよう。本当にかれは、寛容で慈悲深くあられる。」

修辞学

“わたしは確かにユースフの匂いを嗅いだ。”この文章にはきわめて強い表現の強調がみられる。それは誓い、強調詞インナ、強調のラームが用いられている。

意味

匂いの届いた距離は、3日から8日の行程のある距離で、およそ44 Kであった。

背景

ヤアクーブの子供たちが3度目のエジプト訪問から帰ることになった。その喜びがカナアーンの地に届いたのもユースフの匂いがヤアクーブに奇跡を与えたためであった。

説明

ヤアクーブの子供たちのキャラバンが、カナアーンの地を目指しエジプトの境を出たとき預言者ヤアクーブは、ユースフの衣服からかれの匂いを嗅ぎ取っていた。8日間の行程がある距離であった。これは奇跡である。ヤアクーブの下にいた人びとは、「アッラーにかけて、全くそれはあなたの（いつもの）老いの迷いです。」と言った。ユースフの衣服をヤフーザが持って来るとの知らせがありユースフと弟のベンヤルミーンが生きているとの朗報が届いた。そして衣服がヤアクーブの顔にかけられると、強い喜びから元通りに視力が回復したのであった。兄のヤフーザが持参するにあたり洗って持参したとのことである。「アッラーの慈悲を失望せずにユースフを探せ。」と言ったヤアクーブのことばどおりになった。「まだおまえたちの知らないことをアッラーはユースフに告げている」とも語り、ユースフが私の許に帰ってくることをアッラーは御存知とも言っている。

法的見解

- ① 奇跡と預言者。朗報を携えた子供たちがヤアクーブの前に現れる以前にかれの衣服の匂いを察知していた。
- ② 顔にユースフの衣服を乗せたことで奇跡があらわれた。アッラーに救いを求めれば、アッラーが「在れと言えばすなわち存在するのである。」
- ③ ヤアクーブの会合に集まっていた人々の言葉は老いばれなどと粗野であり、絶対的な預言者に相応しくない嘲笑であった。
- ④ ヤアクーブは、吉報伝達への報奨を与えるべきところ何も見いだせなかった。もっぱら「あなたがたはアッラーを畏れよ」と唱えた。このドアーは最大のご褒美である。
悲しみの続いた後の喜びや食事をとる子供たちの喜びを証明している。ウマルは雌牛章を暗唱後屠畜をしたと伝わっている。
- ⑤ 預言者たち共にあるということは、巨人族のアマレク人と共にあるような安心があり、ヤアクーブのドアーによって子供たちは許されたのである。

- ⑥ ヤアクーブは子供たちに謝罪を要求せずにかれらのためにドアーした。各自の悔悛とこころの鎮静化が必要である。

第5回タフスィール研究会報告

クルアーン第 12 章ユースフ章 第 99 節～ 111 節 クルアーン第 13 章雷電章 第 1 節～ 4 節

徳 増 公 明

日 時 平成 26 年 12 月 20 日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

今回の章について

ユースフ章はマッカで降りた啓示で、12 章全体がユースフの物語であることからユースフ章と名付けられたが、雷電章の 13 章は、三つの節を除きマディーナで下された啓示で、13 節に記された「雷はかれを讃えて唱念し、また天使たちもかれを畏れて唱念する。」にちなみ雷電章と名付けられた。

今回の内容について

ユースフの物語は 17 話から 20 話まで。ユースフが父ヤークーブに語った夢の実現について述べられている。一方、雷電章は 43 節の内 1～4 節まで。アッラーが天地の凡ての創造者であることを、現象界におけるアッラーからの様々な印によって確証している。

テーマ

- 1－ユースフの物語 17 話 エジプトでヤークーブ家族と出会う (99 節～ 100 節)
- 2－ユースフの物語 18 話 アッラーの恩恵と良き来世を懇願するユースフ (101 節)
- 3－ユースフの物語 19 話 幽玄界の消息と啓示で明白にされたムハンマドの預言者性の確認と預言者による一神教宣教 (102 節～ 108 節)
- 4－ユースフの物語 20 話 クルアーン物語からの教え (109 節～ 111 節)

5－クルアーンは真理（1 節）

6－天地におけるアッラーの印である現象（2 節～ 4 節）

第 12 章ユースフ章

1－ユースフの物語 17 話 エジプトでヤークーブ家族と出会う（99 節～ 100 節）

99 節 やがてかれらがユースフの許に来た時、かれは両親を親しく迎えて言った。「もしアッラーが御望みなら、安らかにエジプトに御入りなさい。」

言葉の説明

かれらがユースフの許に来た時：ヤークーブとその家族全員が旅をしてユースフに会いに来た時。

両親を親しく迎えて言った：両親を優しく抱きしめ、彼らに言った。

エジプトに御入りなさい：御入りなさいと複数形で表現してあるのは、エジプトの宰相としてのイスラエルの民への呼びかけである。

100 節 かれは両親を高座に座らせた。すると一同はかれにひれ伏した。するとかれは言った。「わたしの父よ、これが往年のわたしの夢の解釈です。わが主は、それを真実になさいました。本当にかれは、わたしに恩寵を与え、牢獄からわたしを御出しになり、また悪魔が、わたしと兄弟との間に微妙な敵意をかきたてた後、砂漠からあなたがたを連れて来られたのであります。わが主は、御望みの者には情け深くあられます。本当にかれは全知にして英明であられます。」

言葉の説明

両親を高座に座らせた：両親をかれと一緒に高座に座らせた。

一同はかれにひれ伏した：両親と兄弟たち 11 名が身を曲げてひれ伏した。額をつけたものではない当時の彼らの挨拶。

これが往年のわたしの夢の解釈です：このひれ伏しは、わたしの幼い時の夢の実現です。かれの父はユースフより年長であり、預言者職においてより高位にあるといえどもユースフにひれ伏すことが許されようかと問うなら、次のように答えよう。「アッラーはユースフの夢を実現するためにそのようにユースフに命じられた。」

牢獄からわたしを御出しになり：ユースフは「井戸から」とは言わなかった。それは兄達を恥じ入らせないという気遣いからであった。

御望みの者には情け深くあられます：ここでは計画された事柄の隠されたことを知りつくし、その困難を容易なものとし、また御意志の実行を容易なものとなされる御方という意味。

説明

ユースフのかれの家族全員をカヌアーン国からエジプトへ連れて来るようにとの、かれの兄弟への要求に応じて、かれの父親、叔母、兄弟・姉妹とその家族がエジプトへやって来た。かれらがエジプトへ近づくとユースフはかれらに会うために、出かけた。国王は預言者ヤークーブに会うために、王子たちや高官たちもユースフと一緒に出かけるように命じた。ユースフがかれらに会うと、両親を抱擁した。ヤークーブは母親の死後、ユースフの叔母と結婚していたので、母親ではなく、叔母だと言う説もある。

ユースフは家族全員に言った。「アッラーが御望みならば、エジプトに入りなさい。そこではあなたがた自身、あなたの財産、あなたの家族は安全です。何も恐れることも悲しむこともありません。」

ユースフは両親に敬意を表して、かれらを国王のベットの上にかれと一緒に座らせた。そして、11 人の兄弟と両親はユースフに対して敬意を表した挨拶

のスジュードをした。そのスジュードは信仰崇拜のものではなく、当時おこなわれた国王や政府高官に対する挨拶であった。ユースフはそのスジュードを見た時、かれの脳裏に幼年期見た夢が蘇り、かれはいった。「このスジュードは幼児期の古い夢の説明である。私は 11 の星と太陽と月がわたしにスジュードするのを見た。わたしの夢の説明である。」この夢は実現したのである。預言者たちの夢は揺るぎない真実である。

たとえば、預言者イブラーヒームが自分の子供イスマーイールを犠牲に捧げる夢は、犠牲を捧げる原因となった。

アッラーはユースフに多くの恩恵を授けられた。牢屋から解放し、かつての厳しい砂漠の生活から豊かな都市の生活へと変えて下さった。

アッラーはユースフの井戸事件について、兄弟たちへの非難を避け、かれらの名誉とかれらの生活のために、述べられなかった。また女性問題での牢獄など、これらの出来事は凡て悪魔の仕業（吹き込み）によるものであった。

ユースフと家族は、久しぶりに会うことができて夢は実現した。長い間の悲嘆の離別後に再び話し合うことができて、家族の間に情愛が生まれた。かれらの離別の期間は 18 年間又は 40 年間、80 年間と言われ、ヤークーブはエジプトのユースフのところに 24 年間または 17 年間滞在したと言われている。

ユースフは父親がエジプトを出発するときに、旅の装備や 200 の雌ラクダ、一緒に旅する人を提供したと言われる。また、ヤークーブが息子たちとエジプトへ入った時、その数は男女 72 人であり、エジプトを出るときはムーサーも一緒だったと言われる。

ヤークーブは死が訪れるとユースフに、かれの遺体を運び、かれの父親の眠るシャームの墓地の側に埋葬するようにとの遺言を残した。ユースフはそこにヤークーブを葬った。

まとめ（法的見解）

- 1－息子と両親との間の愛情は天性なものである。それゆえ、ユースフの両親に対する敬意は自分の兄弟たちに対する敬意より強く、両親を抱きしめ、

自分と一緒に高座に座らせた。そして、家族全員に向かって言った。「もしアッラーが御望みなら、安らかにエジプトに御入りなさい。」

2－啓示「もしアッラーが御望みなら、安らかにエジプトに御入りなさい。」は外の国から入国する場合、その国の支配者が入国者の人権とその家族と資産を保証することを示している。

3－預言者ユースフの家族がユースフにしたスジュードの挨拶は当時のかれらの間で習慣的に行われていた通常の挨拶であって、崇拜のためではなかった。タフスィール学者は、それに同意している。その後、アッラーはこの挨拶を廃止された。

4－ユースフは自分と家族にいくつかのアッラーからの恩恵を受けた。その中には、牢獄から出たこと、カアナーンの砂漠から家族の到来したこと、信仰による親切心が育まれたこと、(シャイターンによるユースフとかれの兄弟との間に生まれたねたみの後の) 家族との再びの集いがある。それらはすべて、アッラーの恩恵によるものである。

5－ユースフが幼い時見た夢の実現。学者間で夢を見た時から夢実現までの期間について異論がある。80 年間、70 年間、40 年間の意見があるが、40 年間で多数派。かれらは 40 年後に夢の解説ができたとしている。

2－ユースフの物語 18 話 アッラーの恩恵と良き来世を懇願するユースフ (101 節)

101 節 主よ、あなたはわたしに権能を授けられ、また出来事の解釈を御教えになりました。天と地の創造の主よ、あなたは現世と来世でのわたしの守護者です。あなたは、わたしをムスリムとして死なせ、正義の徒の中に加えて下さい。」

言葉の説明

わたしに権能を授けられ：ユースフは国王の下で、至高の権限が与えられた。

また飢饉の時、多数の人びとを救ったにもかかわらず、すべてはアッラーからの賜物であるとし、自分の功績としなかった。

私の守護者です：わたしの利益を守って下さる方。

わたしをムスリムとして死なせ：ユースフは彼の寿命が来た時に、来世での永遠の楽園を求めて、イスラームの上での死を願い、このように祈ったのである。ユースフが即刻の死を願ったと言う説がある。カタールは言った。「預言者のうち、死を願ったのはユースフのみである」。この説の支持者は、ユースフは一週間も経たないうちに死去したと言う。

正義の徒：父祖たちの仲間として、または正しく生きた人たちと一緒に。

解説

ヤークーブの死後、ユースフはエジプトで23年間を過ごした。そしてユースフは、自分の任務を果たしたが、もはや長年の政権担当に自分の体力が耐えられないことを悟ると、この節のように言ったのである。

ユースフはアッラーの優しさと恩恵で父親や兄弟と再会できたことや権能を授けられたことに対して、アッラーを讃美した後、現世のように来世でもこの恩恵が続きますように、そしてムスリムとして死去し、敬虔な人たちと一緒にして下さるようにとアッラーに祈ったのである。

ユースフはそれから約一週間生き、120才または107才で死んだと言われる。エジプト人たちはかれの埋葬をめぐって争い、かれを大理石の箱に入れ、ナイル川の上流に埋めた。そうすることによって、ナイル川周辺に祝福が広く行き渡り、不毛の地が肥沃になり、それが400年続いたと言われる。アッラーが、ムーサーにエジプトを出ることを命じられた時、ムーサーにユースフも一緒に連れて行き、エルサレムの地の、かれの父祖の近くに埋葬するように命じられた。こうしてムーサーはユースフをエルサレムの地に埋葬し直した。

まとめ

この節において、預言者の行為は最良の模範であると教えている。現世にお

いて、預言ユースフは支配権を得たり、夢を実現したりと、アッラーからの恩恵を賜った。またこの節は来世において、アッラーの御満足を要求することを隠そうとしなかったことを教えている。信者が来世で永遠の恩恵を受けることができるという、喜ばしい結末への知らせでもある。来世は素晴らしく、永遠である。ユースフは預言者としての地位や高貴さ以下のものを要求しなかった。そして、他の預言者や使徒のような正しい者と一緒にしてくれるように、また報酬、地位において、かれらと一緒にしてくれるようにアッラーにお願いした。

一方、単に死を望むことはあってはならない。死を迎えることになったら、ムスリムとして全うしなさいと言うのが、一般イスラーム学者の言葉である。

3 ユースフの物語 19 話 幽玄界の消息と啓示で明白にされたムハンマドの預言者性の確認と預言者による一神教宣教（102 ～ 108 節）

102 節 これはわれがあなた（ムハンマド）に啓示した、幽玄界の消息の一つである。かれらが（ユースフに対する）計画を策謀した時、あなたはかれらと（その場に）いなかった。

言葉の説明

これは：ユースフについて述べたことは。

幽玄界の消息の一つ：ムハンマドよ、これはおまえから隠されたものの知らせである。この節にはムハンマドの預言者性の確たる証拠がある。かれは文盲で、書物を読んだり、学者に出会ったり、他の国へ旅したこともなかった。それにもかかわらず、最良の構成と表現でこの長い物語がもたらされた。それゆえ、この物語がアッラーからの啓示によるものであることがわかる。またこの消息は単なる物語ではない。それは人間が一般に見ることを得ない力と動機、思想と感情、混迷と結果に関する解明である。

計画を策謀した時：ユースフに対する策謀を決意した時。

あなたはかれらと（その場に）いなかった：ユースフはユースフの兄弟のところにいたわけではない。つまり、兄弟のところにいて、その話を知り、それについて告げたのではない。ユースフには啓示でその知識がもたらされたのである。

103 節 仮令あなたが如何に望んでも、人びとの多くは信じないであろう。

言葉の説明

人びとの多く：マッカの多くの住人は。

信じないであろう：これは預言者ムハンマドに対する慰めである。ユダヤ人とクライシュ族の者たちがかれにユースフの物語について尋ねた。ムハンマドは、それはかれらの許にある律法の書の内容と一致するものであると語ったが、それでもかれらはイスラームを受け入れなかった。そのためムハンマドは悲しまれ、それに対してアッラーがこの啓示を下されたのである。この章が啓示されたのはマディーナへ移住する直前のことで、預言者ムハンマドのあらゆる努力は報われず、様々な深刻な困難な目に会っていた。

104 節 あなたはそれ（使命）に対し、どんな報酬もかれらに求めない。これは、全人類への訓戒に外ならない。

言葉の説明

それ（使命）に対し：クルアーン（イスラーム）の宣教に対し。

これは：クルアーンは。

105 節 天と地の間には、（アッラーの唯一性や神慮に関し）如何にも多くの印がある。かれらはその側を過ぎるのだが、それらから（顔を）背ける。

言葉の説明

印：アッラーの唯一性に対する証拠。

かれらはその側を過ぎるのだが：かれらはそれを目撃するが。

それらから（顔を）背ける：それについて無視して考えようとしない。

106 節 かれらの多くは、アッラーを多神の 1 つとしてしか信仰しない。

言葉の説明

アッラーを多神の 1 つとしてしか信仰しない：かれらはアッラーを天地創造の最高神として認めるが、アッラーの娘たちと称する偶像やその外に対しても神格を同時に認めて、最高神へのとりなしのための媒体として崇拝した。それはアッラーの唯一性を否定することになる。

107 節 かれらに下るアッラーの懲罰が覆いかかることに対して、またかれらが気付かない間に突然来ることに対して、かれらは安心出来るのか。

言葉の説明

懲罰が覆いかかる：かれらを覆い包む懲罰。

かれらが気付かない間に突然来る：かれらがその到来に気付く前に、不意に来る。

108 節 言ってやるがいい。「これこそわたしの道。わたしも、わたしに従う者たちも明瞭な証拠の上に立って、アッラーに呼びかける。アッラーに讃えあれ。わたしたちは多神を信じる者ではない。」

言葉の説明

言ってやるがいい：ムハンマドよ、かれらに言ってやるがいい。

わたしの道：わたしの道以後の文章はわたしの道の説明。

明瞭な証拠：明瞭な根拠。イスラームにおける信仰の真髄は「唯一神」である。

背景

アッラーがユースフの物語を述べた後、アッラーは幽玄界の消息についてムハンマドに預言者としてその対応を示すことを望まれた。幽玄界については、アッラー以外はだれも知らない。預言者も人びとも見たことがない。

そして、マッカの多神教徒たちのアッラーの信仰について批判した。クルアーン多くの節で創造主や唯一神について述べているが、これらの多神教徒たちはそれを留意せず、避けている。アッラーは、預言者に宣教の方法は唯一神であり、様々な異なった多神教を拒絶するように言われた。

解説

ユースフの物語で述べられている、ユースフの夢とかれが井戸に投げられたことに始まり、かれがエジプトの事実上の支配者になったこと、かれとかれの兄弟が置かれていた状態の説明、かれらの父親ヤークーブの状態等については、預言者ムハンマドが知らない幽玄界の消息であった。またアッラーからムハンマドに啓示で知らされたのは、人びとの迫害や宣教の阻止に対するムハンマドの精神及び忍耐を揺るぎないものにするためでもあった。

幽玄界の消息は奇跡であり、この長い物語には歪曲や間違いもない。兄弟たちが井戸にユースフを投げる計画を決意したとき、ムハンマドはその場においてそれを見たわけでもない。しかしながら、アッラーは啓示を下して、ムハンマドにこのことを知らされたのである。

教訓があるこの奇跡の消息にもかかわらず、多くの人びとは信じないであろう。かれらはあなたの宣教とクルアーンを信じない。あなたが、かれらが信仰することを望み、全力を尽くしても多神の信仰と頑迷さのため信じないであろう。

別の啓示でも同様のことが述べられている。「本当にあなたは、自分の好む

者(の凡て)を導くことは出来ない。だがアッラーは御心のままに導き下さる。」
(28 章 56 節)

それから、アッラーは、ムハンマドに訓戒を与えている。

ムハンマドよ、善いことへ導く忠告や祈りに対して、どんな報酬もあなたの預言者性を見捨てる者に求めてはならない。あなたはこれらのことをアッラーのためにしているのである。かれらには、あなたの布教を聞いてもらうだけである。あなたはアッラーの命令に従うのみである。あなたの主があなたに下したクルアーンは人類とジンの世界にそれを思い出させるためであり、訓戒でもある。クルアーンによって、人類とジンは現世と来世で、正しい道を思い出し、導かれ、救われるのである。

多くの人が信仰しない理由として、創造主の存在と唯一神の根拠を考えることへの無関心がある。唯一神と全知、全能の創造主の証拠を示す印が天地には無数にある。天地の星、惑星、海、川、山、植物、木々、生死、動物、種々の食物の糧、匂い、色、品質などである。このように凡てのものにアッラーの印がある。これらの印をかれらは見ることができが、無視し、考えようとなしない。一方、宇宙・天体科学者は観測に専念し、科学的な法則を導き出している。しかしながら、大体においてかれらはその創造者、制御者である創造主のことを考えない。

それから、使徒たちが困難な状態に危機感が強まり、切羽詰まった時間になった時に、アッラーから使徒たちの許に勝利が下るとの吉報をアッラーは預言者に伝えられた。

まとめ

1－ユースフやそれ以前の預言者たちとかれらの地域の人びととの物語の消息がある。その消息には奇跡を示す隠されたものがある。その消息はアッラーの言葉であるクルアーンの中に存在し、預言者の宣教の真実の言葉でもある。それゆえ、この消息は預言者への奇跡でもある。

2－「仮令あなたが如何に望んでも、人びとの多くは信じないであろう。」の

啓示が下ったのは預言者を慰めるためであった。すなわち、人びとにユースフの物語を伝えても、人びとは何故信仰するのかと言う。預言者が導きたい人びとを導くことができないことに対する慰めである。

- 3－凡ての預言者の任務はかれらに下った啓示を忠実に人びとへ伝えることである。その任務の目的はアッラーからの報酬をいただくことであり、人びとから賃金や報酬をいただくことではない。
- 4－クルアーンと啓示は例外なしに全人類へのメッセージである。アラブ民族だけのものではない。これは唯一神、公平、預言、来世、物語、信仰を示す、人びとへのメッセージである。そして、その中には大変有益なものがある。
- 5－多くのクルアーンの節の中には、天地の星、惑星、海、川、山、植物、木々、広大な砂漠、生死、動物、種々の食物の糧、匂い、色、品質など凡てにおいて、アッラーの存在、唯一性、力、叡智、知識、慈悲が知覚できるものがある。
- 6－多神教徒の信仰は無益で捏造のものである。かれらはかれらの創造主と凡てのものの創造主を結び付けている。そして、偶像を崇拝している。
- 7－アッラーの懲罰と最期の日は人間が気付かない内に突然やって来る。
- 8－預言者の導き、行為、及び信仰篤い教友たちの模範行為は確実に樂園に導く。そして、信者たちは常に言う。「アッラーに称えあれ。私は多神教徒ではない。」

4－ユースフの物語 20 話 クルアーン物語からの教え（109 節～ 111 節）

- 109 節 われはあなた以前にも、町に住む者の中から（特に選んで）われが啓示を授けた人間以外は、（預言者として）遣わさなかった。かれら（マッカの人びと）は、地上を旅して、以前の者たちの最後が、どんな（悲慘な）ものであったかを観察しているのではないか。本当に主を畏れる者に対する、来世の住まいこそ最上である。あなたがたは悟らないのか。

言葉の説明

町に住む者の中から：首都に住む者から選んだ。無知な砂漠の民と違って、より道徳も知識もあったからである。

人間以外は、(預言者として) 遣わさなかった：マッカの住民が「どうしてクルアーンと一緒に天使を遣わさなかったのか」と言ったのに対する返事である。ムハンマド以前の使徒もみな同じ人間であり、ムハンマドと同じ状態をしていた。

以前の者たちの最後が、どんな(悲惨な)ものであったか：かれらの使徒を嘘だと否定したことにより、かれらが破滅させられたこと。

主を畏れる者：アッラーを敬い服従し、帰依して、アッラーの意志に反しない者。

来世の住まい：楽園。

悟らないのか：信仰しないのか。

110 節 (ムハンマド以前の) 使徒たちが(遣わされた民のもとで) 一切の希望を失い、不信仰者たちが、使徒たちはやはり嘘つきであったと思った時になって、われの助けがかれら(使徒)に下り、われの欲する者に救いは来るのである。只罪を犯した者は、わが懲罰は免れられない。

言葉の説明

一切の希望を失う：絶望する。

111 節 本当にかれらの物語の中には、思慮ある人びとへの教訓がある。これは作られた事柄ではなく、以前にもあったもの(啓典)の確証であり、凡ゆる事象の詳細な解明であり、また信仰する者への導き、慈悲ともなる。

言葉の説明

かれらの物語：使徒たちの物語。

思慮ある人びと：理性ある人々。

教訓がある：かつて見られなかった人間生活のあらゆる面における精神的説明が詳細に盛られている。

これは：このクルアーンは。

導き：迷いからの導き。

解説

ムハンマドよ、あなた以前に男性しか使徒を送らなかった。天使でも女性でもない。使徒は町に住む者からで、砂漠の民からではない。使徒たちには啓示を下し、聖法を与えた。このことからアッラーは使徒として、女性ではなくて男性を派遣し、砂漠の人ではなくて、町の人を選んで派遣したことが分かる。砂漠の人（遊牧民）は無知で粗暴であることが多く、町の人、砂漠の人より繊細で優しいからである。クルアーン「(遊牧の) アラビア人の不信心と偽善はもっと甚だしい。」(9 章 97 節)

イブン・カスールは言った。

ある人たちは使徒について女性もいると主張している。彼女らはサーラ、ムーサーの母、イーサーの母マルヤムである。サーラについては天使がイスハークの吉報をサーラに伝えたとあり、ムーサーの母についてはクルアーンに述べられている。「そこでわれは、ムーサーの母に揭示して言った。かれに乳を飲ませなさい。」(28 章 7 節)。マリヤムについては「天使たちがこう言った時を思い起こせ「マルヤムよ、誠にアッラーはあなたを選んで、あなたを清め、万有の女人を越えてお選びになられた。」(3 章 42 節) がある。

それから、アッラーは使徒を信じない多神教徒を脅かして言われた。ムハンマドよ、あなたを信じないマッカの多神教徒は地上を旅して、使徒を信じなかった国々のどんな悲惨な結果であったか、アッラーがかれらを破滅させたか、を見なかったのか。例えば、ヌーフの民、フードの民、サーリフの民、ロウトの

民がその例である。不信仰者の結末は破滅であり、信仰者の結末は救われるのである。

それから、アッラーは来世の住まいについて述べている。アッラーを畏れ、多信仰を信じず、アッラーに背かない信者には、来世良い住まいが与えられ、現世で救ったように、来世でも救われ、また現世の住まいより優れ、快適で永遠である。不信仰者はこのことを理解しないのか、との意味である。

それから、アッラーはクルアーンの物語について一般的な目的について述べた。それはかつての預言者たちとかれらの土地の人たちの消息の引用である。如何にして信者を助けたか、いかにして不信者を滅ぼしたか、思慮ある人びとや正しい思慮者への教訓、忠告である。考察、反省や教訓は地域から地域に、時代から時代に伝わるものである。一方、アッラーの存在に無関心者は大事な出来事を無視し、歴史を学んで役立てず、教訓、忠告も役立てない。

それから、アッラーはクルアーンに包含されているものについて述べられた。クルアーンが包含しているこれらの物語や話は、捏造したり、アッラー不在の嘘を述べたものではない。そして、単に言い伝えられてきたものではなく、啓示として下った神の言葉であり、以前にあった啓典の確証である。歪曲や変更したものではない。たとえば、クルアーンにはハラールとハラーム、好まれるものと嫌われるもの、禁止されているものと禁止されていないもの、約束、アッラーの属性、実際に起きた預言者の物語等について述べられていて、その凡てに説明がある。クルアーン「啓典の中には、一事でも、われが疎かにしたものはない。」(6章38節)

また、クルアーンは全宇宙、世界を導いている。人間を正しい真つすぐな道に、暗闇から光へ、間違った者を理性ある者へ、迷った道から正しい道へと導く。人間を現世で真理、善、善良者へと導く。そして、信者には現世と来世で万有の主から慈悲が与えられるものである。

まとめ

1－預言者は常に男性であった。女性でもジンでも天使でもなかった。これは

預言について次のようにハディースで述べられていると言う意見に対する反論でもある。「女性の中に四人の預言者がいた。それはハッワウ、アースィヤ、ムーサーの母、マリヤムである。」

- 2－預言者たちは町村の住民からである。アッラーは砂漠の民から預言者を派遣しなかった。なぜなら町村の民の方が、知的で、柔和で、優れていて、知識があるからである。ハサン・バスリーは言った。「アッラーはけして砂漠の民からはけして、預言者を派遣しなかった。また女性からも。」
- 3－すべての人びとは例外なく、かれらの預言者について偽った結果、破滅をみる。
- 4－ユースフとかれの父親、兄弟の物語のような過去の民族の物語の中には、教えがある。そこには教訓、伝言、戒めがある。
- 5－クルアーンの中にはクルアーンは捏造、虚偽されたものであるとの話がある。クルアーンは奇跡であり、たとえ預言者であろうと人類はそれと同じようなものを齎すことができない。
- 6－クルアーンはそれ以前に齎されたモーゼ五書、福音書やアッラーからのすべての啓示でも認められている。
- 7－クルアーンでは、許されたものと禁止されたもの、イスラーム法と判決等、人類が必要としているもの等、凡てについて説明されている。また、クルアーンは人類と信者たちへのアッラーからの慈悲と導きであり、人類を間違った道から救い、秩序崩壊から救う。「それこそは、疑いの余地のない啓典である。」（1 章 2 節）
- 8－アッラーからのユースフの物語での教え（戒め）は次の 5 つである。
 - 1) 物語は思慮ある人びとへの教訓。
 - 2) 物語は作られた話ではない。預言者ムハンマドでも作ることもできなかった。かれは書物を読めず、誰から学んだこともなく、学者とつきあうこともなかった。彼自身が嘘をつくことがなかった。アッラーも作られたものではないことを確認している。「これらは作られた事柄ではなく、以前あったもの（啓示）の確証である」（12 章 111 節）これらの物語はモー

ゼ五書外、すべての啓示に出ている。

3| 物語はユースフとかれの父親、兄弟たちとの出来事についての凡てについての説明がある。

4| 物語は現世での導きでもある。

5| 物語は信仰する人びとが最期の日にあッラーから慈悲を得ることについて述べている。

第 13 章 雷電章

解説

雷電章とユースフ章の間には内容、目的、クルアーンについての説明において関連性がある。

内容は、預言者たちとその土地の人びとの物語についての話、敬神な信者をアッラーが如何に救うか、そして不信者の破滅、である。目的はアッラーの存在とアッラーの唯一性の確認である。ユースフ章では「二人の獄の友よ（私はあなたがたに尋ねる）。雑多の神々がよいのか、それとも唯一にして全能であられるアッラーなのか。」（12 章 39 節）雷電章では「アッラーこそは、あなたがたには見える柱もなく、諸天掲げられた方である。」（13 章 2 節）

創造主の存在とその全能、全知、唯一性を示すもの。ユースフ章では「天と地の間には、（アッラーの唯一性や神慮に関し）如何にも多くの印がある。」（12 章 105 節）雷電章には多数ある。例えば 2～3 節、8～11 節、12～16 節。

またクルアーンの説明については、ユースフ章では「これは作られた事柄ではなく、以前にもあったもの（啓典）の確証であり、凡ゆる事象の詳細な解明であり、また信仰する者への導き、慈悲ともなる。」（12 章 111 節）雷電章では「これは啓典の印である。そしてそれは主から、あなたに啓示された真理である。だが人びとの多くは信じない、」（13 章 1 節）

5－クルアーンは真理（1 節）

1 節 アリフ・ラーム・ミーム・ラー。これは啓典の印である。そしてそれは主から、あなたに啓示された真理である。だが人びとの多くは信じない。

言葉の説明

アリフ・ラーム・ミーム・ラー：これと同じような省略形、アリフ・ラーム・ミーム（6ヶ所）とアリフ・ラーム・ラーがクルアーンの章の最初にある。これら

の文字はある深遠神秘的な真理を表す象徴と解される。これらの章の共通している内容から、これは生と死及び帰り所の神秘に関する省略語であろうと言う説もある。この意味についてはアッラーが最もよく御存知であられる。

これは：これらの節は。

主から、あなたに啓示された（もの）：クルアーンを指す。

真理である：真実で疑いはない。

人びとの多くは：マッカの多くの人々は。

信じない：それが至高なるアッラーからのものだと思わない。

解説

ユースフ章の最後にクルアーンについて五つの説明をした。ここでは六つ目のクルアーンは確かにアッラーからのものであることを説明する。この章の節は完璧にクルアーンの節である。

ムハンマドよ、あなたにあなたの主から下ったクルアーンは疑いもない真理である。

しかしながら、多くのひとはあなたの主から下ったことを信じない。また、かれらは、クルアーンに包含されている、いつの時代にも相応しい法律、判決、利益保護などを評価しない。真実が溢れた説明にもかかわらず、かれらは対抗意識や利害関係や頑迷さから、真の信仰に入るのはまれである、「仮令あなたが如何に望んでも、人びとの多くは信じないであろう。」（12 章 103 節）

もし、今日の人類の状況であったならば、世界の多くの人びとはクルアーンを信じないであろう。しかしこれらは、過去のマッカの住民のような人びとの状況、また歴史上あったこと、あるいは現在・未来を知らせる人びとの状況を知らせるクルアーンの奇跡である。

まとめ

この節はクルアーンの節が不思議なものや説明において完璧なものであることを示している。またクルアーンがアッラーから下された真理であり、疑いの

余地のないものであり、時代を乗り越えた永遠のものであることも示している。しかしながら頑迷さや不信心から多くの人びとは、高い知恵や不動の法則や正しい立法を伴った信仰を覆ってしまった。

6 一天地におけるアッラーの印である現象（2 節～ 4 節）

2 節 アッラーこそは、あなたがたには見える柱もなく、諸天を掲げられた方である。それからかれは、（大権の）御座に鎮座なされ、太陽や月を従わせられる。（だから）各々の定められた時期まで運行する。かれが凡ての事物を規制統御し、種々の印を詳しく述べられる。必ずあなたがたに主との会見に就いて確信させるためである。

言葉の説明

御座に鎮座なされ：アッラーに相応しい有様で鎮座なされ。

各々の：太陽と月のそれぞれは。

定められた時期まで：審判の日まで。イブン・アッパースによると、審判の日まで、太陽は一年で天体を渡りきり、月は一カ月で渡りきり、そのどちらの運行も変わることはないと言う。

運行する：軌道を運行する。

凡ての事物を規制統御し：凡ての事物を決定し、実行し、実現される。例えば、生死、創造、糧、存在と不在等。また啓示を下すこと、使徒の派遣、崇拜行為の義務付け等もある。アッラーは凡ての根源であられ、それによって万有はその生命を得て存在する。そして、不動の法則により統治され、究極はアッラーに返される。

種々の印を詳しく述べられる：アッラーの御力の証拠を解明される。またアッラーは人間から離れた存在ではなく、常に共にあられ、人間を調整、統治なされる。

あなたがたに：マッカの住民達に。

主との会見：蘇りによる主との会見。人間に対するアッラーの配慮の顕著な点は、その向上発展のためある程度の自由意思が許されていることであり、その試練に対し、事を処理する能力が与えられている。ただし、自分の行為に責任を負わなければならない会見となる。

3 節 かれこそは大地を広げ、その上に山々や河川を配置された方である。またかれはそこで、凡ての果実を二つ(雌雄)の対になされた。また夜でもって昼を覆われる。本当にこの中には、反省する人びとへの印がある。

言葉の説明

山々：揺らぎない山々。

配置された方：創造された方。

凡ての果実を二つ(雌雄)の対になされた：それぞれの種類から雌雄の対になされた。

夜でもって昼を覆われる：夜の闇によって昼を包まれる。

この中には：言及したことの中には。

反省する：アッラーの御業について反省する。

印がある：至高なるアッラーの唯一性に関する証拠がある。

4 節 また地上には、隣り合う(が相異なった)地域がある。ブドウの園、穀物の畑、一つの根から複数の幹が出たナツメヤシや一本だけの幹のものがある。同じ水で灌漑されても、食物としてあるものを外のものよりも優れたものになさる。本当にこの中には、理性ある人びとへの印がある。

言葉の説明

隣り合う(が相異なった)地域：隣接し合った土地で、その中には良い土地、塩分を含んだ湿地、実りのない土地、実りの多い土地がある。それもアッラーの印の証拠である。

食物としてあるものを外のものよりも優れたものになさる：食物として、甘いもの、すっぱいものなどがあり、それも至高なるアッラーの印の証拠である。

解説

アッラーは、アッラーの全能と大権について述べられた。アッラーは柱もなく諸天を創られた。我々はその柱を見ないが、元々諸天は柱なしでできたもので、これはアッラーの存在とアッラーの全能を意味する。もし諸天が柱で支えられていたら、アッラーの存在を示す証拠がとまらない。諸天はアッラーの御力で運行し、守られ、管理され、宇宙を永遠に運行する。

アッラーは玉座に座られた。玉座は作られたものである。玉座の大きさはアッラーしか分らない。太陽と月はアッラーの命に従い、規則正しく運行し、光を出したり、現れたり隠れたりする。外の啓示でも太陽と月の役割について述べられている。「また太陽は、規則正しく運行する。これも全能全知な御方の摂理である。また月には、天宮を振り分けた。（それを通して）ナツメヤシの老いた葉柄のように（細くなって）戻ってくる。太陽が月に追いつくことはならず、夜は昼と先を争うことは出来ない。それらは、それぞれの軌道を泳ぐ。」(36章 38～40 節) 太陽や月やその他の惑星（星）はこの世が終末を迎え、最期の審判まで運行する。また太陽是一年周期、月は一カ月周期である。

アッラーは凡ての事物を調整、統治される。例えば、生・死、強化・弱体化、金持ち・貧者、天体を間違いも変更もしない規制に基づいて動かすことである。アッラーは、アッラーの存在、唯一神、全知全能、叡智、慈悲の証拠についての説明をしている。

アッラーは天と地と天地間、天地内の被造物を創造する。そして、そのすべての事物を詳細に規制、調整、支配する。また身体に魂を戻し、現世で行ったことの審判をする。

クルアーン「かれこそは大地を広げ」は地上におけるアッラーの唯一性と全能を示したもので、アッラーは生物のために大地を大きく広げ、人間や動物が自由に移動でき、植物や鉱物などの有益なものを入手しやすくして下さった。

関連節。「われは大地を、広々としなかったか。」(78 章 6 節)「かれは真理をもって天地を創造なされ、夜をもって昼を覆いまた昼をもって夜を覆わせ、太陽と月を服従させてそれぞれ定められた周期に運行させる。」(39 章 5 節)

アッラーは大地に高く不動の山々を創られた。大地に流れる川、小川、井戸を、異なった色、形、味、匂いの果実に水を与えるために創られた。そして、すべての果実を雄雌の対にされた。またすべての果実に異なったものを創られた。例えば、味では甘いものと酸っぱいもの、色では黒と白、暑い所と寒い所のものがある。

関連節

「われは大地を、広々としなかったか。また山々を、杭としたではないか。われはあなたがたを両性に創り」(78 章 6～8 節)

アッラーは夜の暗闇で昼間の光を覆い、昼間の光で夜の暗闇を無くした。

「また休息のため、あなたがたの睡眠を定め、夜を覆いとし、昼を生計の手段として定めた。」(78 章 9～11 節)

「かれらは気が付かないのか。われはかれらの憩いのために夜を設け、またものが見えるように昼を定めたではないか。」(27 章 86 節)

「またかれが、あなたがたを夜も昼も眠れるようにし、またかれに恩恵を求めることが出来るのも、かれの印の一つである。」(30 章 23 節)

まとめ

この節は次のことを示している。

- 1 - アッラーの人間への優しさ、慈悲、導きを示す印を明らかにした。またアッラーの存在、全知、全能、御意志、またすべてのものが異質であること示した印に人間が目を向けるようにされた。
- 2 - アッラーの印として天地に示されたものは、色々である。天のものとして次のものがある。柱もない諸天、御座、太陽や月を従わせ、定められた時期まで運行させる。それは現世における被造物や人間にとって有益であり、

また現世での凡ての事物を管理している。例えば、創造、破壊、生きること、死なせること、豊かにすること、貧しくすること、啓示を下すこと、預言者を派遣すること、人間へ負担を課すこと、啓示の説明など。

一方、地のものとしては次のものがある。生活できるように広げた土地、土地に高く不動の山々を固定、川の流れや泉の噴き出し、雄と雌、甘いと酸っぱい等の反対の面を持った果実、暑い寒い、白と黒、夜が昼を覆う、土地が種や耕地や果実や木々から生産したものにも相違がある。

以上述べてきたことはアッラーがすべてのものを創造、管理し、自然現象とか偶発的現象ではないことを証明している。

参考文献

- 1－タフスィール アル・ムニール（ワハバ アル・ズハイリー）
ダマスカスのダール アル・フィクル発行（第2版）1991 年
- 2－日垂対訳注解聖クルアーン
（宗）日本ムスリム協会（第11版）発行2012年3月20日
- 3－タフスィール アル・ジャラーライン第二巻（中田香織訳、中田考監訳）
日本サウディアラビア協会発行2004年9月
- 4－岩波イスラーム辞典
岩波書店発行2002年2月20日

第6回タフスィール研究会報告 クルアーン第13章雷電章 第5節～19節

柏原良英

日 時 平成26年1月24日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

- 1ー多神教徒たちの復活の否定と懲罰を急き立てることとムハンマドに対する奇跡の要求（5ー7節）
- 2ーあらゆるものに行き渡るアッラーの知識のいくつかの出現（8ー11節）
- 3ーアッラーの神聖さと主性と力の出現（12ー15節）
- 4ー一神教に対峙する多神教徒と信者の譬え（16節）
- 5ー真理と虚偽の譬えと幸せな者たちと不幸な者たちの譬え（17ー19節）

1. 多神教徒たちの復活の否定と懲罰を急き立てることとムハンマドに対する奇跡の要求（5ー7節）

5. もしあなたが不思議に思うのなら、「わたしたちが（現実に）土になった時、わたしたちは本当に新しく創造されるであろうか。」とかれらの言うことこそ不思議である。これらは主を信じない者である。かれらはその首に枷かけられる火獄の仲間で、その中に永遠に住む者である。

言葉の説明

もしあなたが不思議に思うのなら：ムハンマドよ、不信者があなたを嘘つきだと呼んだり、彼らが益もない偶像を崇拜することに驚くなら。不思議（アジャブ）は、普通ではないものを見たり聞いたりしたときの心の変化、驚きのこと。かれらの言うことこそ不思議である：アラビア語では、主語（彼らの言葉）と

述語（不思議）が逆転して強調表現。それよりも驚くこと、あるいは本当に驚くことは彼らの言葉である。彼らの言葉「私たちは土になった時、・・・」には疑問詞が2回繰り返されていて、最初は、土にであるときの部分で、意味は私たちは土の時に、復活させられるのか？となり二回目は私たちは新しい創造にいるのか？となる。二つの疑問詞は、説明を強く求めさせる強調表現になる。またこの疑問詞は、拒否の疑問詞。

これらは主を信じない者である：アラビア語では、指示代名詞「これら」が、3回繰り返される。これらは、首に枷をかけられる者である。そしてこれらは地獄の業火の仲間である。彼らはそこで永遠に住む。

解説

前節でアッラーは、その力を彼の創造物である天地の被造物によって証明したあと、人の復活を力の証明とした。ここでは多神教徒たちの復活の否定から始まり、続いて彼らの無知さの表れとしての懲罰を性急に求めることやムハンマドの無力さの証明として目に見える奇跡を要求する。アッラーは、ムハンマドに呼びかける。もしあなたが、多神教徒たちがあなたを嘘つき呼ばわりしたり、本当の創造主を認めながら益もない偶像を崇拝することに驚くなら、それよりもっと驚くべき不思議なことは、彼らが復活を否定することだ。彼らは「骨になって土に返ったものが復活することがあるのか？」と言う。この拒否する疑問は、クルアーンの9つの章に渡って11回繰り返されている。（雷電章、夜の旅章、信者章、蜜蜂章、蜘蛛章、サジダ章、整列章、出来事章、引き離す者章）一方で理性ある者は、天地の創造が人間の創造より困難であり、最初の創造より二度目の創造のほうがより容易である事を知っている。「かれら（マッカの多神教徒）は、天と地を創造なされ、その創造に疲れることもないアッラーが、死者を甦らせることくらい、できるとは思わないのか。」（46章33節）

それからアッラーは、彼らに3つの決定を告げる。1つは「これらは主を信じない者である。」つまりアッラーの能力を否定する者は、アッラーを信じない者となる。このことから復活を拒否する者は、不信者となることを示す。

2つ目は、「かれらはその首に枷がかけられる」。彼らは首枷と鎖で縛られ引きずられる。「枷がかれらの首に詰められ、また鎖が巻かれ、かれらは引かれるであろう。」(40章71節) 3つ目は、「火獄の仲間、その中に永遠に住む者である」。彼らは地獄の住人になり、そこで永遠に留まることになる。この節は、永遠の懲罰は、不信者だけに限定されることを示している。

次にアッラーは、彼らの無知さを示す。彼らは来世での懲罰を否定するだけでなく、現世での罰まで否定することから今日の前での懲罰を要求する。

6. かれらは（多くの）見せしめの例がかれら以前にあるのにあなたに幸福よりも、寧ろ災厄を急いで求める。しかしあなたの主は人間の悪い行いに対し本当に寛容であり、またあなたの主は、懲罰にも本当に痛烈である。

言葉の説明

見せしめの例:懲罰。彼らと似た預言者を嘘つき呼ばわりした者たちの懲罰は、既に下って滅ぼされている事実があるのに。彼らは「幸福よりも、寧ろ災厄を急いで求める。」幸福とは、懲罰からの安全。彼らはその安全を求める前に懲罰が今ここに下ることを求める。「アッラーよ、もしこれが本当にあなたからの真理であるならば、わたしたちの上に天から石（の雨）を降らせ、またわたしたちに痛ましい懲罰を科して下さい。」(8章32節) これは、彼らが来世の懲罰ばかりか、現世での懲罰が下ることも否定しているからであり、既にアッラーは、彼らに似た者たちを罰していることに訓戒としない、彼らの無知の表れでもある。この例（マスラ）と訳されているアラビア語は、類似という意味から名付けられた。それは懲罰と罪が類似しているからである。「悪に対する報いは、それと同様の悪である」(42章40節) 例えば殺人の罰は、キサース（斬首刑）であるようにそこに類似がある。

あなたの主は人間の悪い行いに対し本当に寛容であり：アッラーは、人々に対し彼らの罪にも拘らず、すぐに罰を下すことのない寛容さの持ち主である。もしそれがなければ彼らの犯した罪に対してアッラーはすぐに罰を与えたであろう

う。「もしアッラーが、人間をその所業によって罰せられるならば、地上に、一人の生存者も残されなかったであろう。だがかれは期限を定めて、かれらを猶予なされた。」(35章45節)

懲罰にも本当に痛烈である:アッラーは、反抗する者を厳しく罰する。アッラーは、前の寛容さとここでの厳しい懲罰とをつなげて提示する。この希望と警告の対比は、クルアーンによく見られる。それは人間が、その二つの間に存在しているからである。「われのしもべたちに、「われは本当に、寛容で慈悲深い者であり、われの懲罰は、本当に痛苦な懲罰である。」と告げ知らせなさい。」(15章49～50節)「本当に主は懲罰に迅速で、またかれは本当に寛容にして慈悲深くあられる。」(7章167節)

次にアッラーは、その不信仰から多神教徒が預言者へ以前の預言者のような目に見える奇跡を求めることを述べる。

7. 信じない者たちは、「何故主からかれに一つの印も下らないのだろうか。」と
言う。あなたは一人の警告者に過ぎない。各々の民には一人の導き手がある。

言葉の説明

信じない者たちは:多神教徒たちは、預言者性に対する不信と攻撃に固執し、その正当性に疑念を抱かせ、無力さを知らせる意図から以前の預言者たちが見せた、ムーサーの杖が蛇になる奇跡やサーリフのラクダのような物理的な感覚的な奇跡を求めた。アッラーは、彼らの要求に対し他の節では次のように応えている。「われが印を下すことを控えるのは、昔の民がそれを偽りであるとしたからに外ない。」(17章59節)アッラーのやり方は、奇跡を求めた民族がそれを信じないときには彼らをその罪によって破滅させてきた。ゆえに嘘呼ばわりする者に罰を下すことになるのを恐れるからである。一方ここでは、彼らの何故奇跡を持ってこないのかと言う疑問に対して預言者の役割は、奇跡を見せることではなく警告と導きであることが明らかにされる。「**あなたは一人の警告者に過ぎない。**」あなたは、アッラーが命じたメッセージを人々に伝える

ことが役目の使徒であって、奇跡はアッラーの事柄である。

各々の民には一人の導き手がある。：それぞれのウンマあるいは民族には、善や真理や正しさへ導く預言者や学者や裁定者がいる。ここでは、アッラーへと呼びかける預言者のこと。すべての民族には、アッラーへまた真の教えへと彼らに呼びかける預言者がいる。「どの民にもかれらの間に、一人の警告者が行かなかったものはない。」(35章24節)

別の解釈で、この導き手と前の警告者を同一者とし、ムハンマドは全ての民族に対する警告者であり導き手であるとする。またこの導き手をアッラーとする節もある。何故なら人を導くのはアッラーだけだから。

これらの節から理解されるもの

1. 復活を否定するものは不信者である。何故ならそれはアッラーの力の否定であり、啓示の信憑性を否定することだからである。
2. 永遠の懲罰は、不信者だけにある。信者の殺人や偽証のような大罪を犯した者は地獄に永遠に留まることはない。
3. 預言者に奇跡を求めたのは、クルアーンを奇跡と認めていなくて彼らにとっての奇跡は、ムーサーの杖が蛇になるような目に見えるものを求めた。それは彼らが預言者に起きた月が割れるとかという奇跡が起こる前のことだったからか、彼らはそれを知っていたがその他の奇跡を求めたためとも解釈される。しかし、クルアーンが最大の奇跡であることにはかわりはない。奇跡はそれぞれの時代の要請に従うものだからで、ムーサーの時代は魔術師が力を持ち、イーサーの時代は医術の時代であったのでイーサーは病を治す奇跡を見せた。預言者の時代は、言葉が力を持った時代だった。

2. あらゆるものに行き渡るアッラーの知識のいくつかの出現(8-11節)

8. アッラーは各々の女性が、妊娠するのを知っておられ、またその子宮の（胎児の時が）直ぐ終るか、また延びるかを知っておられる。凡てのことは、かれ

の御許で測られている。

言葉の説明

妊娠するのを知っておられ：妊娠したもの、あるいはその胎児が男か女か、一人か双子かなどについて全て知っている。

直ぐ終るか、また延びるかを知っておられる：子宮が胎児の体や期間や数が減らすか増やすかするものを知っている。

測られている：一つの定めによって決められている。「本当にわれは凡ての事物を、きちんと計って創造した。」(54章49節) アッラーは、全ての出来事にその時と状態を定めていて、それを越える事もそれより少ないこともない。

前節との関係

アッラーは前節で多神教徒たちが来世での復活を否定することを述べた後、その正しさの証明として彼の知識があらゆるものに行き渡っていることを述べる。その一つとして母親の胎内にあるものをあげ、すべての未知なもの(ガイブ)も既知(シャハーダ)なものに及んでいることを上げる。アッラーは、全ての動物の雌が体内に孕むものを知る、それが雄か雌か、一つか複数か、寿命が長いか短いかなど全ての知識を持つ。「かれは大地から創り出された時のあなたがたに就いて、また、あなたがたが母の胎内に潜んでいた時のあなたがたに就いて、最もよく知っておられる。」(53章32節)「かれはあなたがたを母の胎内に創られ、3つの暗黒の中において、創造につぐ創造をなされた。」(39章6節) またアッラーは、子宮が流産するか完全に生まれるか、その期間が9ヶ月より少ないか、丁度9ヶ月か、10ヶ月かなどについても全て知っている。妊娠期間については、一般的には305日から308日以上にはならないとされているが、マーリク派では、離婚待機期間(イッダ)は、陰暦の1年(354日)になっている。一方、妊娠期間の最長は、シャーフィイー派とハンバル派では4年、マーリク派は5年、ハナフィー派は5年となっているが、それぞれは類推であり確かな根拠があるわけではない。また「凡てのことは、かれの御許で

測られている。」についてオサーマ・ブン・ザイドの伝える次のハディースがある「預言者の娘の一人が自分の子供が亡くなった時、預言者に使いを送り、来て欲しいと伝えと、預言者は『与えるものも取り上げるものも全てアッラーに属するものです。全てのものには、決められた期間があります。彼女のところへ行って、耐え信頼させなさい』と語った。」

アッラーが、外観からは分からないことを知っているのは、アッラーの知識があらゆるものに及んでいるからである。

9. かれは幽玄界も現象界も知っておられる方、偉大にして至高の方であられる。

これは、アッラーの美名でもある。前節のアッラーの形容詞。

言葉の説明

幽玄界：アラビア語は、アル＝ガイブと言い不在を意味し、感覚で捉えられないもの。

現象界：アラビア語はアッ＝シャハーダ。感覚で捉えられ見えるもの。アッラーはそれら全ての物事を知る。

偉大：アラビア語は、アル＝カビール。何よりも大きい。

至高：アラビア語は、アル＝ムタアール。全てのものより高くある。

10. あなたがたが言葉を隠しても、また声を出して言っても、あるいは夜間に隠れても、また昼間公然と出かけても、(全知の主においては) 同じことである。

言葉の説明

同じことである：アッラーの知識は全てのものに及んでいて言葉に出さなくても、出しても同じことである。

夜間に隠れても：夜の闇の中、家の奥深くに隠れて誰にも見られていないと思ってもアッラーは彼を見ている。

昼間公然と出かけても：昼の明るさの中、おおびらに歩いてもアッラーの知

識においてはどちらも同じである。

アッラーは次に彼の知識が全てに及んでいる手段を述べる。

11. 各人には、前からも後ろからも、次から次に（天使）が付いていて、アッラーの御命令により監視している。本当にアッラーは、人が自ら変えない限り、決して人びと（の運命）を変えられない。だがアッラーが（一度）人びとに災難を下そうと御望みになれば、それは決して避けることは出来ない。かれらには、かれの外に守護者はないのである。

言葉の説明

次から次に（天使）が付いていて：続いてやってくるものたち（天使）が人にいる。天使を続いてやってくる者（ムアッキバート）としたのは人の前後に彼を守る天使が二人ついて、また左右には彼の行動を全て書き留める天使が二人いて総勢4人の天使が、夜と昼に交代するから。それはファジュルの礼拝とアスルの礼拝に集まり交代するとハディースにある。

人が自ら変えない限り、決して人びと（の運命）を変えられない。：アッラーは、人々に与えられている恩恵を彼ら自身が不正を働いて変えない限り、それを取り去ることはない。

アッラーが（一度）人びとに災難を下そうと御望みになれば、それは決して避けることは出来ない：アッラーの懲罰の力は絶対で一度決定されると誰もそれを防ぐことが出来ない。これはアッラーが、いつでも懲罰を人に下すことが出来ることを示す。それなのに多神教徒たちがそれを急かせることは常識的に理解できない。

3. アッラーの神聖さと主性と力の出現（12－15節）

12. かれこそは稲妻を現わしてあなたがたに恐れと希望を抱かせられ、（雨を含む）重い雲を起こさせられる方である。

言葉の説明

稲妻を現わしてあなたがたに：あなた方にバルク（稲光）を見せるお方。

恐れと希望を抱かせられ：落雷による恐怖を抱かせるためと、恵みの雨の期待を抱かせるために。

重い雲：雨で重い雲。

前節でアッラーが災難を望めば誰もそれを止めることができないと警告し、ここではアッラーの力と英知とを証明する3つのことが延べられる。

解説

アッラーは、バルク（稲光）を従える。それを見た旅人や脱穀場に穀物を集めた農夫は恐れ、すべての人は目くらましにあうことや川の氾濫に警戒する。一方、畑に水を必要とする者は雨を期待し砂や埃を流して空気がきれいになることを願う。人間は、自分にとって良いことが起きることを願う者は喜び、悪いことが起きると恐れるものは顔を曇らせる。アッラーこそ雨をたっぷり含んで重くなった雲を湧き立たせることができる。

13. 雷はかれを讃えて唱念し、また天使たちもかれを畏れて唱念する。かれは雷鳴を送られ、かれらがアッラーに就いて論争している間に、これでかれの御好みの者を撃たれる。かれは力ある強烈な方である。

言葉の説明

雷（ラアド）：稲光の後から聞こえる雷鳴。

雷鳴（サーイカ）：複数はサワーイク）：落雷でそれが落ちたものを焼く。

かれらがアッラーに就いて論争している間に：不信者たちがアッラーの力を証明する証拠があるにもかかわらずアッラーの唯一性を疑って議論（ジャダル）する。これは激しい口論（フスーマ）。彼らは預言者性を否定するばかりか、アッラーの神聖をも否定する。これは預言者に対する慰めでもある。

力ある強烈な方：敵に対して厳しい力あるいは懲罰を持つ者。アッラーは、彼

らに対して懲罰を下すことができる者である。

啓示の背景

イブヌ・アッバースが伝えた。アルバダ・ブン・カイスとアーミル・ブン・アットゥファイルがマディーナにやって来て預言者に会って、アーミルが言った。「ムハンマドよ、もし私がイスラームに入信すると私に何をしてくれますか？」すると「あなたにはムスリムの人たちと同じものがありますし、彼らに課されているものと同じものがあなたにも課されます」と答えた。そこで「あなたの亡くなった後でその権力を私に与えますか？」と更に言うと、「それはあなたにも、あなたの一族にも与えられません」と答えられた。そこで二人は出て行った。アーミルは言った。「俺は、ムハンマドに話しかけてお前から目を逸らせるから、その隙に剣で彼を打て」そして二人は再びムハンマドの所へ戻り、アーミルが言った。「ムハンマドよ、話があるから立って私と一緒に来てくれ」ムハンマドが立って一緒に行き、立って話をしていると時、アルバドが剣を抜こうとして柄に手をかけるとその手が固まって動かなくなった。ムハンマドは振り返り、彼を見ると二人から離れて行った。二人も飛び出しラクムと言う処にいと、アッラーは雷をアルダバに送り彼を殺した。そしてこの啓示が下った。「アッラーは各々の女性が、妊娠するのを知っておられ、・・・かれは力ある強烈な方である。」一方アーミルは、彼には疫病が送られそれで亡くなった。

アナス・ブン・マーリクが伝えた。「アッラーの使徒が、ある男をアラブの権力者の所へある日派遣した。彼は言った。『彼の所へ行って私の所へ呼んで来なさい』するとその男は、『アッラーの使徒様、無理です。彼は不遜な男ですから。』そこで再び『彼の所へ行って私の所へ呼んで来なさい』と言うと彼は出かけて行って言った。『アッラーの使徒様が、あなたをお呼びです』彼は言った。『アッラーとは何だ。それは金で出来ているのか、銀かあるいは真鍮か？』使いはアッラーの使徒のところへ戻り、それを告げた。『私は言ったはずですが、彼はとても不遜な

男です』すると再び『彼のところへもう一度戻って彼を呼びなさい』と言われた。彼は戻り、最初と同じ言葉を繰り返した。そして預言者のところに戻ると同じことを告げた。するとまた『戻りなさい』と言われ、3回目も戻った。そして同じ言葉を繰り返し、彼が私に話している最中に彼の頭のところに雲が送られてきて雷が落ち稲妻が彼の頭を飛ばしてしまった。そこでこの節『かれは雷鳴を送られ、かれらがアッラーに就いて論争している間に、これでかれの御好みの者を撃たれる。かれは力ある強烈な方である。』が下りた。」

解説

雷光がして、雨で重くなった雨雲が近づき雷が鳴った時、雷は、創造主が仲間や無力さから無縁であることを讃える（タスビーフ）そして彼の力に服従従うことを表明する。「何ものも、かれを讃えて唱念しないものはない。だがあなたがたは、それらが如何に唱念しているかを理解しない。」（17章44節）

その時は、天使たちもアッラーの罰を畏れて称賛する。

アフマドがアブーサイド・アルホダリーの伝えるハディースを収録している。「サーア（終末の時）が近づくと雷が多くなると預言者様が言われた。」ハディース「雷と稲妻にはそれぞれ吉報と警告がある。それを見たときには次のように祈るよう命じられた。『アッラーよ、私たちをあなたの怒りで殺さないでください。またあなたの罰で滅ぼさないでください。その前に私たちをお許し下さい。』また雷を見たときに12, 13節を唱えるのがスンナとされる。

14. 真実の祈りはかれに（だけ祈ること）である。かれの外にかれらが祈るものは、決してかれらに答えない。丁度両手を水に差し伸べて、それが自分の口に届く（のを望む）ようなもので、それはかれに届かない。信仰がない者の祈りは、（心が）迷っている（ので無益なこと）に過ぎない。

前節との関係

前節での不信者たちの神への否定に対する答えとして啓示する。アッラーだ

けに信じられる祈りがある。彼らが神とする偶像や天使やなどにはないものである。

言葉の説明

真実の祈り:本当に受け入れられる祈りのことで、崇拜される権利がある、アッラーだけに対して行われるもので、彼らが祈る偶像や天使ではない。またイブヌ・アッパースは、これは「アッラー以外に神はない」というカリマトットゥヒード（アッラーの唯一性を示す言葉）の事だと伝えている。また一説では、この真実（ハック）は、アッラーのことで、祈りを聞き、答えることができるのはアッラーだけである。

丁度両手を水に差し伸べて:彼らの答えを求めることは、喉の渴いた者が水に遠くから両手を広げて口にまでそれを求めるようなものだが、水は彼の求めを理解せず、それに答えることなくただ流れ落ちてしまう。これはアッラー以外に対する祈りは答えられないことの譬えだが、アラブは理解しない者に努力する者を譬えて手で水を掴む者のようだと譬えていた。

信仰がない者の祈りは、（心が）迷っている（ので無益なこと）に過ぎない:不信者たちの偶像崇拜は、無効で損失以外のものはない。彼らの祈りは答えられることはない。これは彼らの来世に対するアッラーへの祈りでも同じで答えられないが、現世での祈りは答えられることもある。不信者の筆頭であるイブリースの祈りが聞き入れられたことから分かる。

次にアッラーは、彼の力と偉大さを明らかにする。

15. 天と地上で凡てのものは、好むと好まないとに拘らず、またかれらの影も、朝夕、アッラーにサジダする。[サジダ]

言葉の説明

天と地上で凡てのものは、アッラーにサジダする:全てのものはアッラーだけ

に服従する。

好むと好まないとに拘らず：信者や天使のように自ら率先して困難なときも安楽な時にもアッラーに従う者。不信者は災難が降りかかったときだけ、仕方なく嫌々従わざるを得ない。

またかれらの影も：アッラーに創られたものは全てアッラーに従う。さらにそこにできる影も朝早くから夕方まで常にアッラーに従う。それは信者であっても不信者であっても同じである。またアッラーへの服従は、アッラーの主性（ルブービーヤ）を示す。

4. 一神教に対峙する多神教徒と信者の譬え（16 節）

16. 言ってやるがいい。「天と地の主は誰であるのか。」言ってやるがいい。「アッラーであられる。」言ってやるがいい。「あなたがたはかれの外に、自分自身にさえ益も害も齎せないものたちを保護者とするのか。」言ってやるがいい。「盲人と晴眼者は同じであるのか。また暗黒と光明とは同じであるのか。かれらはアッラーが創造されたような創られたものを、かれと同位に配する。それでかれらには創造の意味が疑わしくなったのか。」言ってやるがいい。「アッラーは凡てのものの創造者であり、かれは唯一にして全能であられる。」

前節との関係

前節でアッラーは天地に存在する全てのものが彼にサジダしその力に服従することを明らかにした後、再び偶像崇拜への反論と一神教の確定に戻る。

言葉の説明

天と地の主：天地の創造主・管理者。

アッラーであられる：彼らが答えられないなら、アッラーが創造主である以外に答えはない。彼らに対する確認。何故なら彼らはアッラーが創造主であ

ることを確認しているからである。「あなたがもしかれらに、「天地を創造されたのは誰か。」と問えば、かれらはきっと「アッラー。」と言うであろう。」(31章 25 節)

保護者とするのか：何故あなた方は、アッラーが創造主であることを認めているながら自分自身に対してさえ益をもたらすことも害を遠ざけることもできず、ましてや他の者には何も出来ない偶像を崇拝するのか？

盲人と晴眼者：彼らの信仰が間違っていることを明らかにするために言ってやりなさい。盲人は無知な不信者で晴眼者は、信者で理性ある者と。

暗黒と光明：不信仰を示す暗闇と信仰を表す光明は同じか？いや同じではない。

かれらはアッラーが創造されたような創られたものを、かれと同位に配する。：多神教徒たちはアッラーが創造するように彼らも創造するとする神々を同位に置くのか？そのためにその創造が彼らには同じように見てしまうのか？彼らは言う。「これらの者達は、アッラーが創造するように創造する。それでアッラーが崇拝するに値するなら彼らも崇拝するに値する。しかし彼らは何も作らないばかりか自分たちが作られているのである。なのにどうして信仰において同位に並べられるのであろうか。このことについてアッラーは語っている。「本当にあなたがたがアッラーの外に祈るものは、仮令かれらが束になっても、一匹の蠅（さえ）も創れない。」(22 章 73 節) ここで始めの非難の疑問詞は、そうではなく本当に崇拝に値するのは創造主だけであるとなり、

「アッラーは凡てのものの創造者であり：アッラー以外に創造主はいない」と彼らに言えとなる。それからアッラーは、彼以外にその神性において「かれは唯一にして」いないこと、彼が「全能であられる」つまり全てのものを支配するものであると結論付ける。これは両方ともアッラーの別名である。

この節から理解されるもの

1. アッラーの唯一性と天地の創造主であることの確定。創造する者だけが崇拝の対象に値するものである。
2. 「あなたがたはかれの外に、…保護者とするのか。」の質問は、彼らがアッ

ラーが創造主であることを知っていることを示す。知っていながら何故他のものを崇拜するのかという疑問。

3. アッラーは、多神教徒たちの理性を失わせた。彼らは神性さにおいて最も重要な創造する能力を持たない偶像たちを神とし彼らの神々もアッラーの創造と同じ創造をすることとして矛盾をきたしている。もし神々が同じ創造をしたならどの神がそれをやったのか区別できない。創造できる神が崇拜するに値するなら他の神々はそれに値しない者になる。
4. スンナ派は、この節を人間の行為もアッラーの創造によることを示すとする。人間は自分の行為を作らない。何故ならアッラーは全てを創造するからである。一方ムウタズィラ派は、人間は自分の意思で行為すると主張する。これに対しては、人の創造はアッラーの創造と異なる。人は自分の益になるように行い害を避けるように行為するが、アッラーはこれとは無縁である。故に彼らはアッラーの創造のように創造する同位者を置くべきではない。

5. 真理と虚偽の譬えと幸せな者たちと不幸な者たちの譬え (17 － 19 節)

17. かれが天から雨を降らせられれば、その量に応じて谷を流れ、奔流は浮ぶ泡を乗せて運び去る。また装飾品や道具を造るために（金属）を火にかけても、それと同じ泡（が出来る）。このようにアッラーは、真実と虚偽とを提示される。泡は塵のように消え去る。だが人類を益するものは、地上に残る。アッラーはこのように、種々の譬えで説き明かされる。

言葉の説明

天から雨を降らせられれば：アッラーは、空の雲から水（雨）を降ろす。

谷を流れ：アラビア語では涸れ谷（ワーディー）の複数形アウディヤが流れるとなっていて、元々は雨が流れる場所を示した言葉がそこを流れる水の意味に

なった。

それが非限定なのは、それぞれの雨によって川の流れが変わるため。

奔流は浮ぶ泡を乗せて運び去る：その流れは、水の表面に浮かぶ盛り上がった泡や塵などを持ち上げ運ぶ。地中に残る水を真理に譬え、そこから出された泡や塵は、虚偽に喩えられる。

道具を造るために（金属）を火にかけても：実用品を求めて火にかけるものからも水の流れと同じ泡が出てくる。それは不純物で役立たないものである。

真実と虚偽とを提示なされる：真実と虚偽の譬えを挙げる。

地上に残る：水や鉱物のように真理は残り人はそれから益を得る。しかし虚偽は泡のように例え一時期真理の上にあったとしてもいずれは消え去り残り、益することはない。

説き明かされる：色々な似た事柄を分かりやすく明白にする。

解説

この節では、二つの譬えが含まれる。一つは真理（クルアーンまたは信仰）に対してで、それは留まり残り有益なものとして挙げられ、また虚偽（不信仰）に対しては、消えていくものとして挙げられる。アッラーは語った。「天から雨を降らせられれば」アッラーは、空の雲から雨を降らせ、ワーディー（涸れ谷）の大きさに合わせて流れを作る。これは心を意味し信仰を受け入れる心の広さを示唆する。その雨を集めた流れは、その上に高く盛り上がって浮かぶ泡を運ぶ。これが最初の真理と虚偽あるいは信仰と不信仰の譬えである。それからアッラーは、二つ目の譬えを挙げる。「火にかけても」それは真理・信仰が金や銀や鉄のような有益な鉱物に喩えられ、装飾品や生活に必要な器具などを作るために火にかけて鑄造するとき上澄みに滓や不純物が泡となって浮き上がる。それが虚偽の喩えになる。このようにアッラーは、真理と虚偽が合わさった時の譬えを挙げる。それは真理が有益であり残るものとして水や純粋な鉱物に譬えられ、虚偽は益がなく消え去るものとして流れから投げ出される泡や鑄造における滓に譬えられる。それは虚偽が真理の前では留まることはないこと

を表わす。泡や塵が無くなった水は、飲み水になり田畑を潤し食物を育てる。金属は鑄造して装飾品や生活などに役立つ器具や道具になる。「またわれは鉄を下した。それには偉大な力があり、また人間のために種々の便益を供する。」(57章25節) このようにアッラーは、真理と虚偽や信仰と不信仰のような教義の基礎の中にある区別を明らかにするために譬えをあげて証明する。

次にアッラーは、真理の民と虚偽の民の行く着く先を明らかにする。

18. かれらの主に答える者には善賞があり、かれに答えない者には、かれらが天地の凡てのものを所有し、またはそれに倍するものを持ち、罪を贖うために提供しても（無益である）。かれらにとっては、悪い清算であろう。その住まいは地獄である。その臥床の何と悲惨なことよ。

言葉の説明

かれらの主に答える者には善賞（フスナー）があり：アッラーと使徒に従いその過去や未来についてのメッセージを信じた者たちには天国（フスナー）がある。

「善行をした者には素晴らしい報奨（フスナー）があり、また追加もある。」(10章26節)

かれに答えない者には：アッラーと使徒に従わなかった者たちは、彼らに「悪い清算と住まいは地獄である。」がある。それは来世でアッラーの懲罰を逃れるために、もし「かれらが天地の凡てのものを所有し、またはそれに倍するものを」もっていてそれで償おうとしても無駄である。何故ならアッラーは、審判の日彼らの償いも悔悛も受け入れないからである。彼らの住まいである地獄はなんと悪いところであろうか。

次のアッラーは、ムハンマドに啓示されたものが真理であることを信じる者と信じない者が同じではないことを告げる。

19. 主からあなたに下されたものが、真理であることを知る者と、（盲人が物

を見られないように) 物事を見られない者と同じ (ように報いられる) であろうか。心ある者だけが、訓戒を受け入れることが出来る。

啓示の背景

この啓示は、預言者の叔父のハムザとアブージャハルについて下された。

言葉の説明

知る者：アラビア語のこの節の最初は、非難の疑問詞 (ア) で始まる。ハムザのようにあなたに啓示されたものが全て真理であることを知り信じ従う者は、「物事を見られない者」アブージャハルのように心の目が見えないために預言者を信じられない者のようか? いいえ二人は同じではない。

心ある者：正常な理性の持ち主だけがこれらの譬えから教訓を得て訓戒する。この節と同じ内容の節として次の節がある。「火獄の住人と楽園の住人とは同じではない。楽園の住人こそ勝利者である。」(59章 20節)

第7回タフスィール研究会報告 クルアーン第13章雷電章 第20節～43節

武藤英臣

日 時 平成27年2月28日
場 所 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

- 1－幸福で理知的な信徒の様態と彼等の果報（20～24節）
- 2－惨めな者達の様態とその報い（25節）
- 3－アッラーを信じる者にとって、アッラーの恩恵、その御手の印、その導き（26～29節）
- 4－ムハンマド（S）はアッラーからのメッセージの担い手であり使徒、聖典クルアーンの偉大性の説明、アッラーの権能は包括的（30～34節）
- 5－天国の様態、啓典の民の立ち位置、預言者の預言者性、それらに対する多神教徒達の蒙昧性（35～39節）
- 6－使徒の本務はシャリーアの伝達、アッラーは彼の証明者、清算者、アッラーは信仰する僕（しもべ）と不徳な不信仰者の落着き先（永遠の住处）の選別者（40～43節）

1. 幸福で理知的な信徒の様態と彼等の果報（20～24節）

- 20.（即ち）アッラーの約束を全うし契約に違反しないで、
21. 結ばれるようアッラーが命じられる者と一緒になり、主を畏敬し、（審判の日の）悪い清算を恐れる者である。
22. また主の御顔を求めて耐え忍び、礼拝の務めを守り、われが糧のために与えたものの中から、陰に陽に施し、また善によって悪を退けるような者は、（善）果の住まいを得る。

23. かれらは、その祖先と配偶者と子孫の中の善行に励む者と一緒に、アドン（エデン）の園に入るであろう。そして天使たちも各々の門からかれらの許に入（ってこう挨拶す）るであろう。

24. 「あなたがよく耐え忍んだ故に、あなたがたの上に平安あれ。まあ何と善美な終末の住まいであることよ。」

伴 康哉 訳

「20. 神との約束を果たし、契約を破棄しない者、 21. 神が結びつけるように命じたもうたものは結びつけ、主を敬い、惨憺たる計算を畏れる者、 22. 主の顔に接するために耐え忍び、礼拝を守り、我が授けたものを、ひそかにあるいは公然と施してやる、善をもって悪を撃退する者、こういうひとびとにこそ最終のすまいがある。 23. すなわち、エデンの園である。彼らはその祖先や妻女、子孫のうち善良な者とともにそこにはいる。そして、天使たちは門という門から彼らの前に現れる。 24. 「お前たちに平安あれ。よく耐え忍んだから」。この最終のすまいのなんとよきことよ。」

言葉の説明

アッラーの約束を全うし：それぞれの時代に彼等に受取られたもの。アッラーが主たることを認める人々がアッラーと約束し、その約束を守り続けた人々。

契約に違反しないで：アッラーと僕（しもべ）達との間で契約された契約を守って、

違反：信仰や義務付けられた事柄を蔑（ないがし）ろにしたり捨去り、放棄する、
結ばれるようアッラーが命じられる者と一緒になり：各時代、各民族に遣わされた全ての使徒や預言者達から示されたこと、即ち信仰。そこから教えられた相互に信頼し合い慈しみ合い、人々の権利を相互に尊重しあうこと。恩愛の絆や、アッラーが人間に対して大切に、損なわないよう教えられた諸関係を指している（日亜対訳注解聖クルアーン第11刷 p.302）

主を畏敬し：各々の心の中でアッラーに対する畏敬の念に溢れ、

畏敬：知識に基づきアッラーを恐れること、

悪い清算を恐れる者：アッラーが清算する日の前に自身で考える人々、

求めて：望んで

主の御顔：(即ち) 主の恩寵を求め、現世の物質や名誉・名声などではなく

礼拝の務めを守り：義務付けられた礼拝を捧げる

善によって悪を退ける：悪に対し善で応える。“悪”“善”とあるのは修辭的用法。即ち困難時に我慢し・忍耐し乗り切る、無知に対し寛大さで対処する、悪行に対してその効果を消し去るよう努力すること。

祖先と配偶者と子孫の中の善行に励む者と一緒に：当該人の妻女や子孫まで共連れで天国へ入れるのではない。

前節との関係

(20 節～ 24 節) は、直前の 19 節〈主からあなたに下されたものが、真理であることを知る者〉とあるように、正常で知性ある人々について、その様態が述べられている。そして、これらの人々には、現世と来世の幸せあることを説明している。

説明と解説

使徒ムハンマドの預言者性に確信を持ち、彼に授けられたものが真理であると信じる正常で知性ある人々の様態をアッラーは、次の様に説明している。

1. 約束を順守する

アッラーが神であることを認識し、各人がアッラーとの約束を順守すること。

2. 契約不履行無きこと

約束した責任と義務を取り消したり、放棄しないこと。即ち、主への信仰の約束を蔑(ないがし)ろにしないこと。また、売買を始めとし、人間のあらゆる行為に関し、偽善者のように盟約したにも拘らず遁走し、議論すれば激高し、何か起きると嘘をつき、信頼すれば裏切る、これらのような

ことが無いように、人々と結んだ約束を破棄したり、取り消したり、放棄したりしないこと。ハディース集のムスリムとブハーリー両正伝集、アッティルミジー、アンナサーイー等の伝えるところによれば、アブー・フライラは、預言者が話したとして、「偽善者の印は三つである：それらは、何事が起これば嘘をつき、約束すれば違（たが）え、信頼すれば裏切る」。別伝に「同盟すれば遁走し、議論すれば激高する」とある。

「契約不履行無きこと」は、「約束を順守する」に近い意味であると多くの学者は説明している。但し、言語学者間では、両単語は同意義との説もある。同意義と認めない学者達は、「契約不履行無きこと」は「約束順守」の強調形であると説明する。

カタダは「アッラーは、実に約束遵守と契約遵守についてクルアーンで、数十箇所て記している。これらは充分気を付け、大変重要な事柄だからである」と伝えている。

3. 近親・肉親関係、アッラーへの義務・信徒達の全ての権利を守り続ける
肉親・近親者間での恩愛の絆、アッラーが人間に対して大切に、損なわないよう教えた色々な関係を指し、アッラーへの義務を確実に遂行し、信徒のあらゆる権利を守り、損なわないようにする。約束遵守の意味は、人間とアッラーとの約束を意味するべき。

4. アッラーへの畏怖

主を畏れること。アッラーは常に人間の行為を見ている。

＜畏怖：畏怖は偉大な方、恐れなければならない方に対する知識があって成り立つ。従って、聖典クルアーン創造者章（35章）〈28.アッラーのしもべの中で知識のある者だけがかれを畏れる。〉とアッラーは記しておられる。

5. 懲罰への畏怖

来世に於ける人々の惨憺たるアッラーの計算結果を警告されており、来世の懲罰を議論することに恐れを感じる、それは来世の懲罰を議論することも懲罰の対象。人々自身はアッラーが計算される前に、人々自身で計算し

ようとする。現世に於ける人々の行為、それが大小に関わらず、全てアッラーの計算の対象。従ってそれら厳しい懲罰を得ないために、忠実に、従順に、アッラーに従う。

不信心者達は、惨憺たる計算を畏れる、即ち、アッラーへの畏怖そのものとなる。

6. 忍耐

アッラーが「避けよ!」「してはならない!」等、否定した事案に対し信徒は自身をそれらから遠ざけ、禁止事項に近寄らない。

忍耐とは、アッラーに満足を得てもらい、アッラーに嘉してもらい、来世に於いてアッラーからの褒賞を目指し、現世的名誉や物質的現世的名声を求めるものではない。

7. 礼拝励行

8. 善行への施し

9. 悪行に善行で応じる

聖典クルアーン 25:63〈無知の徒（多神教徒）が話しかけても、「平安あれ。」と（挨拶して）言う〉、同じく 25:72〈無駄話をしている側を通る時も自重して通り過ぎる〉とあるように、無知に対し寛容・寛大で応じ、害悪・災厄には忍耐で対応する、悪に善で応える。アブー・ザッルについてアハマドが伝えているハディースは「もしあなたが悪をしたなら、それを遮るように傍らで善を行います」と。またアハマド、アッテルミジー、アル＝ハーキム、アル＝バイハキー達がアブー・ザッルについて伝えるところによれば〔それを消し去るよう、悪を善行で対処する。人間の創造者は善を創るから〕と。

悪意に対し慈悲深い行為、善行で、より良い、上等な結果で応えることは定まっている。なぜならば、事態を改善し、非難や蔑視を消し去り、その結果は平安と安寧に繋がることが確立されている。

アッラーは、正常な知性ある信仰者達の様態について述べた後、彼等の来世での果報について「このような者は（善）果の住まいを得る」、即ち、

これら述べたような様態の人々は、現世に於いても来世に於いても善果で幸せな住みどころを得られる。現世に於いては敵に打ち勝ち、来世に於いては天国が準備されている。

次いでアッラーは彼等の住処を「**アドン（エデン）の園**」と言っている。彼等とは、信仰者で正常な知性あり、正直者で正しい行いの人々。祖先、妻女達、子供達も同様に正直で正しい行いの人々。クルアーン第23章（信者たち章）：101節「ラッパが吹かれる時、その日、かれらの間の諸関係の絆は途絶え」、同じく第26章（詩人たち章）：88－89節において「その日には、財宝も息子たちも、役立ちません。ただ汚れのない心を、アッラーに捧げる者だけは別です」

規範・規則

1. 約束順守は各ムスリムにとって義務。実行しなければ来世で罰則あり。この義務にはアッラーの権利に対するすべてのカテゴリーを含み、ムスリムにとって義務付けられている行の全ての事案を含む。また、僕（しもべ）達（人間ムスリム）の権利も守らなければならない。
2. 宗教的契約や、対人関係契約の破棄・放棄・取り消しは、総て禁じられる。：もし人間がアッラーに従順に従いますと約束したならば、あるいは人が人と約束したならば、これらの約束を破棄・取り消し・放棄は禁じられる。
3. 親族関係、アッラーの全ての権利、ムスリムの権利等へ、人々は敬意を払い、尊重しなければならない。また総ての啓典、総ての使徒達へも同様である。
4. 悪い清算への恐れ。
5. 嵐、病気、その他の危機・災厄に際し、一途にアッラーへ縋り、アッラーの恩寵を乞い願い忍耐する。
6. 礼拝の励行。時間内に義務の礼拝を励行することが義務付けられている。
7. 密かに、又は公然と自己の財産から拠出する。義務の拠出は当然。任意拠出は褒賞がある。
8. 悪行に善行で対処する。例えば、無知な人間には優しく声を掛ける。禁止

されることには近寄らない。クルアーン 11 章（フード章）114 節「本当に善行は、悪行を消滅させる。これは(主)を念じる者に対する訓戒である」。

9. アッラーの教えに従い、忠実、従順、正直に生きれば、来世では幸せな天国に入れる。現世で教えに従わず、反抗し、尊大な人間は、来世で惨憺たる世界に住むようになる。（天国の説明）
10. 正直者で善行に励んだ祖先、妻女達、子孫達も共に天国に迎えらる。
11. 23 節の「かれらは、その祖先と配偶者と子孫の中の善行に励む者と一緒に、アドン（エデン）の園に入るであろう」。は、近親者・親族が自動的に天国へ迎え入れられるわけではない。近親者・肉親と言えどもアッラーとの約束をしっかり守り、契約を忠実に、正直に実行しなかった者は天国へ入れない。
12. 「あなたがよく耐え忍んだ故に、あなたがたの上に平安あれ。まあ何と善美な終末の住まいであることよ。」天国の色々な門の前で天使達が正直で清廉な信仰者達を迎える様。
13. 天使達が天国の門で信仰者達を迎えることは、人間に比して天使たちの地位が高いことを示していると説明する一部の学者たち。

2. 惨めな者達の様態とその報い（25 節）

25. だがアッラーに誓った後、その契約を破り、アッラーが結べと命じられる者と縁を切り、地上で悪を行った者には呪いがあり、悪い住まいに入るであろう。

伴 康哉 訳

{ 25 . しかし、神と契約を結んでおきながら、その約束を破棄し、神が結びつけるように命じたもうたものを切り離し、地上に害をなす者、そういう者どもには呪いと禍の住まいがある。 }

言葉の説明

その契約を破り：アッラーとの契約を破棄し

20 節の「アッラーの約束を全うし」は [allajiina yuufuuna bi=ahdi allahi wa laa yanqduuna al=miithaaq]

ここ 25 節は [allajiina yanqduuna ahd allahi]

地上で悪を行った者：不信心で、悪事を行い、不遜にも、アッラーに不従順で、地上に騒乱をもたらす者など。

解説

アッラーは道を踏み誤った者達の様態三つ挙げている：

1. 約束を破り：

アッラーがその僕達に義務付け、また命じた約束を破った者：アッラーへの信仰、アッラーの唯一性、アッラーの大権、アッラーのご意思、更には預言者たちを嘘つき呼ばわりする者、

だがアッラーに誓った後：その正しいことや自分自身の義務等認めた後に、

2. アッラーが結べと命じられる者と縁を切り：アッラーが下した信仰や使徒達との関係を教えたこと、アッラーが義務付けた総てと下した使徒達との関係を破棄し、

3. 地上に害悪をまき散らし：彼らの悪行で以って、地上に害悪をまき散らす、他人の権利を侵し、アッラーの道でないものに人々を引き込み、人々の財貨・生命に損害や危害を加え、地上に害悪、騒動、騒乱をもたらすこと。
アッラーはそこで、これらの悪人たちは「……行った者には呪いがあり」
彼らは、このような悪事を働き、彼らの行為は呪われるべきである。当然、現世でも来世でもアッラーの慈悲や祝福からはじき出され、遠のけられる。
悪い住まいに入る：財産も境遇も惨憺たる結末が相応しく、落ち着き先は地獄となる。アッラーは 13 章雷電書 17 節で「・・・その住まいは地獄である。その臥床の何と悲惨なことよ」と述べておられる。

規範・規則

本節は次のことを示している

1. 信仰の礎であるアッラーの神性とその権利を確信し、契約した後、それらを破棄することは禁じられる。アッラーはいろいろな手段でそれらを証明し、知性と啓示で確認せしめた。従って、人はクルアーンやこれまでの預言者に下された諸啓典、それらを確信をもって順守し、実行する義務がある。
2. 近親・肉親関係、過去の全ての使徒・預言者達との関係、信仰者達との協力・相互扶助関係等、アッラーが命じられた関係を断ち切ることは禁じられる。
3. 不信心、不遜な対応、悪意と不平等、騒乱蜂起等を地上で引き起こすことは禁じられる。己が暮す社会・国に騒乱を惹起せしめたり破壊することは禁じられる。更に、他人の権利、財貨を強奪し、敵対的対応で他人に対処することも禁じられる。
4. 上記各種害悪をこの世に撒き散らす者の終の棲家は地獄である。

3. アッラーを信じる者にとって、アッラーの恩恵、その御手の印、その導き (26 ～ 29 節)

26. アッラーは御心に適う者に豊かに糧を与え、また乏しくも授けられる。(かれらは) 現世の生活を楽しむ。だが現世の生活は、来世では、(はかない) 享楽に過ぎない。
27. 信じない者は言う。「何故主からの印が、かれ(ムハンマド) に下されないのですか。」言ってみよう。「本当にアッラーは、御好みの者を迷うに任せ、悔悟してかれに返る者を導かれる。」
28. これらの信仰した者たちは、アッラーを唱念し、心の安らぎを得る。アッラーを唱念することにより、心の安らぎが得られないはずがないのである。」
29. 信仰して、善行に励む者にとっては、至福〔トゥーバー〕がかれらのもの

であり、善美な所が（究極の）帰り所である。

伴 康哉 訳

↓ 26. 神はみ心のままにだれにでも糧を広げ、あるいは狭めたもう。彼らは現世の生活を喜ぶが、現世の生活は来世に比してとるに足らぬ楽しみに過ぎない。 27. 信仰なき者どもは言う、「なぜ彼に主からのみしるしが下されないのか」。言ってやれ、「神はみ心のままにだれでも迷わしたまい、改心すればかならずご自身のもとに導きたもう」 28. 信仰あつき者は、神を念ずることによりその心がやすまる。まことに、神は念ずることにより心がやすまるのではないか。 29. 信じて諸善を行う者には祝福とすばらしい住まいとがある。↓

言葉の説明

豊かに糧を与え、また乏しくも授けられる。：＜（かれらは）現世の生活を楽しむ＞マッカの住民たちは、現世の生活を楽しむ。

実にマッカの不信仰者たちは、現世で得られるものを競合し、来世で自身の益になる事柄に見向きもしない。直ぐに失せてしまうほんの少しの現世の益のため、嫉妬心を燃やし競争し合っている。

信じない者は言う。「何故主からの印が、かれ（ムハンマド）に下されないのですか。」：マッカの不信仰者達は、使徒ムハンマドに、↓ モーゼに杖〔：泉が湧出た（2：60）、蛇に変化（7：107）〕、が与えられ、あるいは使徒サーレフにはラクダ〔岩の割れ目からラクダを出した（7：73）（7：77）〕が↓与えられたと同じように出来ないのか？と言うマッカの不信仰者達に対する使徒ムハンマド（S）の言葉。「本当にアッラーは、御好みの者を迷うに任せ、悔悟してかれに返る者を導かれる：この答は、これ自体が驚愕の一つともいえる。使徒をしてアッラーが述べたのは、恰も彼らに「あなた方の翻意は、何と素晴らしき事よ。実にアッラーは、あなた方のような人々を、迷路に踏み込ませるだけで、如何に救済しようとも、あなた方の救済は無い。だがクルアーンが総て啓

示された暁には、今迄のことを悔い改めるあなた方を、アッラーはお導きになる。」と言った。

至福〔トゥーバー〕:「善い、良い」の動名詞。彼らには、良い、至福で、豊かな、善に溢れ、喜びに溢れ、感謝に溢れる生活がある。**至福**〔トゥーバー〕:は天国にある木の名前という説もある。その木の木陰は百年続くと言われる。

契機

アッラーは信仰者達の最終の住処（すみか）と、多神教徒達の最後の住処について述べた後、アッラーは、現世に於いてある者に多く施し、またある者には僅かを施すことを説明している。それは現世が試練の時であり、従って、アッラーは不信仰者には気前よく施す。一方、信仰者へは僅かしか施さない。しかしこれはアッラーが不信仰者に寛大な扱いをする、というのではない。信仰者に少ないのは、信仰者を苛め、弱体化せしめていることではない。施しは信仰、不信仰とは別の次元と考えるべき。信仰者への現世に於けるアッラーからの施しが僅かなのは、来世に於ける褒賞が確立されているから。

次いでアッラーは、多神教徒・不信仰者達は、ムハンマドの使徒性を確信したので、クルアーンでなく、具体的物質で預言者・使徒たるを証明せよと迫っているとし、それに対して実にクルアーンそのものが、ムハンマドの使徒性を証明する証拠であるとしている。

次いで、アッラーは信仰者で信仰が堅固な者のアッラーの御許に彼らへの褒賞があると記している。尚、ここで多神教徒と信仰者について述べているのは前部での信仰者達の最終の住処と不信仰者達の永遠の住処について語っているため。

説明と解説

アッラーは、多神教徒達にとっての最終的な住処、次いで、現世の施しの規範を示し、施しは信仰と不信仰には関係なく、「アッラーは御心に適う者に豊かに糧を与え」と述べておられる。つまりアッラーが思召されれば信仰者、不

信仰者に関係なく、多くを与え、また僅かに与えるのみ。これは英知と公正性から、アッラーが信仰者に僅かな施しを与えることは、信仰者の試練であり、試験である。そして信仰者は必ず来世の褒賞が与えられる。一方、不信仰者にアッラーが多く施しを与えたとしても、現世のことで、彼には来世での褒賞は無い。現世で施しが多いとしても、不信仰者へアッラーが寛大で満足を表しているのでは無い。このことは聖典クルアーン信者たち章 23 章「55. かれらはわれが、財宝と子女でかれらを力付けると考えるのか。56. われはかれらのために、良いことを急いでいると思うのか。いや、かれらは（試みに）気付かない。」、高壁章 7 章「182. わが印を拒否する者は、彼らの気づかないうちに、少しずつ（破滅に）おとし入れられるであろう」の如く、現世に於ける施しは、アッラーが満足しているからではないことが判る。

次いで不信仰者の金持ちについて、「現世の生活を楽しむ」：ここは、マッカの不信仰者達について語っている。彼らは現世の生活を楽しんでいる。マッカの人々は尊大に喜色満面で喜び、彼らは他の人々を知らず、アッラーの御許の事柄についても何も知る由が無い。現世の良き物は、来世に於いては全く何の役にも立たず、全て無益になることも判らずにいる。

アハマド、ムスリム、アッテルミジーの伝えるハディースでバニー・ファハルの弟アルムスタウリドが使徒ムハンマド（S）の言葉を伝えている。「あなた方の一人が右手の人差し指を指し示す以外来世で益する現世の物は何もない」と。マッカの不信仰者達は「あなたの主はあなたに印とやらを下されないのですか？或は以前モーゼやイエスらが起こしたしっかりした目に見える物体の奇跡をあなたにも起こさせてはくれないのですか」と言った。

クルアーンの章句預言者章 21 章第 5 節：<かれらは、「昔（の使徒に）下されたような印を、わたしたちに齎してください。」>と言った。

実にアッラーは彼らが質問する事柄の全てにお答え出来る能力がある。しかし、アッラーは、私に靈感を下し、私をアッラーの使徒として遣わせた。あなた方が尋ねるような、サファールの丘を移動させ、海岸際のヤンプーの町をあなた方のところへ移動させ、マッカの周囲にある山々を消滅させ、そこには新しいラ

ンダーバードや公園等に、ムハンマドよ、もしあなたがそれらを望めば直ちに希望通りの物を貴方に提供出来ます。実に不信仰者達は、以前に世界中で、唯の一人として受けたことが無いような懲罰を与えられる。さてもしムハンマドが望むなら、彼ら（マッカの住人達＝不信仰者）の為に、アッラーの赦し（悔悟）と慈悲のドアを開きます。

家畜章（第6章）「111. 仮令われが、かれらに天使たちを遣し、また死者がかれらに語りかけ、また凡てのものを、かれらの前に集めても、もしアッラーが御好みにならない限り、かれらはきっと信じないであろう。全くかれらの多くは、無知なのである。」

ユースス章（第10章）「96. 本当に（罪が深いために）主の御言葉通りになった者は、信仰しないであろう。 97. 例え凡て印がかれらに齎されても、かれらが（自分で）痛ましい懲罰を見るまでは。」

次いでアッラーは、導きが得られる人々について知らせている。集団章（第39章）「23. その時アッラーを讃え唱念すれば肌も心も和ぐ」、戦利品章（第8章）「2. 信者は、アッラーのことに話が進んだ時、胸が（畏敬の念で）戦く者たちで、」、同「2. かれらに印が読誦されるのを聞いて信心を深め、主に信頼する者たち、」
至福：イブン・アッバースの意見によれば、天国に生える木、クルトビー説も“天国の木”。教友の一人のハディースに「天国に生える木、それをトゥーバーと呼ぶ」とある。

規範・規則

本項の節は次のことを示している；

1. アッラーは富の源泉である。アッラーの規範や公正さに基づき、アッラーが望む者に望むだけ多く与える。また分量を減額することもアッラーの意のままである。
2. 不信仰者や物欲の亡者たちは、現世を楽しむ。他のことに無知で、アッラーのもとには善果や良質・美味な果実・品々数多くある。
3. 現世と来世で比較すれば、現世の品物は少量で直ぐに失せてしまう。来

世のそれは全く違う。

4. 使徒達へのクルアーンの節の提言は無知な者が望ましい、クルアーンの一節を読んだだけで全節、即ち聖典クルアーンが紐解ける。預言者性や神性について真実を語り、これらの言葉は即ちアッラーの言葉が理解出来る。
5. 施し（富）は受け取る側がムスリムであるか、非ムスリムであるかを問わない。かってアッラーは、不信仰者達に施し（富）の分配を行わせしめた。時には、ムスリム達への分配を禁じられた。
6. アッラーからの、迷誤に歩む者、アッラーの導きで生きる者、人間はこの二つのカテゴリーの何れかである。
不信仰者達とは、拒否し反対する人々。そしてアッラーを信じない者たちを言う。そのような人々に対し、アッラーは導きの手を差し伸べない。
信仰者は、アッラーを信じ、正しく、公正な行為をなす人々を言う。そのようにすれば、アッラーは褒賞を加増する。
7. 正しく、公正な行為をなす信仰者には、天国、善果、喜び、楽しみ、良いことの果報がある。一方不信仰者達には、従順性や忠実性の回復のため、不信仰者達を勧誘・奨励の方策がイスラームにある。不従順・尊大・不遜者に警告あり、また惨憺たる永遠の住処や迷誤の歩みがある。

4. ムハンマド（S）はアッラーからのメッセージの担い手であり使徒、聖典クルアーンの偉大性の説明、アッラーの権能は包括的（30～34節）

30. そこでわれは、以前に多くの民衆が減び去った民の中に、あなたを遣わした。それはわれが啓示によってあなたに下すものを、慈悲深き御方を未だ信じていないかれらに、誦誦させるためである。言ってやるがいい。「かれはわたしの主であられ、かれの外には神はないのである。かれにわたしの凡てを御委せし、かれこそわたしの拠り所である。」

31. 仮令一部のクルアーンがあつて、それにより山々が移動され、大地が裂か

れ、または死者に語らせることが出来ても、凡ての命令はアッラーに属するのである。アッラーの御心があれば、人類を一斉に導かれることを、信仰する者たちは未だに納得していないのか。だが不信者たちはかれらの（悪い）行いのために、アッラーの約束が実現するまで災厄がかれらの住まいとその付近に絶えることなく付きまとう。本当にアッラーは決して約束を違えられない。

32. (多くの) 使徒は、あなた以前に確かに嘲笑された。だがわれは不信心な者たちに猶予を与え、それからかれらを捕えた。わが報復は如何であったのか。

33. かれは人間各人の行う凡てのことを、監察される御方ではないか。だがかれらはアッラーに同位の者を配する。言ってやるがいい。「かれらの名を挙げよ。あなたがたは、かれが地上で知っておられないものを、かれに告げようとするのか。それとも架空な語に過ぎないのか。」いやそうではない。不信心な者は、かれらの策謀したものが立派に見えて、道から閉め出されたのである。アッラーに迷うに任せられた者には、誰も導き手はいない。

34. かれらに対しては、現世の生活でも罰が科せられる。だが来世の懲罰は更に厳しい。かれらはアッラー（の御怒り）に対し、守護者もないのである。

伴 康哉 訳

↓ 30.すでに多くの民族が減び去ったが、このようにしてわれらは、そのあとの民族に汝を遣わした。汝に啓示したものを彼らに読み聞かせてやるためである。しかし彼らは、慈悲深いお方を信じなかった。言ってやれ、「神こそわが主。神の他にいかなる神もない。私は神にたより、神のみもとに帰る」

31.たとえ山を移動させ、大地を寸断し、死者をして語らしめるほどのクルアーンがあったとしても。いやいや、一切のことは神に属する。信仰ある者なら知らないと言えようか、もし神が欲したもうならば、すべての人間を導くこともおできになることを。信仰なき者はその所業のために、神のお約束が実現されるまで、たえず禍に襲われ、さもなくば、彼らの家の近くに禍が停滞する。神はけっしてお約束を違えたもうことはない。 32.汝より以前にも、すでに使徒たちが嘲笑された。わしは信仰にそむいた者どもに長らく

猶予を与えていたが、やがて彼らを捕えてやった。わしの処罰がどのようなものであったか。 33. それぞれの人間についてその稼ぐものを見張りたもうお方はどなたなのか。それなのに、人々は神にたいして多くの邪神を併置した。言ってやれ、「神々の名を挙げてみよ。それとも、おまえたちは地上でお知りにならないことをも神にお教えしようというのかあるいは、架空の言葉にすぎないのか」。いや、信仰なき者どもには自分たちのまやかしが美しく見え、正しい道からそらされているのである。神が迷わしたもう者には、いかなる道案内もない。 34. 彼らには現世でも懲罰はあるが、来世での懲罰はもっと苦しい。そうなったら、神から守ってくれる者はだれもないのだ。}

井筒俊彦訳

《30. かくて我ら〔アッラー〕は、既に多くの民族が（無信仰の故に空しく滅び）去った前例を持つ民族〔アラビア人を指す〕中に、汝〔マホメット〕を遣わし、我らの啓示するまを彼らに誦み聞かせようとしたが彼らは慈悲慈愛の神に罰当たりな態度を取った。言ってやるがよい、「これこそ我が主、そのほかに神はない。わしは〔アッラーに〕すべてをお委せした者、これこそわしの最後の抛りどころ」と。

31. ああ、山は動き、大地は裂け、死者も語るようになるほどのクルアーンがありとても……。 いや、いや、すべてはアッラーのおとりはからいのまま。もしアッラーさえその気になり給えば、全人類をそっくり正道〔イスラームの信仰を指す〕に導くこともおできになるのだ。―― 信仰あるほどの人なら誰でも知っているはずではないか。

32. だが信仰に背いた罰当たりどものところには、その（悪い）所業のゆえに、禍がどこまでもつき纏うか、さもなくば〔直接不幸がその家に襲いかかって来ないまでも〕彼らの住家の近くに泊りこんで、アッラーの御約束〔悪人には必ず罰を喰わすという約束〕の実現されるのを待機する。アッラーは、一度約束し給うたことは必ず守り給う。

33. 汝〔マホメット〕の以前にも、多くの使徒が嘲笑された。わし〔アッラー自称〕はそのような罰当たりどもに暫らく猶予を与えておいて、やがてばつととらえてやった。わしの下す罰のいかに恐ろしいものであったことか。

34. 人間一人一人についてその稼ぎ高〔どれだけ善いことをし、どれだけ悪いことをしたか、その総額〕を監視していらっしゃるほどのお方が……〔普通の偶像神などと同一視出来ようか、の意〕。それなのに、人々は、アッラーに沢山同類を作った。言ってやるがよい、「一々〔その神々の〕名を挙げて見よ。それともお前たち、この地上で〔アッラーの〕御存知ないことをお教えして見せる〔アッラーの知らないことを、偶像神から聞いて、それをアッラーに教える〕とでもいうのか。それとも、結局ただ上わべだけの言葉にすぎないものか〔お前たちの唱える神々とはなんの能力もない言葉だけなのか〕」と。要するに、あの罰当たりども、自分のでっちあげたものを何か立派なものであるかのように錯覚し、正しい〔信仰の〕道から閉め出されているだけのこと。アッラーが邪道に引き入れ給うた者には、もう手引きしてくれる者もない。

35. そういう人々は、現世でも罰を受ける。が、来世で受ける罰はもっと酷い。その上、〔そうなったら〕もうアッラー〔の怒り〕から護ってくれる者など一人もありはせぬ。

言葉の説明

三者の訳

JMA 訳：「そこでわれは、以前に多くの民衆が減び去った民の中に、あなたを遣わした。」

伴訳：「すでに多くの民族が減び去ったが、このようにしてわれらは、そのあとの民族に汝を遣わした。」

井筒訳：「かくて我ら〔アッラー〕は、既に多くの民族が〔無信仰の故に空しく減び〕去った前例を持つ民族〔アラビア人を指す〕の中に、汝〔使徒ムハンマド〕を遣わし、……」

言葉の説明（続き）

本項は、使徒ムハンマド (S) がアッラーからのメッセージの担い手であり使徒、聖典クルアーンの偉大性や、アッラーの権能は包括的であることを説明している。**慈悲深き御方を未だ信じないでいるかれらに、読誦させるためである**：当時のマッカの信仰者でない人々は、『何故、彼（ムハンマド）の主に身を屈め跪拝（スジュード：礼拝中に行う形。跪拝のこと、正座位で跪いて、両脇を固め、両手を前に床に置き、両手の間に額と鼻先を床に触れる形をスジュードと称する。）するよう命じられたのか?』更に、『慈悲深いお方って何者?』と彼らの間で言い合っていた。これは即ち、彼らは慈悲深き御方の権能について無知であり、さらに彼等自身の財産は自分で獲得したもので、誰の世話にもならず、獲得したと尊大・不遜になっていた。

＜（多くの）使徒は、あなた以前に確かに嘲笑された。＞

啓示理由

第31節の啓示理由

「31. 仮令一部のクルアーンがあつて、それにより山々が移動され、大地が裂かれ、または死者に語らせることが出来ても、凡ての命令はアッラーに属するのである。アッラーの御心があれば、人類を一斉に導かれることを、信仰する者たちは未だに納得していないのか。だが不信者たちはかれらの（悪い）行いのために、アッラーの約束が実現するまで災厄がかれらの住まいとその付近に絶えることなく付きまとう。本当にアッラーは決して約束を違えられない。」

アッタバリーや外の学者も、イブン・アッバースの話とし：人々は使徒に「もし、使徒様が言われるとおりとすれば、我々の先祖に逢わせていただき、我々は彼らに、マッカの周囲の山々を削り取ってしまいたい」と話した際に、本節が下されたとしている。

別経由でやはり、イブン・アッバースの話では：人々は「クルアーンによって山々が移動させられ、またクルアーンによって大地に裂け目が出来たなら、我々の御先祖を甦（よみがえ）らせて…」。

アティヤ・アル・アウフィは、人々は預言者に向かって話しかけていた。「もし、

クルアーンが我々の為にマッカ周辺の山々を動かさせたなら、その台地は広大になり、我々は耕作出来るね。またクルアーンが大地に割れ目を作るなら、かつて、使徒スレイマーンが大風をして自分の部族を移動せしめ、飢饉から救出せしめたと言われているように我々は…、或は、死者を甦らせることが、かつての預言者イエスがなさったように…、」と話しているところに、本節（13章31節）が啓示された。

別なハディース、シャアビーによれば、預言者がマッカのクライシュ族の人々に「もし、あなたが言うように、あなたが預言者なら、このマッカ周辺の木々が茂る山二つを遠ざけてください。この山と山との間の距離は4日から5日間必要で、このことはマッカの人々を常に悩ましてました。我々は、山が動いてくれたなら、耕作地や放牧地が大きくなり、全員が幸せになる筈です。更に、どうか我々の先祖も甦らせてください。そうすれば、彼ら全ての人々に、あなたは預言者で皆さんを甦らせてくれたのです、と大きな声で自慢出来ます。更に、あなたが一夜にしてエルサレム迄飛んだと言われるなら、我々を、シリアやイエメン、或は、ヒーラへ運んでくださいな」と言われた際、この31節が下された。

解釈と説明

過去の民族へ使徒たちを送ったと同様、ムハンマドよ、われはあなたをこの民族へ、アッラーの啓示を伝えるために送った。それはあなたに啓示能力を与えて行った。あなた以前の使徒たちは嘘つき呼ばわりされた。あなたは彼らとの関係で非常に厳しい困難に直面するであろう。以前の使徒たちは厳しい境遇にあって努力した。あなたはこれらの人々へ注意喚起をするようにと。

クルアーンの蜜蜂章16章「63. 誓って言うが、われはあなた以前にも、諸民族に（使徒たちを）遣わした。」…、家畜章6章「34. あなた以前にも、使徒たちは虚言の徒と呼ばれた。それでわれの救助を得るまで、かれらは拒否と迫害を耐え忍んだ。誰にもアッラーの御言葉を変えることは出来ない。使徒たちに関する一部の消息は、既にあなたに伝えられたのである。」と述べてお

られる。

まとめ

われ（アッラー）は、以前、あなたと同様に各民族へ使徒たちを遣わした。彼らは、人々から嘘つき呼ばわりされた。われ（アッラー）は今回、あなたに天啓の書を人々へ読み聞かせるため、送り出す。かつての使徒たちは如何に務めたか、拒否する人々の行く末、現世と来世が如何であったか、我は彼ら使徒たちを助け、拒否した人々の行き先がどのようなになったか知りなさい。

「慈悲深き御方を未だ信じないでいるかれらに、読誦させるためである。」：

この民族にあなたを遣わした。彼らは、あらゆることに関わるアッラーの慈悲、即ち慈悲深きお方について彼らは信仰していない。アッラーを認識していない、更にその財貨、良き物に関し、感謝もしていない。彼らは、アッラーには仲間がいると言っている。

言ってやるがいい。「彼は私の主であられ、かれの外には神はいないのである。」：即ち、彼らに言いなさい。あなた方が信じない慈悲深き御方は、私は彼を認め、信じます。彼にとってのその位置は、主たることと神性である。彼はあらゆる人々の守護者、指揮者、創造者、そして彼は私の主であり彼以外に私の主はいません。また彼以外に崇拜される方もいません。

(40:55)「55. あなたは過誤の赦しを請い願い」

「人間は、アッラーの完璧さに比べ、常に多く欠けたものがある（16:61）それで常にアッラーの赦しを祈らなければならない」。「(16:61) 不義を行つたために、アッラーが人間を罰されるならば、地上に生存者は残されなかったであろう。だがかれは定められた時まで、彼らを猶予される。それで彼らの時期が到来する時は、一刻も（これに）遅らせたり早めたりは出来ない。」

(13:31)「31. 仮令一部のクルアーンがあつて」

(59:21)「21. もしもわれがこのクルアーンを山に下したならば、それはきっと遜（へりくだ）って、アッラーを恐れて粉々に碎けるのを見るであろう。」

- (46:27)「27. 本当にわれはあなたがたの周囲の数々の町村を滅ぼし、わが印を示した。(それで) かれらが(われに) 帰る(ように)」。
- (13:31)「31. アッラーの約束が実現するまで」
- (14:47)「47. だからアッラーが、かれの使徒たちとの約束を破られたと考えてはならない本当にアッラーは偉力ならびなき報復の主である、」
- (22:48)「48. われは、如何に多くの悪を行う都市を猶予し、それからこれらを処罰したことであろうか。帰り所はわれの許(もと)にあるのである。」
- (10:61)「61. あなたが何事に従事していても、またクルアーンのどの部分を読誦していても、またあなたがたがどんな行いをしていようと、あなたがたがそれにうちこんでいる限り、われは必ずあなたがたのための立証者である。」
- (6:59)「59. かれがそれを知らずに落ちることはなく、」
- (11:6)「6. 地上の凡ての生きもので、その御恵みをアッラーからいただいていない者はない。かれはそれらの居住地と寄留所を知っておられる。凡てははっきりと書物に(記されて) ある。」
- (53:23)「23. それらは、あなたがたや祖先たちが名付けた(只の)名前に過ぎない。アッラーは(どんな)権威をも、それらに下されなかった。かれら(不信心者)は、空しい臆測や私欲に従っているに過ぎない。既に主からの導きが、彼らに來ているのに。」
- (41:25)「25. われは、かれらに(は立派に見える)仲間(の悪魔)を宛がって置いた。」

規範と規則

1. アッラーは、使徒ムハンマドを遣わす以前、多数の使徒を送った。それら多くの使徒たちの努力で、一部が信仰者となったが、多くは不信心者であった。中にはアッラーの慈悲深さを拒否する者もいた。
2. アッラーは多くの民族へ使徒達を遣わし、啓典を授け読誦せしめた。次いで使徒ムハンマドを遣わし啓典クルアーンを読誦せしめた。

5. 天国の様態、啓典の民の立ち位置、預言者の預言者性、それらに対する多神教徒達の蒙昧性 (35 ～ 39 節)

35. 主を畏れる者に約束される樂園に就いて言えば、川が下を流れ、常に果実が実り、日陰に覆れている。これが、かれら主を畏れる者の結末である。だが不信者の結末は火獄である。

36. わが啓典を与えられた者たちは、あなたに啓示されたものを喜ぶ。だが氏族の中には、その一部分を拒否する者がある。言ってやるがいい。「わたしはアッラーに仕え、何ものもかれに比肩してはならないと命じられた。わたしはかれにだけ祈りを捧げ、またかれの御許に帰るのである。」

37. このようにわれは、アラビア語で判断（の規範）を下した。知識があなたがたに下った後、かれらの（虚しい）欲求に従うならば、あなたはアッラー（の怒り）に対して、援助者もなく守護者もないであろう。

38. われはあなた以前にも使徒たちを遣わし、妻と子孫をかれらに授けた。だがアッラーの御許しがない限り、何の使徒も印を現わすことはなかった。各時代に、一つの啓典が（下されるので）ある。

39. アッラーは、御好みのものを取り消し、または確認なされる。啓典の母体はかれの御許にある。

伴 康哉 訳

↓ 35. 敬虔な者に約束された樂園の模様といえ、その下を河川が流れ、木の実は日陰も不断にある。これこそ敬虔な者の報酬である。不信者の報いは業火である。 36. われらが啓典を授けた人々は汝に下されたものを喜んでゐる。しかし諸部族の中には、その一部を拒否する者もいる。言ってやれ、「私はただ、神を崇めて邪神を併置してはならぬ、と命令されただけである。私は神に祈り、私の帰る所は神のみもと」 37. こうしてわれは、それをアラビア語の規範として下してやった。もし、知識が与えられながら彼らの要求についていくなれば、汝を神から防いでくれる者も守ってくれる者もないであ

ろう。 38.われは汝より以前にも使徒たちを遣わし、妻女や子孫を与えた。しかし、どの使徒も神のお許しが無いかぎり、みしるしをもたらしことはできなかった。すなわち、時代ごとにそれぞれ啓典があり、 39.神はみ心のままにそれを抹消し、または確定したもう。そして啓典の母はみもとにある。†

言葉の説明

わが啓典を与えられた者たちは、あなたに啓示されたものを喜ぶ。：啓典の民（ユダヤ教徒・キリスト教徒）からイスラームに改宗者、例：アブドラー・ビン・サラームと彼の友人たちがユダヤ教からの改宗者。キリスト教からの改宗者は男性だけでも80名に上る。かれらは、ナジラーン地方出身者40名、イエメンから8名、エチオピア出身者は32名。彼ら（改宗者たち）は自分たちの律法（トーラ）、誠命（タルムード）、キリスト教徒たちは聖書に近いとして。

氏族：アハザーブ単数形はヒズブ。社会のグループ単位、戦争、党派。

啓典の母体は彼のみもとにある：〔ウンム・ル・キターブ〕 天上に保管されている啓典の原本で、これをもとにいろいろな民族にそれぞれの啓示が下される。『クルアーン』はこの「啓典の母体」にもとづいて、先だった啓典を訂正したもので、従って、最も正しいものである。使徒ムハンマドはヒジュラ（マッカからマディーナへ遷都したこと）後まもなく、ユダヤ教徒との論争の過程で、「律法（トーラ）」と「誠命（タルムード）」を記したラウフ（石板）のことであり、クルアーンの原本としてのウンム・ル・キターブ（Umm al=kitaab）// ロウフ・ル・マハフーズ（louhu al=mahfuth）という。

Wahabah 氏の「啓典の母体」説明は、簡単に、「書籍の原本（asl al-kutbu）」、それはロウフ・ル・マハフーズ（louhu al=mahfuth）、それは一切変更されることが無い、何時書かれたのか初めが無く終りもない、永遠の神の書として書かれており、あらゆる神性権能を持つ神（アッラー）のみがその書を時々の人類・民族の知性に合わせて下す、としている。

啓示理由

本項 38 節の啓示理由

1. アル＝カルビーが話すところによれば、《ユダヤ教徒たちは、(マッカからマディーナに移住してきた)使徒を非難し、互いに不平を漏らし合っていた。「この男は何だ!彼は、預言者と言っているが、女のことと結婚のことしか頭にないようだ。彼自身が言っているように、彼が預言者なら、女性に関わる件でも結構、預言者として働かせるべきだ」
このような時、38 節「われはあなた以前にも使徒たちを遣わし、妻と子孫をかれらに授けた。だがアッラーの御許しがない限り、何の使徒も印を現わすことはなかった。各時代に、一つの啓典が(下されるので)ある。」が下された。》
2. イブン・アブー・ハーティムはムジャーヒドの話として、
《38 節後半部「アッラーの御許(おゆる)しがない限り、何(ど)の使徒も印(しるし)を現わすことはなかった。」が啓示された時、クライシュ族の人が「やームハンマドよ!何かお判りになりましたか?本当にあなたは、何も無く、お暇ですね」と話しかけた、すると次の第 39 節「アッラーは、御好みのものを取り消し、または確認なされる。」が下された。》

啓示の背景

アッラーが不信心者達の現世と来世に於ける懲罰について記したのち、不信心者たちの追従者たちへ準備されている確実な報い、についても記されている。それらは信仰者達に用意されている素晴らしく香しい天国ではなく、不信心な輩へのその情景が記述されている。それらは聖典クルアーンの中、識別章(第 25 章) 11 節から 16 節に<11.にも拘わらず、かれらは(審判の)時を虚偽であるとする。われは、その時を虚偽であるとする者に対し、燃え盛る火を用意している。 12.遙かに離れた所から見る時、かれらはその怒声と咆哮を聞くであろう。 13.かれらが縛られて火獄の狭い所に投げ込まれる時、(いっそ)そこで、滅びてしまうことを歎願するであろう。 14.(その時、言われよう。)[今

日、一度に滅亡を歎願してもだめである。あなたがたは度々繰り返す滅亡でも歎願するがいい。」 15. 言ってやるがいい。「この（火獄）が良いか、それとも主を畏れる者に約束される永遠の楽園か。これが、かれらへの報奨であり行き着くところである。 16. そこには、その望む凡てのものがある。永遠の住みかなのである。これはあなたがたが念願する、主からの約束である。」 >

次いで、アッラーは啓典の民2グループ（ユダヤ教徒とキリスト教徒）の人々が自分たちの主からの書物や規範と合致するクルアーンを得て、喜ぶさまを記している。一方、かれらとは全く違う別グループは、それらを完全否定・拒否している者もいる。

解釈と説明

天国の情景は次の節にもある：

ムハンマド章（第47章）「15. 主を畏れる者に約束されている楽園を描いてみよう。そこには腐ることのない水を湛える川、味の変わることのない乳の川、飲む者に快い（美（うま））酒の川、純良な蜜の川がある。またそこでは、全ての種類の果実と、主からの御赦しを賜る。（このような者たちと）業火の中に住み、煮えたぎる湯を飲まされて、腸が寸断する者と同じであろうか。」

規範と規則

1. 天国は、アッラーが主を畏れる者の為に準備した。イムラーン家章(第3章)「133. 節 天と地程の広い楽園に（入るために）。それは主を畏れる者のために、準備されている」とある。
2. 天国の果実は永遠に無くならない。その木陰も永遠に無くならない。
3. 一方、偽善者（嘘つき）や不信仰者のために、アッラーが準備したものは火獄。

雌牛章（第2章）「24. 人間と石を燃料とする地獄の業火を恐れなさい。それは不信心者のために用意されている。」

4. 一部のユダヤ教徒やキリスト教徒たち、例えば、イブン・サラマ、サル

マーン・アル＝ファーリシー、またエチオピアからのキリスト教徒たちは、クルアーンに感激し、自分たちの書物とし、クルアーンを自分たちの神の書として忠誠を誓った。更に慈悲深き御方の名を唱念するようになった。

5. イスラーム初期のころ慈悲深き御方（アッラフマーン）を唱念する人は多くなかったという。マディーナ遷都後、アブドッラー・ビン・サラーマや彼の友人仲間がユダヤ教徒からムスリムに改宗し、イスラームでのアッラフマーンの唱念回数がユダヤ教トーラが教える唱念回数に比して極端に少ないことに、イブン・サラーマが使徒ムハンマドに尋ねた。そこで、夜の旅章（第17章）「110. 言ってやるがいい。『アッラーに祈れ。慈悲深い御方に祈りなさい。どの御名でかれに祈ろうとも、最も美しい御名は、凡て彼に属する。』」が啓示されたと伝えられる。

すると、マッカの不信仰者達は、「なんだムハンマドは、ただ一つの神に祈れと言いながら、今日日、二つの神に祈るようになったではないか、「アッラー」と「慈悲深い御方」の二つだ！我々は、アッラフマーンなんて知らない、ヤマーマのラフマーンなら知っているが。彼らは、当時話題になっていた“嘘つきムサイリマに引掛けて”、使徒を嘲笑した。

6. そこで「13：36. 我が啓典を与えられた者たちは、あなたに啓示されたものを喜ぶ。」が下された。
7. 「だが、氏族の中には・・・」氏族はマッカの多神教信徒。さらに、不信心者達の中には、ユダヤ教徒やキリスト教徒やマギ教徒（拝火教徒）の者たちも信心を拒否する者たちが居た。更にはアラブ族の中には使徒に対し、グループで排斥する者たち、使徒を拒否するムタハジブ（アラブ族の中で使徒ムハンマド（S）を排斥する一派）、一部のアラブ氏族の一派には過去の預言者は認めるが、クライシュ族出身の使徒ムハンマドは、絶対認めないというグループもいた。
8. 使徒ムハンマドの宣教は、唯一神であるアッラーへの従順忠誠、復活があり、現世の清算がアッラーの手によって行われ、続いて、精算の結果、来世の報奨と果報がアッラーを畏れる者にあり、火獄と業火の報いが不信仰

者や多神教徒にある。

9. アッラーは過去いろいろな使徒や預言者を通じてそれぞれの民族に神の書を下している。そしてアラブ民族には、彼らの言語アラビア語を使って使徒ムハンマド（S）を遣わし、クルアーンを下された。
10. 預言者達は、常に普通の人間である。アッラーが定めた人の道を他の人と同様に歩む。従って、現世の社会で普通の人間として、結婚し、子供を授かり、もする。ただ普通の人と違うことは唯一神の啓示に感應する特別に選ばれたことだけである。
11. 「われはあなた以前にも使徒たちを遣わし、妻と子孫を彼らに授けた。」
12. この節に述べられている如く、使徒や預言者達の結婚は、大いに薦められることである。独身で一生を過ごすというようなことは望ましくない。かつての使徒や預言者達は必ず結婚し、子供を授かりしている。これは、使徒達から伝わっているスンナである。使徒ムハンマドも結婚し子供を授かっている。
13. 使徒は自身がかつてに奇跡を起こすものではない。奇跡はアッラーの御意志による。

6. 使徒の本務はシャリーアの伝達、アッラーは彼の証明者、清算者、アッラーは信仰する僕（しもべ）と不徳な不信仰者の落着き先（永遠の住処）の選別者（40～43節）

40. われがかれらに約束したことの一部を、あなたに示しても、または（その完成前に）あなたの魂をわれに召しても、あなたの任務は（啓示を）伝えることであり、清算はわれの行うことである。
41. かれらは、われがこの地に来て、端々からそれを切り崩しているのを見ないのか。アッラーの御裁き（ある時）、それを妨げるものはない。かれは清算に迅速であられる。
42. かれら以前の者も（使徒に対して）策謀した。だが凡ての策謀はアッラー

に属する。かれは各人の行ったことを知っておられる。不信者は、終末の住いが誰のものであるかを間もなく知るであろう。

43. 信仰しない者は、「あなたは使徒ではない。」と言う。言ってやるがいい。「わたしとあなたがたとの間の立証者として、アッラーと啓典の知識を持つ者がいれば十分である。」

伴 康哉 訳

| 40. たとえわれらがあの者どもに約束するものを少しでも汝に見せるとしても、あるいはわれらが汝を召し寄せるとしても、汝のなすべきことはただ伝達だけであり、計算はわれらのなすことである。 41. われらがこの地に襲来して、端々から削りとっているさまが、彼らには見えないのか。神が判決を下したもうとき、その判決をひきもどす者はいない。神は計算の早いお方である。 42. 彼等より以前の人々も陰謀を企んだものだ。しかし、企みはすべて神に属する。神はそれぞれの人間の稼ぐものをよくご存じである。信仰なき者どもも、最終の住まいがだれのものになるか、いずれはわかるであろう。 43. 信仰なき者どもは言う、「おまえは使徒なんかではない」。言うてやれ、「私とおまえたちとのあいだの証人は、神と、そして啓典の知識をもっている人だけで十分である」

言葉の説明

われがかれらに：われ（アッラー）がかれら（マッカの住人たち）に、

約束したこと：懲罰が下ること

あなたに：使徒ムハンマドへ、

清算はわれの行うことである。：不信仰者たちへの処罰・懲罰の実行はアッラーの権能である。

かれらは：マッカの住人達

端々からそれを切り崩している：ムスリム軍がマッカ周辺地域を切り崩していること。同時に、ムスリムたちが増え続けていること。

説明と解説

アッラーは使徒ムハンマドに対し、人々の回心、信仰受託まで、使徒に求めている。それらについての褒賞、果報、また不信心者への清算、懲罰、報いは凡てアッラーの手による。即ち、クルアーンに次の様に記されている。

圧倒的事態章（第88章）「21. だからあなたは訓戒しなさい。本当にあなたは一人の訓戒者に外ならない。 22. かれらのための、支配者ではない。 23. だか誰でも、背き去って信仰を拒否するならば、 24. アッラーは最大の懲罰でかれらを罰される。 25. 本当にわれの許に、彼らは帰り来るのである。 26. かれらの清算は、本当にわれの任である。」

規範と規則

本項の節は次のようなことがらを教えている

1. 使徒の本務は民族へアッラーのメッセージを伝えることだけである。従って、人々を正道に導き、正常な状態に回心せしめることまで求められていない。
2. アッラーただ一人が何事をも実行する権能をもつ。
3. アッラーただ一人が僕（しもべ）の育成と成果を見て清算する権限を持つ。
4. アッラーただ一人がイスラームの地を拡大し、不信仰者たちの世界を縮小する権限をもつものである。
5. アッラーはその僕達の行いを常に観察し不信心者達からの攻めに対応し、信仰者たちの善行を褒賞し、不信心者達への清算を実行される方です。
6. アッラーの僕（しもべ）達への報奨、不信心者達への清算は素早く実行される。
7. アッラーは人が行う善行や、悪行のいかなる細事も見逃さずそれぞれの果報と報いを準備する。

2015 年 9 月 25 日発行 第 12 号

発行所 拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14
電話 03 (3947) 9414 (代)

編集委員 柏原良英

発行者 福田勝幸

印刷所 共信印刷(株)